

- **地方交付税総額**については、**財源不足に関する国・地方の折半ルール**（注）と、**一般財源総額実質同水準ルール**に基づいて算定が行われている。

（注）地方財政計画における歳出と歳入のギャップに対して、地方交付税の法定率分（所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の100%）等を充当しても不足する財源について、国（一般会計からの特例加算）と地方（臨時財政対策債の発行）の折半で負担するルール。

- **令和7年度**においては、**臨時財政対策債の発行額が、平成13年度の制度創設以来初めてゼロ**（対前年度比▲0.5兆円）となった。また、**交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金についても、償還計画額（令和7年度：0.6兆円）を上回る2.6兆円を償還**し、地方財政の健全化を推進。

◆ 令和7年度地方財政計画

（単位：兆円）

【歳出：97.1】

【歳入：97.1】

給与関係経費：21.0	地方交付税：19.0
	地方特例交付金等：0.2
一般行政経費：45.6	地方税・地方譲与税：48.4
うち、補助分：26.6 うち、単独分：15.9 うち、新しい地方経済・生活環境創生事業費：1.2 うち、地域社会再生事業費：0.4	
投資的経費：12.1	
公債費：10.7	
水準超経費：3.8	国庫支出金：17.2
その他：3.8	地方債：6.0
	その他：6.4

一般財源

(67.5)
除く水準超経費
(63.8兆円)

「経済財政運営と改革の基本方針2024」 （令和6年6月21日閣議決定）

- ・第3章 2. 中期的な経済財政の枠組み
予算編成においては、**2025年度から2027年度までの3年間について**、上記の基本的な考え方の下、**これまでの歳出改革努力を継続**する。その具体的な内容については、日本経済が新しいステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討する
- ・第3章 3.(5)地方行財政基盤の強化
交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる**一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保**して、（略）

（注1）歳出の「その他」は、「維持補修費」及び「公営企業繰出金」。

（注2）臨時財政対策債の発行額は0円。

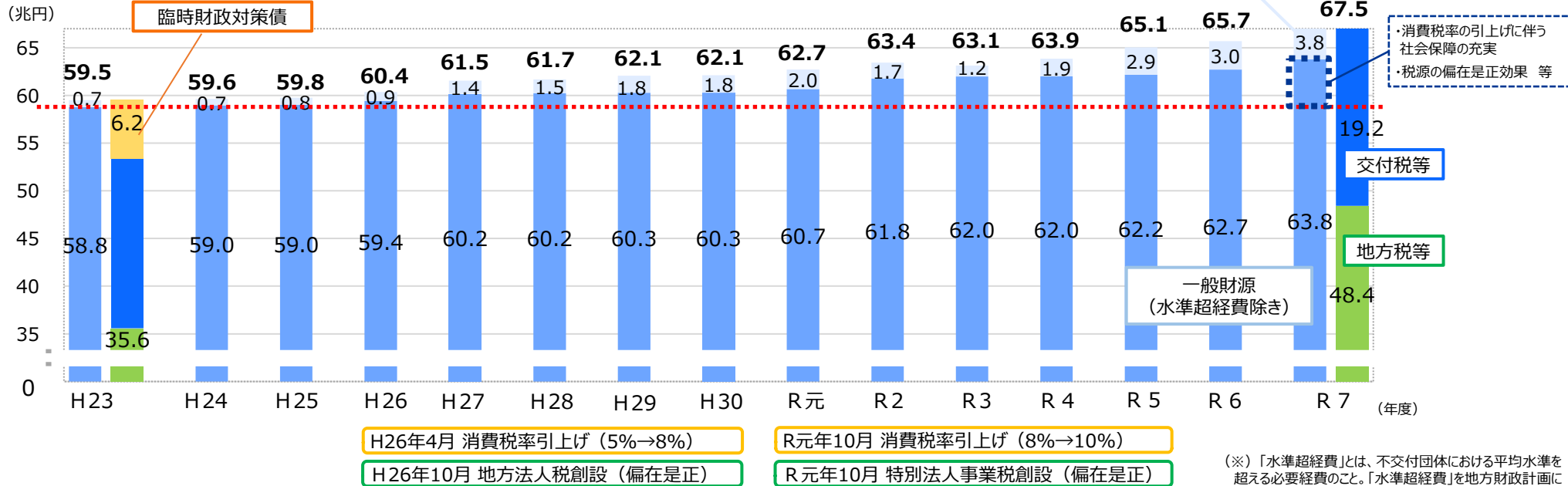
（注3）歳入の「その他」は、主に「使用料・手数料」及び「雑収入」。

地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移

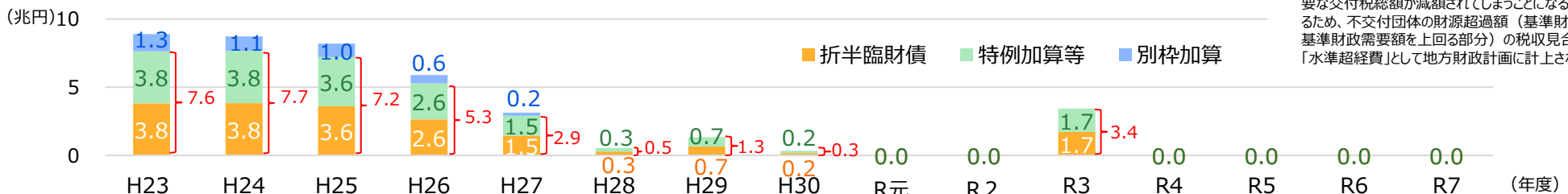
資料Ⅱ－２－２

- 「**一般財源総額実質同水準ルール**」は、平成23年度以降、地方財政の健全化のための規律として堅持されてきたものであり、**骨太2024において示された「経済・財政新生計画」においては、同ルールを令和9年度まで継続**する旨が規定。
- 同ルールに基づく毎年度の予算編成の結果、**地方の一般財源総額は**、消費税の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、**実質的に同水準で維持**されている。
- 同ルールを堅持して地方財政が規律されている状況下において、国税法定率分と地方税収等の増収により**折半対象財源不足は減少傾向にあり、近年は折半対象経費がほぼ存在しない状態が継続**。

◆ 地方一般財源総額の推移



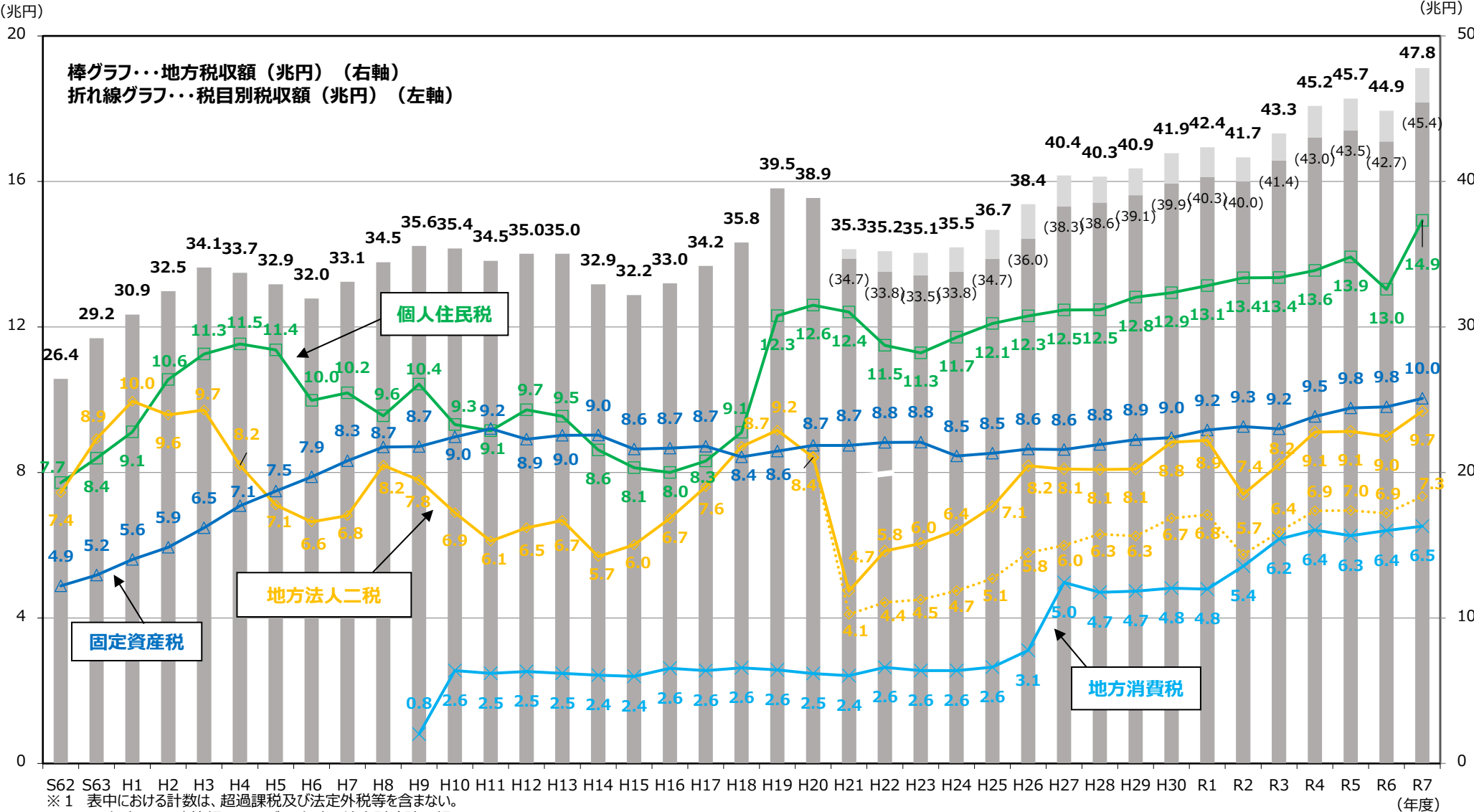
◆ 折半対象財源不足額等の推移 (地方財政計画ベース)



地方税収の推移

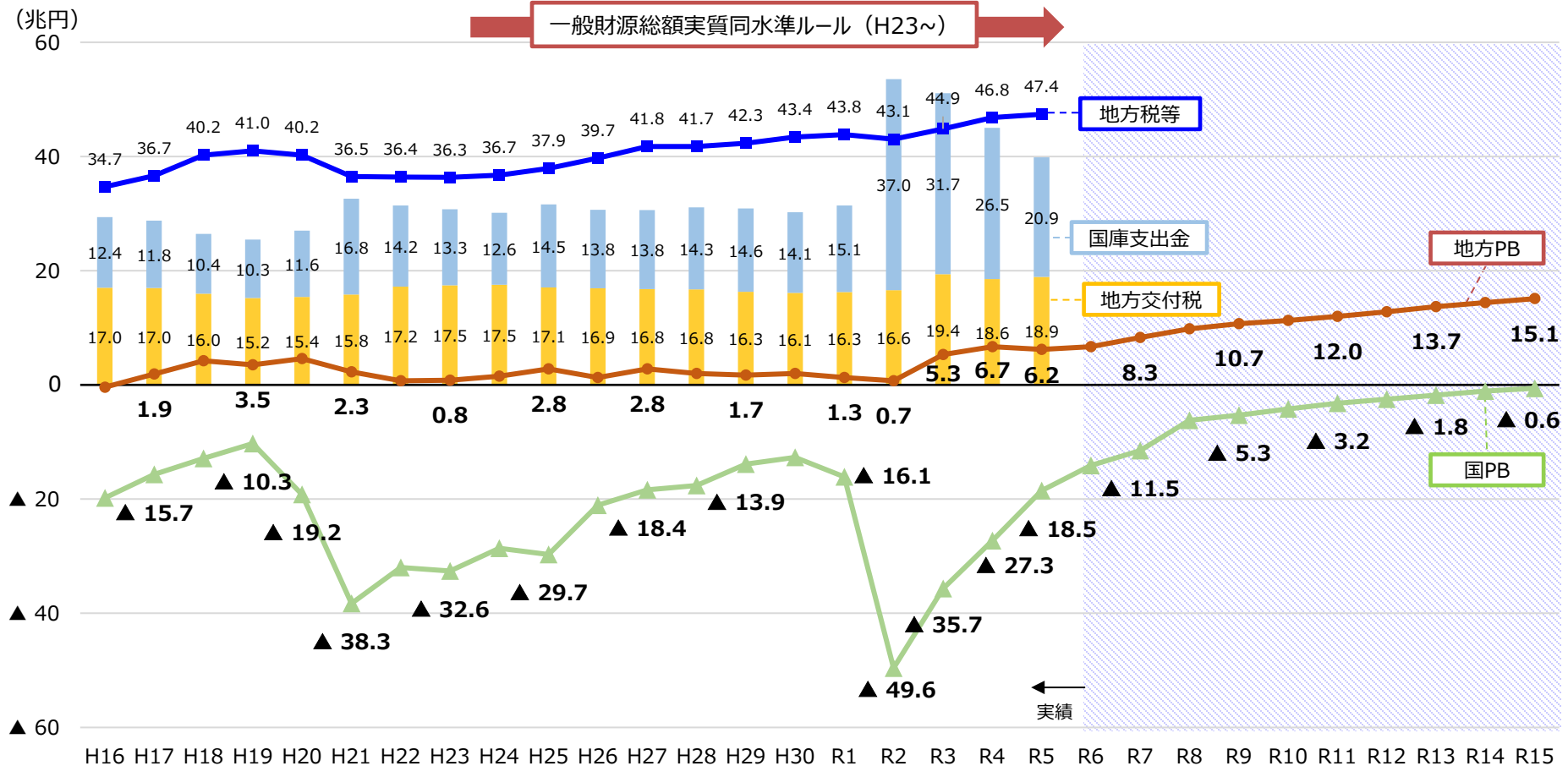
資料Ⅱ－２－３

- **地方税収の推移**を見ると、成長型経済に移行する中で、**近年では増加傾向**にあり、**足元では過去最高の47.8兆円**となっている。
- 税目別に見ても、**個人住民税・地方法人二税・固定資産税・地方消費税**のいずれも**増加傾向で推移**している。



※ 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 ※ 2 R5年度までは決算額、R6及びR7年度は地方財政計画額。
 ※ 3 H21年度以降の地方税収額の括弧書き及び地方法人二税の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税（R1年度までは地方法人特別譲与税）を含まない。

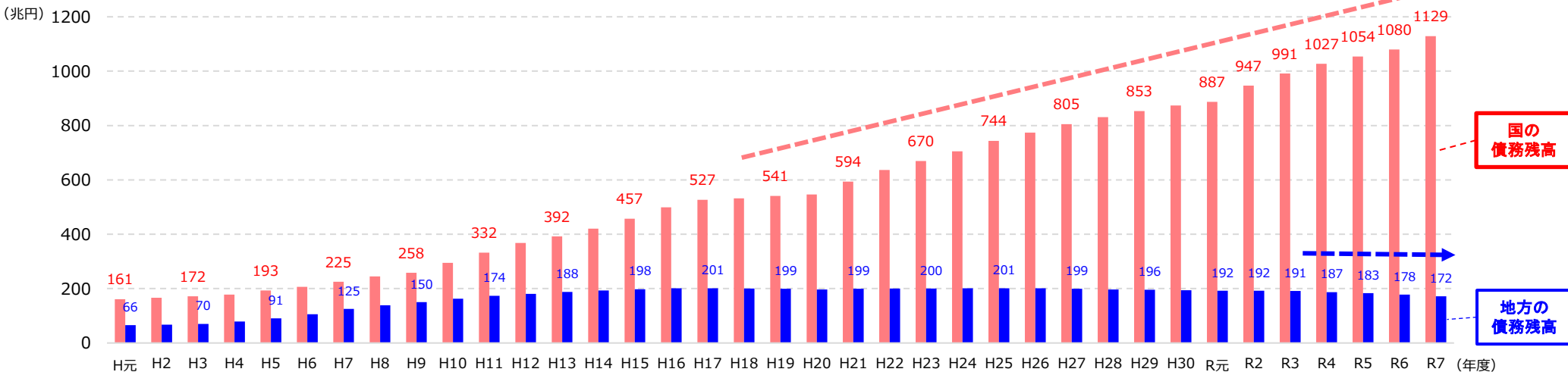
- 国の財政状況が悪化する中においても、リーマンショック後や東日本大震災時を含め、国から地方へ手厚い財政移転を実施してきた。このため、PB目標設定以降、国PBは十分に改善が進まない一方で、地方PBはほぼ一貫して黒字を維持。
- 新型コロナ対応においても、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金により、国から地方へ多額の財政移転を実施。このため、地方PBは黒字を確保してきた一方、国PBは大幅に悪化。
- PB黒字化目標は国・地方合わせた目標であるが、仮に中長期試算の成長移行ケースのとおりに国・地方合わせたPBが黒字化したとしても、国はPB赤字が続く見通し。



（出所）国と地方のPBは「中長期の経済財政に関する試算」（令和7年8月7日）の成長移行ケースより。地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」「普通会計決算の概要」より。
 （注）地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等には地方譲与税を含む（超過課税、法定外税等を含む）。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を含まない。
 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は含まない。

- 普通国債残高は累増の一途を辿っている一方、**地方の債務残高は過去20年間はほぼ横ばい**となっており、**近年は減少傾向**。
- **地方の基金残高**については、**過去20年間で約 2 倍に増加**。

◆ 国・地方の債務残高の推移

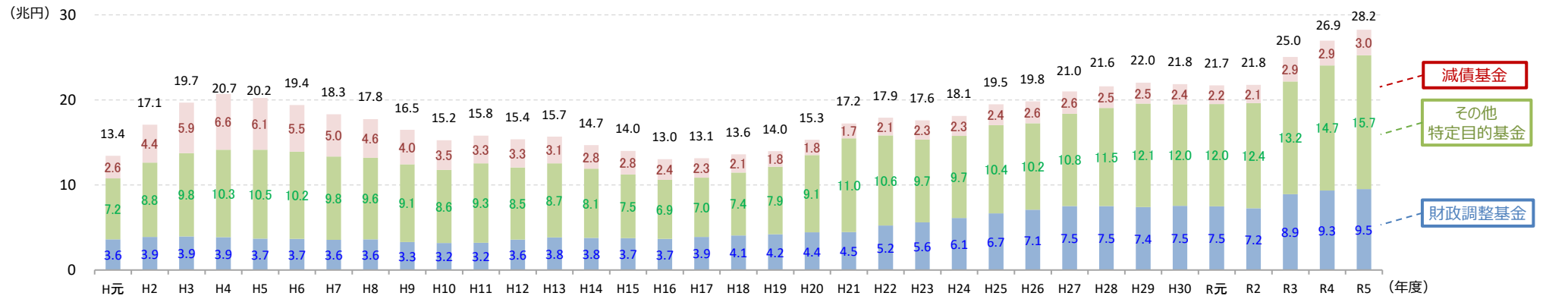


(出所) 「日本の財政関係資料」、「地方財政計画」、「地方財政の状況」、「最近20年間の各年度末の国債残高の推移」等

(注1) 普通国債残高は、令和6年度末までは実績、令和7年度末は予算に基づく見込みであり、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度に発行した歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債、GX経済移行債及び子ども・子育て支援特例公債を含む。

(注2) 地方の債務残高は、令和5年度までは決算ベース、令和6年度、7年度は地方財政計画等に基づく見込み。

◆ 地方の基金残高の推移

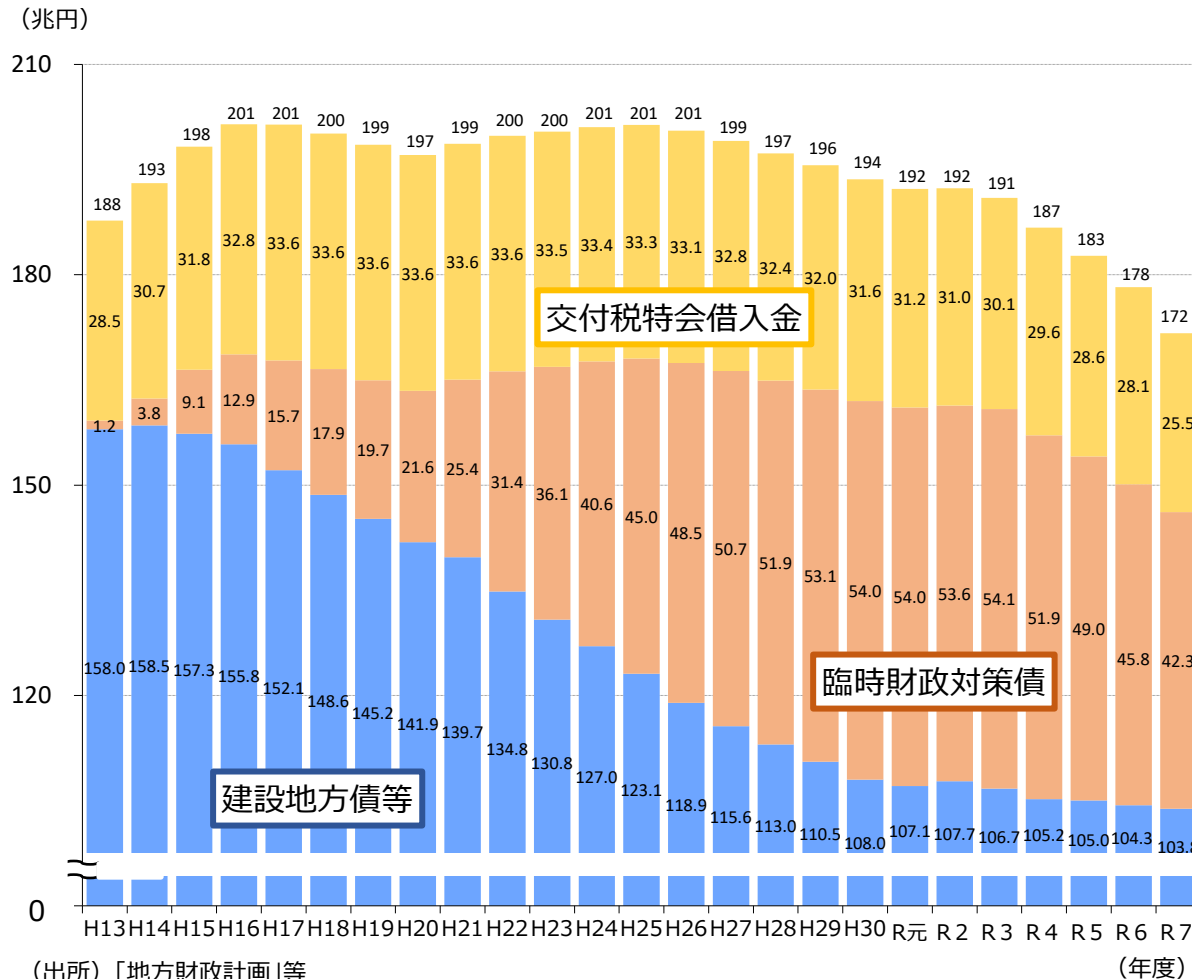


(出所) 「地方財政状況調査」 (注) 基金残高は都道府県分と市町村分の合計。また、通常収支分であり東日本大震災分を含まない。

地方の債務残高の推移

- **建設地方債等の残高**は、平成14年度に**ピークの159兆円を記録後、足元では104兆円まで減少**。（ピーク比▲54.7兆円）
- 他方、**臨時財政対策債及び交付税特会（交付税及び譲与税配付金特別会計）の借入金**の残高については、近年は減少傾向にあるが、**依然として残高が積み上がっている状況**。特に、**金利のある世界に移行する中においては、将来の利払費負担にも配慮した財政運営**が求められることから、**現下の地方財政や金利の状況などを踏まえた着実な償還を実施**していく必要。

◆ 地方の債務残高の推移



◆ 日本の国債金利の推移



◆ 交付税特会借入金

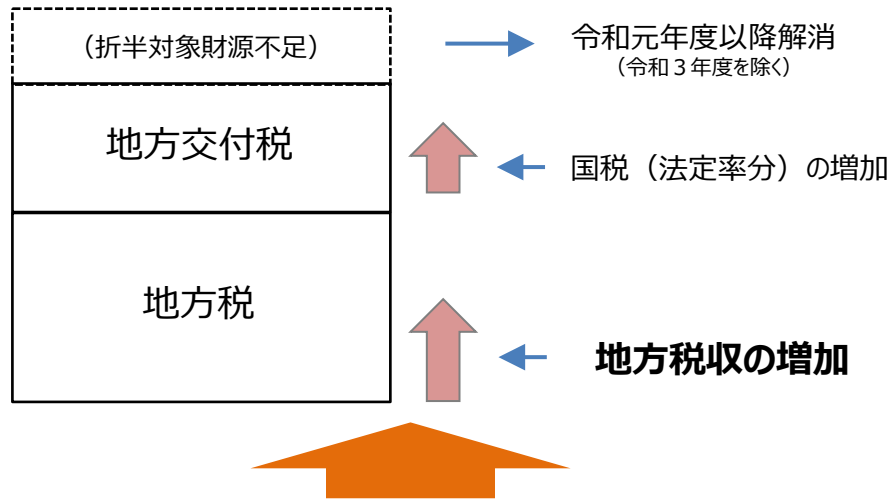
- ・ 交付税特会において、過去に、地方財政の財源不足額を補填するため、特例的に行ってきた借入金。
- ・ 法律上、毎年、前年度末残高の範囲内で、必要額を借り入れることとされており、実質的に、短期の借換えを実施。そのため、金利のある世界に移行する中で、金利変動のリスクを受けやすい。

◆ 臨時財政対策債

- ・ 地方財政の財源不足額を補填するため、各地方団体が、特例的に発行してきた地方債。
- ・ 各地方団体ごとに、市場公募（10年債、20年債、30年債など）や財政融資資金の活用等により資金調達を実施。

- 近年の地方財政は、令和元年度以降、コロナ禍を除き折半対象財源不足が継続的に解消され、令和７年度に至っては折半外を含めて臨時財政対策債発行がゼロになるなど、これまでの地方の財源不足を前提とした議論とは一線を画したフェーズに移行。
- 成長型経済へ移行し、地方税・地方交付税が基調的な増加傾向となっている中で、地方財政の健全化の取組を着実に進めつつ、メリハリの効いた予算編成を行うと同時に、こうした新たな局面で生じる地域間の財政力・行政サービスの格差拡大を抑制する観点から、地方税源の偏在是正といった都市と地方の支え合いの確保に一層取り組む必要。

◆ 地方財政をめぐる新たな局面



成長と分配の好循環・成長型経済への移行

◆ 成長型経済移行期において取り組むべき課題

○ 地方財政健全化の取組

- ✓ 臨時財政対策債の着実な償還
- ✓ 特会借入金の着実な償還

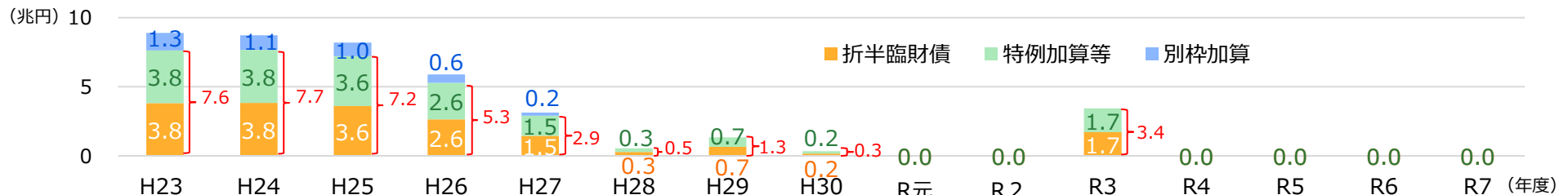
○ メリハリの効いた予算編成

- ✓ 経済・物価動向等の適切な反映
- ✓ 人口減少の中でも機能し得る地域社会や産業構造の再構築とそれを可能にする制度設計

○ 地域間の財政力格差拡大の抑制

- ✓ 地方税源の偏在是正（地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築は“車の両輪”）
- ✓ 都市と地方の支え合いの確保

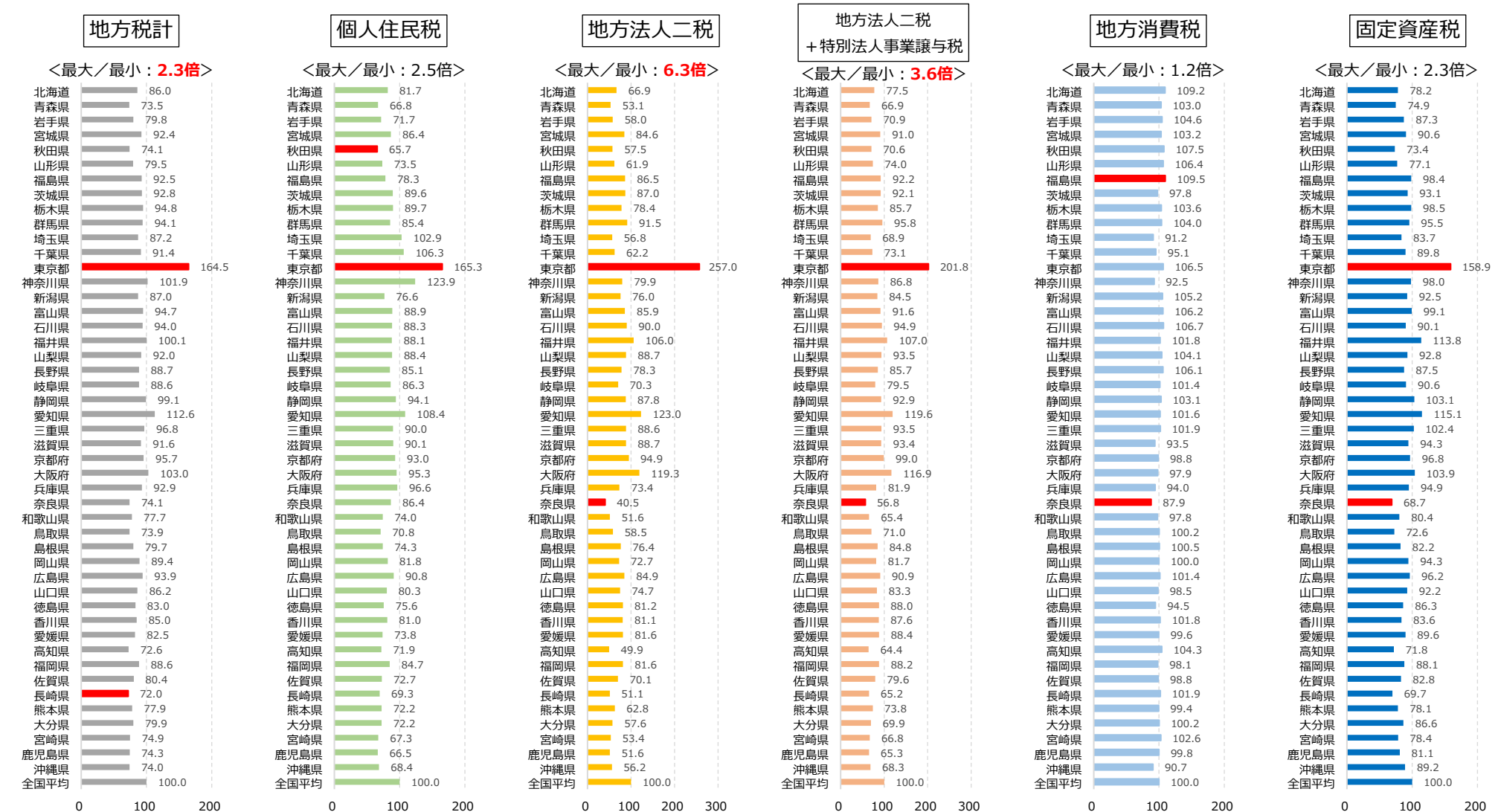
◆ 折半対象財源不足額等の推移（地方財政計画ベース）



地方税収の状況（R5決算、人口1人当たりの税収額の指数）

資料Ⅱ－2－8

- 人口1人当たりの税収額でみた場合に、地方税全体では最大/最小では**2.3倍の格差**となっており、中でも、地方法人二税は最大/最小が**6.3倍の格差**、特別法人事業譲与税を含めても最大/最小が**3.6倍の格差**と高い水準にある。
- このように地方税源は偏在性を内在していることから、税収が増加する局面では、構造的に税収の格差が拡大することになる。

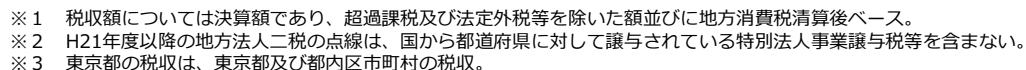


(注1) 地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の税収は、超過課税等を含まない。

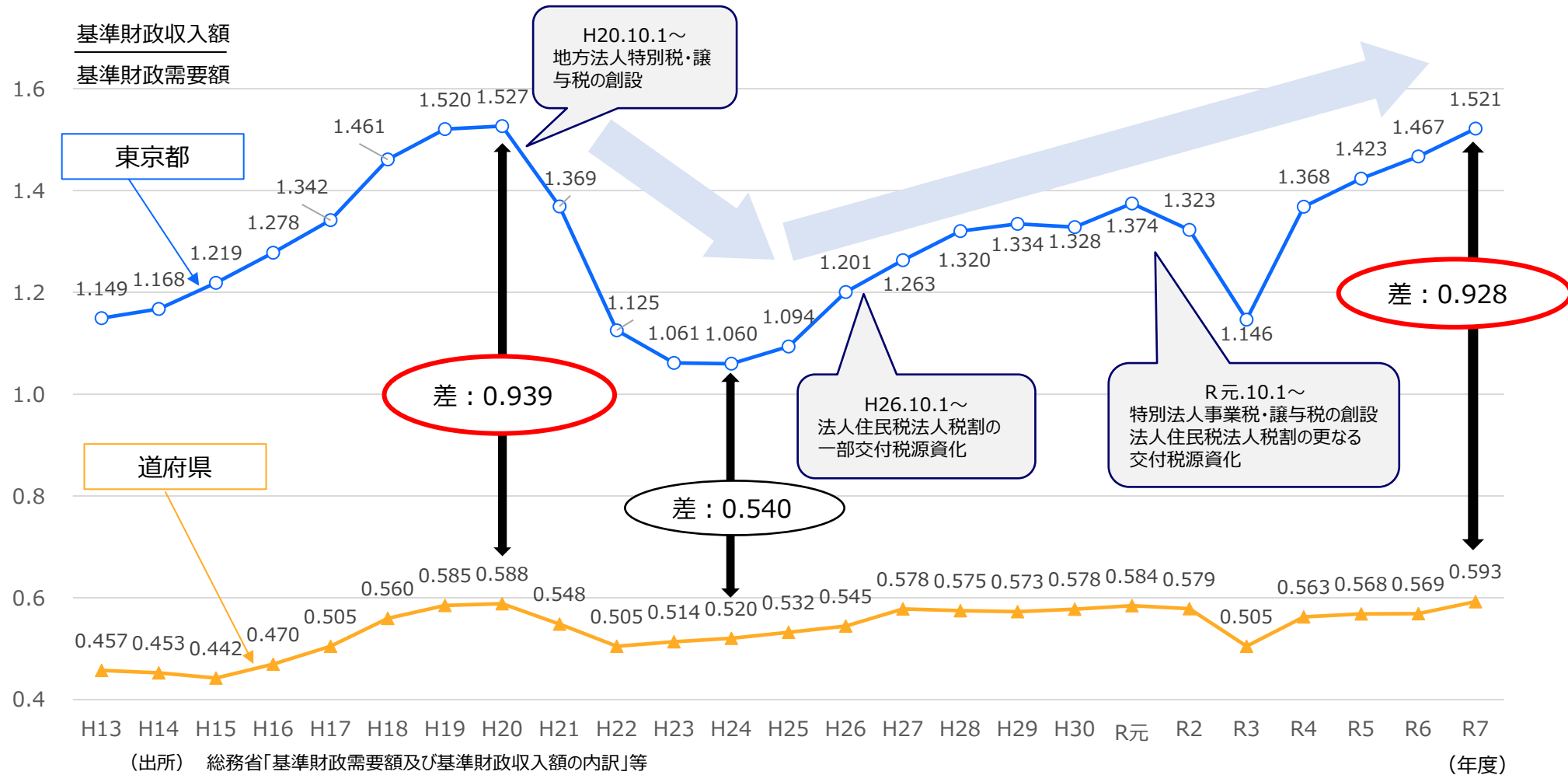
(注2) 人口は令和6年1月1日の住民基本台帳人口。

(注3) 東京都の税収は、東京都及び都内区市町村の税収。

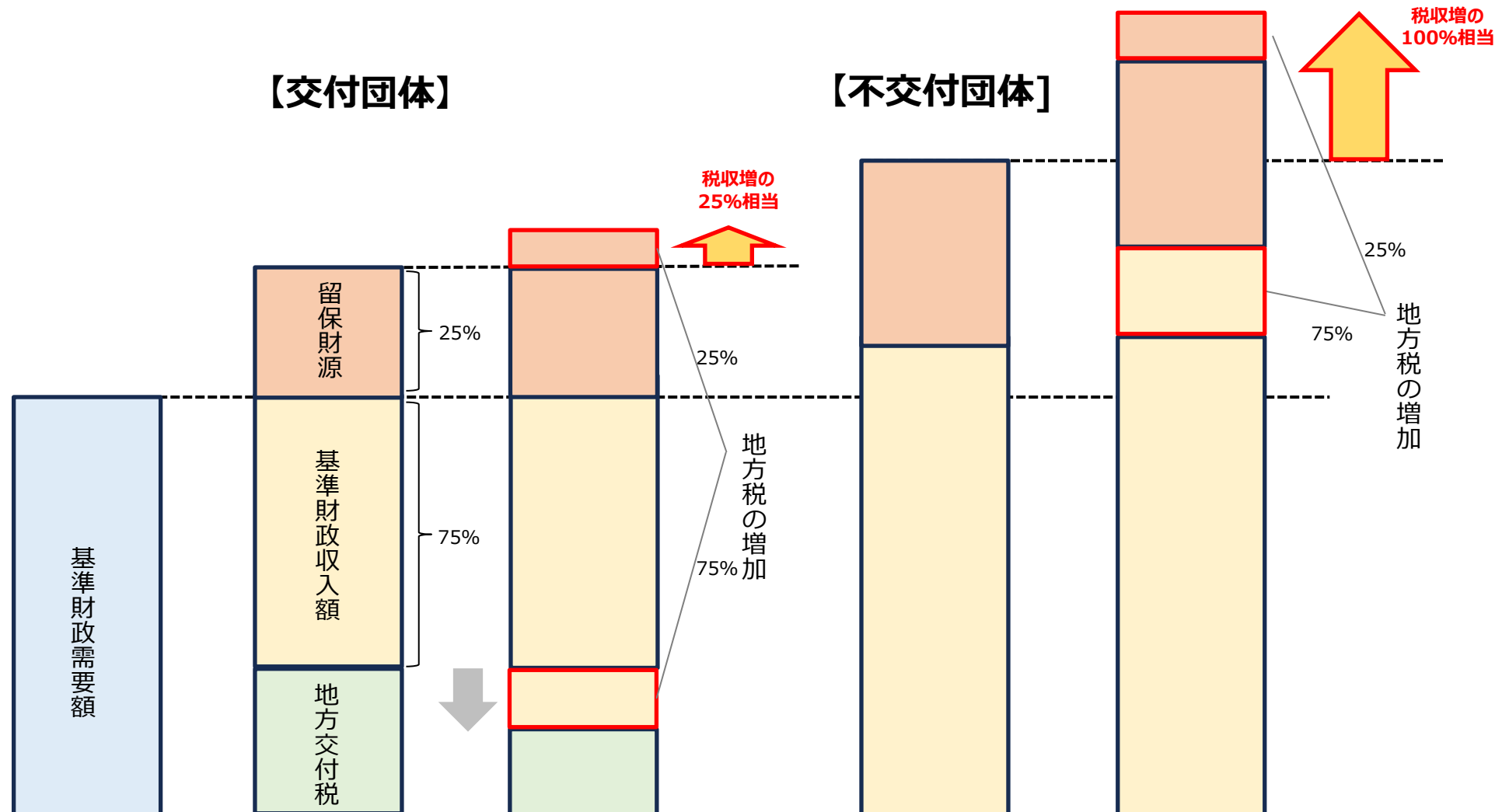
- ## 【東京都の税収入額及び全国シェアの推移】



- **地方税源の偏在是正**はこれまで**累次の措置**が講じられてきたが、**税収が増加する局面**では、**地方税源に内在する偏在性**により、**基準財政収入額と基準財政需要額**でみたときの**財政力格差の拡大は不可避**。
- **足元の東京都と道府県の財政力の格差**は、**偏在是正の取組が始まった平成20年度以前の水準まで拡大**。



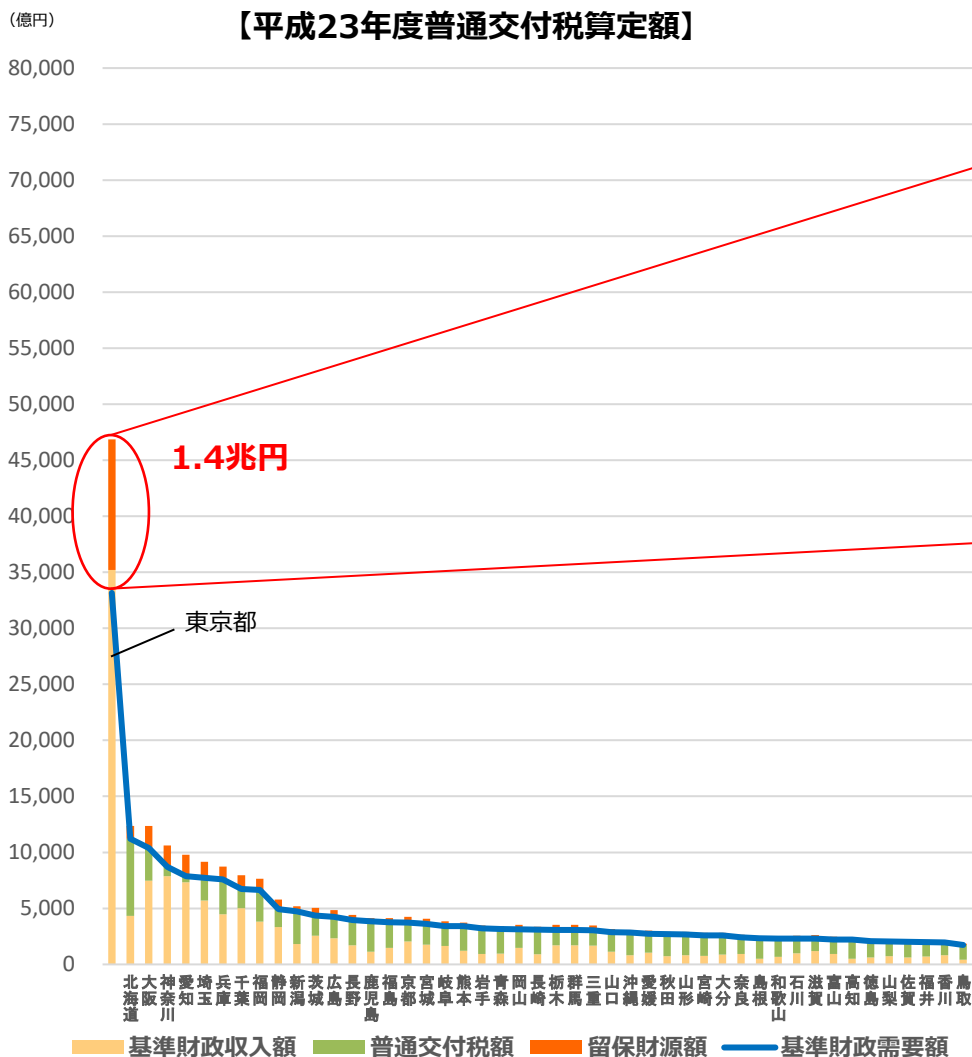
- 同額の基準財政需要額をもつ交付団体と不交付団体で、地方税の税収の増加がある場合、基準財政需要額を一定と仮定すると、
- ・ 交付団体については、地方税の増加分のうちの75%である基準財政収入額の増加については、同額の地方交付税が減額され、地方税の増加分のうちの25%である留保財源の増加分のみ、財源が増えることになる。
 - ・ これに対して、不交付団体については、地方税の増加分の100%分、財源が増えることになる。



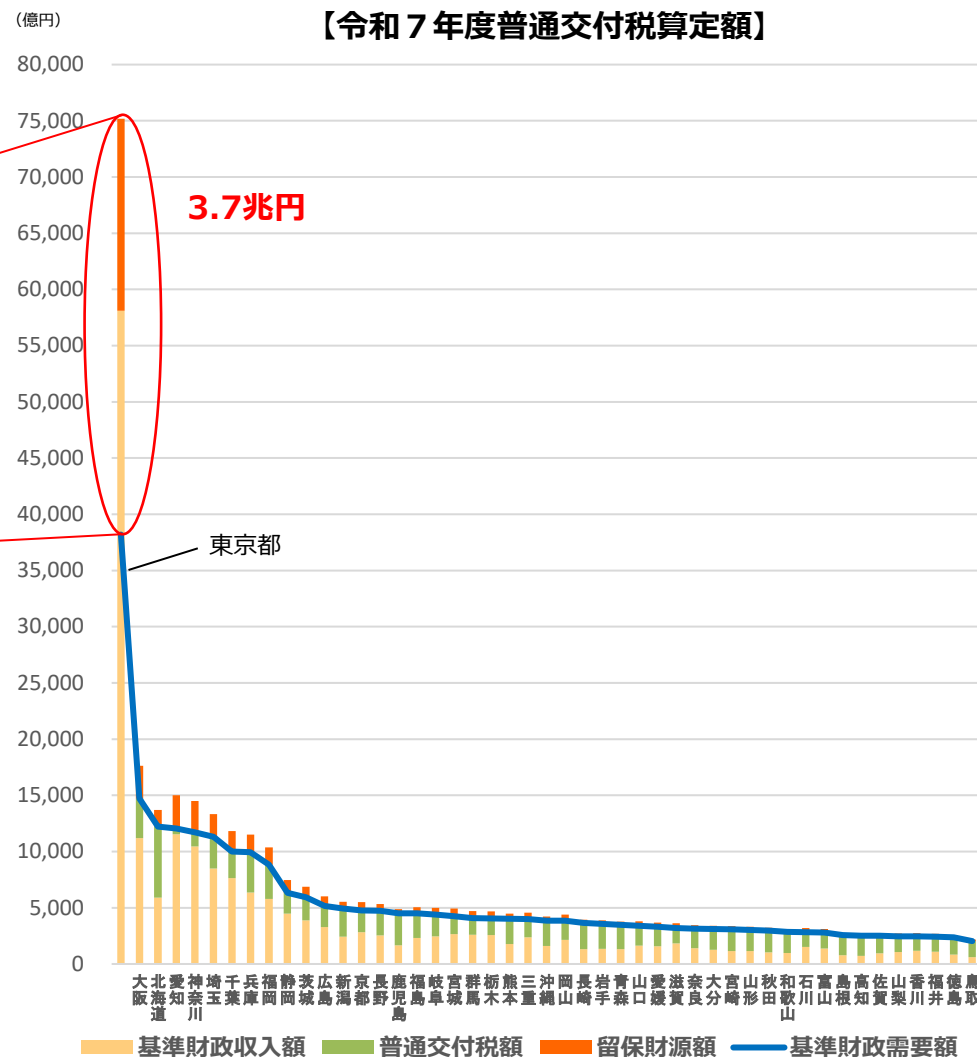
都道府県の基準財政収入額・普通交付税額・留保財源等の状況

資料Ⅱ－2－12

- 足元の令和7年度と、地域間の財政力格差が縮小していた平成23年度を比較すると、東京都（23区を含む）が標準以上のサービスにつかえる財源（財源超過額＋留保財源）は、1.4兆円から3.7兆円に拡大。
- これに対して、交付団体は、基準財政需要は伸びているものの、留保財源の伸びは僅少な幅に留まっている。



（出所）「令和7年度 普通交付税の算定結果等」（令和7年7月29日）等

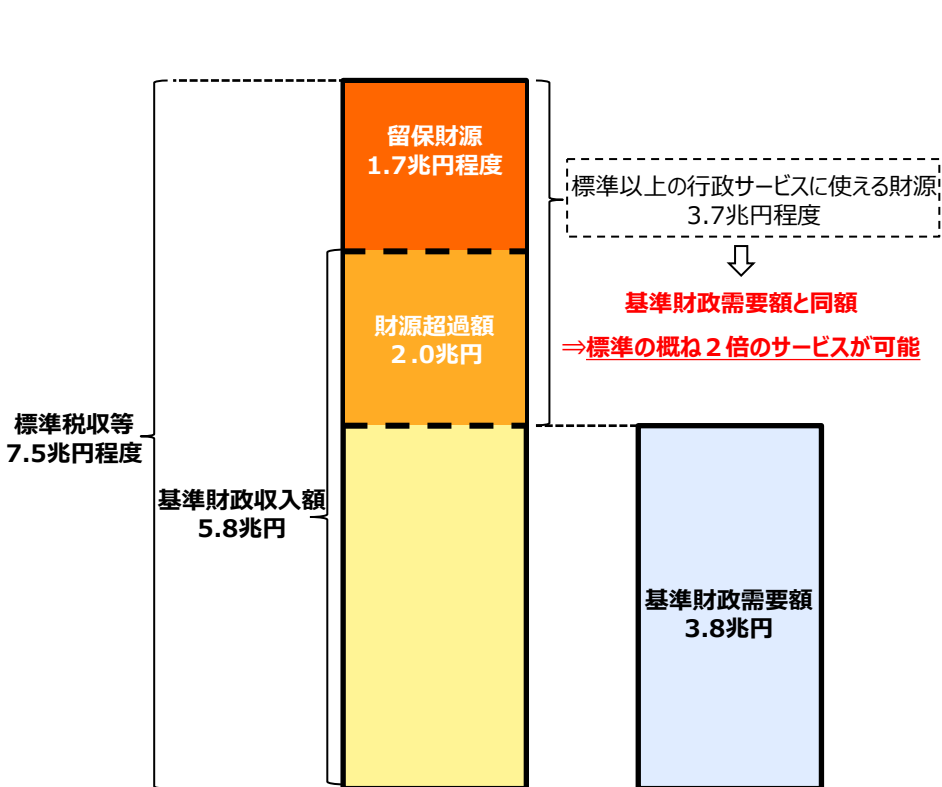


（注1）留保財源額は、標準税収入額等及び基準財政収入額から試算した金額。

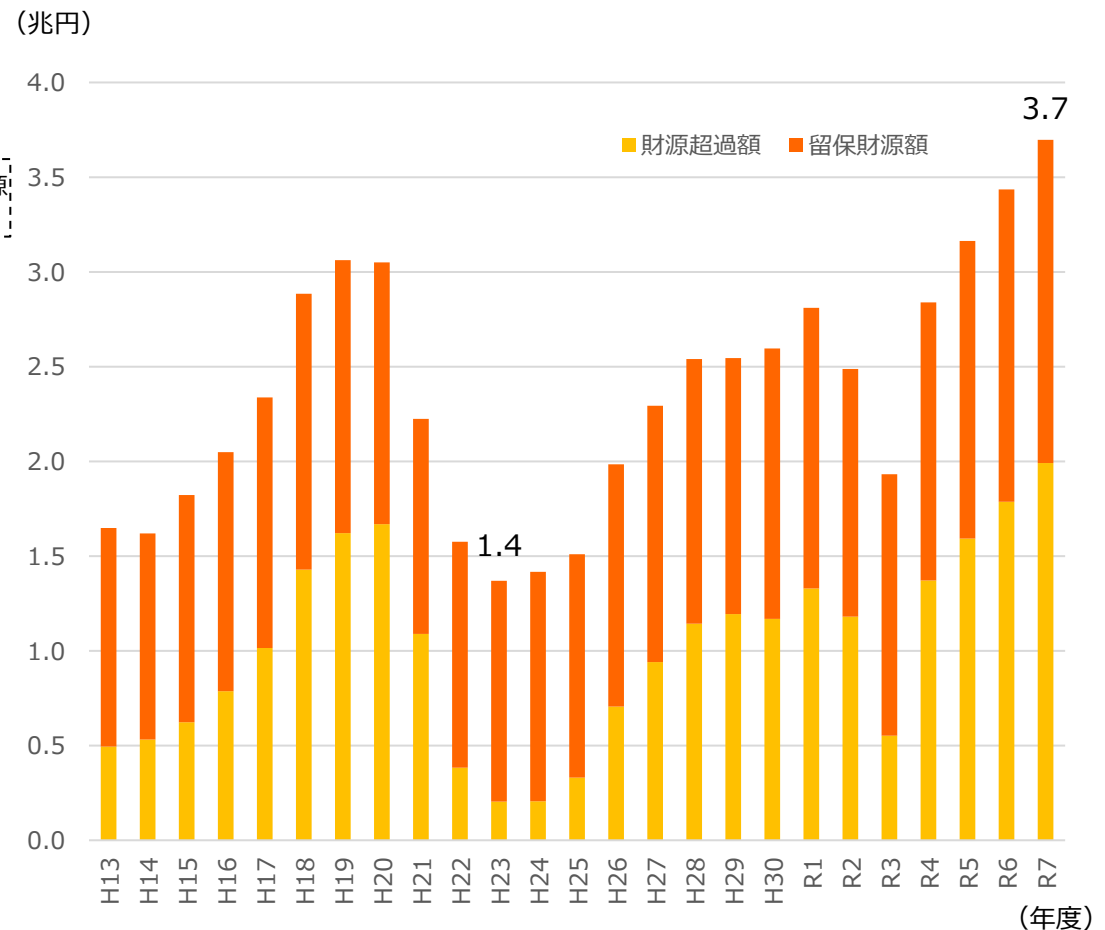
（注2）東京都の数値は、都と特別区の合計。

- 東京都（23区を含む）が標準以上のサービスにつかえる財源（財源超過額＋留保財源）は、過去最高の約3.7兆円にまで達している。
- これは、基準財政需要額の3.8兆円とほぼ同額であり、東京都は標準の概ね2倍のサービスが可能であると言える状況にある。

【東京都（23区を含む）の財源構造（令和7年度）】



【東京都（23区を含む）の財源超過額と留保財源の推移】

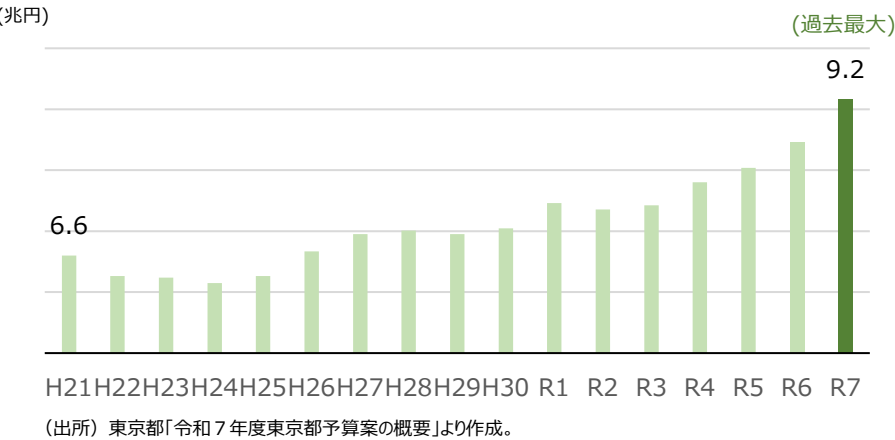


(出所)「令和7年度 普通交付税の算定結果等」(令和7年7月29日)等
 (注1) 留保財源は、標準税収収入額等及び基準財政収入額から試算した金額。
 (注2) 令和3～6年度は再算定結果による。
 (注3) 東京都の金額は、東京都及び特別区の合計金額。

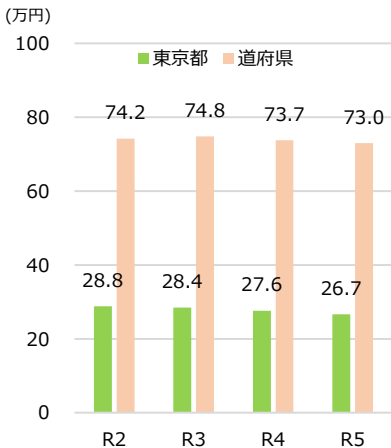
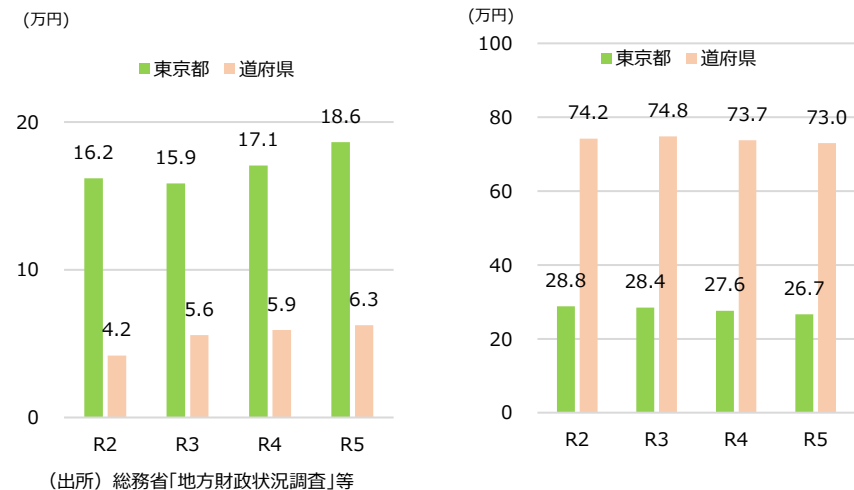
東京都の最近の行政サービスの拡充の例

- 東京都は豊かな財政力を背景に、税収増や基金残高の活用等により、既存事業の拡充や新規施策を実施してきており、足元の予算規模は過去最大の9.2兆円の規模となっている。
- 具体的には、高校授業料実質無償化、公立学校給食費の無償化、0～2歳児の保育料無償化、こども医療費助成といった施策を打ち出しており、周辺自治体との行政サービスの地域間格差が拡大。

◆東京都の予算総額の推移（当初予算ベース）



◆人口1人当たりの基金残高 ◆人口1人当たりの地方債残高



◆東京都の最近の行政サービスの拡充の例

令和7年度予算（令和7年2月）

事業名	概要	R7 予算額
018サポート (R6年1月～)	都内に住む0歳から18歳までの全ての子供を対象に、 1人当たり月額5,000円を支給 （所得制限なし）	1,227 億円
保育料等無償化 (R5年10月～)	国の方策が講じられるまでの間、認可保育所等の保育料について、 年齢や所得にかかわらず第一子無償化 を令和7年9月（予定）から実施 ※都と区市町村の負担割合は、第二子無償化実施時の考え方を踏まえ設定	763 億円 ※うち第一子分 279 億円
東京都公立学校給食費負担軽減事業 (R6年4月～)	国の方策が講じられるまでの間、都内区市町村が行う 学校給食費の保護者負担軽減 に係る支援を実施 ※実施主体：区市町村（補助率1/2）	251 億円
私立高等学校等特別奨学金補助 (R6年4月～)	国の方策が講じられるまでの間、都内に居住する私立高校等に通う全ての生徒の保護者に対して、授業料への助成として国の就学支援金と合わせて、都内私立高校平均授業料まで支援し、 私立高校授業料を実質無償化 （所得制限を撤廃）	643 億円
医療費助成事業 (R7年10月～拡充)	子供医療費 について、令和7年10月から所得制限を撤廃し、 全ての子供を助成対象に拡充 。自己負担額は以下のとおり ・義務教育就学前の乳幼児：自己負担なし ・義務教育就学児及び高校生等：通院1回当たり200円	乳幼児 38 億円 義務教育就学児 52 億円 高校生等 86 億円

令和7年度6月補正予算

事業名	概要	R7 予算額
水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置	都の水道料金の基本料金について、今年度の夏場4か月分相当を無償とする臨時的な特別措置を実施 ※対象：主に一般家庭での利用が想定される小口径 ※多くの家庭が利用する口径20mmの場合、4か月で 1世帯当たり5,000円程度 の軽減	368 億円

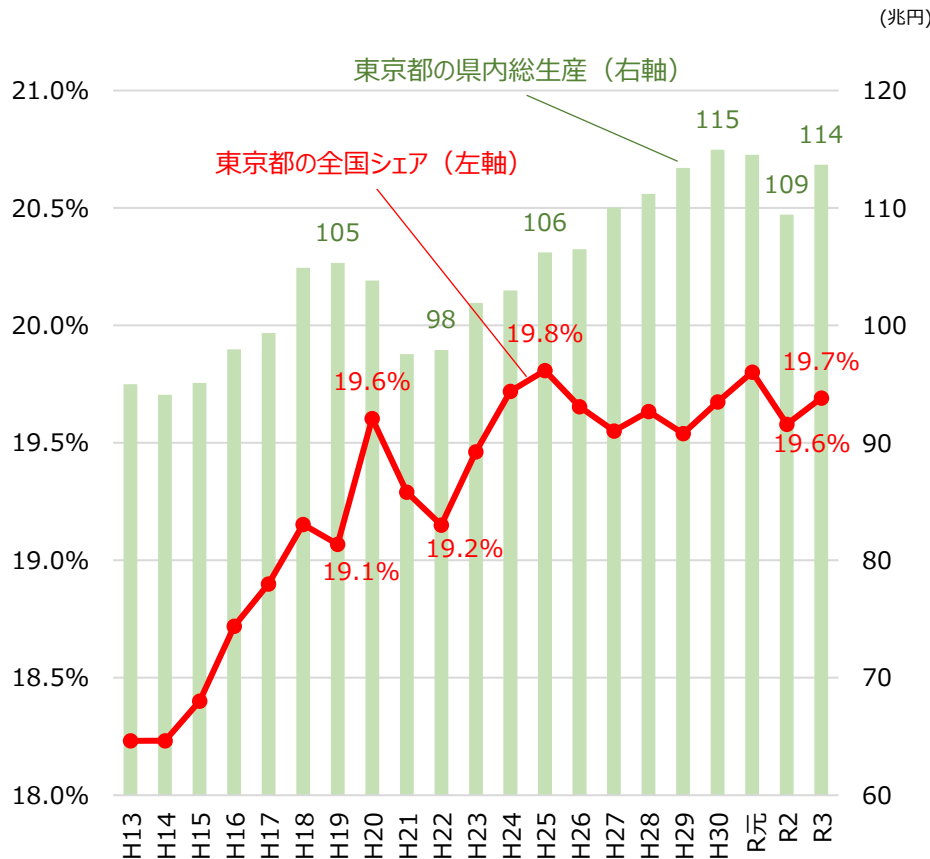
その他の拡充

事業名	概要	R7 予算額
高齢者や障害のある方へのエアコン購入支援の拡充 (R7年8月30日～拡充)	高齢者 （購入日に満65歳以上）や 障害のある方がエアコン （多段階評価点が3.0以上）を 購入する際、「東京ゼロエミポイント」を80,000ポイントを付与	家庭のゼロエミッション行動推進事業（221億円）の内数

(出所) 東京都「令和7年度東京都予算案の概要」「令和7年度6月補正予算（案）について」、東京ゼロエミポイントHPより作成。

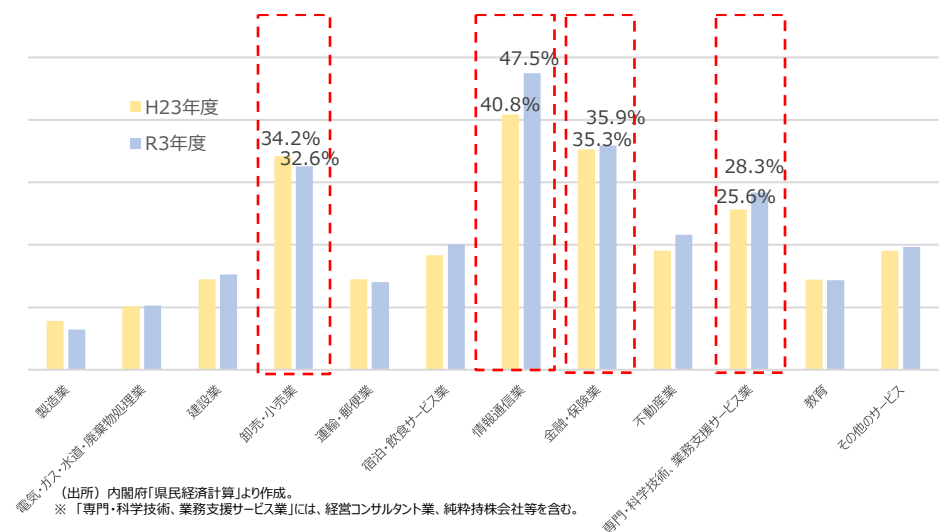
- 経済社会構造の変化に伴い、**大都市部に税源が集中する傾向**にあると考えられる。**東京都の県内総生産は全国の2割**と高い割合を占めている。**産業別に見ると**、我が国の産業構造が**製造業中心からサービス産業中心**となる中で、**情報通信業、金融・保険業、卸売・小売業、コンサルタント業**などは**県内総生産の全国のシェアが3割～5割程度**と特に高い割合を占めている。
- 大都市部においては、**大法人の本店が顕著に集中**している状況にある。さらに、資本金100億円超の**大法人の状況をみると**、**東京都では、特に、他道府県に支店を持たない非分割法人の数の伸びが顕著**となっており、これにより、**事業活動の実態以上に税収が集中している状況**があると考えられる。**東京都の地方法人二税の全国シェア**は、**県内総生産の全国シェアを上回っている**。

◆ 東京都の県内総生産と全国に占めるシェアの推移

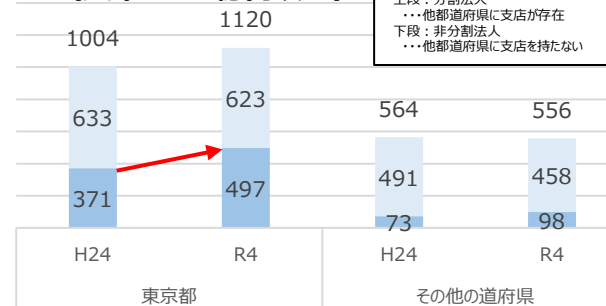


※ 本図における各数値は、H13～H17は「1993SNA・平成17年基準」を、H18～H22は「2008SNA・平成23年基準」を、H23～R3は「2008SNA・平成27年基準」を基に作成。

◆ 東京都の経済活動別県内総生産の全国シェア



◆ 大法人の本店等所在数の推移
(資本金100億円以上)



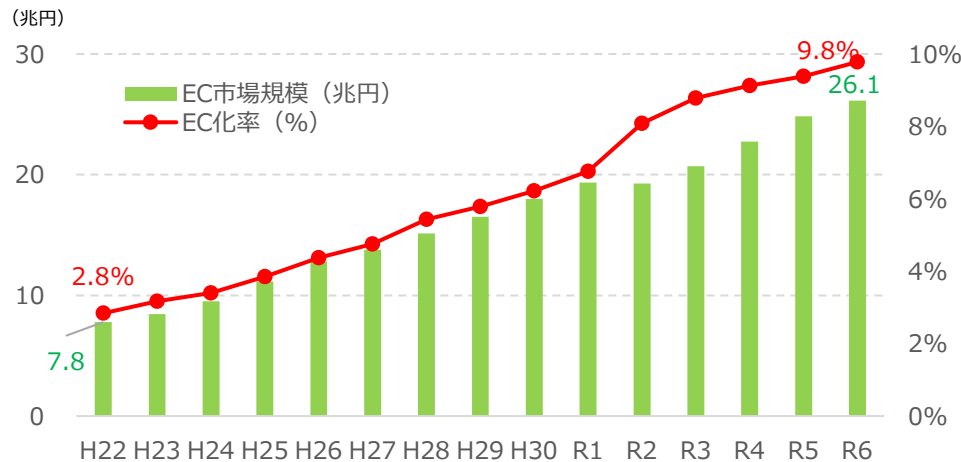
◆ 東京都の地方法人二税・
県内総生産の全国シェア

	東京都の全国シェア (R3年度)
地方法人二税 (譲与税除く)	28.6%
地方法人二税 (譲与税含む)	22.8%
県内総生産	19.7%

- **電子商取引（EC）の進展やフランチャイズ事業の拡大**などの経済社会の構造変化に伴って、**大都市部においては企業の事業活動の実態以上に税収が集中する状況が生じている**と考えられる。
- **電子商取引（EC）は、本店以外の事務所等がなくとも全国での事業展開が可能**であり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、**本店所在地に税収が集中**する。また、コンビニエンスストアなどの**フランチャイズ事業では、一般的に、加盟店はその利益の中から本社にロイヤリティを支払っている**ため、**フランチャイズ事業を行う本社の税収は本店等の所在地に集中**する。

(注) 法人関係二税（法人事業税・法人住民税）は、事務所等を有する法人に対して、その事務所等が所在する地方団体が課するものであるため、法人の事務所等が2以上の地方公共団体にある場合、分割基準（事業所等の数や従業者の数）により課税標準額を課税団体ごとに分割。

◆電子商取引（EC）の市場規模（B to C）及びEC化率の推移



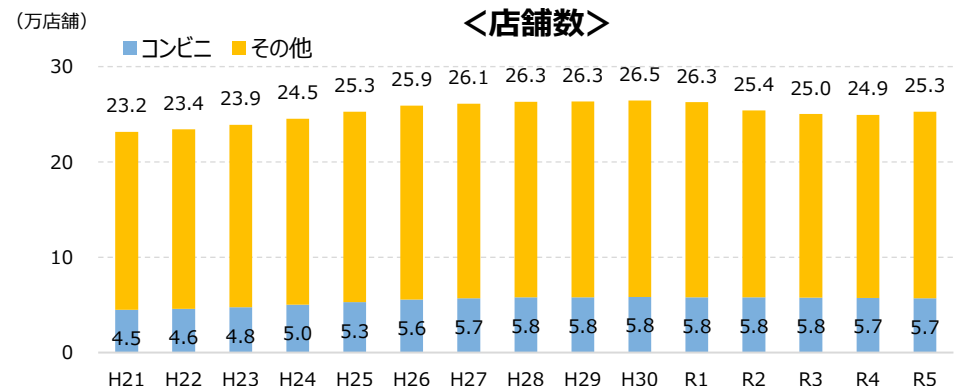
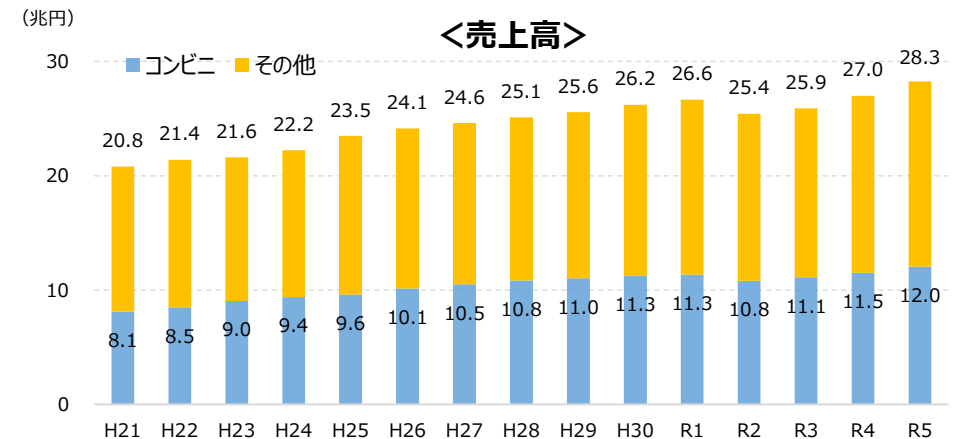
(出所) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」を基に作成。
(注) B to CのEC化率については、物販系分野に限る。

◆小売販売額に占めるインターネット販売の割合（都道府県別・上位5都府県）

	東京都	大阪府	神奈川県	埼玉県	福岡県
インターネット販売のシェア（令和2年）	41.2%	9.0%	5.0%	4.2%	4.0%
店頭販売のシェア（令和2年）	12.5%	6.7%	6.7%	5.2%	4.1%
【参考】人口シェア（令和2年）	11.1%	7.0%	7.3%	5.8%	4.1%

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」、総務省「人口推計」を基に作成。

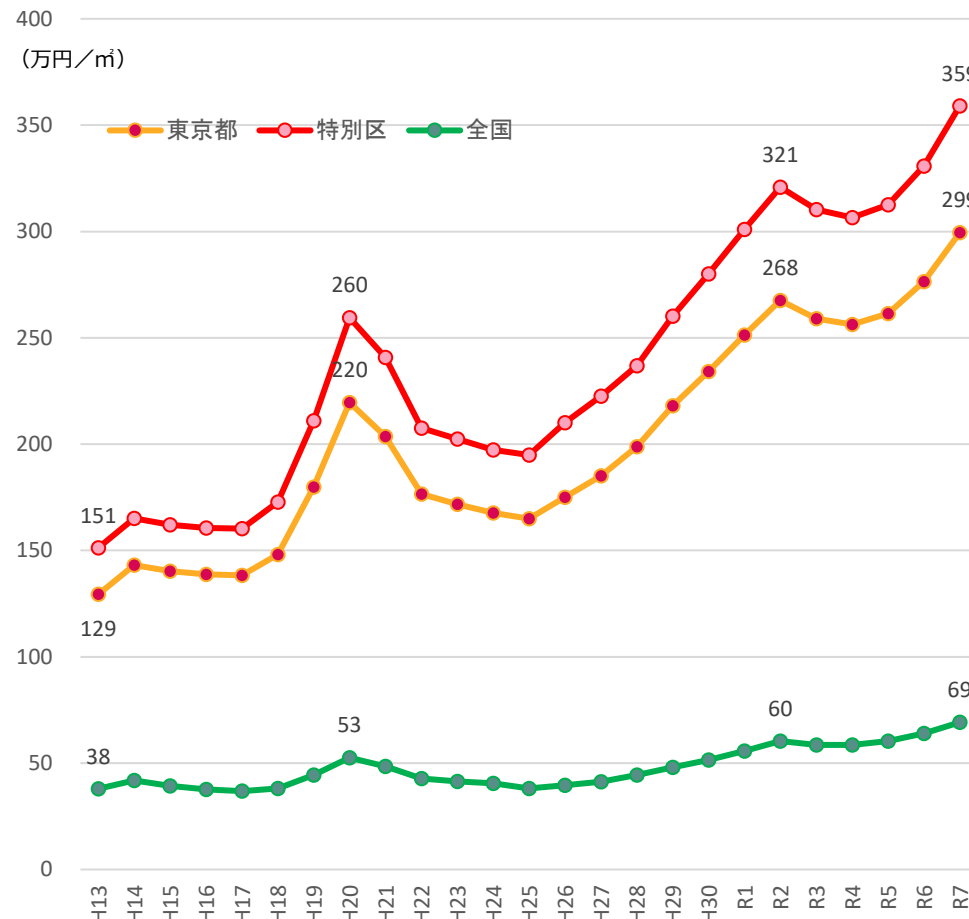
◆フランチャイズチェーン売上高・店舗数の推移



(出所) 日本フランチャイズチェーン協会「JFAフランチャイズチェーン統計調査」を基に作成。

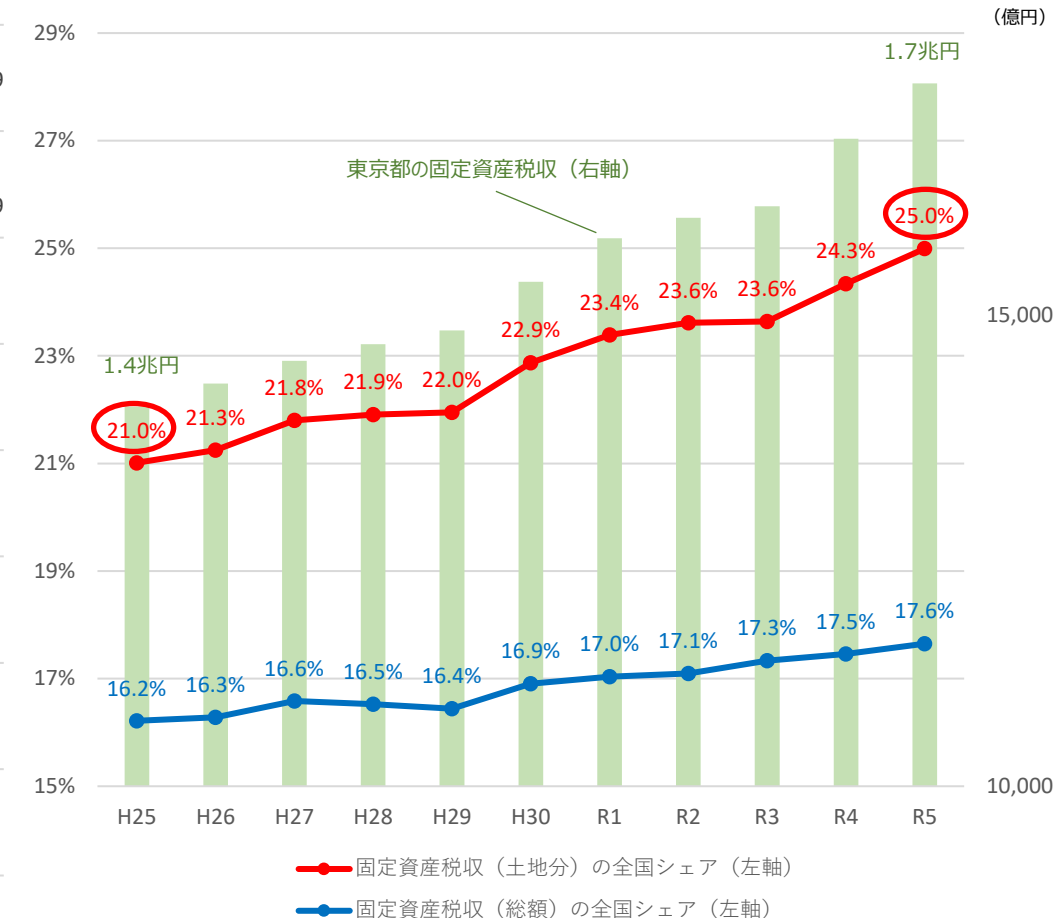
- **商業地の平均価格の推移**を見ると、全国平均に比べて、**東京都の価格の上昇が顕著**となっている。とりわけ**特別区の商業地**の価格の上昇幅は大きく、**直近20年間で価格が2倍以上**となり、**全国平均と比べると5倍以上の価格**となっている。
- **東京都の固定資産税収**を見ると、**土地の価格上昇を背景に、税収は増加傾向**。また、特に**土地分について、東京都が占める全国シェアは拡大傾向**にあり、**足元では全国の4分の1を占めている**。

◆商業地の平均価格の推移



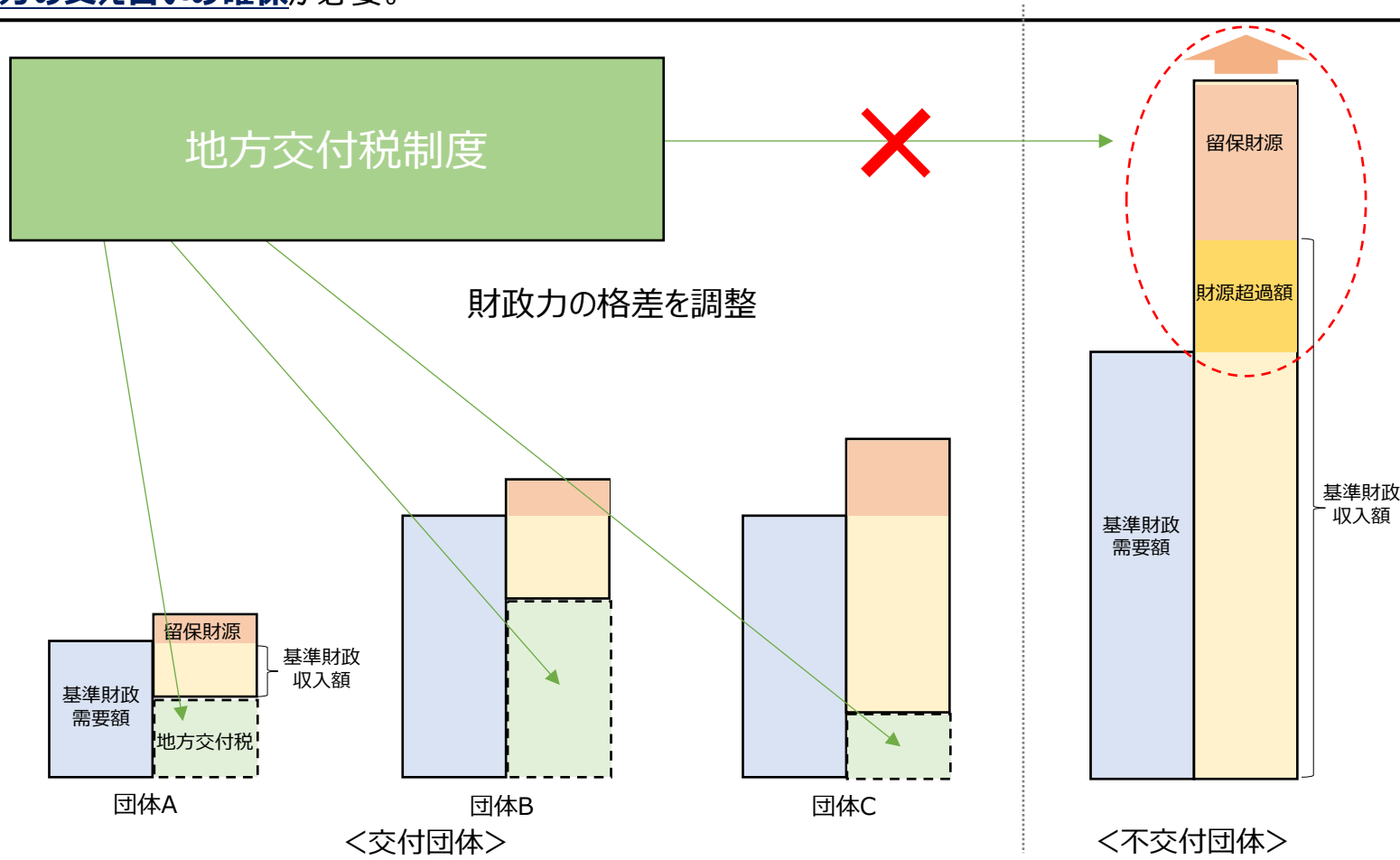
(出所) 国土交通省「変動率及び平均価格の時系列推移表(令和7年地価公示)」
 ※ 「平均価格」とは、地点ごとの1㎡当たりの価格の合計を総地点数で除して求めたものをいう。

◆東京都の固定資産税収・全国シェアの推移



(出所) 総務省「市町村税徴収実績調査」(H30以前)、「地方財政状況調査」(R1以降)、「東京都税務統計年報」
 ※ 東京都の固定資産税収は、特別区及び都内市町村における決算額の合計額。

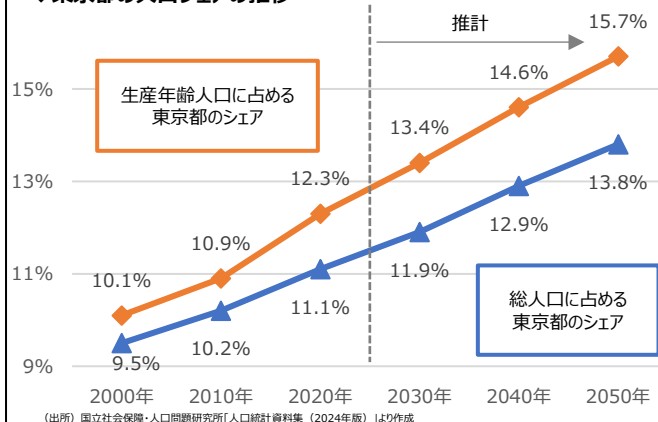
- **交付税制度**は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた**財源不足額**について、**国から地方団体に財源を移転**することで、**各地方団体間の財政力の格差を調整する仕組み**。他方、この仕組みのもとでは、**交付団体と不交付団体との財政力の格差に対しては調整が及ばない**。
- 特に、**税収が増加する局面**では、**地方税源に偏在性が内在**していることに加えて、**交付団体は税収増加分のうち留保財源見合い分（25%）のみが活用可能**であるが、**不交付団体は税収増加分の全額（100%）を活用可能**であるため、**構造的に交付団体と不交付団体の財政力格差が拡大**することになる。
- このため、**交付団体と不交付団体の財政力格差の拡大**を踏まえれば、これを調整するための**地方税源の偏在是正**といった都市と地方の**支え合いの確保**が必要。



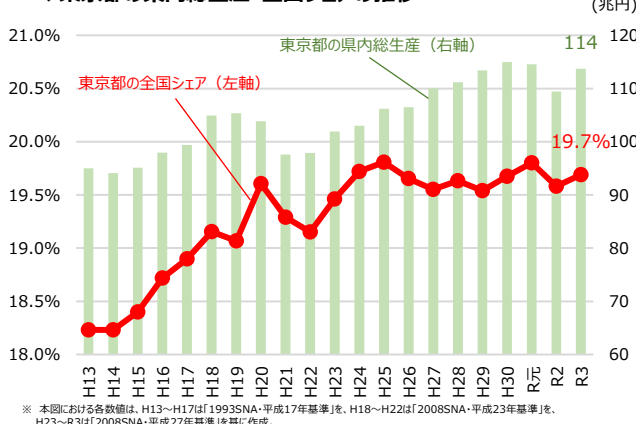
- ✓ 交付税制度では財政力の調整が及ばない
- ✓ 不交付団体の税収が大きく伸びる局面では財政力の格差が拡大
- ⇒ 地方税源の偏在是正・都市と地方の支え合いの確保が必要

- **東京都の状況**を見ると、**総人口が減少していく中で、転入超過が継続**しており、**今後も、東京都の人口シェアが増加する見込み**。また、**大法人の本店が増加**しており、中でも東京都以外に支店を持たず、**東京都のみに納税する法人が増加**している。
- **経済社会構造の変化**に伴い、**大都市に税収が集中する構造**となっている。特に、**税収が増加する局面**では、**都市部の税収シェアの増加**につながり、結果として、**地域間の財政力・行政サービスの格差拡大**を招いている。
- この状況を放置すれば、**更なる東京一極集中や地域の活力の低下を招くおそれがある**。**大都市部には経済活動の実態以上に税収が集中する傾向**があること、**東京一極集中・行政サービスの地域間格差の是正の必要性**などを踏まえ、**都市と地方の財政力を調整し地方団体間の相互の連携・連帯を図る**観点から、**地方税源の偏在是正**といった都市と地方の支え合いの確保が必要。

◆東京都の人口シェアの推移



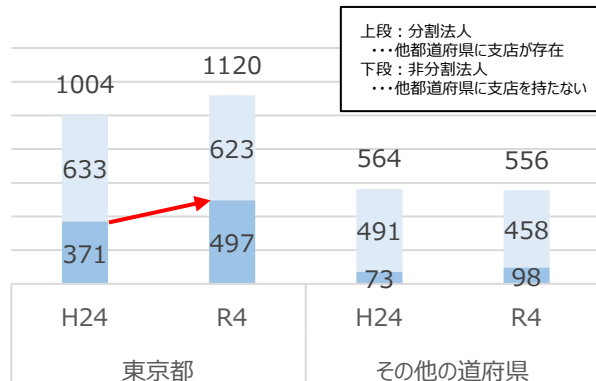
◆東京都の県内総生産・全国シェアの推移



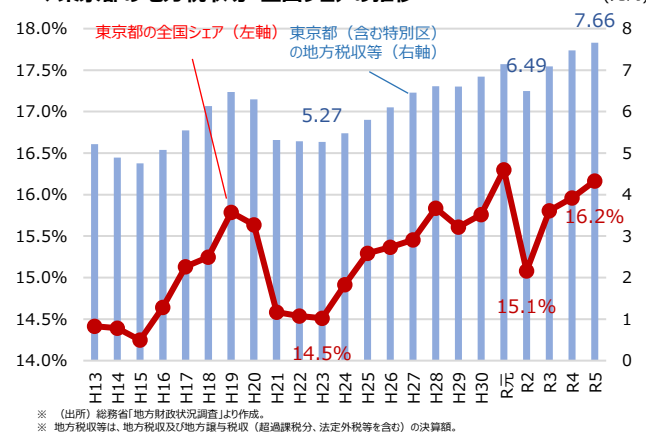
令和7年6月「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会 報告書」(抄)

地方交付税の機能上、不交付団体を含めた地方公共団体間の財源調整には限界がある中で、東京都への税収の集中等により、行政サービスの地域間格差が今後、更に拡大するとすれば、若年層をはじめとする東京都への人口の更なる集中を加速化し、地方部における人材確保を一層困難とするとともに、地域の活力の低下や一極集中の弊害がより深刻化するおそれがあるのではないか、との指摘もある。

◆大法人の本店等所在数の推移(資本金100億円以上)



◆東京都の地方税収等・全国シェアの推移

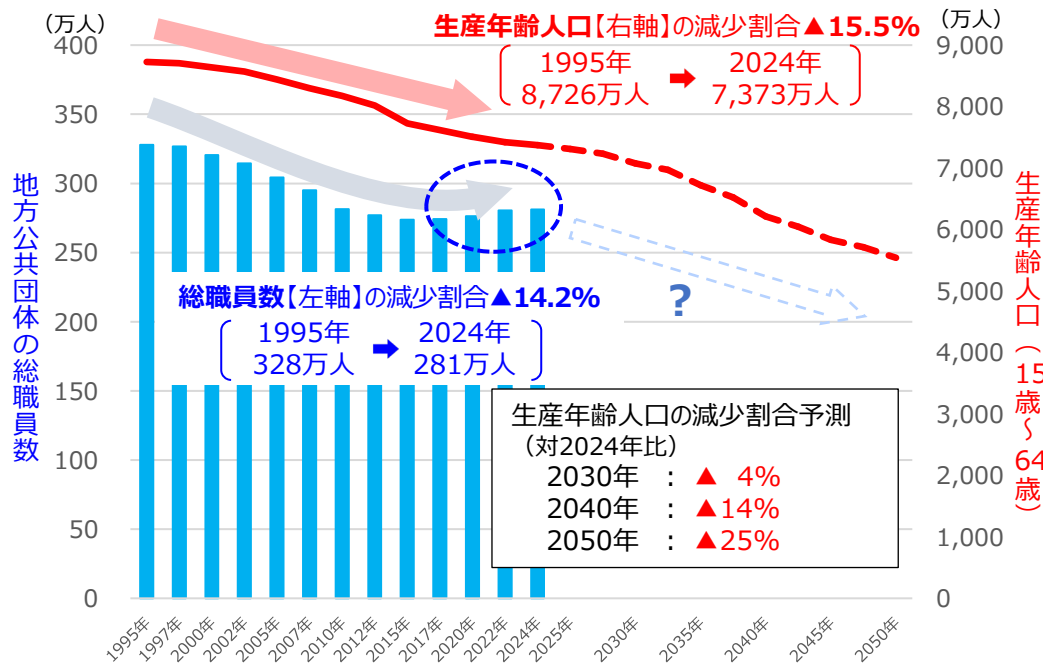


令和7年8月「埼玉県・千葉県・神奈川県からの意見」(抄)

東京都一極集中が続く中、令和7年度も東京都は、「0～2歳児の第1子の保育料無償化」、「民間医療機関への独自の支援」、「夏季における水道基本料金の無償化」といった施策を打ち出しているため、こども施策をはじめとした様々な施策で、東京都と周辺自治体の地域間格差がもはや看過し得ない水準にまで拡大しており、これは財政状況の違いから生じているものと考えられる。(中略)
我が国が人口減少時代を迎えている中、地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりを進める上でも、税源偏在への対応は、まさに待たなしの状況である。

- 1995年以降、**約30年間で生産年齢人口が約16%減少**し、**地方団体の職員数も同程度で減少**。**2050年には生産年齢人口は約25%減少**の見込み。他方で、足元では、**専門的な技術を有する職員が減少傾向**にある一方で、**一般行政職員等は増加傾向**。
- 今後、**地域社会の担い手の減少が不可避**である中で、**地方行財政の持続可能性の確保が一層重要**。多様なニーズに対応し、より少ない職員数で質の高い行政サービスを安定的に提供していくため、**徹底した行政の合理化・効率化**を図っていく必要。
- 同時に、**担い手を広げ、民間企業を含めた多様な主体が連携・協働する取組**を進めることで、**活力ある地域社会の維持・地域課題の解決をはかっていく**ことが重要。

◆地方団体の総職員数と生産年齢人口の推移



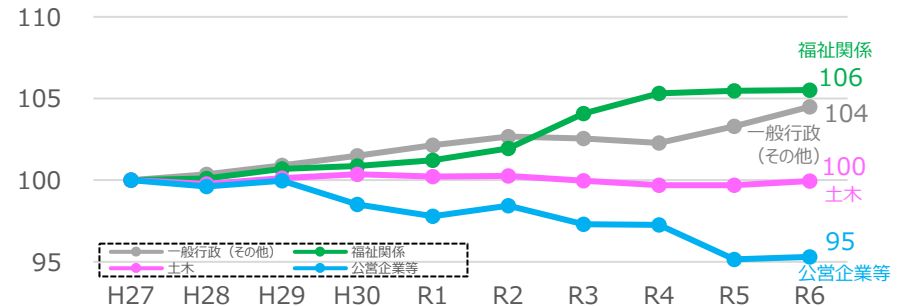
(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計(長期時系列データ)」、「人口推計(各年10月1日現在人口)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)をもとに作成。
 (注) 2024年度までは実績ベース、2025年度以降は将来推計をベース。

◆出生数の推移



(出所) 厚生労働省「人口動態統計」

◆主な部門別の地方公務員数の推移 (H27年の水準を100とした場合)



(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」
 (注1) 一般行政(その他)は、一般行政職員から福祉関係及び土木関連を除いた職員。
 (注2) R2～R4については、一部、新型コロナウイルスの影響等があることに留意。

◆会計年度任用職員の任用件数の推移

	R2	...	R6
会計年度任用職員 (任用件数)	622,306人	...	661,368人 (対R2: +39,062人)

(出所) 「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果」(総務省)
 (注1) 会計年度任用職員制度については、令和2年4月1日より導入。
 (注2) 任用期間が6ヶ月以上かつ1週間あたりの勤務時間が19時間25分(常勤職員の半分)以上の職員が対象

◆地方財政計画における給与関係経費(退職手当以外)の推移

	R4	R5	R6	R7	R8 仮試算
給与関係経費 (対前年度比)	18.5兆円 (▲0.8%)	18.8兆円 (+1.3%)	19.2兆円 (+2.0%)	19.9兆円 (+3.7%)	20.6兆円 (+4.0%)
【参考】 人事院勧告	+0.23%	+0.96%	+2.76%	+3.62%	

(注1) 「給与関係経費」は、各年度の地方財政計画における退職手当を除いた給与関係経費の金額。
 (注2) 「人事院勧告」は、月例給の官民較差。なお、期末・勤勉手当の支給月数については、R3勧告が▲0.15月引き下げ、R4～R6勧告がそれぞれ+0.1月引き上げ、R7勧告が+0.05月引き上げ。

- **より少ない職員数で質の高い行政サービスを提供していくため、デジタル技術やAI・RPA等の活用や、オンライン申請等のフロントヤード改革、自治体の基幹業務システムの統一・標準化等のバックヤード改革に取り組むなど、自治体DXを一層推進し、業務の効率化を徹底していく必要。**（注）RPA（Robotic Process Automation）とは、普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。
- **AI・RPAの導入などに取り組んでいる地方公共団体の割合は、年々増加**してきており、導入により高い業務時間削減効果が出ている事例もある。**これらの好事例を横展開した上で、その業務効率化の全国的な効果を定量的に把握・推計し、地方財政計画に適切に反映**させていくべき。

◆自治体におけるAI・RPA・生成AIの導入状況

	AIの導入状況		RPAの導入状況		生成AIの導入状況	
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
R2年度	40団体 (85%)	377団体 (22%)	35団体 (74%)	348団体 (20%)	－	－
R3年度	47団体 (100%)	625団体 (36%)	43団体 (91%)	514団体 (30%)	－	－
R4年度	47団体 (100%)	791団体 (45%)	44団体 (94%)	641団体 (37%)	－	－
R5年度	47団体 (100%)	879団体 (50%)	44団体 (94%)	720団体 (41%)	24団体 (51%)	140団体 (8%)
R6年度	47団体 (100%)	1,016団体 (58%)	45団体 (96%)	762団体 (44%)	41団体 (87%)	532団体 (31%)

（出所）総務省「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」

◆RPAの導入による業務時間削減効果

【長野県塩尻市：保育園受付窓口業務】

- ・従来は紙で受け付けていた保育園の入園申込みを電子申請サービスによる受付に変更。
- ・申請内容のチェック完了後、申請データをダウンロードし、RPAにより保育システムへの入力、利用調整に必要な帳票を自動作成。（従来は手入力に対応）

⇒ **年間業務時間：2,090時間削減（削減率67.6%）**
受付から決定通知発送までの期間：約3.5か月⇒約2.5か月へ短縮

業務効率化とあわせて住民サービスの拡充を実現

（出所）総務省「自治体におけるRPA導入ガイドブック」

◆フロントヤード改革の取組状況

	書かない窓口	ワンストップ窓口	リモート窓口	移動窓口
R5.4時点	363団体	485団体	143団体	52団体
R6.4時点	525団体	498団体	150団体	82団体

（出所）総務省「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果」

- （注）
- ・書かない窓口：来庁者又は来庁予定者が行う手続きにおける各種申請書等への記入について、デジタル技術を用いて簡便化しているもの。
 - ・ワンストップ窓口：1か所の窓口でワンストップで対応が完結するもの。
 - ・リモート窓口：本庁舎と支所・出張所等との間をオンラインでつなぎ、ビデオ会議システムを通じて相談業務等を行う窓口。
 - ・移動窓口：通常は庁舎で行っている窓口業務を、市町村職員が車両等に乗って移動し、移動先で行う窓口。

◆バックヤード改革：自治体の基幹業務システムの統一・標準化

◆地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定）（抄）

2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

(3) システムの所有から利用へ

- ガバメントクラウドを活用することで、地方公共団体が従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理する負担を軽減する。
- その上で、こうした負担を含めた**業務全体に係るコストを抑え、削減することができた人的・財政的なリソースを**、住民に寄り添って、真にサービスを必要とする住民に手を差し伸べるために必要な業務や、地域の実情に即した企画立案業務等**本来職員が行うべき業務に注力できるようにする。**

(5) 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

- 標準化対象事務に関する**情報システムの運用経費等については**、標準準拠システムへの移行完了後に、**平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減**を目指す。

- 地方団体ごとの**基準財政需要額の算定項目**には、**人口や人口に連動すると考えられるもの（世帯数や生徒数など）を測定単位としているものが多く存在**しており、これらの項目に係る財政需要については、**単位費用（測定単位1人当たり費用）の水準を維持したとしても、人口減少に伴い減少していくことが見込まれる。**
- 基準財政需要額は、マクロの地方財政計画を基礎として、ミクロ（地方団体毎）の配分を決定する際に算定されるものであるが、**マクロの地方財政計画の歳出の計上にあたって、このような人口減少を踏まえた財政需要への影響を適切に反映**していく必要。

◆基準財政需要額の算定項目と測定単位（令和7年度）

【道府県分】

1. 個別算定経費

項目	測定単位
警察費	警察職員数
道路橋りょう費	道路の面積
河川費	河川の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾) 外郭施設の延長(港湾) 係留施設の延長(漁港) 外郭施設の延長(漁港)
その他の土木費	人口
小学校費	教職員数
中学校費	教職員数
高等学校費	教職員数 生徒数
特別支援学校費	教職員数 学級数
その他の教育費	人口
生活保護費	町村部人口
社会福祉費	人口
衛生費	人口
子ども子育て費	18歳以下人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
労働費	人口
農業行政費	農家数
林野行政費	公有以外の林野の面積
水産行政費	水産業者数
商工行政費	人口
徴税費	世帯数
恩給費	恩給受給権者数
地域振興費	人口
地域の元気創造事業費	人口
人口減少等特別対策事業費	人口
地域社会再生事業費	人口
地域デジタル社会推進費	人口

2. 包括算定経費

測定単位
人口
面積

【市町村分】

1. 個別算定経費

項目	測定単位
消防費	人口
道路橋りょう費	道路の面積
港湾費	係留施設の延長(港湾) 外郭施設の延長(港湾) 係留施設の延長(漁港) 外郭施設の延長(漁港)
都市計画費	都市計画区域における人口
公園費	人口
下水道費	人口
その他の土木費	人口
小学校費	児童数 学級数 学校数
中学校費	生徒数 学級数 学校数
高等学校費	教職員数 生徒数
その他の教育費	人口
生活保護費	市部人口
社会福祉費	人口
保健衛生費	人口
子ども子育て費	18歳以下人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
清掃費	人口
農業行政費	農家数
林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
商工行政費	人口
徴税費	世帯数
戸籍住民基本台帳費	戸籍数 世帯数
地域振興費	面積
地域の元気創造事業費	人口
人口減少等特別対策事業費	人口
地域社会再生事業費	人口
地域デジタル社会推進費	人口

2. 包括算定経費

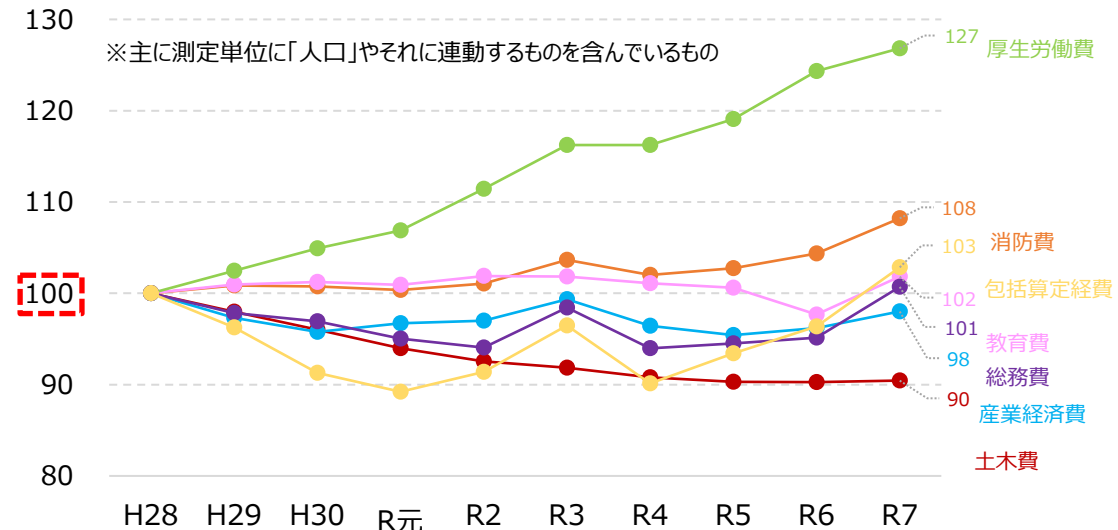
測定単位
人口
面積

◆算定項目別の基準財政需要額の推移（平成28年度の水準を100とした場合）

＜基準財政需要額の算定の仕組み＞

$$\boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

(測定単位1人当たり費用) (人口、世帯数、生徒数など) (寒冷補正など)



(出所)「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成。いずれの年度も当初算定による金額。

(注)「厚生労働費」は、厚生労働費(都道府県)と厚生費(市町村)の合計。

◆マクロでの見直しを要すると考えられる財政需要の例

○感染症予防接種費（5種混合ワクチン等）：接種対象者の減少

○妊婦健診費用助成事業費：受診者数の減少

など

(注)例えば、地方一般財源化された妊婦健診については、これまでミクロの単位費用の見直しは行われている(足元の10年間(H25→R5)で+9.3%)が、事業の対象者である受診者数は減少していると考えられる(例：足元の10年間(H25→R5)の出生数は▲29.4%)。

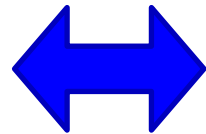
- 地方財政計画には、**内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在**。平成29年度決算から、**地方単独事業（ソフト）の決算額内訳**が示されており、「見える化」は一定程度進んでいるが、**公表された内容は毎年の地方財政計画との比較をする上では対応関係が明らかではなく十分なものと言えない**。
- 例えば、令和7年度までが期限となっている「**地域デジタル社会推進費**」は、**情報システムに要する経費など施策横断的な経費と関係**しているが、こうした**横断的な経費との関係を明らかにした上で、事業の成果を精査する必要**がある。
- 「**枠計上経費**」は、こうした「**見える化**」を進めつつ、**成果や必要性を精査した上で、地方財政計画に適切に反映**させていくべき。

◆地方財政計画（令和7年度）

給与関係費	21.0兆円
一般行政経費（補助等）	26.6兆円
一般行政経費（単独）	15.9兆円
うちデジタル活用推進事業費	0.1兆円
地方創生推進費	1.0兆円
地域社会再生事業費	0.4兆円
地域デジタル社会推進費	0.2兆円
投資的経費（補助等）	5.7兆円
投資的経費（単独）	6.4兆円
公債費	10.7兆円
その他	7.6兆円

枠
計
上

計画と決算の
対応関係が
明らかでない



◆地方単独事業（ソフト）の決算額（令和5年度）

合計 29.2兆円

（主なもの）

民生費	8.5兆円	
社会福祉費	4.2兆円	・国保事業 1.6兆円
老人福祉費	1.9兆円	・後期高齢者医療 0.8兆円 ・介護保険 0.4兆円
児童福祉費	2.3兆円	・公立・私立保育所等（国による補助対象外または上乗せ） 0.6兆円 ・児童への医療費助成（含む小学生以上への助成0.2兆円） 0.4兆円
商工費	7.2兆円	・制度融資 5.4兆円
教育費	3.9兆円	・学校給食費 0.7兆円 ・私立高校助成費 0.2兆円 ・学校施設管理（小中高） 0.4兆円
衛生費	3.3兆円	・廃棄物対策事業（産業廃棄物対策・ゴミ収集等） 0.9兆円 ・公立病院等 0.3兆円
総務費	3.5兆円	・税務徴収費（含むふるさと納税関係経費0.5兆円） 0.9兆円 ・庁舎管理 0.3兆円
その他	2.7兆円	

（施策横断的な経費）

情報システムに
要する経費 等



（注）金額は都道府県・市町村の純計額
（出所）地方単独事業（ソフト）の決算額の状況「歳出小区分別決算額（令和5年度）」をもとに作成

◆「地域デジタル社会推進費」（令和3年度創設）により想定される取組例

- ・デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援
- ・条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

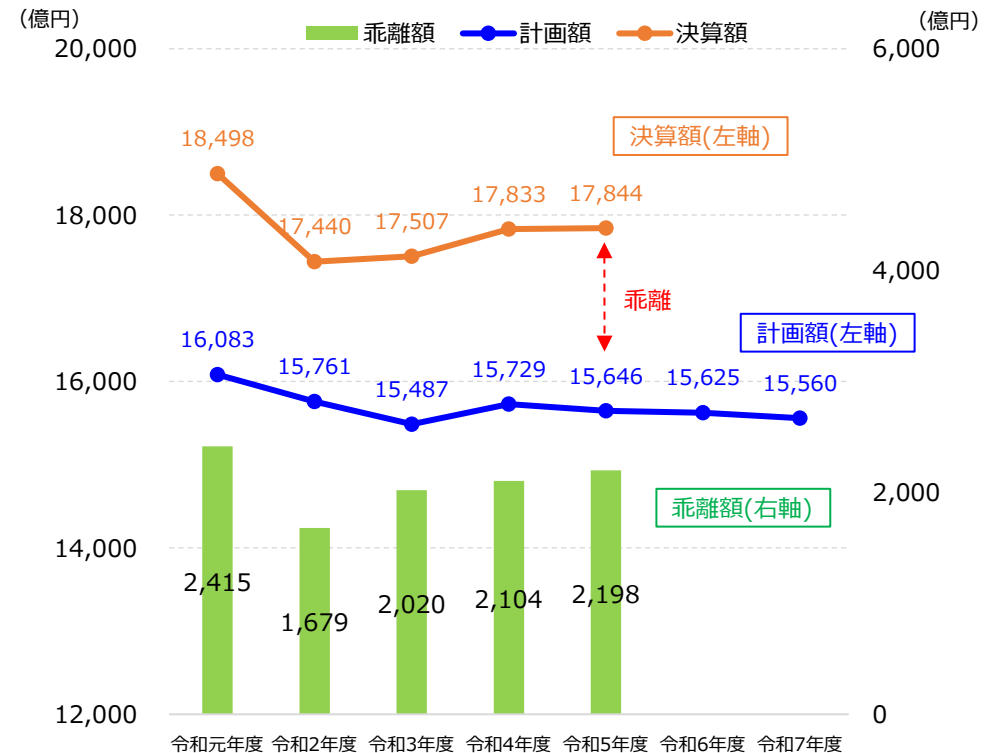
- ・地域におけるデジタル人材の育成・確保
- ・中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援 等

- **手数料・使用料の金額**については、それぞれ、地方公共団体がその判断により条例で定めることが基本であるが、**全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料**については、**政令で手数料の標準額が定められており、当該標準額については、人件費単価や物価水準の変動などの状況を勘案し、定期的に見直し**が行われてきたところ。
- 足元における給与改善による人件費単価の変動や物価水準の変動の状況等を踏まえ、**手数料の標準額を適切に見直した上で、地方財政計画に適切に反映**していく必要。
- また、**手数料・使用料の地方財政計画における計上額**については、**例年、決算額との乖離**が生じており、**決算と比較して0.2兆円程度少ない水準**になっている。地方公共団体における独自財源の確保に向けたインセンティブにも配慮しつつも、**手数料・使用料の地方財政計画における計上額を適正化し、決算額との乖離の是正**を図っていく必要。

◆近年の手数料の標準額（地方公共団体の手数料の標準に関する政令）の改定状況（直近10年間）

改正政令の施行日	政令改正の主な内容
令和6年4月1日	・ 物件費等の増加や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定
令和4年4月1日	・ 人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定
令和元年10月1日	・ 消費税率引上げ(8%→10%)の影響や、直近の人件費・物件費等の変動を加味して改定
平成30年4月1日	・ 人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定
平成26年4月1日	・ 消費税率引上げ(5%→8%)の影響や、直近の人件費・物件費等の変動を加味して改定

◆手数料・使用料の地財計画計上額と決算額の推移

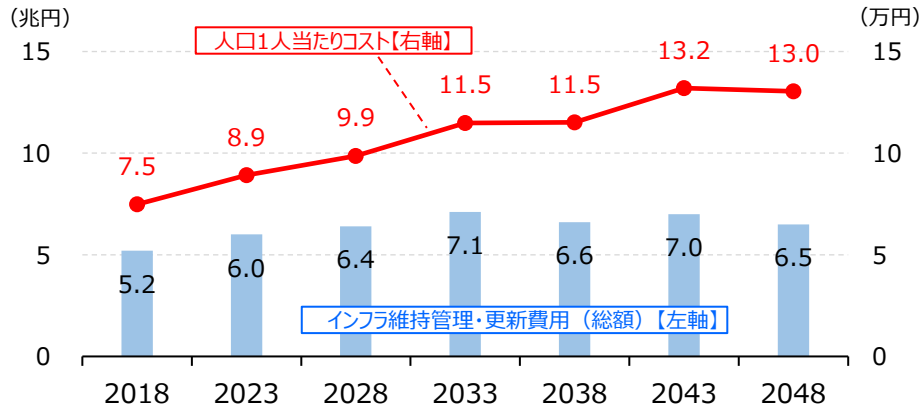


(出所) 総務省「地方財政統計年報」

(注) 決算額については、高等学校等就学支援金交付金（公立分）及び保育所使用料相当額を含まない。

- 今後、**人口減少やインフラの老朽化**に伴い、**人口1人当たりのインフラコストが増加**していく見込み。各地方公共団体において、限られた人員・予算の中で効率的にインフラ・公共施設の維持管理を行うためには、**既存の行政区域に拘らない広域的な視点でインフラのマネジメントを行っていくことが重要**。
- 具体的には、**複数の地方公共団体・エリア**において、**包括的民間委託等による広域的・分野横断的な維持管理の導入等**により、**発注業務の効率化や維持管理に係るコストの効率化などを推進**していくことが重要。

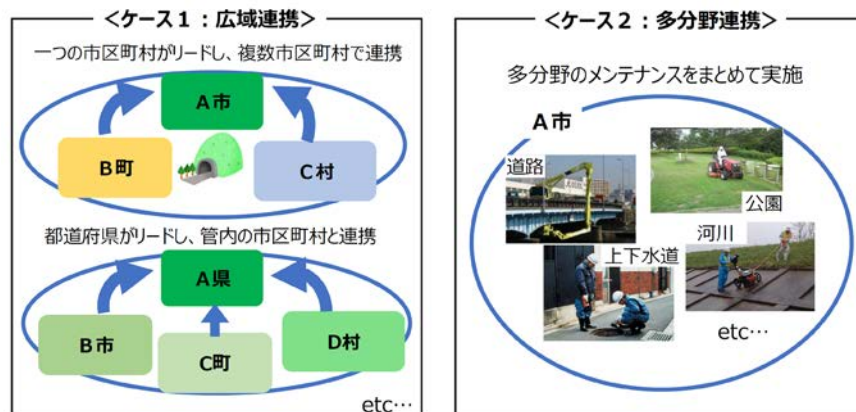
◆インフラ維持管理・更新費用の人口1人当たりコスト



(注) 今後の維持管理・更新費用は予防保全を行った場合。

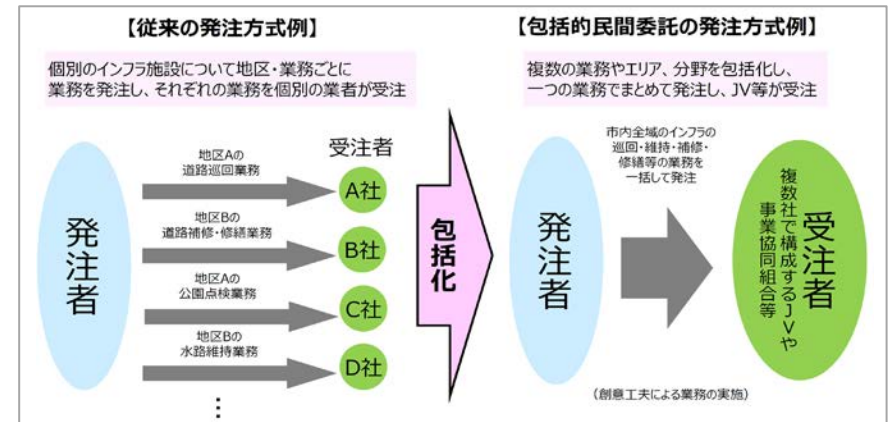
(出所) 総務省統計局「人口推計（平成31年4月報）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）、国土交通省資料を基に作成。

◆広域的なインフラマネジメントのイメージ



(出所) 国土交通省資料

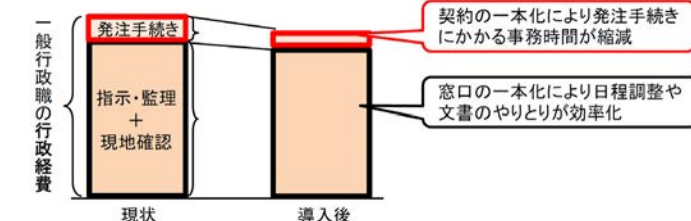
◆包括的民間委託の概要



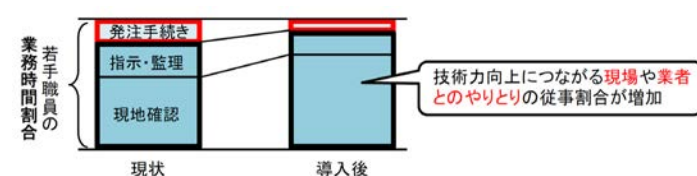
(出所) 国土交通省資料

<包括的民間委託の導入により期待される効果>

✓ 行政経費の変化



✓ 若手職員の業務時間割合の変化



(出所) 国土交通省「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」（令和5年3月）

○ 今後、人口減少により公共施設等の利用需要も減少していくことが見込まれる中、各地方団体においては、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施していく必要があり、自団体のみならず、隣接する団体を含む広域的な視野をもって公共施設等の統廃合等に取り組んでいくことも重要。

○ また、各地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画においては、公共施設等の適正管理に取り組むことによる効果額を設定することとされている。当該計画において見込まれる効果額について、計画策定後においても進捗管理を徹底するとともに、その進捗や達成状況を踏まえてPDCAを回すことにより不断の見直しを実施し、維持管理・更新等に要する費用の更なる抑制を進める必要。

(注) 公共施設等総合管理計画には、各自治体における維持管理・更新、統廃合、長寿命化などの公共施設等の管理に関する基本的な考え方や、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み、計画に基づく対策を反映した場合の効果額等を記載することとされている。

◆ 複数の自治体が連携した公共施設の集約化の例（秋田県・秋田市）

- ・ 県民会館と市文化会館を廃止し、それぞれの機能を集約した施設を県と市が共同で整備することにより、それぞれ単独で建て替えるよりも、整備費と運営管理コストを縮減。（延床面積約▲4%減少）



（出所）第33次地方制度調査会第16回専門小委員会（令和5年7月20日）配布資料

● 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和5年10月10日改訂）

- 第一 総合管理計画に記載すべき事項
- 第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項
 - 一～四 略
 - 五 市区町村域を超えた広域的な検討等について
総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。
また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。
 - 六 略
- 第三 その他

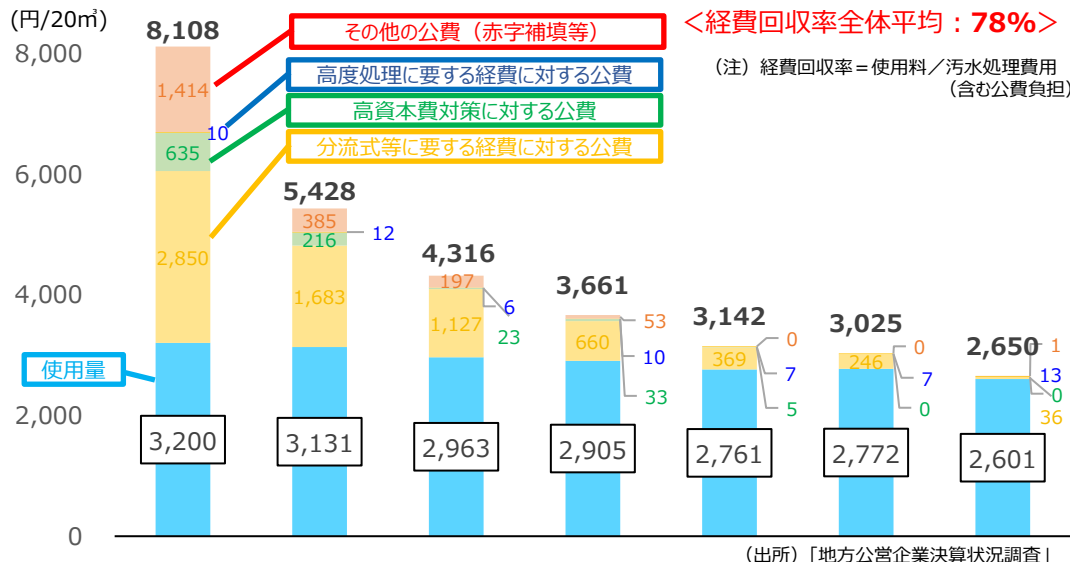
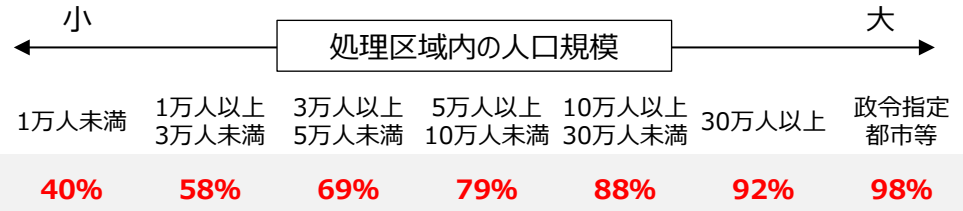
◆ 各都道府県の公共施設等総合管理計画において示された効果額の例

	耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込み	計画における対策を反映した見込み	対策等の効果額（削減額） ※数値目標
岩手県	【公共施設】 ・約7,206億円(30年) 【インフラ】 ・約1兆7,241億円(30年)	【公共施設】 ・約6,050億円(30年) 【インフラ】 ・約8,646億円(30年)	【公共施設】 ・▲約1,156億円（30年） 【インフラ施設】 ・▲約8,595億円（30年） ※学校施設を除く延床面積をR22までにR2比で85%となるよう見直し
千葉県	【庁舎・学校等】 ・約758億円/年(25年) 【社会基盤施設等】 ・約1,795億円/年(25年)	【庁舎・学校等】 ・約390億円/年(25年) 【社会基盤施設等】 ・約1,377億円/年(25年)	【庁舎・学校等】 ・▲約368億円/年（25年） 【社会基盤施設等】 ・▲約418億円/年（25年） ※30年間で延床面積を15%削減
岐阜県	【建物】 ・8,171億円(30年) 【インフラ】 ・19,253億円(30年)	【建物】 ・7,520億円(30年) 【インフラ】 ・10,723億円(30年)	【建物】 ・▲650億円（30年） 【インフラ】 ・▲8,530億円（30年） ※建物の使用年数の延長（建築後50年間→65年間）等により、令和20年度までに必要と考えられる建物に要する経費の総額を30%程度削減
鳥取県	【公共建築物】 ・約6,897億円(40年) 【土木インフラ】 ・5,910億円(40年)	【公共建築物】 ・約6,331億円(40年) 【土木インフラ】 ・約4,978億円(40年)	【公共建築物】 ・▲約566億円（40年） 【土木インフラ】 ・▲約932億円（40年） ※30年間でH27末施設数617を10%減 ※30年間で延床面積145万㎡を5%減

（出所）総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等」とりまとめた一覧表（令和6年3月31日現在）」

- 公営企業繰出金の中で**最もシェアが大きい下水道事業**（R7地財計画計上額1.2兆円）については、「**雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入**で賄う」との原則（**雨水公費・汚水私費**）が掲げられている。
- しかし、足元において、**汚水処理に要する費用**を使用料で賄っている割合（経費回収率）は、特に、**処理区域内の人口規模の小さい事業者で低い水準**となっており、**大部分が各自治体の公費**により賄われている状況。
- 各自治体の公費負担を抑制していくため、「**汚水私費**」の原則を踏まえ、**使用料の適正化を徹底**していくとともに、**汚水1単位当たりの処理費用が処理区域内の人口が多いほど低下する傾向**があることを踏まえ、**広域化・共同化の取組を着実に進め、施設更新費や維持管理費の効率化**を図っていく必要がある。
- また、地方財政計画における**下水道事業の繰出金計上額**を見ると、**例年、決算との乖離**が生じていることから、この原因を分析した上で、**地方財政計画に適切に反映**していく必要。

◆人口規模別の汚水処理費用・回収率（R6決算）



◆下水道事業における広域化・共同化の事例（秋田県）

- 法定協議会を組織し、流域下水道を核とした「施設の共同化」「汚泥処理の広域化」「管路維持管理の共同化」等の取り組みを推進。

関係団体 秋田県、7市、5町、1組合

事業の定量的効果

- ・ 県北地区：し尿処理施設等更新費+20年間処分費 ⇒ **約40億円縮減**
- ・ 県南地区：現有施設更新費+20年間維持管理運営費 ⇒ **約26億円縮減**

【県北地区広域汚泥資源化事業】

【県南地区広域汚泥資源化事業】

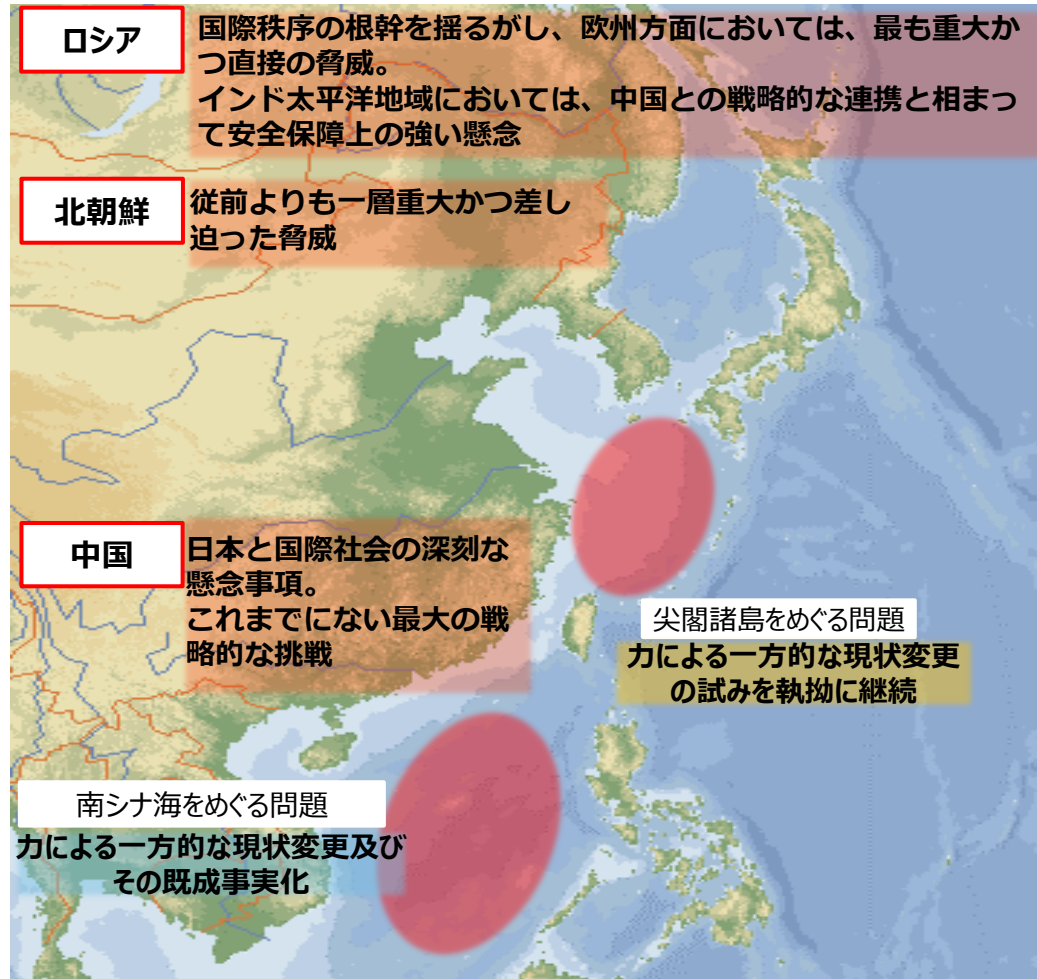


◆下水道事業に係る繰入金の決算額と地方財政計画額の推移

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
計画額	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3
決算額	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2
乖離	▲0.14	▲0.17	▲0.20	▲0.16	▲0.14	▲0.06

（出所）「地方公営企業決算状況調査」、総務省「地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（注）決算額については繰出基準内の繰入金

- 日本の周辺国等は軍事力を増強しつつ、軍事活動を活発化しており、日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増している。最近では、周辺国等による領空侵犯、弾道ミサイル発射、大規模な軍事演習が行われるなど、更なる情勢変化が生じている。
- 自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると各国等に認識させる抑止力が必要であり、同盟国・同志国との協力・連携を強化しつつ、日本の防衛力を強化していくことは喫緊の課題となっている。



ロシアの領空侵犯に対し、空自の戦闘機が初めてフレアによる警告を実施（令和6年9月）



北朝鮮による弾道ミサイルの発射（令和6年10月等）



中国による台湾周辺での軍事演習（令和7年4月等）

中国東部戦区公表動画



- 国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）では、我が国周辺での軍事増強の動きに加え、
- ・ サイバー空間、海洋、宇宙空間、電磁波領域等において自由なアクセスやその活用を妨げるリスクが深刻化し、サイバー攻撃等が平素から行われ、有事・平時の境目が曖昧になっていること
 - ・ 軍事目的遂行のために軍事的な手段と非軍事的な手段を組み合わせるハイブリッド戦が想定されること
 - ・ サプライチェーンの脆弱性、重要インフラへの脅威の増大、先端技術をめぐる主導権争い等も安全保障上の主要な課題となっており、安全保障の確保のために経済的手段が一層必要とされていること
- などが指摘されており、防衛力のみならず、外交力・経済力等も含む総合的な国力を活用する方針が掲げられている。

◆国家安全保障戦略（抄） （令和4年12月16日閣議決定）

こうした目標を達成するためには、地政学的競争、地球規模課題への対応等、対立と協力が複雑に絡み合う国際関係全体を俯瞰し、**外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を最大限活用して、国家の対応を高次のレベルで統合させる戦略が必要である。**このような視点に立ち、我が国の安全保障に関する最上位の政策文書となる国家安全保障戦略を定める。本戦略は、**外交、防衛、経済安全保障、技術、サイバー、海洋、宇宙、情報、政府開発援助（ODA）、エネルギー等の我が国の安全保障に関連する分野の諸政策に戦略的な指針を与えるものである。**

◆高市内閣「基本方針」（抄） （令和7年10月21日閣議決定）

日本の国益を守るため、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す。**外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を強化しつつ最大限活用し、我が国の平和と安全、繁栄、国際社会との共存共栄を推進する。**

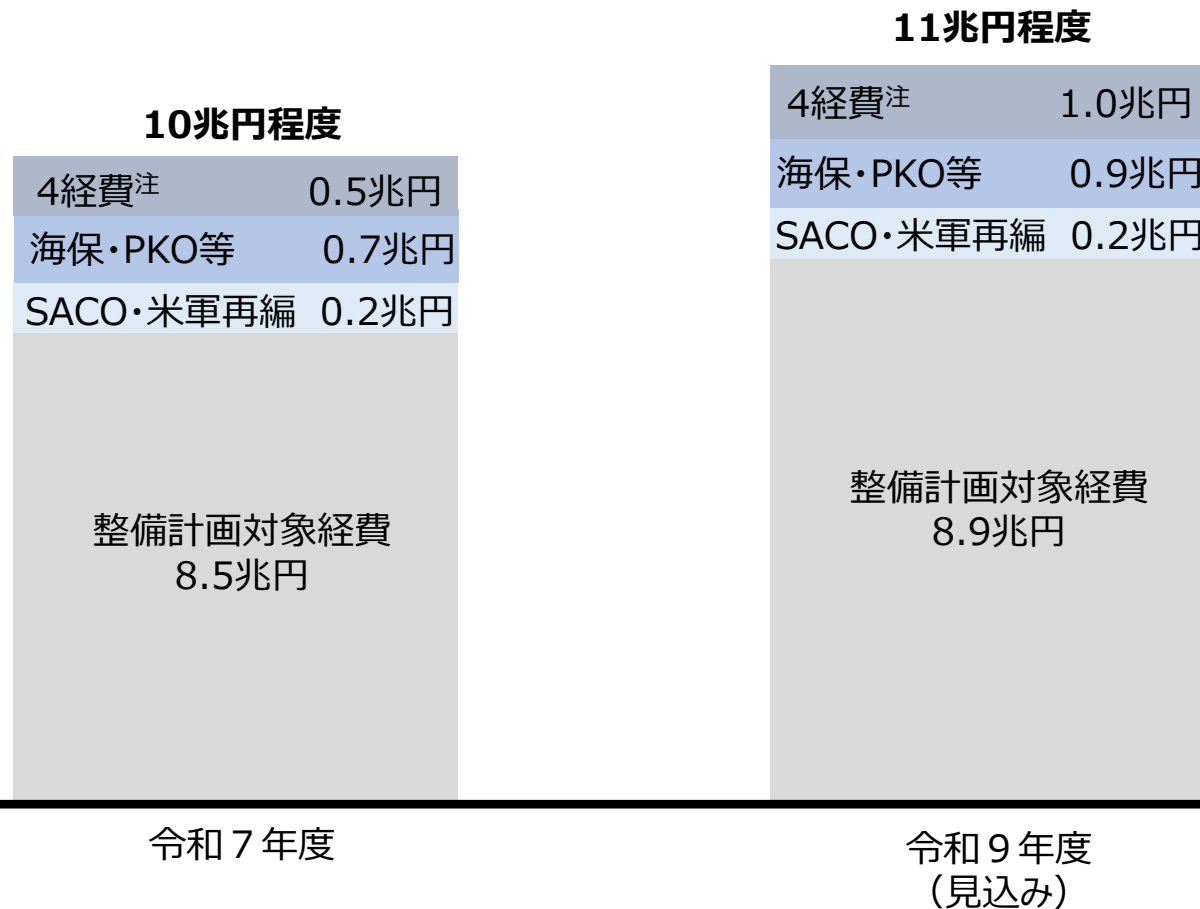
◆サイバー空間や宇宙空間も活用する統合作戦のイメージ



（出所）防衛省「令和7年版 日本の防衛－防衛白書－」

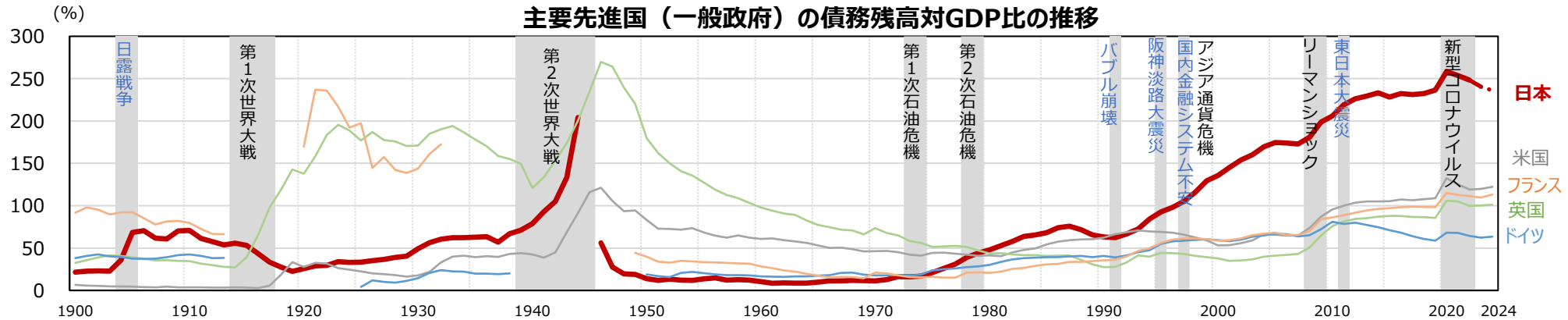
- こうした中、国家安全保障戦略では、「2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2％に達するよう、所要の措置を講ずる」とされている。
- 具体的には、いわゆる補完4経費（研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、抑止力の向上等のための国際協力）をあわせて、2027（令和9）年度には安全保障に関連する経費を11兆円程度まで増額することとしている。

※ この「対GDP比2％水準」については、補正予算と合わせて、令和7年度中に前倒して措置を講じる方針が示されている。



注） ①研究開発、②公共インフラ整備、③サイバー安全保障、④抑止力の向上等のための国際協力

- 有事の際、経済面において持続的な対応能力を確保するとともに、大幅な財政需要の拡大に対応していくためには、平時において、経済・財政面の体質強化を図っていく必要。特に、債務残高対GDP比が高い日本では、金利上昇に伴う利払費の負担が高まる可能性に留意する必要がある。

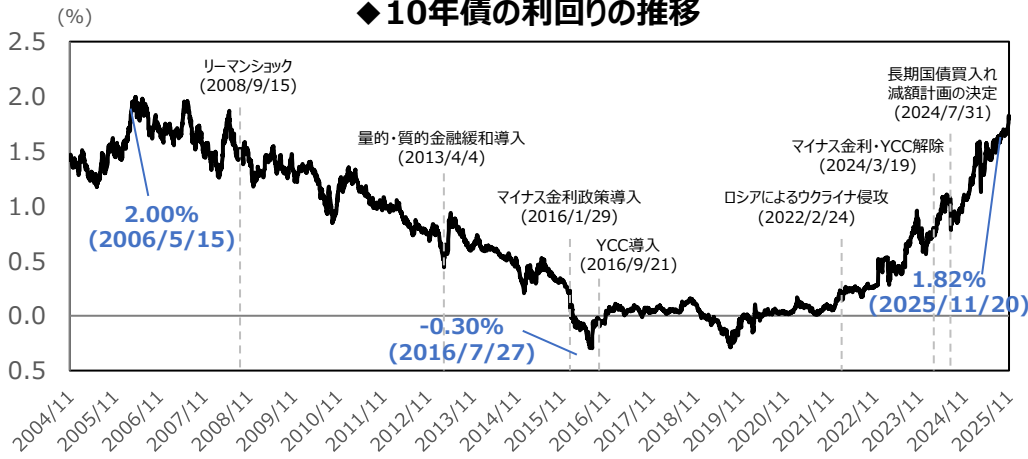


(出所) IMF “Historical Public Debt Database”, “World Economic Outlook”

(注1) 日本の1945年、米国の1979年、ドイツの1914年～1949年及び1976年、並びにフランスの1914年～1919年、1933年～1948年及び1978年～1979年については元データが欠落しているためグラフに表示されていない。

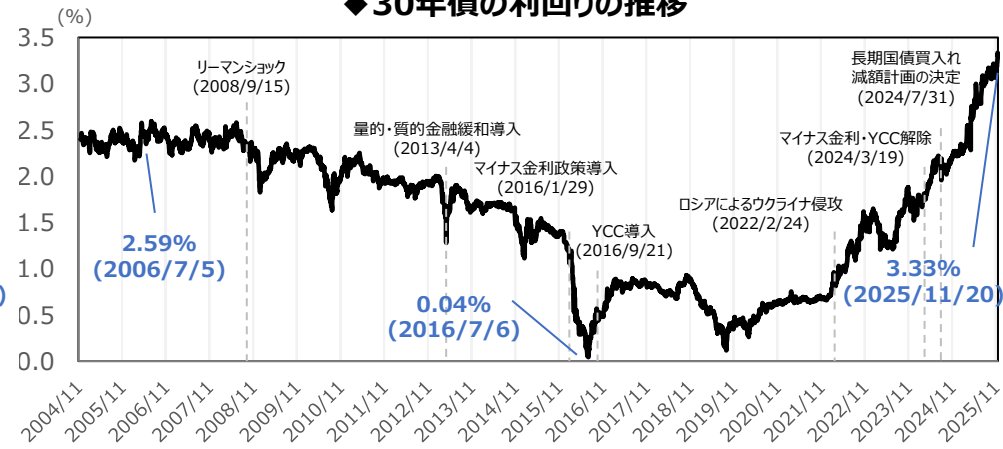
(注2) 日本は、2024年が推計値。

◆10年債の利回りの推移



(出所) 財務省「国債金利情報」(注) 利回りは、流通市場における固定利付国債の実勢価格に基づいて算出した半年複利金利。

◆30年債の利回りの推移



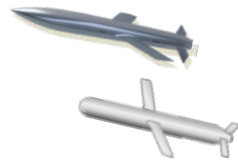
◆国家安全保障戦略(抄) (令和4年12月16日閣議決定)

我が国の経済は海外依存度が高いことから、有事の際の資源や防衛装備品等の確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、国際的な市場の信認を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要となる。このように我が国の安全保障の礎である経済・金融・財政の基盤の強化に不断に取り組む。このことは、防衛力の抜本的強化を含む安全保障政策を継続的かつ安定的に実施していく前提でもある。

- 防衛力整備計画（令和4年12月16日閣議決定）においては、新しい戦い方に対応するために必要な能力として、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるよう「スタンド・オフ防衛能力」「統合防空ミサイル防衛能力」を整備するほか、「無人アセット防衛能力」「領域横断作戦能力」など7つの柱を掲げており、この方針に沿って、各年度の予算編成を行っている。

スタンド・オフ防衛能力

攻撃されない安全な距離から相手部隊に対処する能力を強化



指揮統制・情報関連機能

迅速かつ的確に意思決定を行うため、指揮統制・情報関連機能を強化



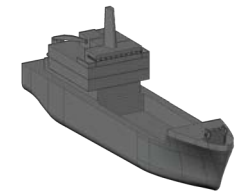
統合防空ミサイル防衛能力

ミサイルなどの多様化・複雑化する空からの脅威に対応するための能力を強化



機動展開能力・国民保護

必要な部隊を迅速に機動・展開するため、海上・航空輸送力を強化
これらの能力を活用し、国民保護を実施



無人アセット防衛能力

無人装備による情報収集や戦闘支援等の能力を強化



持続性・強靱性

必要十分な弾薬・誘導弾・燃料を早期に整備、また、装備品の部品取得や修理、施設の強靱化に係る経費を確保



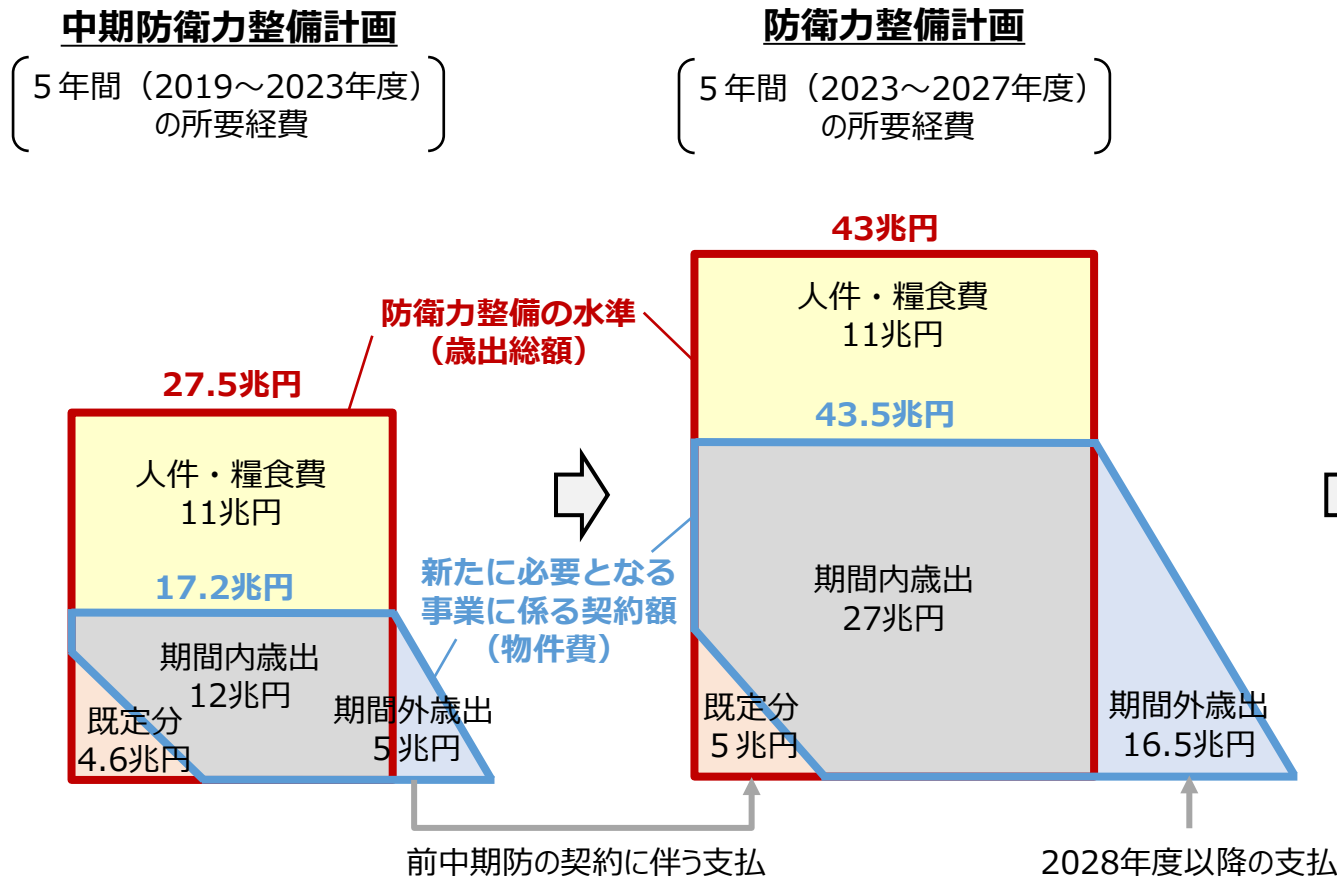
領域横断作戦能力

全ての能力を融合させて戦うために必要となる宇宙・サイバー・電磁波、陸・海・空の能力を強化



（出所）防衛省・自衛隊「なぜ、いま防衛力の抜本的強化が必要なのか」に基づき財務省作成。

- 防衛力整備計画（2022年12月16日閣議決定）における、2023年度から2027年度までの5年間の防衛力整備の水準は**43兆円程度**、新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、**43.5兆円程度**。
- いずれも2018年12月に閣議決定された中期防衛力整備計画と比して大幅に増加（歳出総額：対前計画＋15.5兆円（1.6倍）、契約額：対前計画＋26.3兆円（2.5倍））。

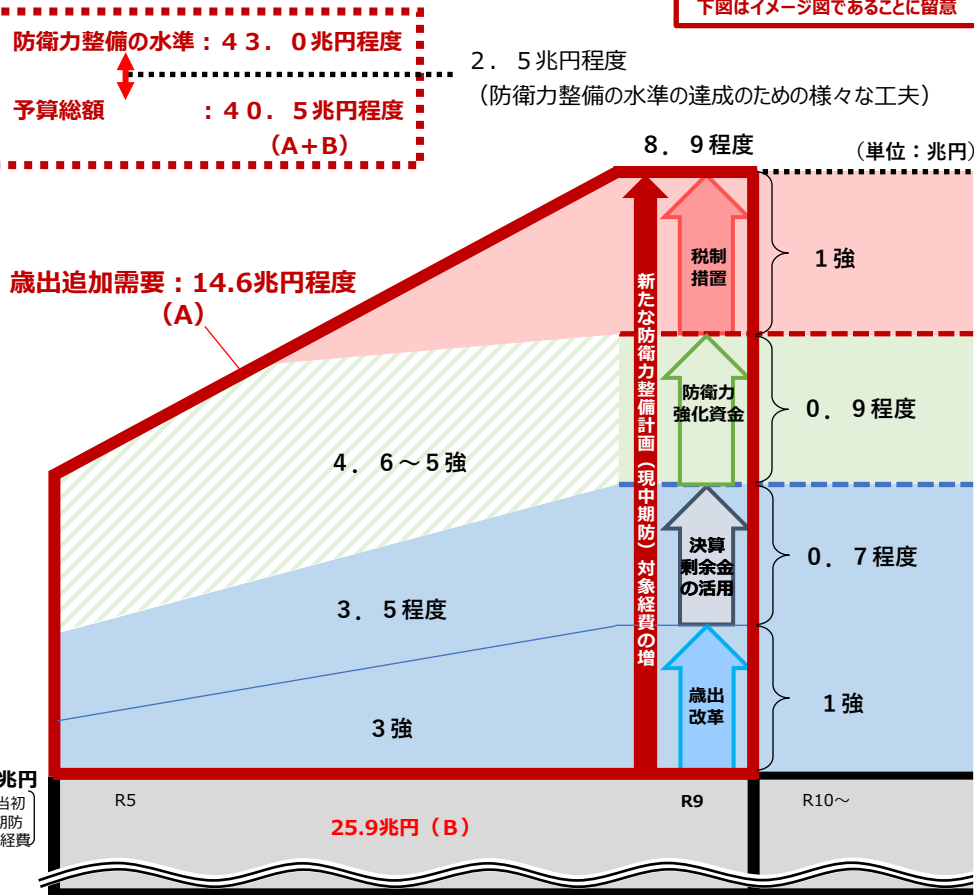


その後の整備計画においては、これを適正に勘案した内容とし、2027年度の水準を基に安定的かつ持続可能な防衛力整備を進める。

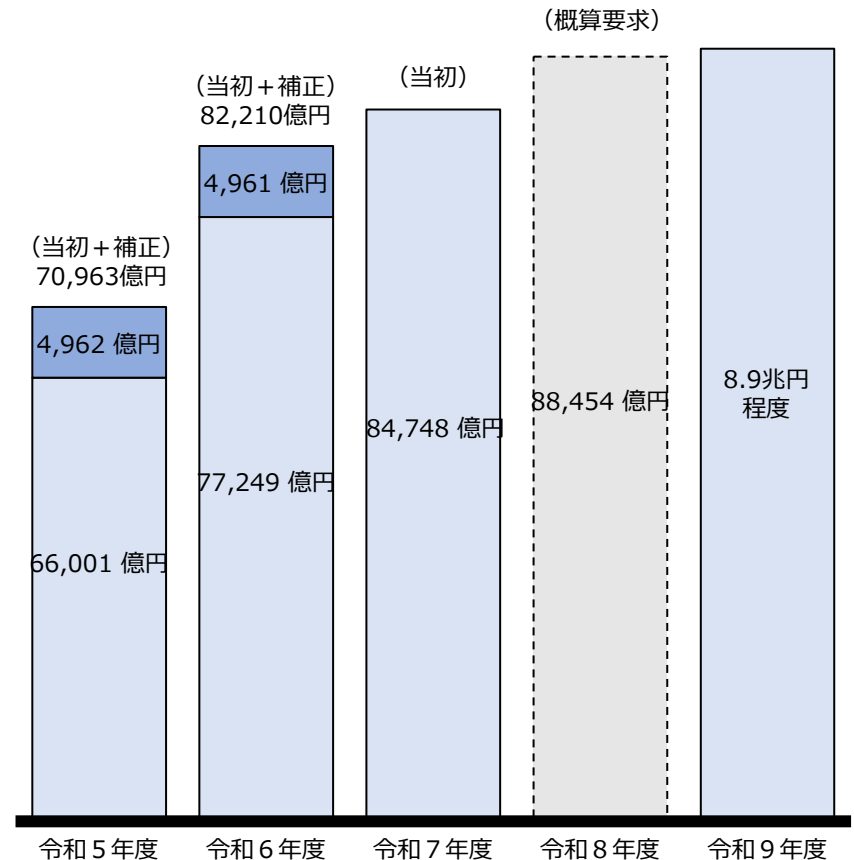
- 防衛力整備計画の計画期間 5 年間の 4 年目となる令和 8 年度予算編成においては、
- ① 引き続き既定の方針に沿って財源を手当てするとともに、
 - ② 為替や物価の変動がある中でも、防衛力整備の一層の効率化・合理化を図りながら、防衛力の抜本的強化を図りつつ、計画で定められた経費の総額を堅持していく必要。

<新たな防衛力整備計画に関する財源確保について>

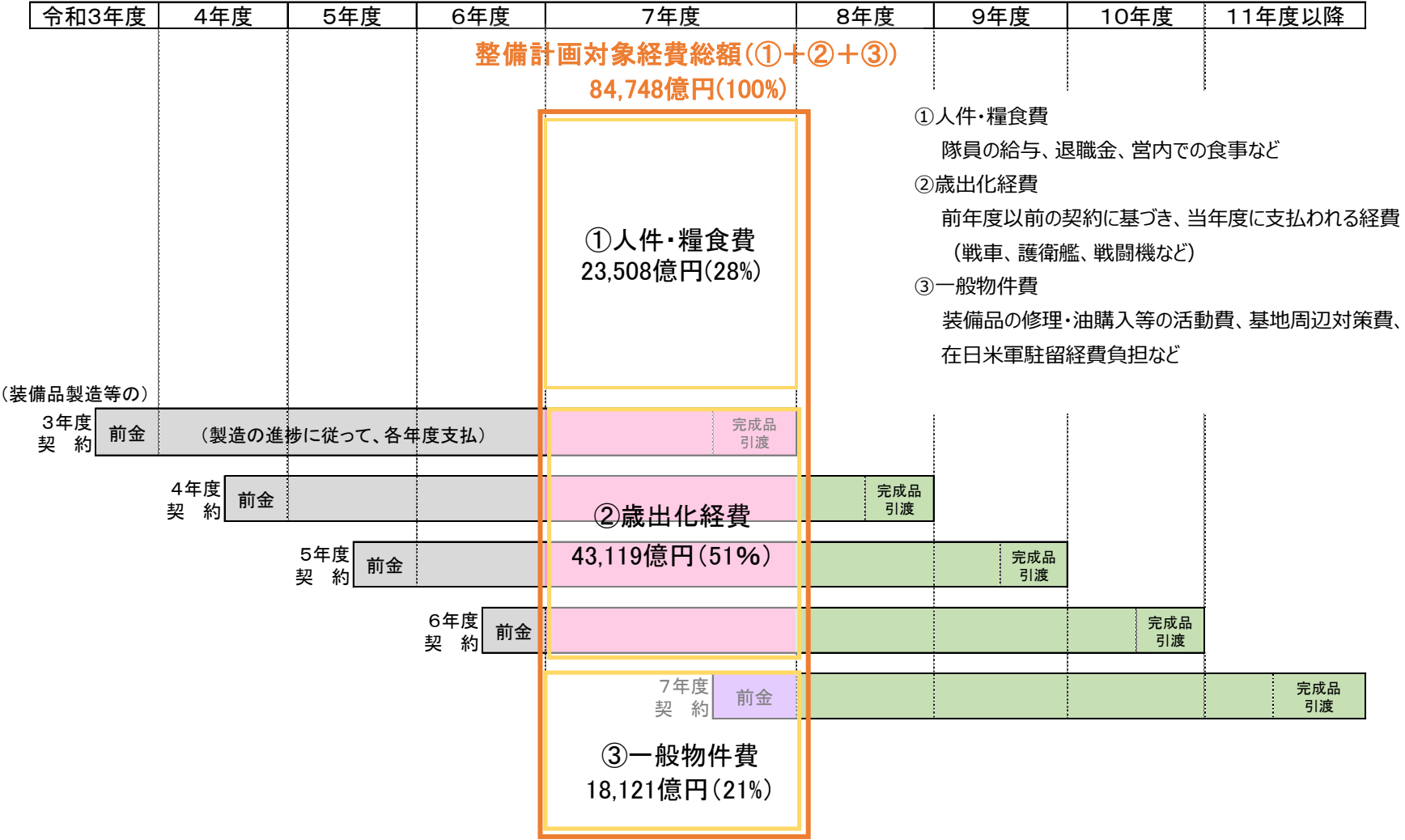
下図はイメージ図であることに留意



<防衛力整備計画期間における予算措置・概算要求の状況>



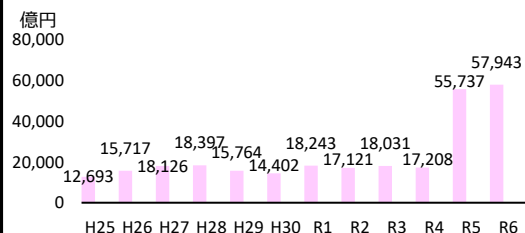
防衛予算の構造のイメージ



- 我が国の防衛力を抜本的に強化するためには、大幅に増加する予算を効果的・効率的に活用していくことが重要。
- 防衛装備品は、市場価格の存在しないものが多いという特殊性があり、原価を積み上げた価格をベースに調達することが多い（原価計算方式）。競争が働かないこの方式のもとでも企業が効率化を進める意欲を持つような仕組みづくりが必要。
- 中長期的に防衛装備品の能力向上を図っていくために、防衛技術に係る研究開発は重要な要素。その際、「研究ありき」ではなく、研究成果を防衛装備品の開発に繋げていくための仕組みづくりも課題。
- 防衛生産・技術基盤の維持・強化も重要であり、防衛産業における官民連携のあり方についても検討が必要ではないか。

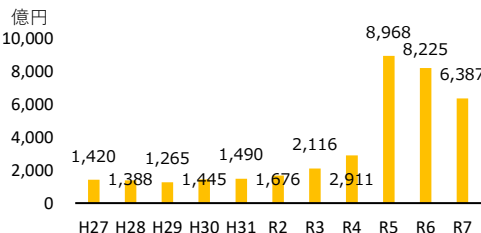
防衛産業の現状

◆ 防衛省中央調達の推移



（注）中央調達とは、防衛装備庁が主要な装備品・役務を一元的に調達するもの。
（出所）防衛省資料に基づき財務省作成。

◆ 防衛技術に係る研究開発費の推移



防衛力強化のためには、増加する防衛装備品の調達・研究開発の効果的・効率的な実施が不可欠。また、防衛産業の維持・強化のための官民連携のあり方も課題。

調達関係

- ・装備品は、「原価計算方式」による調達が多い。これには、**企業にとってはコストをかけた方が利益が増える側面**があることが課題。
- ・加えて、「原価計算方式」の基準は、**透明性が不足**。

研究関係

- ・研究成果が装備品開発に繋がっていない場合がある。
- ・**研究終了後に育っていく技術の取りこぼしをなくし、研究委託・補助先に研究成果へのコミットメントを求めていくことが課題。**

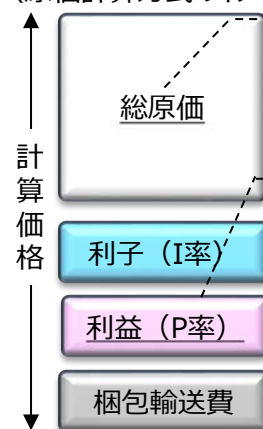
官民連携

- ・諸外国では、**防衛産業における官民連携の枠組み**が存在。

今後の主な改革の方向性

調達関係

（原価計算方式のイメージ）



① 適正なコスト水準の設定（総原価関係）

- ・「コストデータバンク」を活用することで、事業者間の原価を比較し、適正なコスト水準を算定することで、効率化のインセンティブとすべき。

② QCD評価の適正化（P率関係）

- ・P率の算定にはQuality・Cost・Delivery評価を採用しているが、透明性を確保しながら、水準（5～10%）の妥当性を検証していくべき。
- ・基準内容の曖昧さをなくすとともに、コストデータバンクに係る原価情報の開示度やコスト削減額に応じて、企業努力の評価を行うべき。

研究関係

- ・研究を「やりっ放し」にせず、適切にフォローアップする仕組みを整えるべき。
- ・研究委託・補助先のインセンティブとなる契約の仕組みを検討するべき（懸賞金制度、報奨金制度など）。
- ・研究継続の可否について、厳格かつ透明性のある審査を行うべき。

官民連携

- ・諸外国の事例も参考に、防衛産業の維持・強化のための官民連携のあり方について、多様な形態を検討していくべき。

- 防衛装備庁は、装備品等の調達を適正かつ効率的に遂行していくこと等を任務として平成27年に設立され、本年で創設10年目を迎える。設立前から、原価等の適正性の検証の手段として「コストデータバンク」の整備が重要な課題とされてきたが、データ移行の遅延等により運用開始が遅れ、本年7月によりやく運用が開始された。
- 既契約分の一部データは収集途上であるため、継続的なデータの充実が必要。その上で、今後はコストデータバンクに蓄積された情報を活用することで、事業者間を比較して適正な原価を算出する公共料金の取組例も参考にしながら、類似部品のコストを企業間で比較し、適正なコスト水準を算出するための仕組みづくりを通じて、効率化を進めるインセンティブとするべきではないか。

◆防衛装備庁の任務

- ・「防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、**研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする**」（出所）防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第36条
- ・「防衛装備庁においては、**装備品等の調達に際して、より適正かつ効率的に遂行していけるよう、入札を含め契約の公正性・透明性の一層の確保及びコスト管理の徹底を図るとともに、職員に対する教育の充実等にも取り組んでいくこと**」（出所）防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第39号）衆・附帯決議
- ・「より適正な取得価格を独自に積算し、契約価格の妥当性の説明責任を果たすために必要となる、**防衛装備品調達に係るコストデータベースを企業の協力の下に構築すること（略）の仕組みについても検討する**」（出所）防衛生産・技術基盤戦略（平成26年6月防衛省作成）

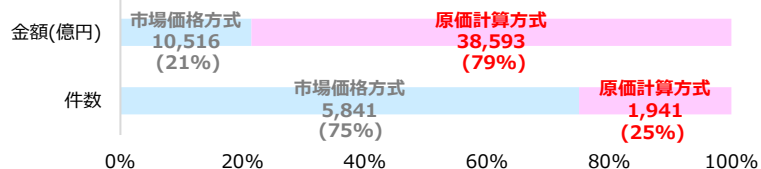
◆原価計算方式の概要・課題

- ・予定価格は、原則として「市場価格方式」により計算し、**これにより難しい場合は、「原価計算方式」で計算した価格を基に算定**。
（出所）調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）
- ・原価計算方式の課題は、「企業側にとってみれば、原価が大きいほど多くの利益を得られることになり、**コストダウンに対するインセンティブを損なう側面**を有している」点。
（出所）平成25年版防衛白書

【市場価格方式】（衣類、靴等が対象となるイメージ）
市場価格その他売買の基準となる価格を基準として算定する方式

【原価計算方式】（航空機、戦車等が対象となるイメージ）
価格の構成要素について、企業会計原則等を援用して算出する方式

（参考）令和6年度防衛省中央調達における実績（注）FMS調達の実績を除く。

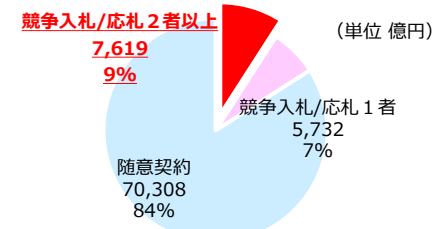


（出所）防衛省資料に基づき財務省作成。

◆応札の状況

- ・競争契約は限定的であり、**その中でも二以上の応札は全体の9%。**
- ・競争が働きづらく、原価計算方式の課題が顕在化しやすい構造。

（参考）令和5年度防衛省における調達の応札状況

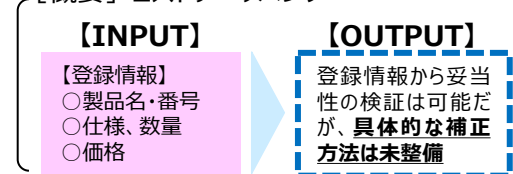


（出所）令和7年度防衛省調達改善計画に基づき財務省作成。

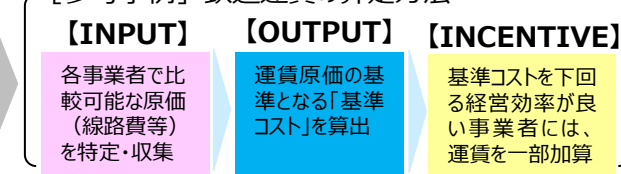
◆適正なコスト水準について

- ・コストデータバンクに蓄積されたコストを活用して、過去の契約内容から予定価格を補正すること自体は現在でも制度上可能だが、**その具体的な補正方法は定まっていない。**
- ・これに対し、公共料金の一部では、複数事業者で比較する原価を特定の上、その基準コストを算出する「ヤードスティック方式」を採用（＝**事業者間を比較して原価を補正する具体的な方法がある**）。

【概要】コストデータバンク

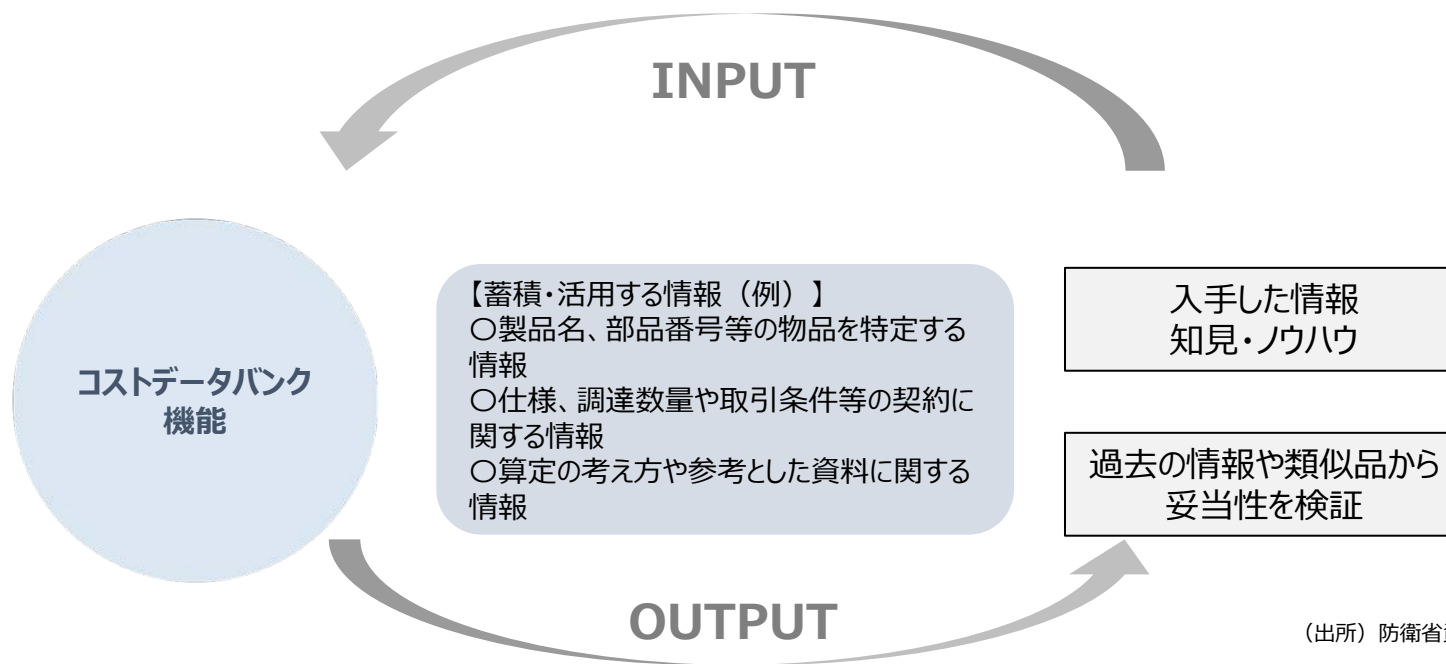


【参考事例】鉄道運賃の算定方法



（出所）「JR旅客各社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領」等に基づき財務省作成。

- ✓防衛装備品等調達システム（DEPS）の機能の１つ。
- ✓原価計算業務、原価監査業務、原価調査業務等における価格情報等をコストデータバンクへ保管・蓄積することで、過去の情報等を容易に参照し、事後の予定価格算定業務の支援に資する機能として実装。



（出所）防衛省資料に基づき財務省作成。

（補足）現行制度上、予定価格の基となる計算価格については、契約予定相手方の見積資料を審査の上、コストデータバンクの情報を活用して、適当と考えられる価格に補正することは可能だが、その補正方法について特段の決まりはない。

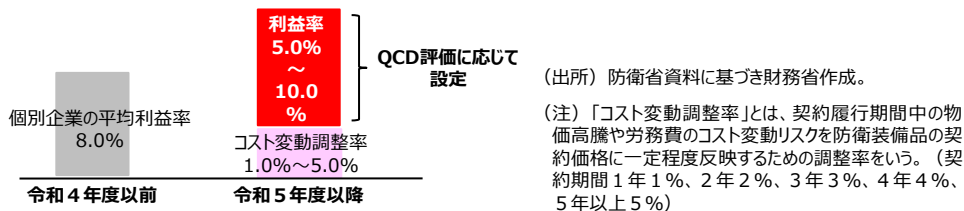
○調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）

第7条（2）計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のない場合は、契約予定相手方から提出された見積資料を審査の上、調達物品等の数量、納期等を考慮して適当と認められる数値を適用して計算価格を計算することができる。

- 装備品調達における原価計算方式では、総原価にP率（利益率）を乗じて予定価格を算出。P率について、品質・コスト・納期（Quality・Cost・Delivery）に係る企業努力を評価し、5%～10%を各社に付与する仕組みを令和5年度に導入。
- まず、QCD評価により設定されるP率については、予定価格が推定されないよう留意しつつ、検討プロセスの透明性を確保の上、5%～10%とする根拠、各社への割当て状況など、水準設定の合理性を不断に検証するべきではないか。
- また、評価の公表基準については例えば以下のような課題があり、必要な対応を講じるべきではないか。
 - ・ 公表から算定までの期間が短く、企業に行動変容を促すことができているか不透明。
 - ・ 定性的な内容が多く、定量的に判断できる内容の増加が必要。例えば、コストデータバンク登録のための原価情報の提供状況や実際のコスト削減額について、定量的な確認を前提に重みをつけた評価基準とし、これを公表するべきではないか。

◆QCD評価導入の背景・理由

- ・ 防衛事業には高度な機能や保全措置が求められ、多大な経営資源の投入が必要となる。P率の算定にQCD評価を実施することで、企業努力を反映。



◆P率の透明性に関する課題

- ・ 防衛省には、契約制度を議論する契約制度研究会が設置されているが、議論に用いた資料は非公開であり、**透明性の確保が課題**。
- ・ これは、原価計算を行う他制度（薬価、鉄道運賃等）と対照的。

（参考）契約制度研究会について

※ 防衛省「契約制度研究会の議事内容の公開について」より抜粋

1. 及び2. （略）
2. 議事要旨は防衛省ホームページに掲載する。
3. 資料は、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は、**特定の者の不利益を及ぼすおそれがあるものについては、公開しない。**

◆P率の水準に関する課題

- ・ QCD評価に基づくP率の設定水準（5%～10%）には、**明確な根拠がない**。
- ・ **企業への配分の偏りを補正する制度も用意されていない**（すべて最大値の10.0%評価になるおそれ）。

（参考）P率の水準に関する議論内容

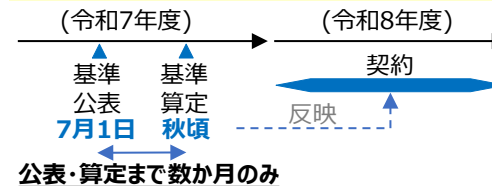
※ 第38回契約制度研究会（令和5年5月19日）議事要旨より抜粋

（委員発言）「従前は標準利益率だからその状況に応じたものができたが、5～10%という風に絶対的な数字をベースにしてしまうと、**経済的な展開によってはその状況に合わないような場合が出てくるのではないか。**」

◆QCD評価の公表基準に関する課題

- ・ QCD評価の基準は、毎年度公表されているが、企業に予定価格の推定をされないよう、**細かな採点基準・配点等は非公表**。公表基準には**例えば以下の課題**がある。

課題①：企業の行動を促す期間が短い。



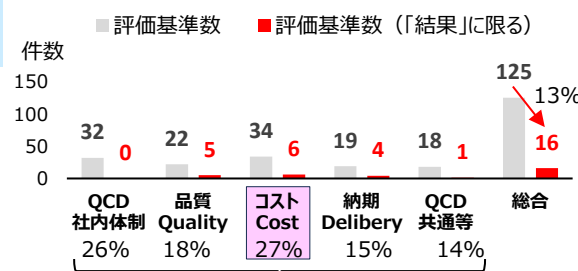
課題②：定性的内容が多い。

【公表基準に記載される主な内容の例】
 「不適合時の対応」（Quality）
 「コスト管理の状況」「総原価低減」（Cost）
 「業績評価及び職場環境に係る従業員のモチベーション向上のための取組」（QCD共通）
 （出所）令和8年度に適用する標準個別経費率における利益率の算定基準

課題③：「結果」に分類される基準項目

（「総原価低減」等）が少ない。また、QCDの基準数はほぼ横並びであり、コストに評価上の重み付けがない見え方。

（参考）令和8年度評価基準数の分類



総基準数に占める各項目の基準数の割合

（出所）防衛省資料に基づき財務省作成。

課題④：コストデータバンクへの協力度に応じた加点について記載なし。原価情報の開示度に応じて加算する他制度（例：薬価制度）と対照的。

（参考）薬価の例（開示度に応じた加算）

- ・ 類似薬がない場合は、原価（原材料費、製造経費等）を積み上げて薬価を算定。
- ・ **開示が可能な原価の開示度（開示度）に応じて、加算率に差を設ける運用。**

開示度	80%以上	50～80%	50%未満
加算係数	1.0	0.6	0

$$\text{加算額} = \text{価格全体} \times \text{加算率} \times \text{加算係数}$$

（加算前価格）（0～120%）（0～1）

（出所）中医協薬価専門部会（令和7年6月25日）に基づき財務省作成。

- 防衛省は、防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能を強化するため、先端的研究事業を通じて、民間技術を活用した革新的・萌芽的技術の発展・育成を行ってきたが、これまで装備品の開発に繋がった実績はなく、国民の目に見える成果を生み出していくことが必要。
- そのためには、研究を「やりっ放し」にせず、研究終了後の状況を体系的に把握するためのフォローアップの仕組みを設けることで、研究結果を最大限生かすよう取り組むべきではないか。その上で、研究委託・補助先のコミットメントを高めるため、得られた成果に対して報酬やインセンティブを与える方法の導入も考えるべきではないか。また、成果の見込みが低いものについては、中間評価での事業終了や予算額の減少等を厳格かつ透明性をもって運用するなどの対応を行うべきではないか。
- その中でも、「ブレイクスルー研究」は、高リスクであるにもかかわらず、評価や選定に関する具体的な運用基準等が定められていないまま、研究テーマの選定が進んでいる状況であり、早急に運用体制を整えることが不可欠。

◆先端的研究事業の内容

①安全保障技術研究推進制度

大学等における革新的・萌芽的な技術についての基礎研究を公募する制度

(H27～) (R7・114億円)

②先進技術の橋渡し研究

民生分野で得られた研究成果等の中から、革新的な装備品の研究開発に資する有望な先進技術を育成し、防衛用途に取り込むための制度

(R2～) (R7・175億円)

③ブレイクスルー研究

チャレンジングな目標にリスクを取って果敢に挑戦し、将来の戦い方を大きく変える機能・技術をスピード重視で創出していく制度

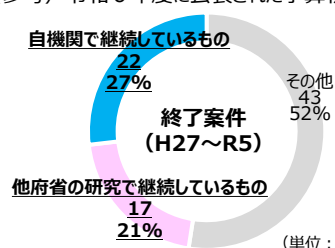
(R6～) (R7・201億円)

(注) 上記予算額はいずれも契約ベース

◆フォローアップの課題

- ・令和6年度に公表された予算執行調査によれば、安全保障技術研究推進制度の研究終了事業（82件）のうち、**継続事業（48％）のフォローアップができていなかった**。
- ・令和6年度以降、終了案件をすべてフォローアップするよう運用が改められているが、防衛装備品に繋がるか否かの判断項目やフォローアップ期間など、**運用方法が制度化されていない**。

(参考) 令和6年度に公表された予算執行調査の内容（安全保障技術研究推進制度）



左記の継続事業（39件）について、「将来的に防衛分野での研究開発につながりうる成果を挙げているか」という観点からのフォローアップ調査はできていなかった。

(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。

◆研究先・補助先のコミットメント向上の課題

- ・先端的研究事業では、委託・補助先の大学や企業等において**自己負担が生ずることがない**。特に、安全保障技術研究推進制度は、「防衛装備品にすぐに適用可能な研究を求めているものではありません」「研究の内容に介入するためのものではありません」と公に示す等、**成果への関与が難しい特性**。
- ・他分野では、**成果へのインセンティブを設ける研究制度も存在**。

(参考) 懸賞金制度

様々なアイデアやアプローチをコンテスト形式により競わせ、目標水準以上の成果を上げた上位数者に賞金を支払う。

[イメージ]

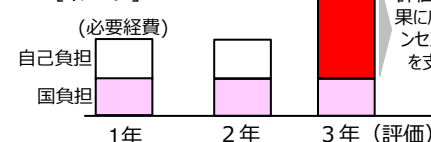
- 1位 懸賞あり (1000万円)
- 2位 懸賞あり (500万円)
- 3位 0円
- 4位 0円

目標水準

(参考) インセンティブ制度

委託又は補助において、必要経費の一定額を支払いつつ、評価のタイミング等において、成果に連動したインセンティブを支払う。

[イメージ]

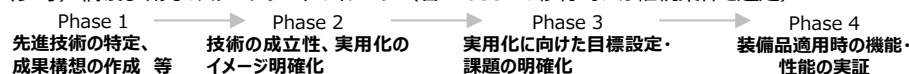


(出所) 第5回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 (2022年3月) に基づき財務省作成。

◆中間評価・ブレイクスルー研究の運用体制の課題

- ・安全保障技術研究推進制度では、**中間評価37件中1件のみ中止（～R5）**。ステージゲートがある先進技術の橋渡し研究と対照的（55件中13件が中止）。
- ・ブレイクスルー研究では、既に先導研究を開始しているが、**本格研究への移行時におけるステージゲートの設定基準など、運用体制が十分に整っていない**。

(参考) 橋渡し研究のステージゲートのイメージ (各Phaseへの移行時には継続案件を選定)



(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。

- 諸外国においては、防衛産業における官民連携の枠組みが存在。こうした事例も参考にしながら、防衛産業の維持・強化のための官民連携のあり方について、多様な形態を検討していくべきではないか。

◆アメリカ

装備移転における手数料の徴収

- ・ 米国のFMS※は、米国防省が契約主体となって相手国政府とやり取りする際に、装備品自体の価格に加え、手数料（調達見積価格の3.2%など）を含めて価格を設定。
- ・ 当該手数料は相手国政府と交渉を行う国防安全保障協力庁の人員の人件費等に充てられる。

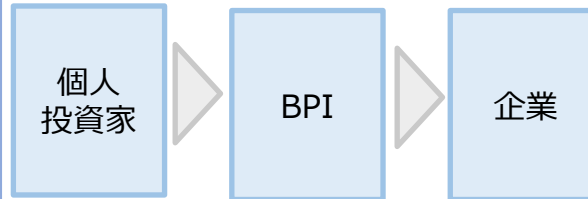
（※） Foreign Military Sales：同盟国など米国政府が認める武器輸出適格国に限って防衛装備品や役務の提供を有償で行うもの。



◆フランス

個人投資家の資金を活用し防衛産業を支援

- ・ 防衛産業の資金調達を改善させることを目的に、公的投資銀行BPIによるリテール向けのファンド設立を発表。
- ・ 調達目標額は4億5000億ユーロであり最低500ユーロから出資可。



（注）2025年9月時点での公表情報による。

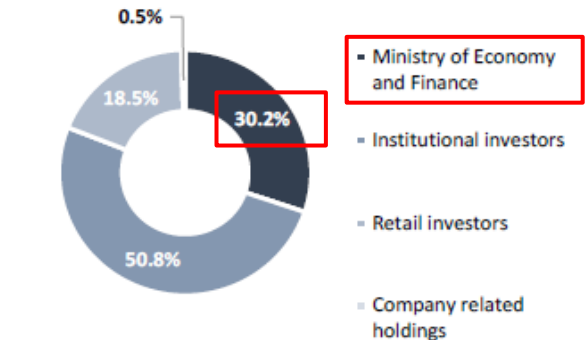
◆イタリア

国が防衛大手企業に出資

- ・ イタリア政府は、国内防衛企業大手Leonardo社の株式を約30%保有し※1、配当収入を得ている。
- ・ Leonardo社の好調な業績や株価上昇を反映して配当額は近年増加傾向にあり、2024会計年度のイタリア政府の配当収入は約150億円超※2程度と推定される。

（※1） イタリア政府により戦前に創設された産業復興公社がLeonardo社の前身であるSocietà Finanziaria Meccanica Finmeccanica社を創設したことによるもの。

（※2） Leonardo社の発行済株式総数、政府保有比率、直近の為替レートを基に機械的に試算。

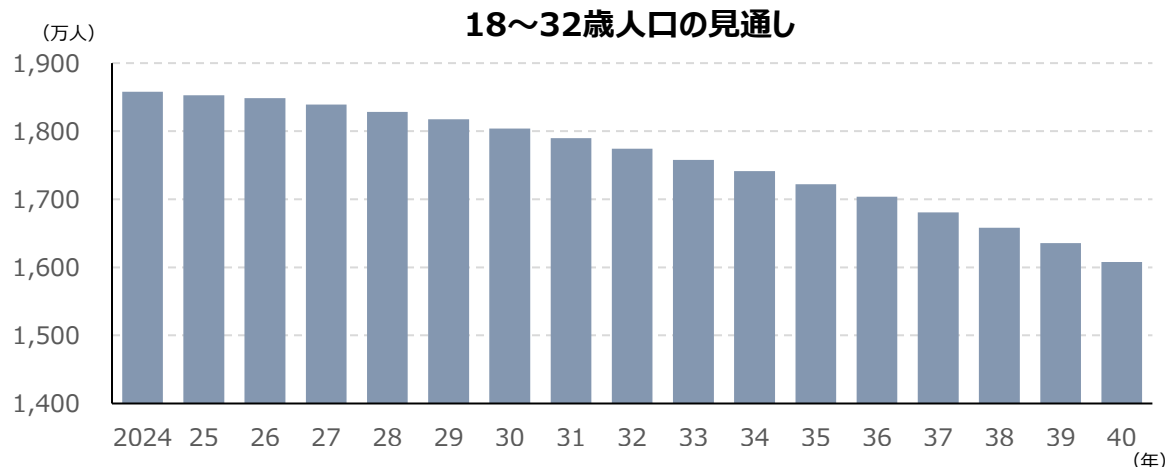


（出所） Leonardo SPA “Integrated Annual Report 2024”

◆「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」（防衛省設置）報告書（抄）（令和7年9月19日）

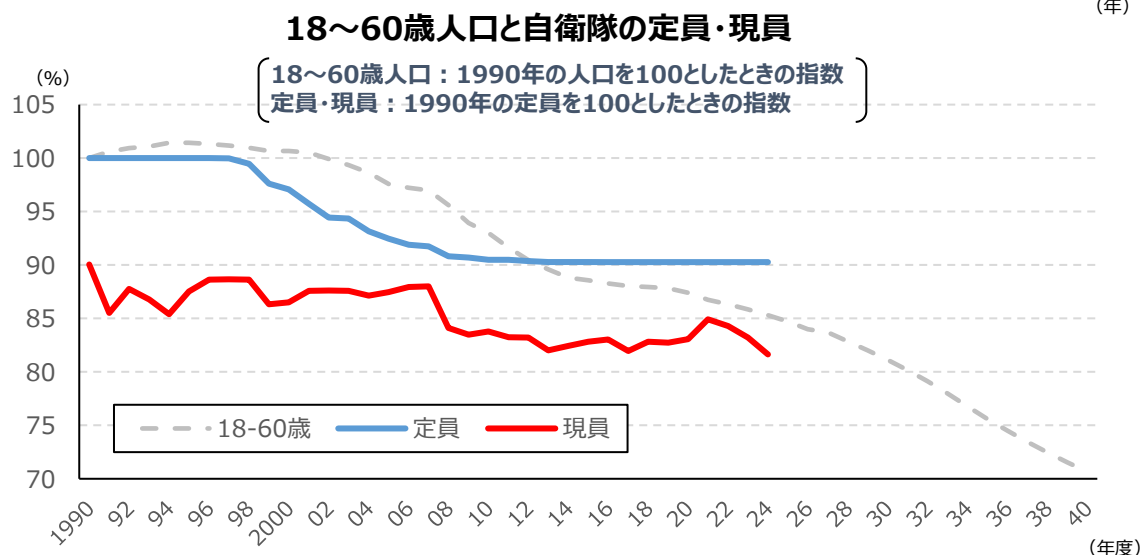
産業と防衛の連携を促進するため、例えば、国がコントロールしつつ民間資金や投資を呼び込むための「防衛公社」の設立といったアイデアや、公的な防衛ファンドの設立により個人投資家の小口出資を原資に防衛産業支援を実施しているフランスの事例も含め、海外の事例等も参考にしながら、多様な資金確保のモデルも検討すべきである。

- 今後若年人口が減少することが見込まれ、精強性を担保するために必要な若い労働力が希少となっていく中であっても、自衛隊の人的基盤を確保するためには、①自衛官の処遇や勤務環境の改善に取り組むとともに、②無人・省人化やAIの活用等による部隊の高度化、隊員が担うべき業務を整理した上でのアウトソーシングの推進等を効率的に実施することに加え、組織全体のスリム化を含めた最適化を不断に行いながら、防衛力を強化していく必要。



防衛力整備計画（抄） （令和4年12月16日閣議決定）

I 計画の方針
5 防衛力の抜本的強化に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、**組織定員と装備の最適化を実施**するとともに、効率的な調達等を進めて大幅なコスト削減を実現してきたこれまでの努力を更に強化していく。あわせて、**人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底していく。**



「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」（防衛省設置） 報告書（抄） （令和7年9月19日）

防衛力を支える組織構成の面では、上記の**人口動態を踏まえれば、現実的に現在と同水準の人的規模を維持することはほぼ不可能であり、DX、無人アセット、AIの積極的活用や、部外力の一層の活用などを通じて、無人化・省人化を進めていくことが必要**である。自衛隊の業務のうち、自衛官でしか出来ない分野を特定し、必要であれば組織改革をしつつ、部外力を最大限に活用し、民間に委託した業務が平時及び有事において機能するよう、業務が継続的かつ確実に遂行できる契約や制度面での枠組みを検討すべきである。その上で算出された各自衛隊に必要な人員の確保については、国の責務として政府を挙げて継続的に取り組むべきである。

- ## ◆防衛省・自衛隊の任務拡大



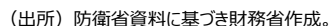
(注1) 令和7年度は上記のほか、任用一時金引上げ等の新設・拡充を行っており、これらを含めると合計30超となる。

(注2) 特殊勤務手当：著しく危険、不快その他著しく特殊な勤務の特殊性に応じて支給される手当。

(注3) 自衛官独自の手当：パイロットや艦船乗組員等に従事する隊員等の職務の複雑・困難性を評価して支給される航空手当、乗組手当、落下傘降陸手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当を指す。

(出所)「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」(令和6年10月25日)資料に基づき財務省作成

◆自衛官の人数及び充足率



具体的には、現代に相応しいリーダーシップを身に着けた自衛官を養成し、特に異世代のマネジメントに必要なスキルに焦点を当てて、自衛隊のマネジメントに必要な能力の見直しや教育を強力に推進する。また、**自衛隊が組織として目指す方向を明文化し、心理的安全性や自衛官一人ひとりのエンゲージメントの高い組織づくりを推進**する。こうした取組を推進することにより、**人の組織である自衛隊としてハラスメントを許容しない環境を構築していく**。加えて、ハラスメントが隊員相互の信頼を失わせ精強性を揺るがすものであることを踏まえ、ハラスメントに関する基準を明確化するだけでなく、時代に即した適切な基準を維持するため社会情勢や業務量の変化などを踏まえ、**見直しの必要性を不断に検討**していく。そして、隊員一人ひとりによる咀嚼と実践に努め、組織内に基準を浸透させる。

- 自衛官はその職務の特性上、若年定年制（一般の公務員の定年年齢を下回る定年）がとられており、こうした制度から生じる不利益を補うことを目的とした給付金（若年定年退職者給付金）が支給されている。本制度については、令和８年度からの施行を目指し、その水準の引上げや支給制限の仕組みに関する緩和措置等が検討されている。
- 就労意欲等に与える影響を踏まえて支給制限を緩和する場合、その影響に関するエビデンスを検証するとともに、複数年分の支給を特定年の所得に基づいて一括して行う現行制度を見直し、所得水準の変化をより丁寧に反映する制度とすべきではないか。

◆自衛官の定年

	将	将補	1佐	2佐	3佐	1尉	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹
S29	58	55	53	50	50	48	45	45	—	—	45	40	40
H2	60	60	55	54	54	53	53	53	53	53	53	53	53
R6	60	60	58	57	57	56	56	56	56	56	56	55	55

定年者数の約 2 割
定年者数の約 7 割

（注）一般の公務員の定年年齢は65歳（令和４年度は60歳。令和５年度から２年に１歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度に65歳）。また、自衛官のうち、統・陸・海・空幕僚長の定年は62歳、医師・歯科医師、音楽職種、警務官等の定年は60歳。

◆制度概要

項 目	概 要
支給対象者	自衛官として引き続いて２０年以上勤務し、定年等により退職した者
支給額	退職時俸給月額を基礎として算定する一時金 【60歳まで】 自衛官の若年定年年齢と60歳との差１年につき退職時俸給月額の６か月分を支給することを基本 ※ 退職後最初の４月又は10月に第１回目を支給し、退職翌年の所得を踏まえ退職の翌々年の８月に第２回目を支給（複数年分の支給の可否を退職翌年の所得のみで判定） 【60歳以降】 60歳と一般の国家公務員の定年年齢との差１年につき退職時俸給月額の3.45か月分を支給することを基本 ※ 60歳到達後最初の４月又は10月に第１回目を支給し、61歳の年の所得を踏まえ62歳の年の８月に第２回目を支給（複数年分の支給の可否を61歳の所得のみで判定）

（出所）防衛人事審議会「第２回処遇・給与部会」資料（令和７年３月28日）に基づき財務省作成。

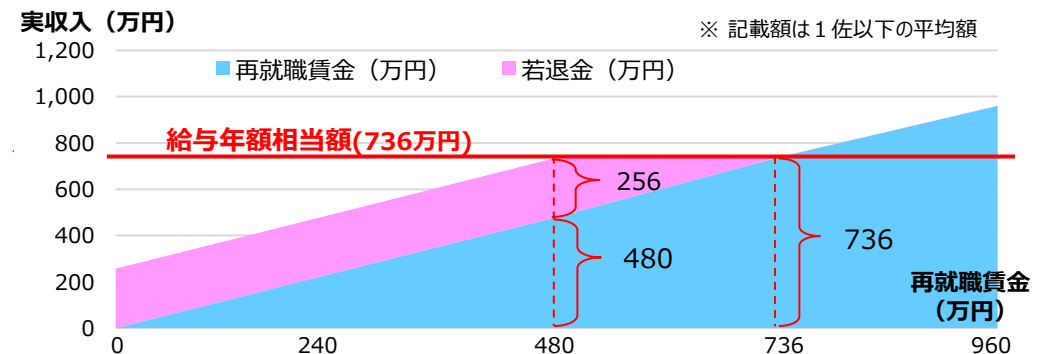
◆自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針（抄） （令和６年12月20日）

再就職先の拡充及び再就職賃金などの充実を図りつつ、これまで以上の充実した生涯設計を確立し、自衛官の若年定年退職後も安心して生活できるよう、部外の専門家の意見を踏まえ、**令和８年度から施行することを目指し、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げを検討する。**その際、施行前後で大きな不公平感が生じないように留意する。

◆若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ等に関する中間提言（抄） （令和７年８月25日）

Ⅴ 若年定年退職者給付金の給付水準その他の課題と今後の検討の方向性
(2) **若年定年退職者給付金の支給を制限する仕組みに関する措置**
（中略）**支給制限の仕組みに関する何らかの緩和措置の必要性は理解できる**ところ、この支給制限の在り方に関し、若退金の目的、支給制限の現状及び給付水準の引上げを行った場合の影響、定年退職までの自衛官としての勤務に対する評価などを踏まえ、**支給制限の仕組みに関する措置の合理性を含め、引き続き具体的な分析・検討を進めていくことが必要**と考える。

◆支給制限の仕組みに関するイメージ

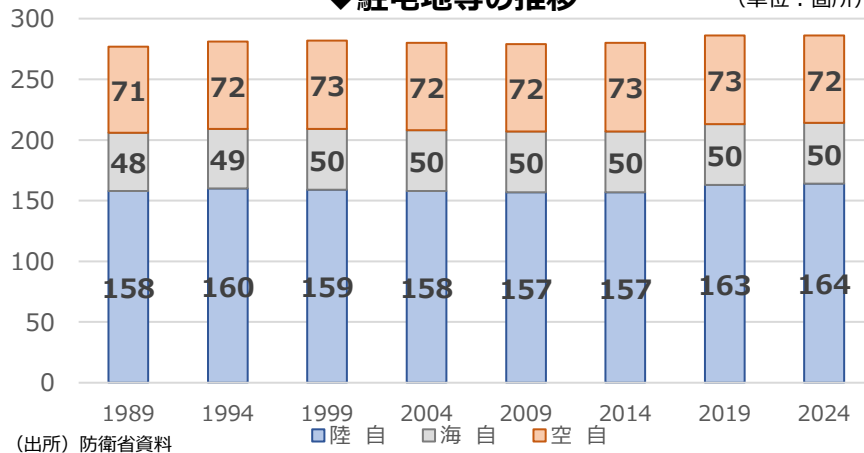


（出所）防衛人事審議会処遇・給与部会「若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ等に関する中間提言」（令和７年８月）

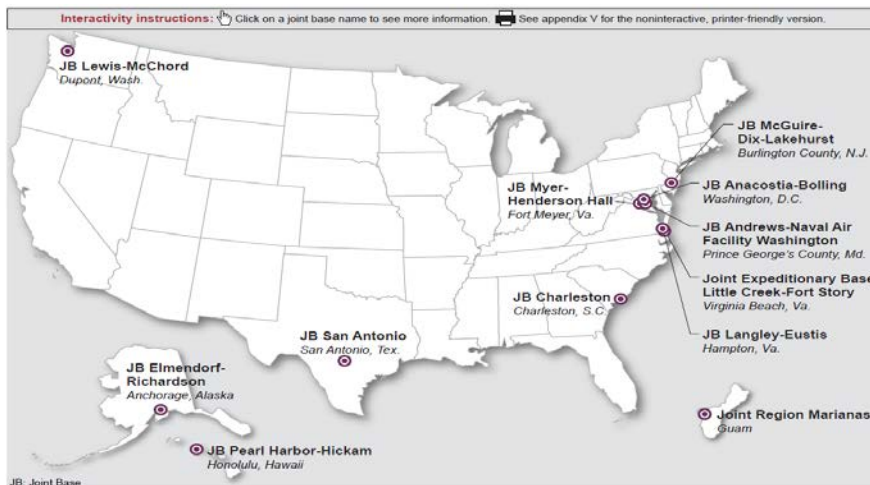
- 自衛隊の現員数は減少傾向にある一方で駐屯地等の数は横ばい又は微増傾向。自衛隊においては陸・海・空自の一体的な統合運用に向けた取組が進められているが、例えば、米国では統合運用を進める中で、陸・海・空の軍種をまたいだ基地（ジョイントベース）の設立による基地の統廃合が進められた。
- より機動的かつ効率的な部隊運用を可能とする観点から、与党・有識者から提言されている中間司令部の見直しや、災害派遣や地元経済等において自衛隊が果たす役割を踏まえた既存部隊の見直しといった自衛隊組織のスリム化を検討していくべきではないか。

◆駐屯地等の推移

（単位：箇所）



◆米国内のジョイントベース（12箇所）



（出所）US Government Accountability Office “DOD JOINT BASES Implementation Challenges Demonstrate Need to Reevaluate the Program”（2014年9月）

◆ジョイントベース創設のメリットの事例

- ・ 統合軍による相互運用性の向上
- ・ 少ない費用でより優れた軍隊をもたらす多機能、複合的、多軍種の軍事施設
- ・ 訓練能力及び展開能力の向上と訓練資源のより有効な活用

（出所）US Environmental Protection Agency “2005 DEFENSE BASE CLOSURE AND REALIGNMENT COMMISSION REPORT”（2005年9月）

◆自由民主党 安全保障調査会提言

「戦略3文書の防衛力の抜本的強化と統合運用の進捗を踏まえた提言」（抄）

（令和7年6月6日）

4. 直面する課題と政府への提言

（4）組織・定員

進化する戦い方、領域横断の重要性の増大、厳しい自衛官の採用状況に鑑みれば、令和7年3月に創設された統合作戦司令部を中核とする新たな統合運用体制の中で、運用面のみならず運用を支えるあらゆる分野において従来の陸海空の縦割りから脱却することが不可欠である。

この認識の下、方面総監部・地方総監部・航空方面隊の担任区域の統合や機能の大胆な見直しを通じて、中間司令部の数を減らし、統合作戦司令部の一元的な指揮の下で、少ない結節により陸海空自衛隊が有機的に行動できるような、真に効率的・効果的な組織構造を実現するとともに、このような取組等により第一線で活動する要員を確保すること。

◆「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」（防衛省設置）報告書（抄）

（令和7年9月19日）

組織構成の見直しに当たっては、統合作戦司令部の発足やAIの導入・無人化の進展を踏まえ、最適な運用を実現できるよう、統合幕僚監部を中心に実戦的な検証を行った上で、中間司令部や既存部隊を抜本的に見直す等、組織のありかたを不断に見直すべきである。

- ロシアによるウクライナ侵略以降、イスラエルによるガザ地区軍事作戦など中東情勢も不安定。東アジアでは、中国が力による一方的な現状変更の試みを強化。米国ではトランプ政権が成立し、新たな外交・経済政策が打ち出されている。
- 戦後最も厳しく複雑な**安全保障環境**と称されるとおり、国際関係が激変する中で、我が国の外交を、**柔軟かつ的確に展開**することが求められる。

米国

- 2025年1月、トランプ大統領就任。関税措置として、4月からは相互関税を発動。
- 国際機関からの脱退を相次いで表明（2025年1月WHO、7月UNESCO）。
- 2025年8月、ロシアプーチン大統領と首脳会談。

ウクライナ

- 2022年2月、ロシアがウクライナ侵略。
- 停戦に向けた取組を継続（2025年10月時点）。

東アジア

- 中国は断続的に東アジア・南シナ海で軍事的威圧。
- 2025年9月、中国・ロシア・北朝鮮の首脳が、並んで軍事パレードを観覧。

中東

- 2023年10月、ハマスがイスラエルを攻撃し、イスラエルが報復。ガザ地区に対する地上作戦を実施。
- 2025年6月、イスラエルはイラン核施設等を攻撃し、12日間にわたって攻撃の応酬。

◆米国関税措置に関する動き

4/2 相互関税に関する米大統領令発表
・すべての輸入品に追加の一律10%関税
・日本への相互関税率24%
（一律10%＋国別14%）等

4～7月 日米協議

7/23 日米合意
・相互関税率を15%に引き下げ
・政府系金融機関による最大5,500億ドル規模の出資・融資・融資保証等

7/27 米国とEUが政治的合意

8/21 米EU枠組合意に関する共同声明発表

9/4 日米共同声明・了解覚書署名

- こうした我が国を取り巻く外交環境において、ODA政策について、**欧米を中心に予算削減等の動きが見られる。**
- 一方、日本のODA政策は、政府予算の観点では一定規模で推移。しかし、**足もとでは国民理解の低下や、国際交流に向けた取組へのより厳しい見方が見られる。**



- ・ 2025年1月、大統領令により、全ての対外開発援助を**90日間停止**し、効率性等の再評価実施を発表。
- ・ 2025年2月、**USAID**（国際開発庁）の**人員削減と業務停止**を発表。その一部機能は国務省へ再編。
- ・ 2025年8月、対外援助・国際機関拠出約49億ドル撤回を発表。
（議会未承認）



- ・ 2025年2月、ODAのGNI比（現在0.5%）を、「**2027年に0.3%**」へと段階的に削減することを発表。

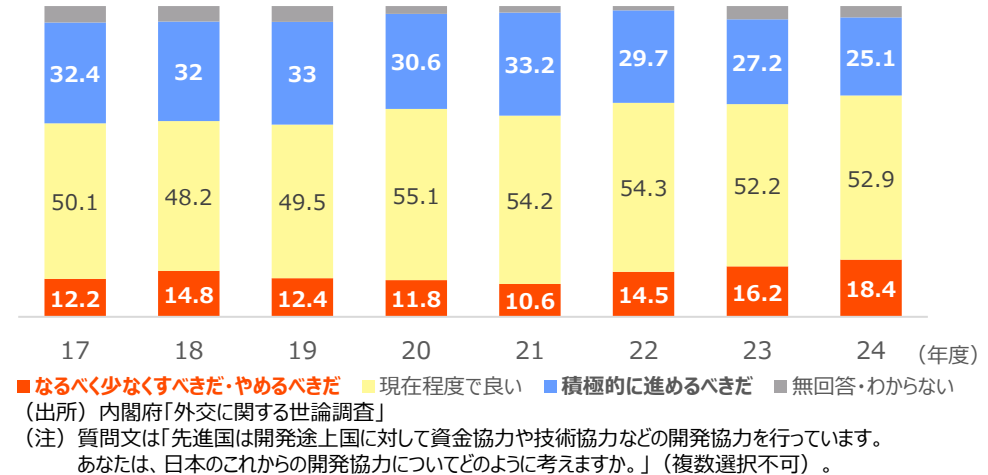


- ・ 2023年、ODAのGNI比**0.7%目標**について、**達成時期を2025年から2030年へ延期。**
- ・ 2024年2月、政府開発援助**予算を削減**（7.4億ユーロ）。2024年10月、予算法案にて同予算を追加削減（23億ユーロ、総額の37%）。



- ・ 2025年の連立協定において、**0.7%目標を削除**のうえ、**ODA比率の調整を明記。**
- ・ 連邦経済協力開発省の予算は、2023年から2025年にかけて**25%超を削減。**

◆今後の開発協力に対する世論調査



◆JICA『JICAアフリカ・ホームタウン』構想について」（令和7年9月25日）

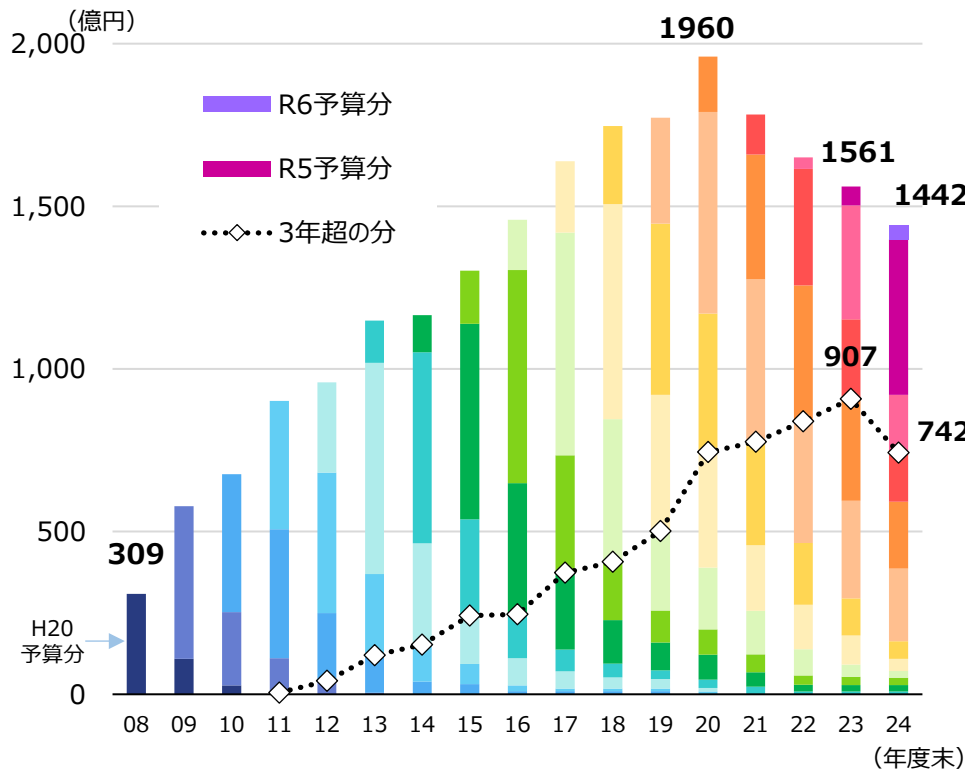
本年8月の第9回アフリカ開発会議（TICAD9）のテーマ別イベントで、JICAは、「JICAアフリカ・ホームタウン」構想を発表しました。（略）

しかしながら、「ホームタウン」という名称に加え、JICAが自治体を「ホームタウン」として「認定する」という本構想のあり方そのものが、国内での誤解と混乱を招き、4つの自治体に過大な負担が生じる結果となってしまったと考えています。このような事態に至ったことについて、関係自治体の皆様に対し、改めてお詫び申し上げます。JICAとしては、このような現状を重く受け止め、関係者の皆様方との協議も踏まえ、今般、「アフリカ・ホームタウン」構想を撤回することとしました。他方、アフリカ地域を含む諸外国との間で、国際交流を促進することは引き続き重要だと考えています。JICAとしては、「アフリカ・ホームタウン」構想を撤回した上で、今後も国際交流を促進する取組を支援していく考えです。

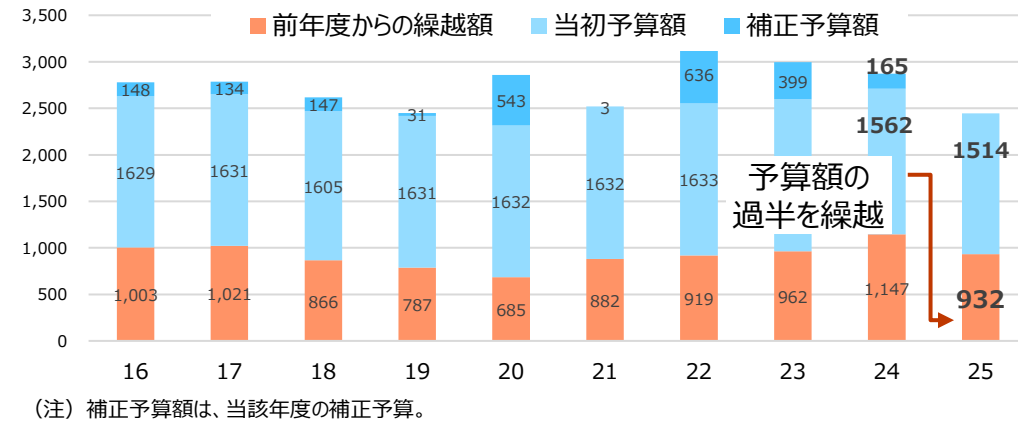
その上で、JICAとしては、これまで移民を促進するための取組は行ってきておらず、今後**も行う考えはない**ということを、改めてこの機会に表明いたします。今後も、JICAの取組について、国民の皆様に対して丁寧な説明に努めていく考えです。また、JICAの事業に伴う外国人の入国及び滞在に関しては、これまで通り、JICAとして、きめ細やかな管理体制を取っていきます。（略）

- ODAは、事業に係る人材・物資・資金など資源を効率的にマネジメントすることで、最適な成果を達成する必要。まずは**事業の進捗状況を正確に把握**することにより、ODAの一層の効率化を実現しつつ、**当面の予算抑制は可能**ではないか。
- 例えば、**無償資金協力**は、**JICAの支払前資金**の活用を引き続き進めることが必要。加えて、①無償資金協力では、**外務省での予算繰越**も恒常的に発生。②無償資金協力以外（技術協力等）も、**JICAでの滞留**が見られる。

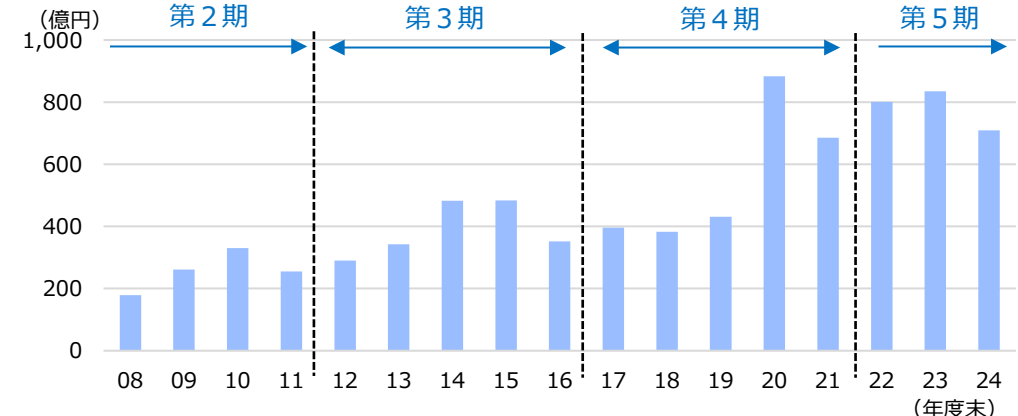
◆無償資金協力のJICA支払前資金の推移



◆無償資金協力の外務省繰越額の推移



◆JICA技術協力等（運営費交付金）の未完了分の推移



(注1) 貸借対照表（一般勘定）の運営費交付金債務と前中期目標期間繰越積立金の合計額。運営費交付金債務は、中期計画期間の最終年度末に全額収益化する（当期末処分利益に振り替わる）ため、当該年度には当期末処分利益の内数（運営費交付金債務相当額）を含めている。

(注2) 運営費交付金債務の見合い資産には、現金及び預金のほか前渡金等が含まれている。

- 開発協力大綱では、「様々な主体を巻き込んだ開発」や「民間企業、市民社会、国際機関等との連携」を掲げる。**国民の理解を得ていく観点からは、国民自身が開発協力を直接支援する手段**（クラウドファンディング等による活動参加）がより重要ではないか。こうした環境整備を進め、**JICAの知見・経験**を活用していくべきではないか。
- また、JICAが**各国国際機関や他省庁事業との更なる連携強化**を図るなど、**事業の重複排除**を行いつつ、多様な主体の**協調により、効果の最大化**を目指すべきではないか。

◆クラウドファンディングによるNGO国際協力活動の事例

- 例えば、日本のNGOも、災害発生直後からクラウドファンディングサイトにて資金調達を開始。
- こうした寄付をした場合、寄付者が事業活動報告を受けることも可能。
- 有識者も、こうした寄付の活用・連携余地を指摘する。

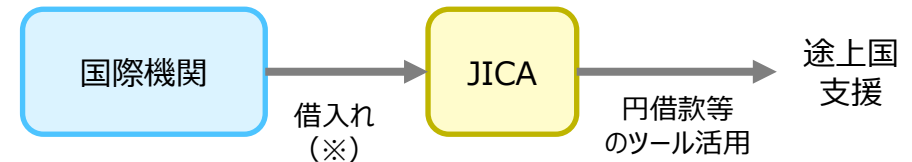


（出所）クラウドファンディングウェブサイトより一部加工して作成。

“多様な資金の動員を促進する手法として、フィランソロピー性資金の活用を提案したい。（略）フィランソロピー性資金は、負託された資金と比べ、より高いリスクを取ることも可能であり、資金の性質の違いを念頭に置いた取組の検討が求められる。近年、遺贈寄付が増加するとともに、富裕層や民間企業による社会貢献が広がりを見せており、更なる拡大余地が見込まれることから、フィランソロピー性資金市場の潜在的な開発協力関心層へ、ODAの魅力と価値を訴求していくことが重要である。また、国際協力におけるJICAのプレゼンスを活かし、従来の寄付制度に加え、寄付者の関心に応じて用途が選択できる寄付金メニューの拡充、遺贈や特定寄付信託といった新しい制度との連携等の導入も一案である。” 外務省「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」提言書（令和6年7月）より抜粋

◆国際機関とJICAの連携可能性

- 国際機関のなかには、各国のバイ支援機関を通じて事業実施を行うものがある。こうした事業に積極的に参画すれば、国際機関の事業でも、日本（JICA）の知見経験を活用可能。



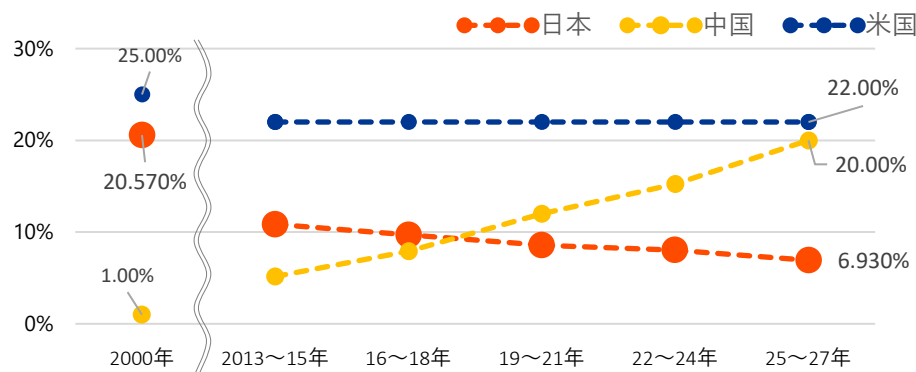
（※）2025年JICA法改正により、日本政府以外からの借入が可能。

◆他省庁事業とJICA事業

- **経産省**：新興国での日本企業のビジネス展開のため、**現地政府・産業界関係者に対する人材育成等**を通じ、新興国制度や事業環境の整備を実施（「制度・事業環境整備事業」。7年度予算11.2億円）。
 - **JICA**：研修や専門家派遣等により、途上国の制度改善や日本製品・技術の認知度向上に取り組む。
- ⇒ **連携による効果の最大化と事業合理化**（例：研修の共同開催や派遣調整）が必要

- 国際機関に対する拠出は、**加盟国による負担の分かち合い**によって賄われることに意義があるところ、各国の経済成長も踏まえて**分担率を随時見直す**ことが必要ではないか。また、日本が負担を負うに際しては、日本の**二国間援助（バイ援助）と国際機関による援助（マルチ援助）との連携を積極的に説明し**、国際機関での正当な評価に取り組むべきではないか。
- そのうえで、ODA同様、**拠出先の事業マネジメントの徹底**も、透明性や説明責任を果たす観点から必要不可欠。

◆国連分担率の推移と分担率が見直されていない事例



- 例えばAPEC（アジア太平洋経済協力）拠出金は、**1998年に合意（94～96年のGNP比で算出※）した以降、分担率が見直されていない状況。**

※米国（18%）、日本（18%）、カナダ（9.07%）、中国（7.74%）

◆国際機関拠出金におけるバイ支援の考慮事例

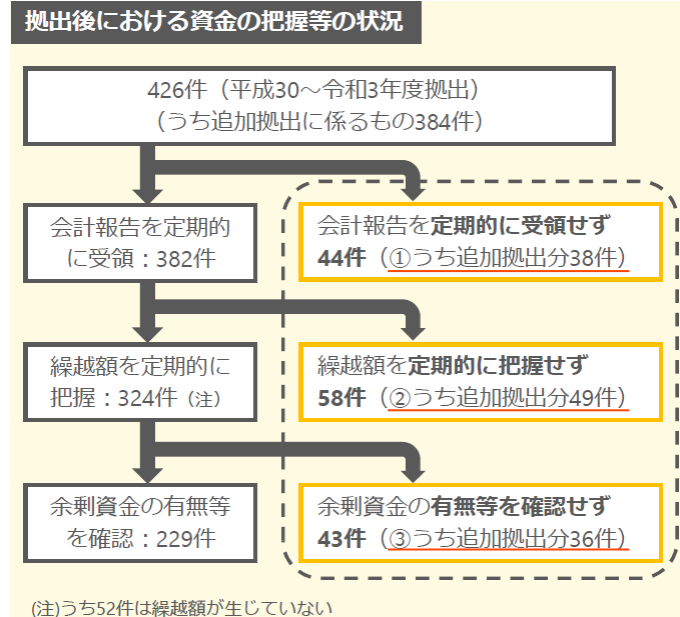
- 途上国の国際保健を担うグローバルファンド（エイズ・結核・マラリア基金）では、増資協議の際、**二国間援助による取組分も、拠出分として勘案が可能。**
（2022年増資時、フランスはプレッジ額の20%を二国間援助で対応）

◆会計検査院による指摘

- 本年9月、会計検査院は、**国際機関等に対する拠出等の状況についての検査結果**を公表。2018～21年度の外務省等から国際機関への任意拠出金のうち追加拠出を行った384件のうち、

- ①国際機関から会計報告を定期的に受領していない（38件）
- ②繰越金を定期的に把握していない（49件）
- ③余剰資金の有無等を確認していない（36件）

事例があり、**合計123件は、追加拠出時に必要な資金規模の確認が不十分であつたおそれがある、旨を指摘。**



（出所）会計検査院報告

- 各種の広報・文化活動事業は、日本の優良コンテンツを無償提供することが前提となるものではなく、現地の企業や政府機関との連携により、**価値に対する理解を広げることが重要**。**適正な対価としてコンテンツや施設の利用料を求めること**により参加者の意欲を喚起するなど、戦略的な事業実施に取り組むべきではないか。

◆ 諸外国の文化交流施設における協業事例

1. ブリティッシュ・カウンシル（英国）× 民間事業者

- ブリティッシュ・カウンシルは、高等学校の英語教育の質を向上するため、東京書籍（株）と連携協定を締結の上（2021年4月～2024年4月）、教材・ツールの開発や、セミナーやワークショップの開催等を実施。
- 協定期間終了後も、同社協力の下、教員による実践発表やワークショップ等を実施。

（スピーキング指導のための動画教材）



- 動画 1 モデルの提示と有用表現の導入
 動画 2 ディスカッションの力を育てる段階的支援
 動画 3 生徒の意欲を引き出すテーマ設定

（実践英語教育セミナー）

BRITISH COUNCIL × 実践英語教育セミナー

授業をアップデート！

「他校の実践を聞いてみたい」、「指導テクニックを知りたい」、そして「最新の理論をアップデートしたい」この全てが詰まった機会をお見逃しなく！

2025年2月24日（月・祝）
 13:00-17:00

会場 秋葉原 UDX カンファレンス（東京駅千代田駅有楽町線）

講演
 「第2言語習得研究から見た英語学習と教育」
 メカニズムや脳解を踏まえ、効果的な学び方や指導を解説！
 上智大学 和泉 伸一 教授

ワークショップ
 全員が参加できる。発表活動からやり取り活動につながる、スピーキング指導を実演！
 アディティヤ・バカル、ローラ・アリソン

（出所）ブリティッシュ・カウンシル、東京書籍（株）ウェブサイト

2. アンスティチュ・フランセ（フランス）× 日本外務省

- アンスティチュ・フランセは、外務省「こども霞が関見学デー」を活用し、同機関が運営する「東京日仏学院」の見学ツアーを実施。
- フランス語の体験レッスンや、アートのワークショップ、フランス映画の上映、絵本の朗読など、子ども達がフランス文化を体験できる機会を提供。

（フランス語で楽しむおはなし会）



（出所）アンスティチュ・フランセ、外務省ウェブサイト

◆ 中国・韓国の文化交流・語学教育機関の例

中国孔子学院

文化

- ・ 二胡（楽器）講座（国内A大学）
→全9回18,900円
- ・ 中華料理教室（B大学）
→全6回15,000円

語学

- ・ 初級コース（C大学）
→全20回40,000円
- ・ 中級中国語会話（D大学）
→全15回31,500円

韓国文化院（世宗学堂）

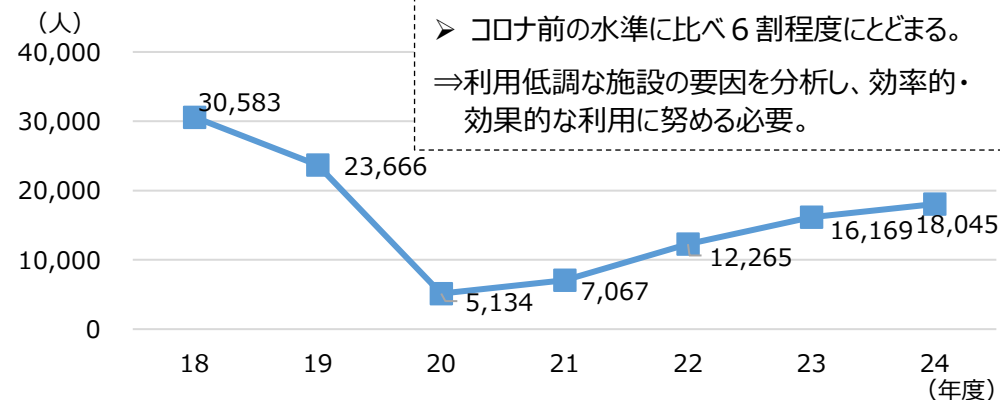
- ・ カヤグム（楽器）講座
→全12回21,000円
- ・ 韓紙工芸講座
→全16回24,000円

- ・ 韓国絵本翻訳講座
- ・ 韓国語で学ぶK-FOOD
- ・ フリートーキング 等
→全20回36,000円

（出所）各大学孔子学院、駐日韓国文化院、大阪韓国文化院ウェブサイト

⇒ 日本の国際交流基金の場合、日本語試験や一部教材といった事例でしか自己資金を得られていない。

◆ 日本の国際交流基金（海外拠点）の来館者数



➢ コロナ前の水準に比べ6割程度にとどまる。
 ⇒利用低調な施設の要因を分析し、効率的・効果的な利用に努める必要。

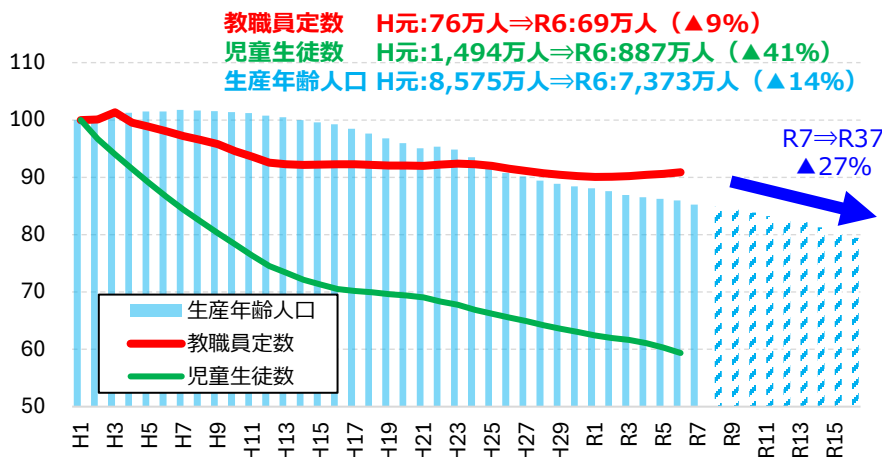
（出所）外務省・国際交流基金作成資料から財務省作成。

（注）比較可能な海外18拠点における来館者数（図書館利用、事業参加者以外の来館を除く）の単純平均により算出。

教職員定数と教員の採用倍率

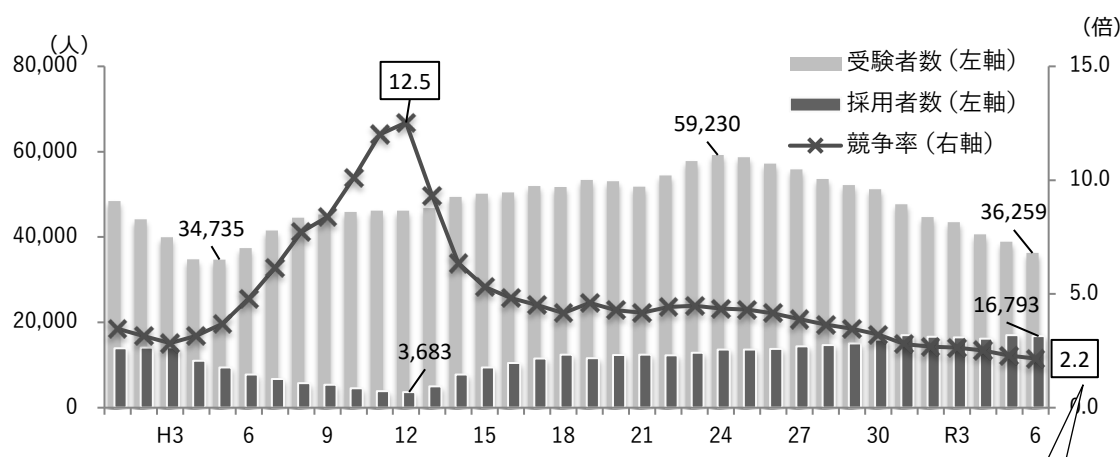
- 平成元年以降、児童生徒数（**需要側**）は▲**41%**減少しており、生産年齢人口（**供給側**）は▲**14%**減少しているが、**教職員定数は▲9%**と、**需要と供給に比べ減少していない**。また、国立教員養成大学・学部（教員養成課程）**卒業者数**についても▲**42%**減少している。
- このような状況の下、大量退職に伴う採用者数の増加等も相まって、**教員の採用倍率**は毎年低下傾向にあり、足元（令和6年度）では、小学校で2.2倍、中学校で4.0倍といずれも**過去最低の水準**となっている。特に、小学校教員の採用倍率については、多くの自治体で2倍を下回る水準となっており、**教員の質の確保が課題**。
- 今後30年間で生産年齢人口は▲**27%**減少する見込みであり、人手不足は多くの業種における共通の課題である中、教員の質の確保の観点からも、**1. 教員志望者増のための方策**、**2. 効率的な学校運営**、**3. 適切なダウンサイジングが必要**。

◆生産年齢人口等の推移（平成元年を100とした場合）



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2025年版）」等

◆小学校教員の採用者数・採用倍率（競争率）の推移



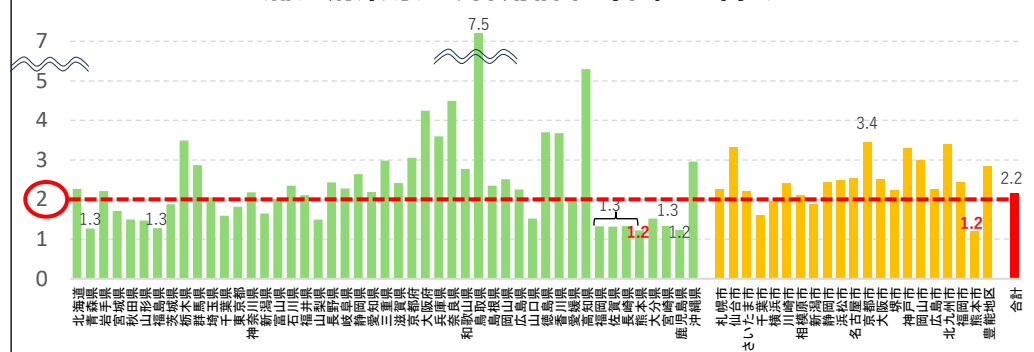
◆国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）卒業者数の推移

H元	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R5
194	164	161	117	104	106	110	112

▲約8,200人
 （約42%減）

（出所）文部科学省「国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の令和5年3月卒業者及び修了者の就職状況等について」

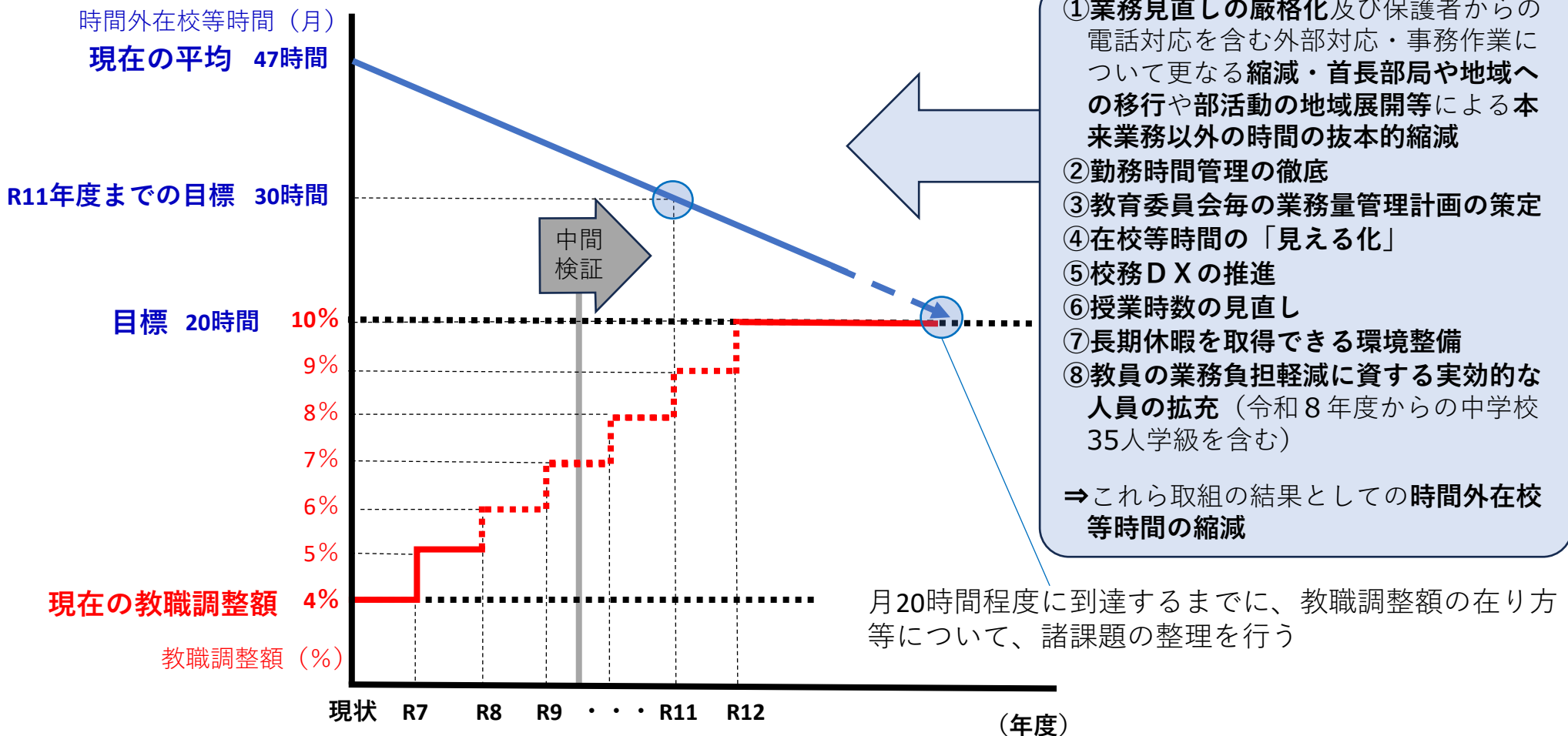
<都道府県等別の採用倍率（令和6年）>



（出所）文部科学省「令和6年度（令和5年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

- 教員の質の確保の観点からは、学校を魅力ある場所にして教員志望者を増加させるため、「働き方改革」の取組を推進していくことが重要。骨太方針2025に定められた「**2029年度（令和11年度）までに時間外在校等時間を月30時間程度に縮減**」との目標を達成し、**将来的に、月20時間程度に縮減**することを目指していく必要。
- **教職調整額は令和12年度までに10%へ引き上げる**こととされたが、中間段階（令和9年度以降）で「働き方改革」の進捗などを確認しながら、その後の調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて検討・措置することとしている。

◆教職調整額の段階的引上げ・時間外在校等時間の縮減のイメージ



- 教員の時間外在校等時間の縮減に当たっては、教員のやりがいの小さい・負担感の大きい業務を抜本的に縮減していくことが重要。
- そのためには、学校・教師の担う業務の適正化に向けて、いわゆる「3分類」（学校と教師の業務の3分類）を踏まえた対応を進めていくことが重要であるが、3分類に基づく取組の実施は必ずしも徹底されていない状況。
- 当該「3分類」については、昨年の当審議会における指摘も踏まえ、**本年9月に内容の拡充・厳格化の上、新たに国の指針（文科大臣告示）に位置付けられた**ところであり、今後、この指針に基づき、**各自治体において更なる取組の徹底を進めていく必要**。

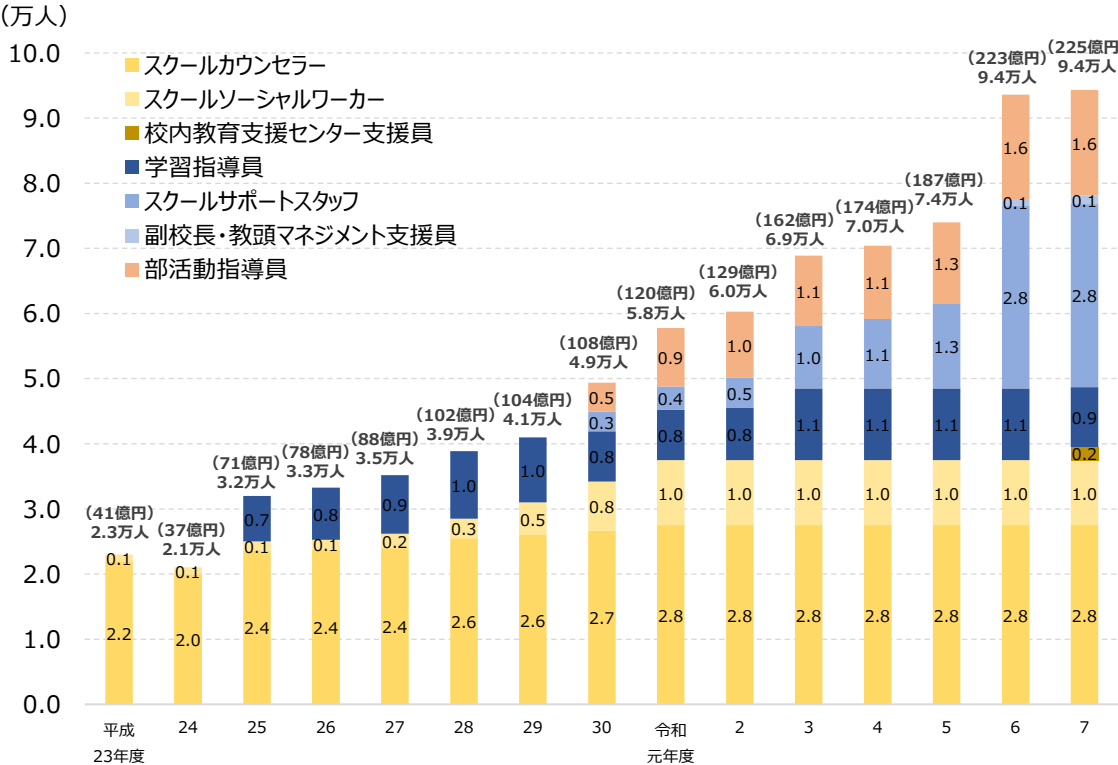
◆「学校と教師の業務の3分類」（令和7年9月25日 文部科学大臣告示）の概要

基本的には学校以外が担うべき業務  学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務  教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務  教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥ 調査・統計等への回答（デジタル技術、事務職員等） ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（事務職員等） ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（事務職員等） ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（外部委託等） ⑩ 校舎の開錠・施錠（役割分担の見直し等） ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域住民等の支援等） ⑫ 校内清掃（地域住民等の支援等） ⑬ 部活動（部活動の地域展開等）	⑭ 給食の時間における対応（栄養教諭等） ⑮ 授業準備（補助的業務を教員業務支援員等を中心に実施、デジタル技術の活用） ⑯ 学習評価や成績処理（補助的業務を教員業務支援員等を中心に実施、デジタル技術の活用） ⑰ 学校行事の準備・運営（事務職員との協働、外部委託等） ⑱ 進路指導の準備（事務職員等との協働） ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの協働等）

（注）赤字は、今般の指針改正に伴い新たに追加された業務。

- 教員の働き方改革を進めるためには、多様な外部人材を活用していくことも重要。これまでスクールカウンセラーや教員業務支援員等の外部人材の人数・予算を大幅に拡充してきたが、**外部人材の配置によって、教員の在校等時間が有意に減少しているわけではない。**
 - 外部人材の配置を**教員の業務の縮減につなげる実効的な仕組みが必要**ではないか。
- （注）例えば、教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）に係る予算配分に当たっては、各市町村による独自の教職員の配置状況を勘案し、市町村独自の体制整備が進んでいる自治体により手厚い配分を行う仕組みとしている。

◆外部人材に係る予算額・予算人員の推移



※令和2年度一次補正予算及び令和2年度二次補正予算で措置した新型コロナウイルス対策のための外部人材（スクールサポートスタッフ等）は含まない。
※東日本大震災のための緊急SC等活用事業による配置人員は除く。
※スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、一学校（区）あたり一人として予算人員をカウント（その他重点配置分を含めていない）。

◆外部人材の配置が教諭の在校等時間に与える影響
（回帰分析の結果）

- ・ 小学校と中学校ごとに、平日の在校等時間を被説明変数、支援スタッフ（スクールカウンセラー等）の週合計勤務時間を説明変数とした分析を実施。

【小学校（平日）】

	在校等時間 (回帰係数)
スクールカウンセラー 週10時間以上	-0.07
スクールソーシャルワーカー 週5時間以上	+0.02
教員業務支援員 週30時間以上	+0.02

いずれも有意差なし

【中学校（平日）】

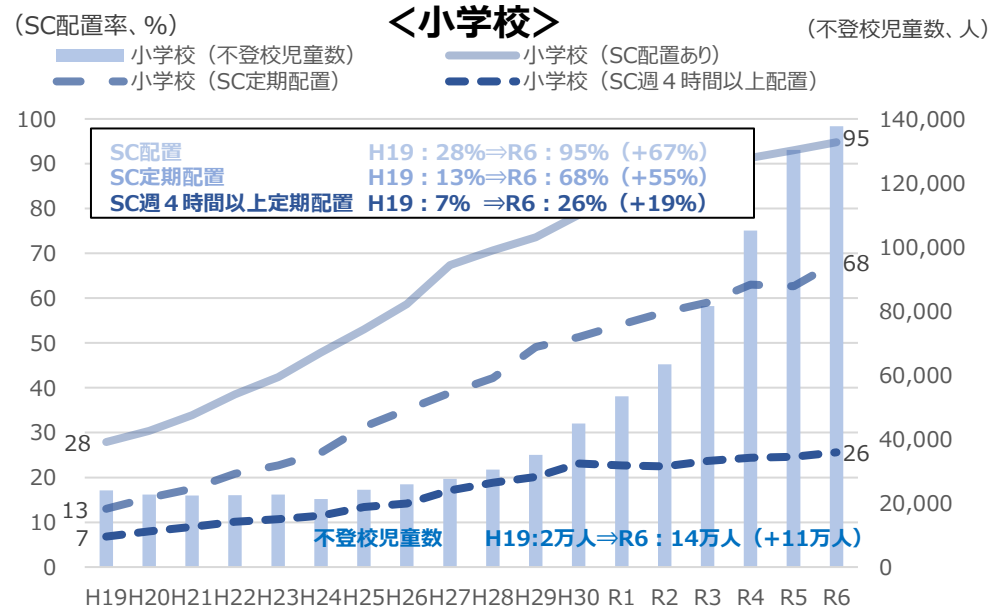
	在校等時間 (回帰係数)
スクールカウンセラー 週10時間以上	-0.08
スクールソーシャルワーカー 週5時間以上	+0.10
教員業務支援員 週30時間以上	-0.07

いずれも有意差なし

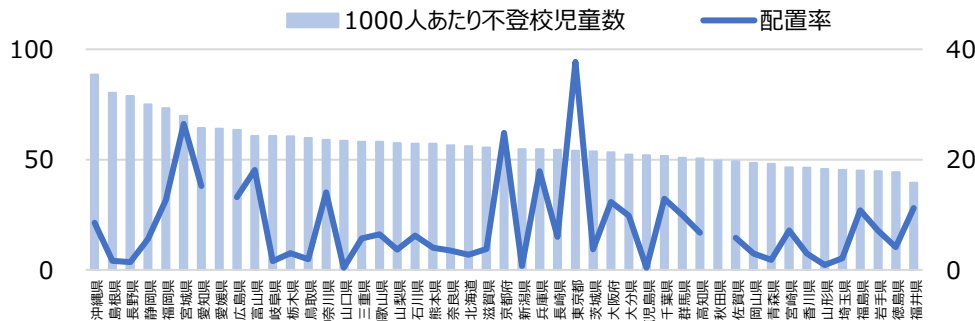
（出所）文部科学省「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」（令和6年3月）第12章の表12-2及び表12-4を基に作成。
（注）「スクールカウンセラー」・「スクールソーシャルワーカー」・「教員業務支援員」以外の回帰係数は略。

- 外部人材に係る人数・予算の拡充により、スクールカウンセラーの全校配置は概ね達成されているが、不登校児童生徒数の増加に歯止めがかかっているとは言えない状況。**予算・人員の増加に応じた十分な効果が出ていると言い難く、（トライ＆エラーを繰り返すほど財政的な余裕があるわけではない現状、）予算・人員の拡充を図るのではなくより効果的な活用策を模索すべき。**

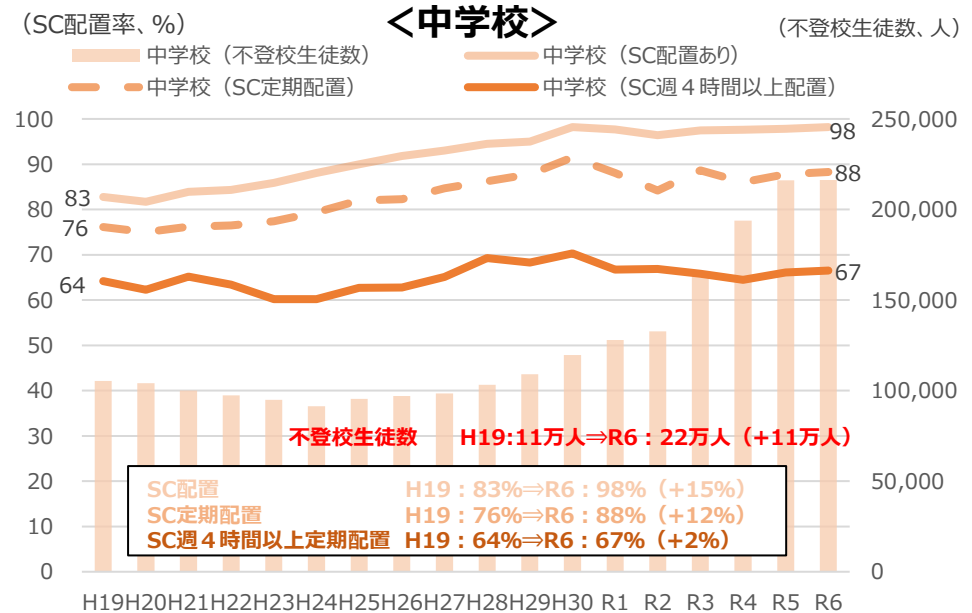
◆スクールカウンセラーの配置率と不登校児童生徒数の推移等



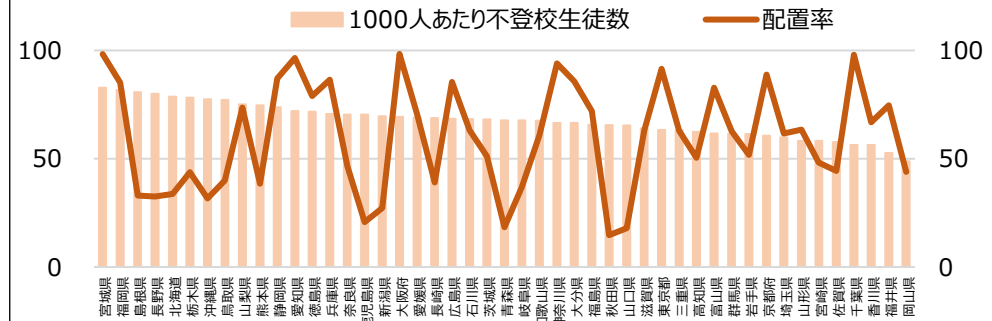
スクールカウンセラーの定期配置率（週4h以上）と千人あたり不登校児童数（R6年度）



※「愛媛県」、「秋田県」はデータなし。



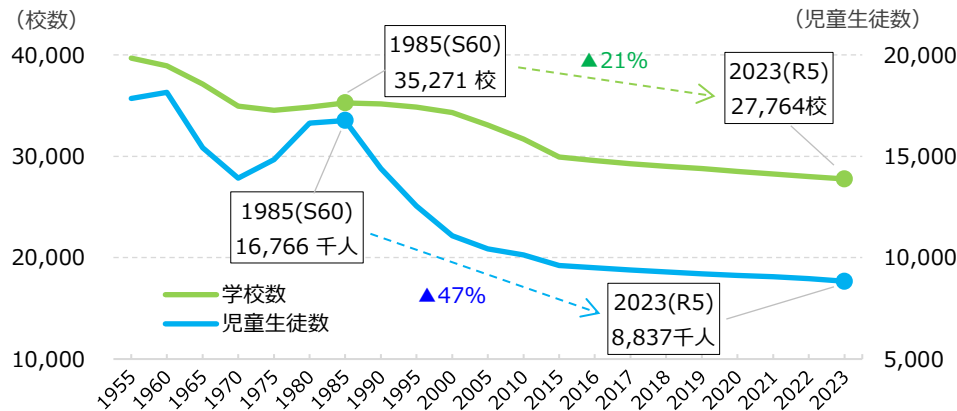
スクールカウンセラーの定期配置率（週4h以上）と千人あたり不登校生徒数（R6年度）



（出所）「学校保健統計調査」、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

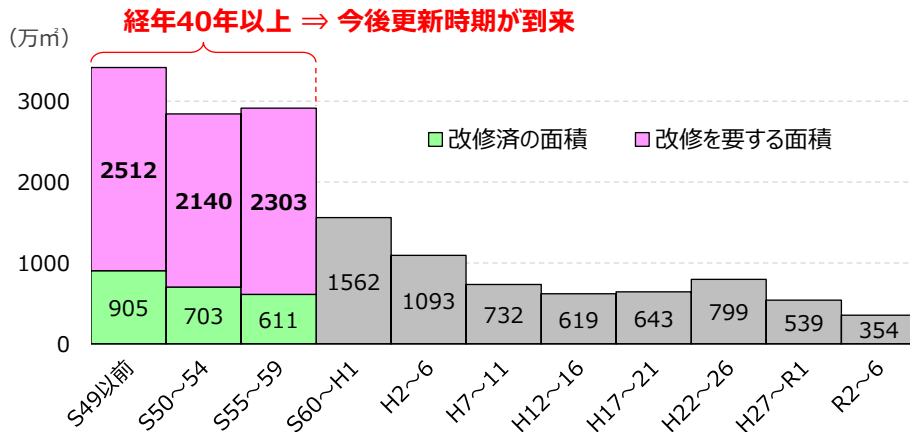
- 第2次ベビーブーム世代の児童生徒数がピークを迎えた昭和60年以降、児童生徒数は▲47%減少しているが、学校数は▲21%の減少にとどまっている。また、学級数が標準規模以下となっている小学校は、足元（令和6年度）において約4割を占めている状況。
- 小中学校施設は第2次ベビーブームに合わせて建築されたものが多くあり、今後順次更新時期が到来することとなるが、その際、地域の実情を踏まえつつ、将来の児童生徒数の見通し等を踏まえて学校規模の適正化（統廃合等）を適切に行うことが必要不可欠。学校規模の見直しは教育の質の向上にもつながる。（小規模校のデメリットを無くす一方、スクールバスの配置などにより統合のデメリットも無くしていく。）

◆学校数と児童生徒数の推移（公立小中学校の合計）



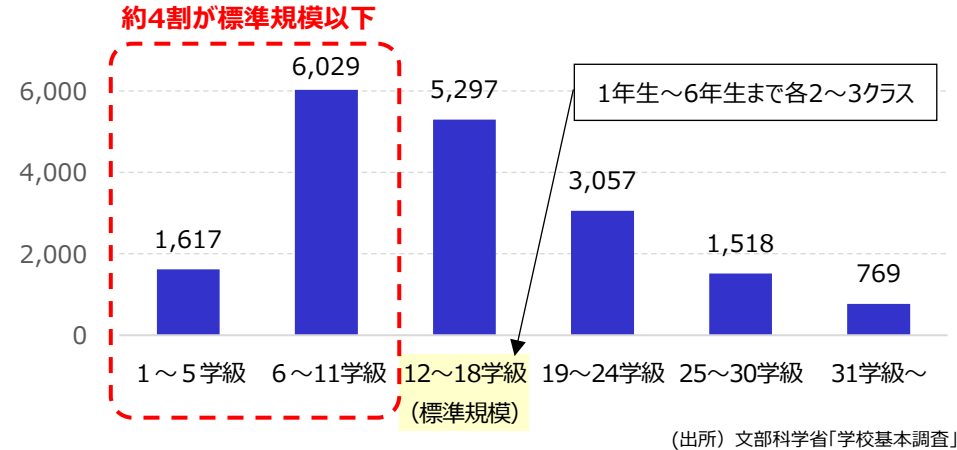
◆公立小中学校の経年別保有面積

(出所) 文部科学省「学校基本調査」



(出所) 文部科学省「令和6年度文部科学白書」

◆学級数別の公立小学校数（令和6年度）



◆小規模校のデメリット

① 学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- ・ クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ・ クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ・ 集団学習や協働的な学習に制約が生じる。

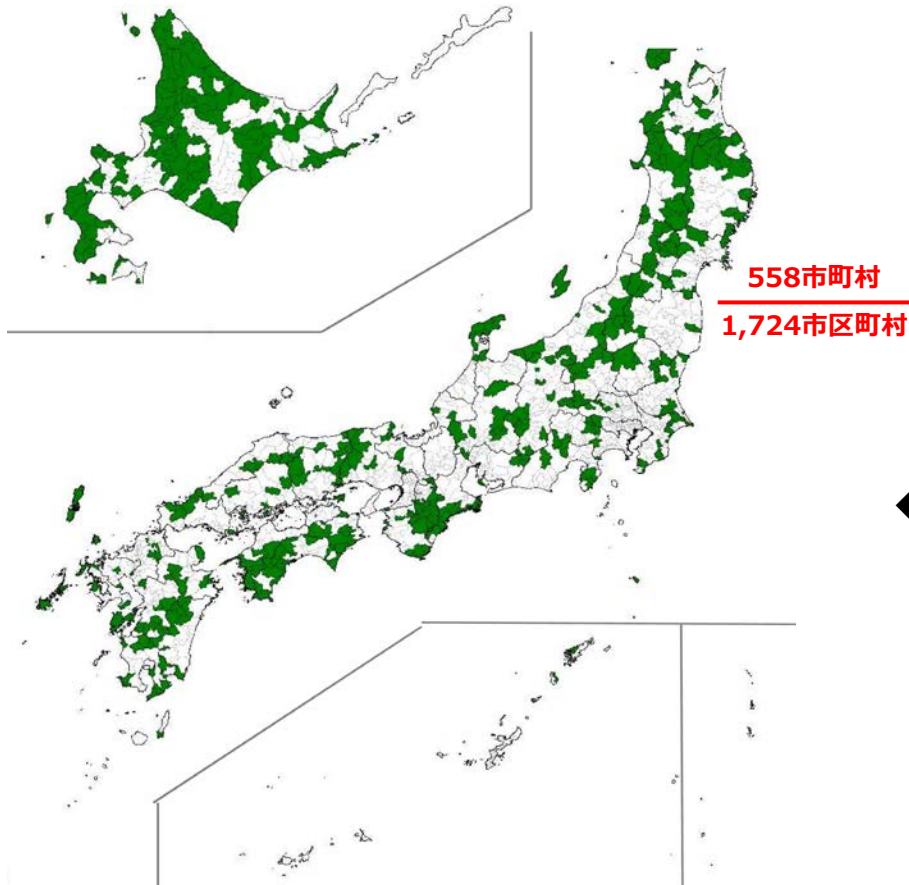
② 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ・ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重くなる。
- ・ 経験年数、専門性等のバランスのとれた教職員配置が困難となる。

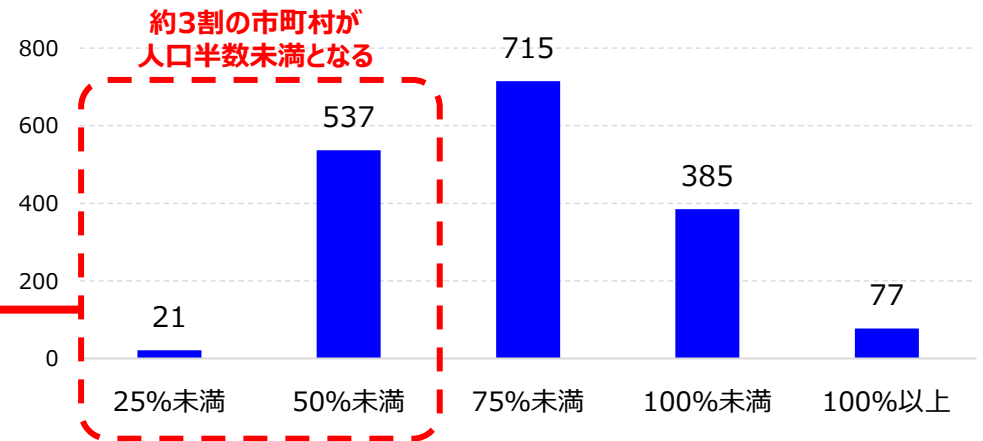
(出所) 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月27日）

- **2050年までに全市区町村の約3割が人口半数未満となる見通し**であり、各自治体において、将来の人口推計を踏まえた学校規模の適正化（統廃合等）を適切に進めていく必要。
- 他方、各自治体で策定されている学校施設の「個別施設計画」（策定率99%）については、**必ずしも児童生徒数の将来推計を踏まえて策定されたものとなっておらず、統廃合の方針が記載されていないものも多い状況**。

◆2050年までに人口半数未満となる市区町村の分布



◆2050年人口の変化率別の市区町村数（対2015年人口）

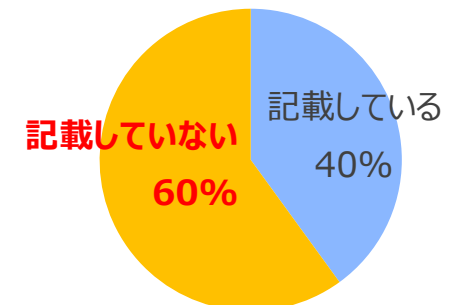
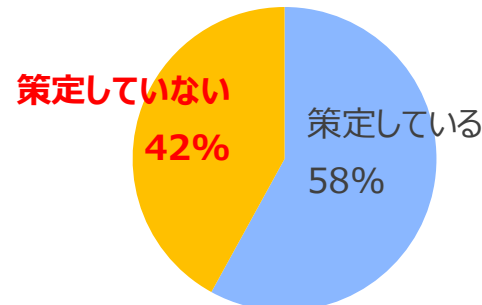


（出所）国土交通省資料

◆各自治体の個別施設計画の内容（令和6年3月時点）

幼児児童生徒数の将来推計を
踏まえて計画を策定しているか

統廃合の方針を記載しているか



（出所）文部科学省「個別施設計画の主たる内容の一覧に関する調査結果」（令和6年3月31日時点）

（出所）国土審議会「国土の長期展望」中間とりまとめ参考資料（令和2年10月）

※総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」等より、国土交通省国土政策局が推計したもの。

- 自治体が策定している個別施設計画の中には、①地区別の将来人口推計の見通しに基づき、②学校ごとに児童生徒数・学級数の将来推計を行った上で、③当該将来推計を踏まえた学校の統合計画が盛り込まれている例もある。
- 各自治体における小中学校施設の整備に際して、将来の人口推計等を踏まえた学校規模の適正化を促していくため、**国庫補助の事業採択等**に当たり、**各自治体の個別施設計画について、「児童生徒数の将来推計を踏まえて策定すること」や「統廃合の方針の記載」を求めていくべきではないか。**

（注）文科省では、公立学校施設の改築や大規模改造などに対して国庫補助を行っており、各自治体において学校施設に係る個別施設計画を策定することを要件としているが、その内容については特段の制約はない。

◆児童生徒数等の将来推計を踏まえた個別施設計画の例（埼玉県寄居町）

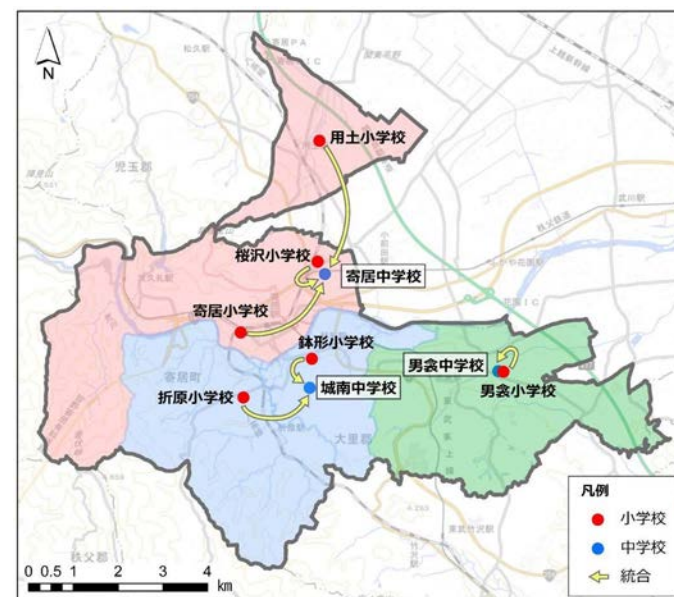
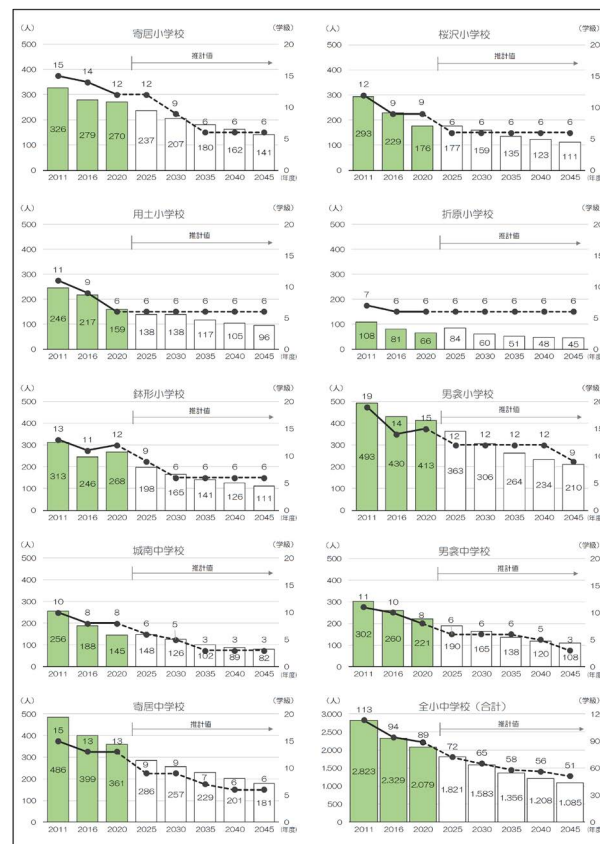
① 地区別の将来人口推計の見通し



② 学校ごとの児童生徒数・学級数の将来推計

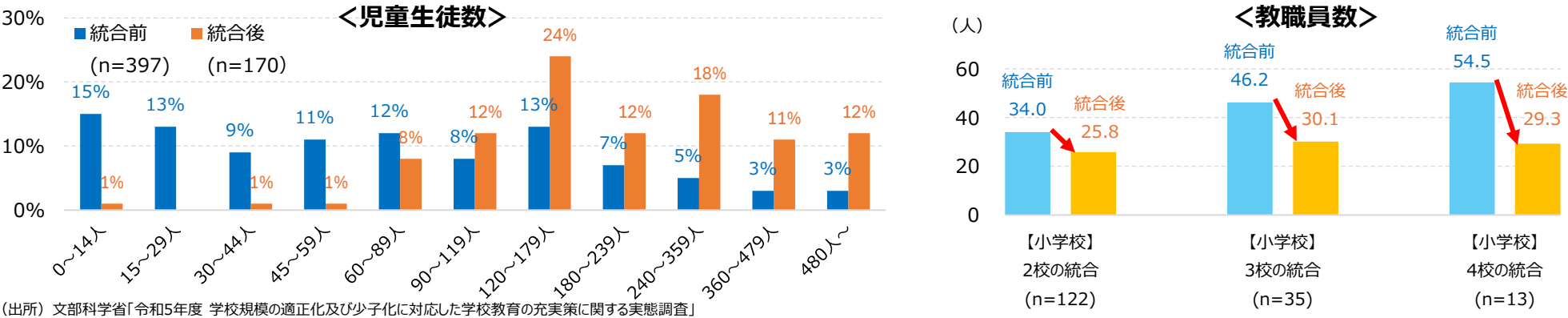


③ 将来推計を踏まえた統合計画



- 小中学校の統合により、学校１校当たりの児童生徒数は増加し、教職員数は減少することとなる。**学校の統廃合や再編を促すこと**については、人口減少下においても**教育の質（クラス同士の切磋琢磨、集団学習など）を維持していくためにも有効**ではないか。
 - なお、**計量分析**（児童生徒数等が小中学校における消費的支出額に与える影響を分析）においても、**規模の経済性**が確認されている。
- （注）当該分析は、児童生徒数、学校数、学級規模といった要素の影響を分析することで、「規模の経済性」を確認したもの。学校の統廃合の影響を直接的に分析したものではないことには留意が必要。

◆統合前後における小学校１校当たりの児童生徒数・教職員数の変動（令和４・５年度における統合事例）



◆児童生徒数が１％増加した際の生徒１人当たり支出の変化割合（計量分析の結果）

	小学校	中学校
消費的支出総額	-0.277% ***	-0.388% ***
人件費	-0.281% ***	-0.414% ***
教育活動費	-0.092%	-0.079%
管理費	-0.428% ***	-0.396% ***
補助活動費	-0.147%	+0.137%
所定支払金	-0.307% ***	-0.445% ***

- ・ 消費的支出の半数以上の費目において、児童・生徒数が１％増加した際の生徒１人当たりの支出の伸びが有意にマイナスとなり、**公立小・中学校の消費的支出における規模の経済性が確認**された。
- <使用データ>
- ✓ 被説明変数：1980-2016年度の公立小中高の各費目生徒一人当たりデータ（文科省「地方教育費調査」）
 - ✓ 説明変数：児童・生徒数、生徒の出席率、教員賃金、学校数、学級規模、自治体財政力指数、県民当たり所得等

（注1）***は１％有意区間。

（注2）「消費的支出」とは文部科学省「地方教育費調査」において定義される「原則として例年経常に支出する経費」で、人件費ほか、「教育活動費」（教授用消耗品等）・「管理費」（修繕費等）・「補助活動費」（奨学金・給食関係費等）・「所定支払金」（日本スポーツ振興センター共済掛金等）で構成される。本調査では、「消費的支出」のほかに土地費や図書購入費等から構成される「資本的支出」・「債務償還費」が定義されている。

（出典）赤井伸郎&宮錦三樹. 教育の財政構造：経済学からみた費用と財源. 慶応義塾大学出版, 2024, p.185-214. 及び主計局文部科学係「**教育予算のEBPMに関する勉強会**」での赤井教授の発表に基づく。

- **18歳人口は**、平成元年から**大幅に減少**している一方、**大学数・学生数・教員数は大幅に増加**。大学全体での規模適正化が十分に進まなかった結果として、大学進学を希望した者の大半が進学できるような状況となっている。
- 学生当たり**大学数は主要先進国の中で比較してみても最も多い状況**。（統計上、主要先進国で最も大学に入りやすい国）
- 今後も更に人口減少が見込まれる中、教育の質を持続的に確保・発展させていくためには、**大学の統合・縮小・撤退を促進**することにより、**大学全体としての規模の適正化を図っていくことが喫緊の課題**となっている。

◆18歳人口、大学数、学生数、教員数の変化

	平成元年	令和6年	
18歳人口	198万人	109万人	▲89万人
大学数	499校	813校	+ 314校
学生数	193万人	263万人	+ 70万人
教員数	12万人	19万人	+ 7万人

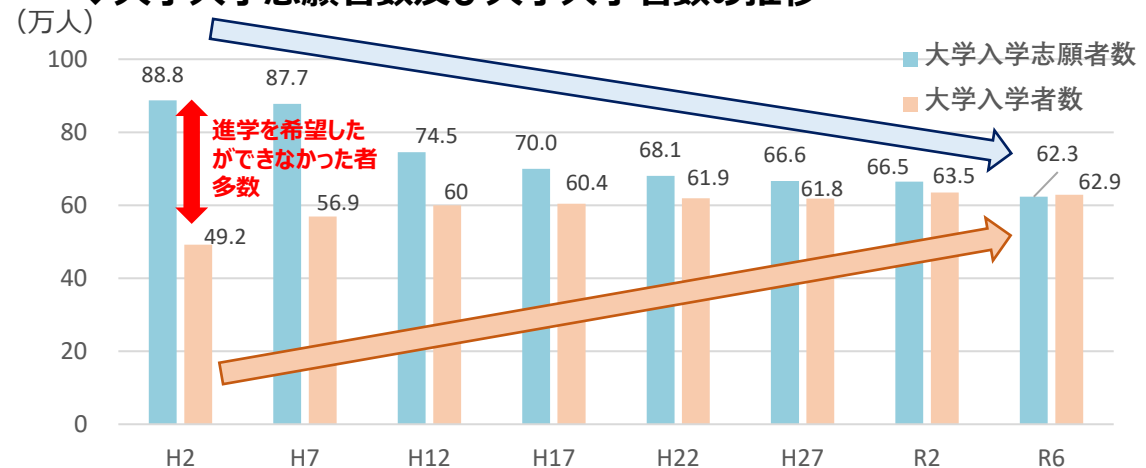
（出所）総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」
 （注1）学生数は大学（学部）とし、大学院学生等は含まない。
 （注2）教員数は本務者のみとする。

◆学生10万人当たり高等教育機関の国際比較

	日本（2024）	アメリカ（2021）	イギリス（2022）	ドイツ（2022）	フランス（2022）
学生10万人当たり高等教育機関数	31	19	14	10	5

（出所）文部科学省「諸外国の教育統計」、文部科学省「学校基本調査」

◆大学入学志願者数及び大学入学者数の推移

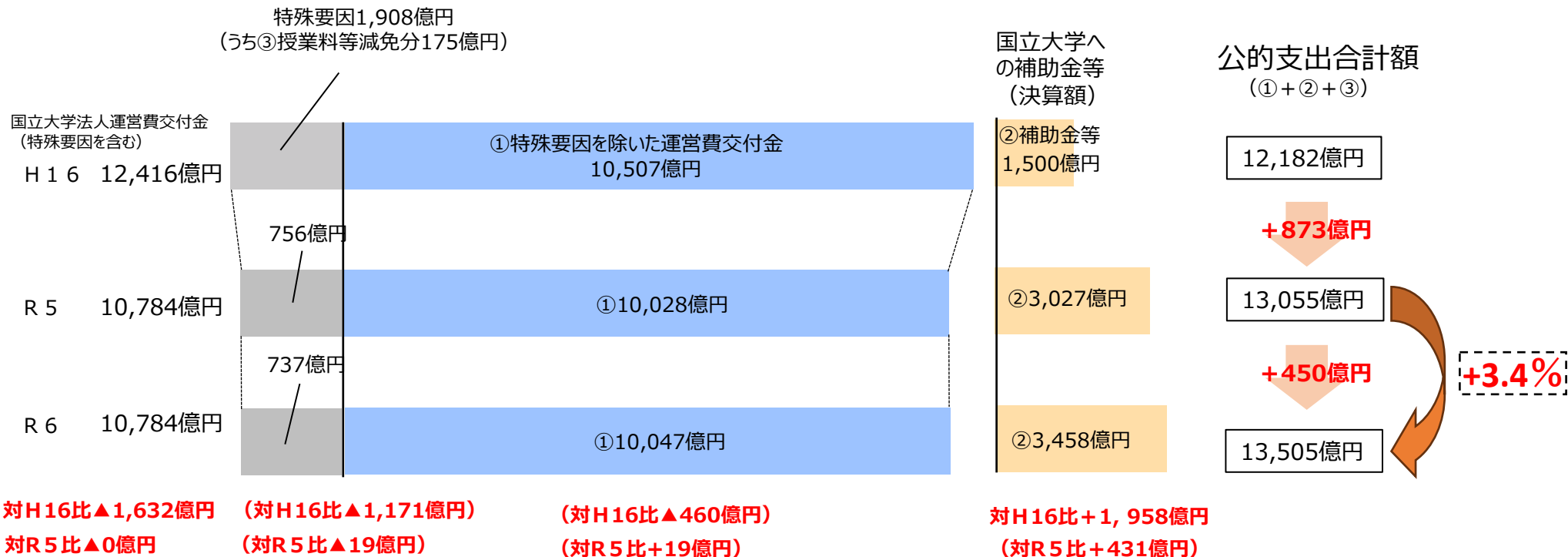


- ※1 大学入学志願者数及び大学入学者数は、大学（学部）とする
 - ※2 大学入学者数は、過年度卒業生及び「留学生」等を含む
 - ※3 大学入学志願者数は、高等学校及び中等教育学校後期課程の卒業生のうち、大学（学部）への入学志願者数（過年度卒業生を含む）とし、同一人が2校（学部）以上を志願した場合も1人として計上
 - ※4 大学入学志願者数は、日本の高等学校及び中等教育学校が卒業生について回答したデータのみを集計しているため、「留学生」等は含まれていない
- （出所）文部科学省「学校基本調査」

授業料全額を対象とする
授業料ローン制度あり
（政府が大学に代理納付）

授業料は完全に無償

- 国等が国立大学法人に対して交付している補助金等は**1,958億円の増**となっている。なお、国立大学の運営費交付金だけを見ると、国立大学法人化以降、見かけ上は**▲1,632億円**減少しているが、この中には、特殊要因として、教育研究とは直接関係のないものの減少が含まれており、実質的には**▲460億円**の減に留まる。
- 足下のR5からR6年度においては、特殊要因を除くと、**運交金は実質的には19億円増、補助金等は431億円増の、合計450億円増加**している。



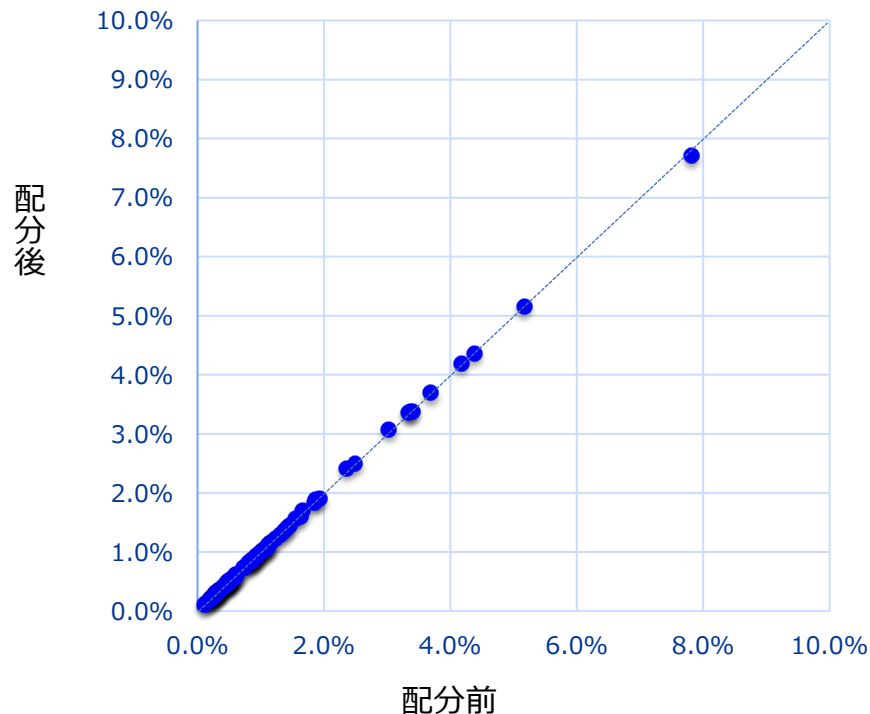
(注1) 特殊要因については、退職手当、病院赤字補てん金、授業料等減免分。

(注2) 補助金等については、国立大学に対する予算額は把握できないため、各国立大学の決算報告書の「補助金等収入」に、財務諸表附属明細書の「科学研究費補助金等の直接経費及び間接経費」を加えた額を計上。

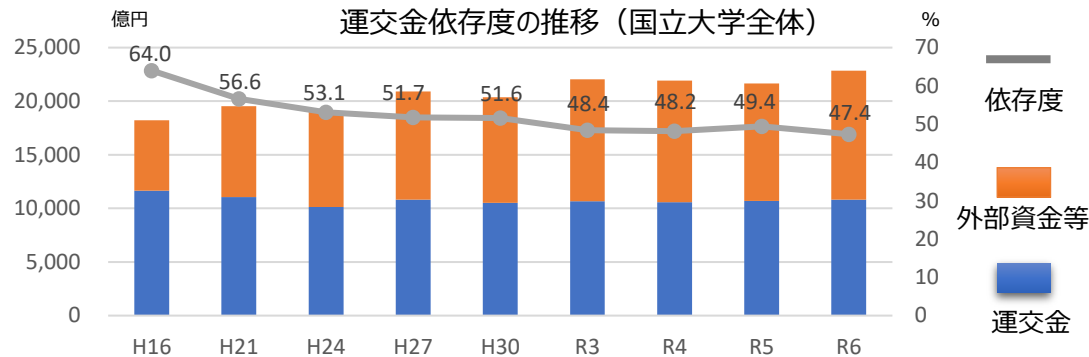
(注3) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

- 第4期中期目標期間（令和4年度からの6年間）では、大学の創意工夫や改革努力を促すため、運交金の配分のメリハリ付けがなされているが、**各大学に配分される運交金の配分の変化に与える影響は僅少である。運交金のメリハリ強化が必要であると同時に、運交金から競争的資金への更なるシフトにより、大学の創意工夫を促すべき**ではないか。
- これまで、運交金依存度は全体的に低下しているが、大学の性質により、依存度の低下率には大きく差が付いている。今後の第5期中期目標期間に向けた議論においては、例えば、**指定国立大学など高度な研究を行う大学群には、海外トップ大学の公費依存度も参考に、野心的な経営改革と依存度低下目標を掲げ、更なる改革を促すべき**ではないか。一方、外部資金を活用しにくい、文系大学や地方大学、教育学部を中心とする大学については、実情に応じた目標設定を検討すべき。

◆R7運交金全体に占める各大学の配分前・配分後額の割合



（注）特殊要因経費を除く予算額に基づき財務省作成。



運交金依存度（大学の性質別）

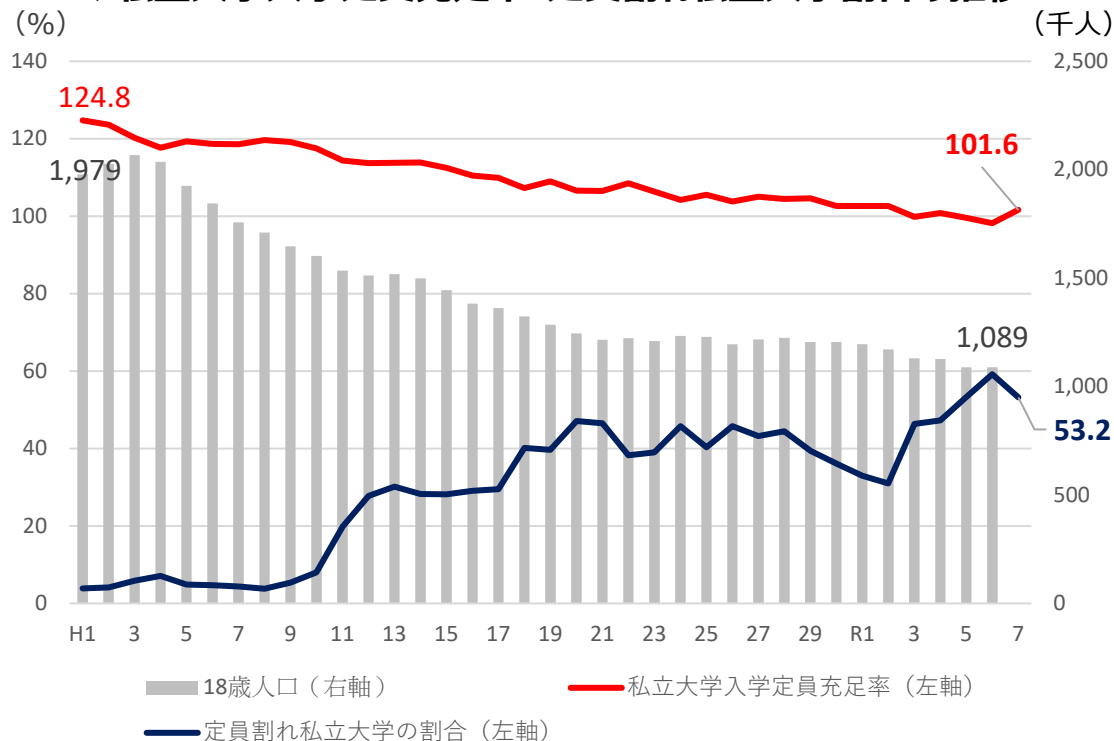
		H16年度	R6年度	改善率
国立大学全体		64%	47%	26%
指定国立大学	世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学として文科大臣に指定された大学	63%	37%	42%
大規模大学	学生収容人数1万人以上、概ね10学部以上の大学	63%	41%	34%
理系大学	理工系学生数が文科系学生数の概ね2倍を上回る大学	59%	46%	21%
文系大学	文科系学生数が理工系学生数の概ね2倍を上回る大学	61%	49%	19%
教育大学	教育学部のみで構成される大学	69%	65%	6%

（注1）附属病院は除く（附属病院は公定の診療報酬に基づく収益事業であるという特殊性があるため）。

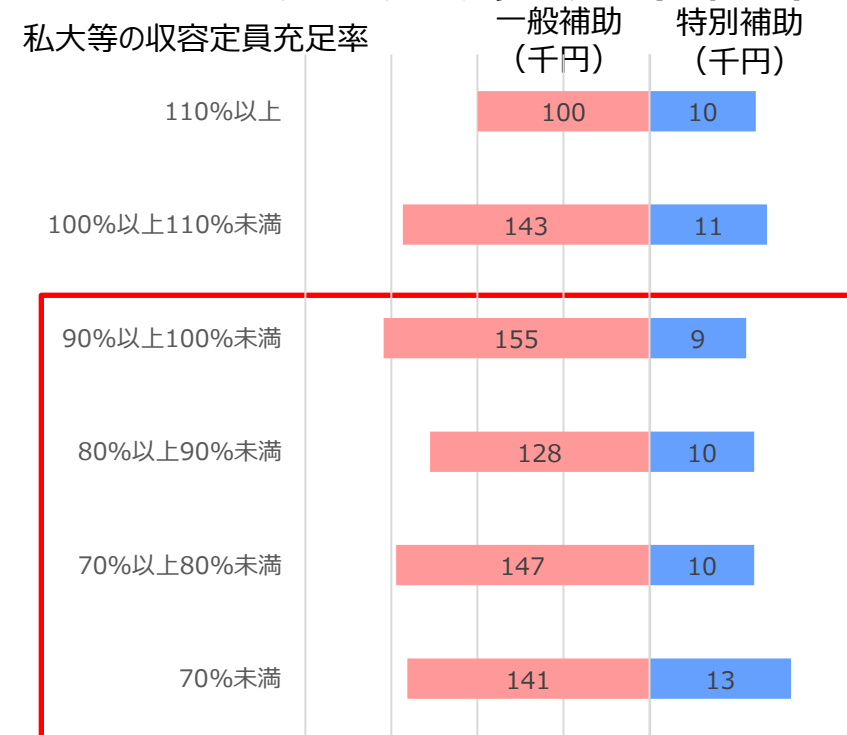
（注2）指定国立大学のH16の比率については、H16以降の法人統合を加味していない。

- **18歳人口**は平成元年（198万人）から約35年間で約5割、約90万人の減少。一方で、**大学数は大幅に増加**（平成元年：499校→令和6年：813校）。
- **学生数は増加**（同193万人→263万人）し大学進学率が向上（同25%→59%）しているにも関わらず、**半数以上の私立大学が学生から選ばれず定員割れ**を起こしているが、**令和6年度における学生一人当たり補助額は定員割れの私大等（私立大・短大）の方が大きくなっている状況**。
- 今後更なる人口減少が見込まれるなかで、**安定的・持続的な教育の質の確保に支障が生じるおそれ**。このため、各大学に教育の質を確保した形で経営改善を行うための実効的な「経営改善計画」を策定させるとともに、教育の質に応じた私学助成のメリハリを強化することで、**大学の規模の適正化を早急に進めていく必要**がある。

◆私立大学入学定員充足率・定員割れ私立大学割合の推移



◆私大等の学生現員一人当たり補助額（令和6年度）



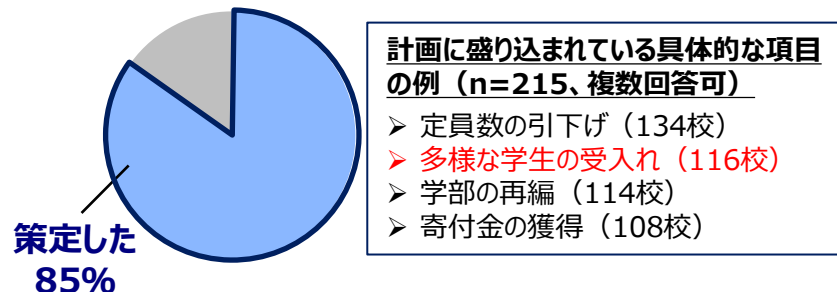
（出所）総務省「人口推計」、日本私立学校振興・共済事業団「令和6（2024）年度私立大学・短期大学等入学志望動向」

（注）18歳人口は、各年10月1日時点。入学定員充足率は、入学者数／入学定員。定員割れ大学は、入学定員充足率が100%未満の大学。不交付となった学部は分析対象としていない。

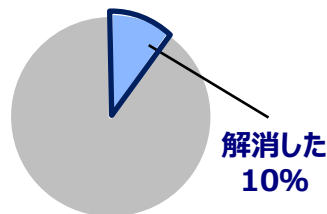
私立大学の経営改善のための取組み

- 令和2年度における定員充足率が90%未満であった私大等の多くは、その後経営改善に向けた計画を策定したが、定員充足率や収支の状況が改善した私大等は一部にとどまっており、**実際の成果に結びついていない。**
- 令和8年度以降は、定員充足率や経営状況等が一定の基準に満たない私大等に対して私学助成の交付要件として「**経営改革計画**」の策定を求めることとしているが、この計画についてはKPIを設定して進捗を管理し、**進捗状況に応じて私学助成の更なる減額・不交付措置を適用することで、抜本的な経営判断を促すべき**である。
- また、計画を既に策定した私大等の半数以上で留学生等の受入れが計画に組み込まれていること等も踏まえれば、**KPIについては、定員充足率や財務状況のほか、教育の質に関する指標を設定し、教育の質を確保した形で経営改善が行われているかを確認する仕組みとすることが必要**ではないか。

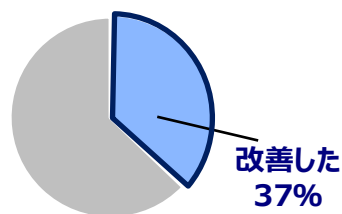
◆定員割れ私大等における経営改善のための計画の策定状況 (n=253)



◆定員充足率が改善し、定員割れ状態を解消したか



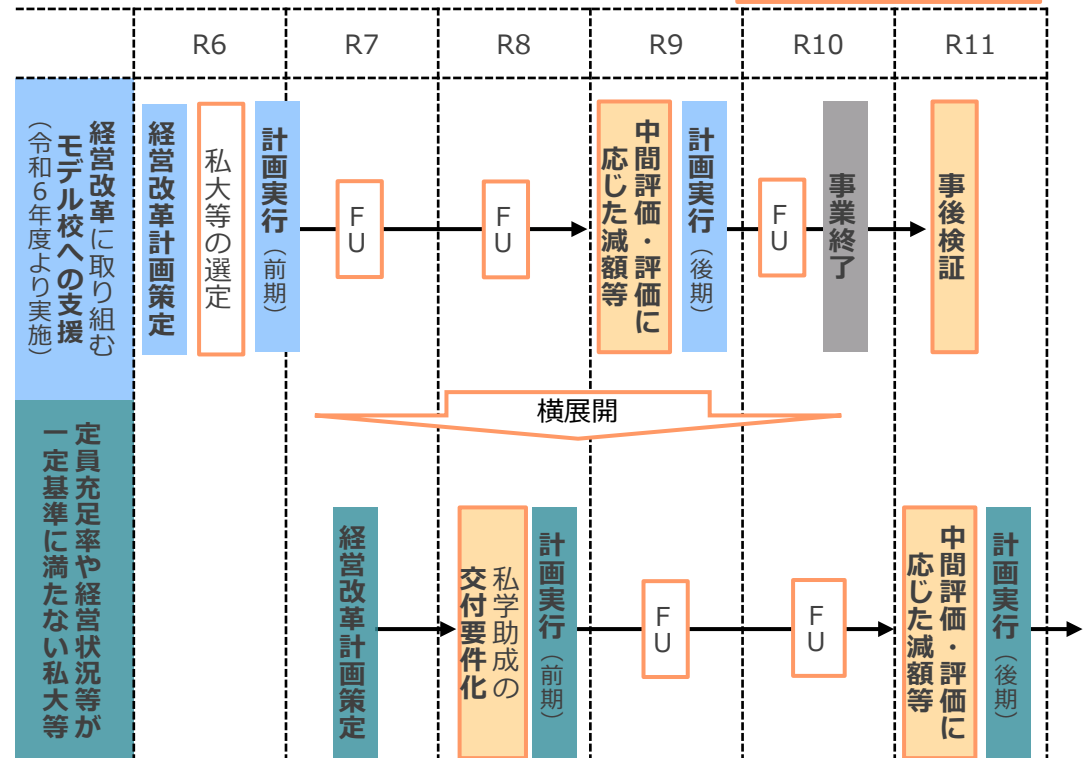
◆収支は改善したか



(出所) 予算執行調査 (私立大学経常費補助金)
(令和7年6月公表)

◆「経営改善計画」策定の交付要件化

文科省・私学事業団の取組
※FU=フォローアップ



教育の質の評価①

- 大学の教育研究活動等の状況を評価する現行の認証評価制度は、学修成果・教育内容についての実質的な評価が行われていない。①絶対的な教育の質、②学生への付加価値、③地域・社会で求められる人材育成といった観点で評価し、評価結果を数段階に分けて差が出るようにする等の抜本的見直しを行い、その結果に基づいた私学助成のメリハリを強化すべき。
- 特に、「①絶対的な教育の質」の観点が重要。具体的には、私立大学全体の入学定員充足率が下降傾向にあることから、高等教育で学ぶ段階にない学生が進学している可能性が高まっている。選考過程において大学入学共通テストの利用を標準化することで、「教育の質」の前提条件となる入学者のレベルの可視化を進めることが考えられるのではないか。
- さらに、認証評価機関が、シラバスや学生の提出物を確認することで講義や課題のレベルを直接的に評価し、国費が投入される私立大学が高等教育として最低限の「教育の質」を満たしていることを保証すべきではないか。

◆「①絶対的な教育の質」の評価基準案

(高等教育にふさわしい水準で**入学**させているか)

受験者に対して**大学入学共通テストの受験を義務化**しているか。同テストにおいて**一定以上の点数を取っていることを求めているか**。

(高等教育にふさわしい水準で**単位認定**を行っているか)

講義で扱う内容は高等教育として適切か。**学生の達成度合い**を試験、レポート等の**適切な方法で把握**した上で単位認定を行っているか。(シラバスや学生の提出物の確認によって評価。)

◆大学入学者選抜方法の国際比較

	共通試験	合格者の主な決定方法
日本	大学入学共通テスト	(共通試験、) 個別の学力試験
アメリカ	SAT、ACT	共通試験、中等教育の成績、人物評価(推薦書、志望理由書等)
イギリス	GCE・Aレベル	共通試験、中等教育の内申
フランス	バカロレア	共通試験、中等教育の成績
ドイツ	アビトゥア	共通試験、中等教育の成績
中国	全国統一入学試験	共通試験、中等教育の成績
韓国	大学修学能力試験	共通試験、中等教育の内申、個別大学における論述・面接の結果

(出所) 文部科学省「諸外国の高等教育」

◆イギリスにおける「教育の質」評価

…イギリスでは「高等教育機関登録制度」に登録されることが公的助成金を受給するための条件となっているが、その要件の一つが「教育の質が高等教育としてふさわしい水準であること」であり、その確認にあたっては学生の提出物も参照する。

【高等教育機関登録制度の概要】

- ・ OfS (Office for Students) が制度を所管。
- ・ **公的助成金の受給**、学生による学生ローンの利用、学位授与権の取得等のためには、**本制度への登録が必要**。
- ・ 多様な学生へのアクセス、**教育の質**、財政的な持続可能性、授業料等の資金獲得への説明責任等が**登録のための要件**。
- ・ 中でも要件B5「高等教育セクターとしてふさわしいか」の確認にあたっては、「**students' assessed work (学生の提出物)**」も参照する。

(出所) OfSのHPを参照。

- 「②学生への付加価値」の観点では、卒業時の学修成果を各大学が設定する目標への達成状況によって評価するのでは横並びでの評価とならないため、学生が進路選択の際に活用できるよう、**同系統の学部間で比較するための共通の評価軸を設定することが重要。**
- 「③地域・社会で求められる人材育成」の観点では、令和7年度より地域への貢献度に応じて私学助成のメリハリを強化する仕組みを導入していることも踏まえ、その運用結果を踏まえつつ、できるだけ定量的な指標となるよう**各地域において必要な人材の具体化・評価項目の高度化を進めることで、地域貢献が十分でない大学の存続を安易に肯定する制度とならないようにすべき。**

◆日本高等教育評価機構の評価報告書

(同機構は最も多くの私大の評価を実施)

…学修成果の目標、その達成度合いの評価方法のいずれについても大学が独自に設定しているため、比較することは困難。

【基準項目3-3（学修成果の点検・評価）に関する評価】

※A大学、B大学はいずれも教育学部を設置する都内の大規模大学。それぞれの評価報告書から該当箇所を抜粋。

	A大学	B大学
評価	基準を満たしている	基準を満たしている
理由	<u>ディプロマ・ポリシー</u>を踏まえた学修成果を明示するとともに、アセスメント・ポリシーを策定し、それに基づき、キャンパスごとの自己点検・自己評価委員会やFD委員会、若しくは各学部・学科において、学修成果及び三つのポリシーの達成状況を点検・評価している。また、<u>学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、学修行動調査、卒業時の満足度調査</u>などを実施し、学修成果を点検・評価している。	学修前と学修後の双方における<u>外部アセスメントテストの実施</u>により、<u>三つのポリシー（※）</u>を踏まえた学修成果の把握を行っている。テストの結果は学生に返却され、フォローアップ講座を通じて、学修及び生活に関する助言を行っている。IR・アーカイブセンターでは、GPAに関する各種データの経年変化を追跡することにより、学修成果の点検を行っている。 ※ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーのこと

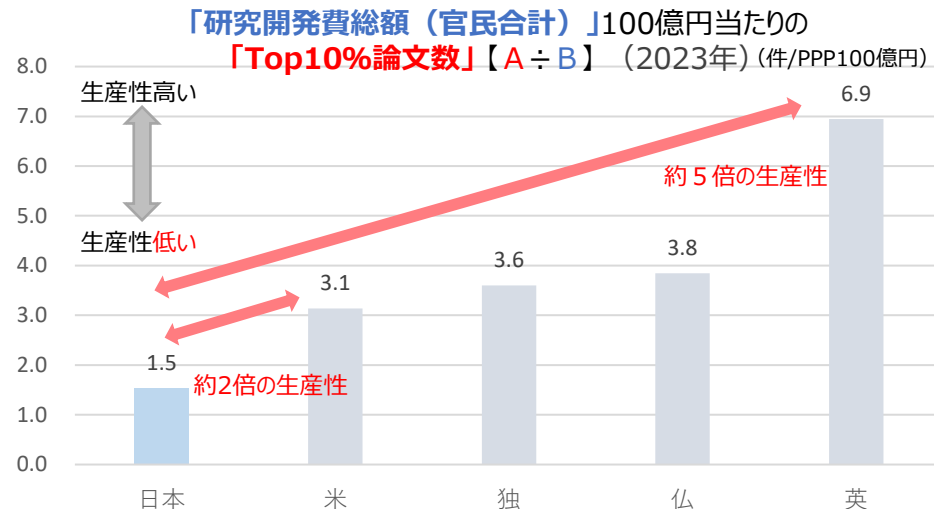
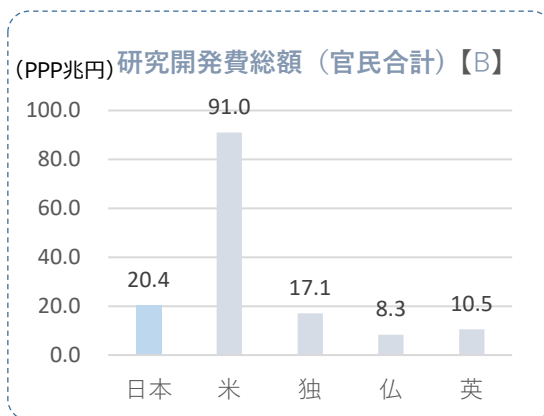
◆私学助成における、地方中小大学の単価設定の評価項目

…令和7年度より、地方中小大学を対象に、以下に対応する取組を行っている場合は私学助成を重点的に配分する仕組みを導入。

- (1)地方企業就職率（高ければ加点）
- (2)自治体・産業界からの受託研究数（多ければ加点）
- (3)自治体との人材育成に係る協定の状況（締結していれば加点）
- (4)自治体等の要望による人材育成プログラムの開講状況（プログラム等を開講していれば加点）
- (5)自治体、産業界からの財政支援の状況（支援があれば加点）

- **平成元年以降、科学技術振興費を3倍**（社会保障関係費3.5倍に次ぐ伸び）に増加させてきたことで、我が国の研究開発費総額は主要先進国と遜色ない水準である一方、**研究費あたりの論文生産性は低水準**。
- 今後の科学技術政策においては、予算額をいらずに拡大することではなく、研究開発への投資効果を引き上げるため、その阻害要因となっている**構造的な問題への対処を優先すべき**。

◆論文の生産性



（出所）科学技術指標2025（2025年8月、科学技術・学術政策研究所）を基に財務省が作成。

（注）英国は、2023年の研究開発費総額が公表されていないため、2022年の値を用いている。

（注）論文数は分数カウント法による計測。分数カウント法とは、機関レベルでの重み付けを用いた国単位での集計を行うもので、例えば、日本のA大学・B大学、米国のC大学の共著論文の場合、各機関は1/3と重み付けし、日本2/3件、米国1/3件と集計する方法。

◆構造的な問題への対処 ※ 令和6年11月「令和7年度予算の編成等に関する建議」の内容を要約

若手研究者の活躍機会

- Top10%論文の著者の半数以上は40歳未満である一方、国立大学本務教員に占める若手研究者の割合は低下傾向
- ⇒ 若手研究者を登用する人事制度改革の推進、科研費等の競争的研究費の若手シフト
- ⇒ 学内事務負担の軽減やタスクシフト等研究時間を増加させる取組の推進

研究の国際性

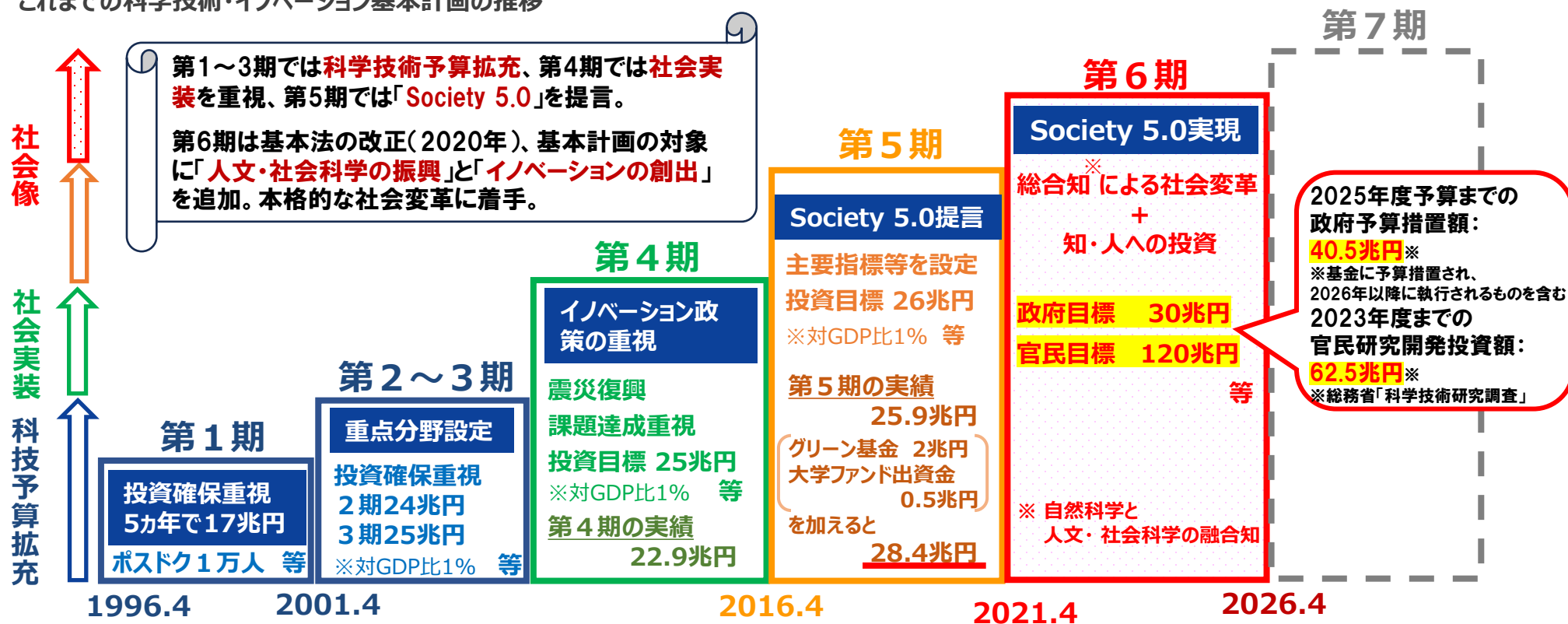
- Top10%論文の内訳に占める国際共著論文の割合がほかの主要先進国と比べて低く、研究者の国際的な移動も低水準
- 国際的に注目を集める研究領域や学際的・分野融合的領域への参画数が低い
- ⇒ 科研費等の競争的研究費において研究開発の国際化を促す政策誘導の強化

資金配分の硬直性

- 科研費の新規採択課題に係る分野別配分額の割合がほぼ一定で推移し、大胆な分野シフトが起こっていない
- ⇒ 国際性重視等の科研費の評価要素改革
- ⇒ 研究領域の硬直性などの課題の解決に資する施策の重点化を行い、省庁間の施策の整理を行うなど、政策資源の効果を高める取組の推進

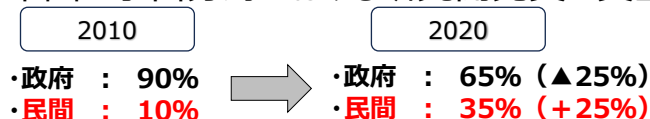
- 科学技術基本法（1995年制定）に基づき、基本計画を5年毎に策定（閣議決定）。今年度末にかけて、**第7期計画（2026.4～）**の策定に向けた議論が行われる。
- 基本計画には複数年度にわたる予算の目標額が示されており、第6期期間においては、政府の予算措置額は補正予算での巨額の基金措置等により目標を上回った一方、**官民投資額は目標を下回る見込み**。第6期計画において「**政府投資が呼び水となり民間投資が促進される**」としたことの検証や、**政府投資額以外の要因の分析**（例：大学・研究機関のマネジメント等）が必要。
- 予算額（インプット）の増額ありきでなく、各分野において具体的に何を実現したいのか、適切なアウトカム目標を設定するとともに、官民の役割分担の在り方等**これまでの施策の抜本的な見直しを行うべき**。

◆ これまでの科学技術・イノベーション基本計画の推移



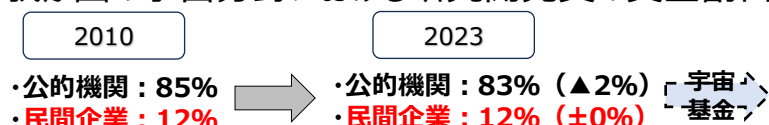
- 今後、世界の宇宙産業市場は2035年に1.8兆ドル（約270兆円（1ドル＝150円換算））になるとの予測もある中で、海外では、民間事業者が、政府資金のみならず民間資金を活用し、技術革新と商業化を推し進めている。
- 我が国の研究開発費に占める**民間事業者の割合は10年以上にわたり12%程度の横ばいで推移**。今後、民間事業者も技術成熟度等に応じて自己負担をしている宇宙戦略基金の取組を発展させ、**民間事業者の資金調達能力を高め、宇宙分野への民間資金供給拡大を図る方策を検討、推進する必要**。
- また、これまでは、主に国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）が中心となり研究開発を支えてきたが、近年宇宙関連のスタートアップ企業が増えていることも踏まえ、**民間事業者による研究開発、事業化等が可能な分野については、民間事業者主導の研究開発、事業化等にシフトさせ、宇宙サービスの政府調達も念頭においた民間事業者の育成支援といった手法も戦略的に活用すべき**。
- その上で、JAXAは民間事業者では開発が困難な分野・領域（例えば、月面探査にかかる次世代エネルギー領域、次世代モビリティ領域、アセンブリ＆マニファクチャリング領域、ハビテーション領域など）に注力すべき。

◆米国の宇宙分野における研究開発費の資金割合



（注）民間企業には、2000年以降に設立された宇宙関係企業（スペースXを含む）。
（出所）McKinsey&Company「R&D for space: Who is actually funding it?」

◆我が国の宇宙分野における研究開発費の資金割合



（出所）科学技術研究調査結果（総務省統計局）を基に財務省にて作成

宇宙分野への民間資金供給拡大

◆政府機関等による調達に向けた民間事業者支援の例

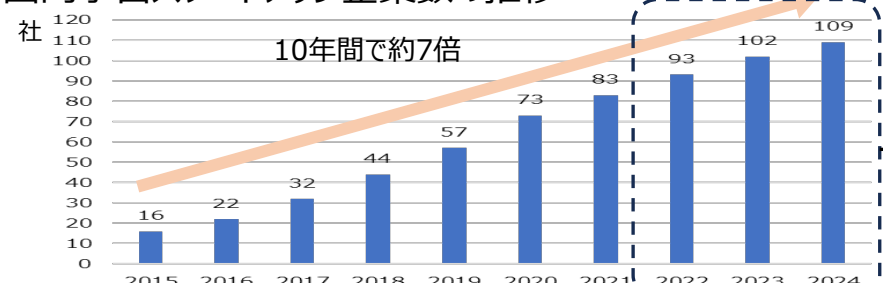
商業デブリ除去実証プログラム（CRD2）

これまでのJAXAプロジェクトの多くは、民間事業者から衛星そのものを調達。CRD2では、民間事業者の技術開発を育成し、民間事業者が保有する衛星による「サービス」を調達する。

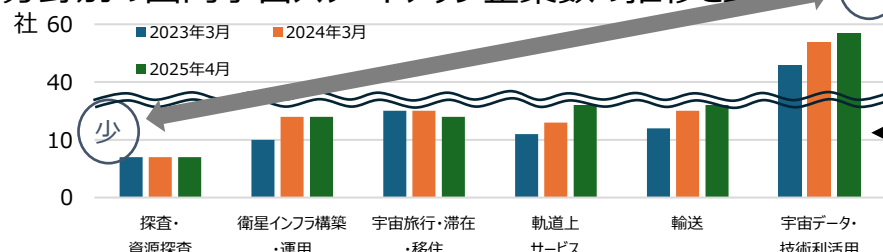
SBIRフェーズ3基金（民間ロケットの開発・実証）

民間ロケットの開発・実証を行うスタートアップ等に対し支援。民間企業における競争の結果、最終的に条件を満たす民間ロケットによる衛星等の打ち上げサービスを調達する。

◆国内宇宙スタートアップ企業数の推移

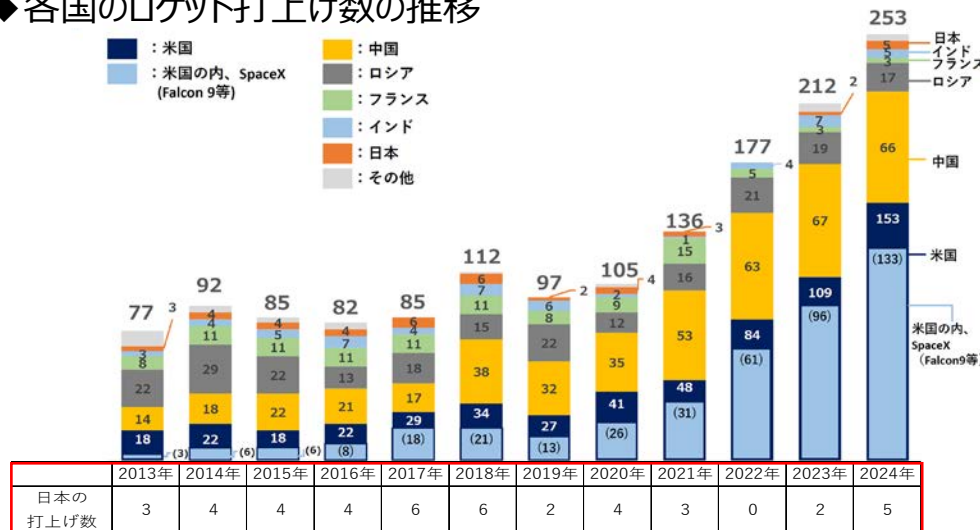


◆分野別の国内宇宙スタートアップ企業数の推移と比較



- 米国においては、政府保有の宇宙関連施設をスタートアップ企業等も利用し研究開発が進められているが、**JAXAの保有する射場は国の基幹ロケットのみ打ち上げ可能**となっており、特定の事業者しか活用できない。
（参考）ケネディ宇宙センター、ヴァンデンバーグ宇宙軍基地等を民間のSpace X、Blue Originも利用。
- また、射場（種子島宇宙センター及び内之浦宇宙空間観測所）については、様々な制約の下、年間最大８機の打上げが可能となっているが、直近10年間の平均では**年間３～４機程度の打上げ数**となっており、**打上げ能力を最大限活かされているとは言い難い**。
- JAXAの射場に対して民間ロケットの打ち上げの実現を要望する声があるほか、スタートアップ企業が、ロケットなどの研究開発費の一部をインフラ（射場）整備に充てざるを得ず、海外の同業他社との開発競争にネガティブな影響が出ているという声もある。
- そのため、**JAXAの射場を多様な民間事業者が活用可能とするなど、JAXAのインフラ設備を最大限に活用するとともに、我が国の射場やその整備の在り方について検討する。**

◆各国のロケット打上げ数の推移



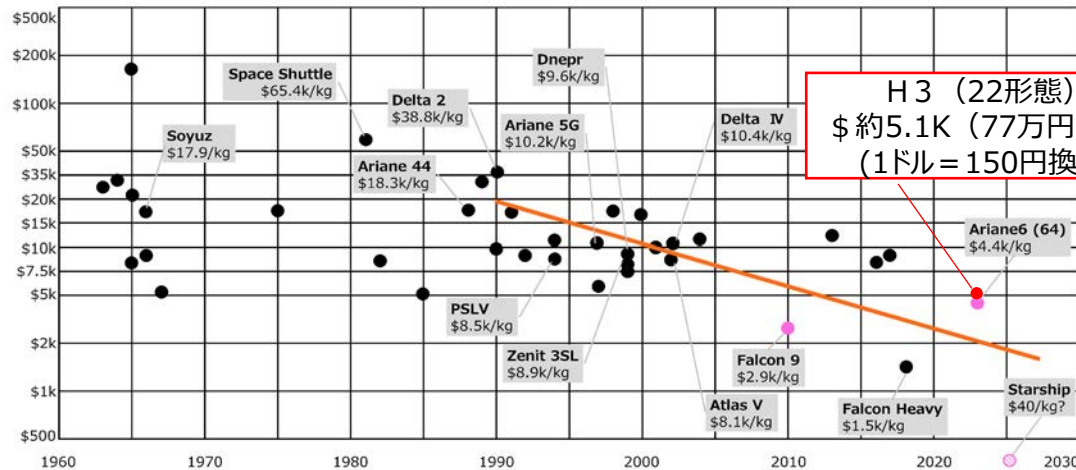
◆射場の民間開放を求める要望

- 1 内之浦宇宙空間観測所における「ロケットの打上げ促進」
活況な人工衛星の開発に伴う国産ロケットの打上げニーズに対応するため、イプシロンロケット及びSS-520等の小型ロケットの打上げ回数を増やすとともに、**内之浦射場での民間ロケットの打上げを実現することを要望**します。
- 2 内之浦宇宙空間観測所の「民間利用の促進」
内之浦宇宙空間観測所の民間利用の規程や利用希望者を支援する体制を整備することで、内之浦宇宙空間観測所の民間利用を促すとともに、**民間利用を契機として、宇宙開発への投資を促すことを要望**します。

（出所）九州地域における宇宙開発促進に関する要望書
令和３年６月24日 九州航空宇宙開発推進協議会

- 海外においては、ロケットの再使用などの技術革新により打上げ価格の低減が図られている一方、我が国における基幹ロケットは、国内で競合する民間事業者がなく、官衛星の打ち上げ需要に支えられ**他国より高コストとなっている**。
- SBIR制度などにより、2028年度以降にはスタートアップ企業等の民間ロケットも衛星打上げの手段となりえる状況を踏まえ、今後、国内においても**競争を通じたコスト低減に取り組む必要**がある。また、**基幹ロケットの後継**を検討するにあたっては、**スタートアップ企業も含めた民間主体による開発も検討すべき**。

◆大型ロケットの地球低軌道への打上げ価格（単位質量当たり）の推移



（出所）宇宙政策委員会 宇宙輸送小委員会（第2回）資料2「宇宙輸送を取り巻く環境認識と将来像」
H3については、FRONTIER EYES ONLINE「日本が宇宙ビジネスの遅れを取り戻すために」
を基に財務省にて追記

◆SBIRフェーズ3 基金事業（民間ロケットの開発・実証）

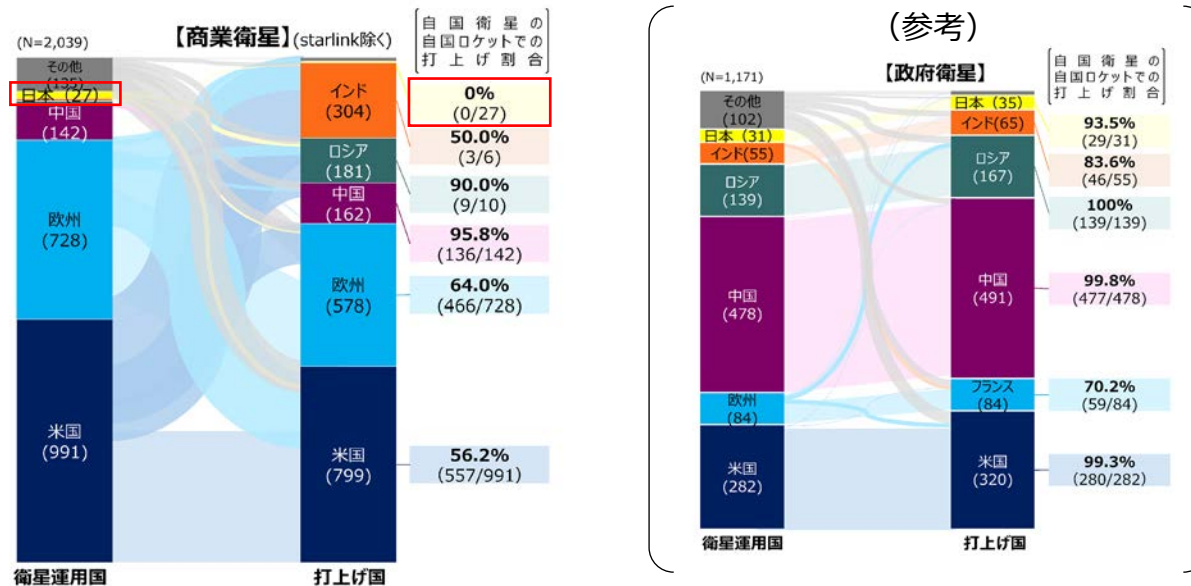
代表スタートアップ	事業計画名	フェーズ2 への移行	フェーズ3 への移行
インターステラテクノロジズ株式会社	小型人工衛星 打上げロケット ZERO の技術開発・飛行実証	可	うち 2社 程度
将来宇宙輸送システム株式会社	小型衛星打上げのための再使用型宇宙輸送システムの開発・実証	可	
スペースワン株式会社	増強型ロケットの開発、打上げ実証及び事業化	可	
株式会社 SPACE WALKER	サブオービタルスペースプレーンによる小型衛星商業打ち上げ事業	否	

（想定アウトプット）
2027年度中に飛行
実証の完了

（出所）「文部科学省 中小企業イノベーション創出推進事業（SBIRフェーズ3）宇宙分野（事業テーマ：民間ロケットの開発・実証）のステージゲート審査結果について」等を基に財務省作成

- 商業衛星の世界市場では約6割が自国のロケット、約4割が自国外のロケットにより打上げられているが、
 - ・日本の商業衛星は主に海外のロケットによって打上げられており（2013年から2022年は全て海外での打上げ）、**需要が海外に流出している**。20年間で500～1,000億円程度の損失が発生するという試算もある。
 - ・また、我が国は海外商用衛星を自国のロケットで打ち上げた例は少ない。（2013年以降の海外衛星の打上げ実績は2機のみ）。
- 今後多数の我が国の商業衛星の打上げが計画されていることに鑑み、商業衛星の打上げに適する基幹ロケットを民間移管し、打上げ回数を増やすなどにより、我が国の**衛星打上げ市場の需要と供給のミスマッチを解消**し、併せて**海外衛星の打上げ需要の取り込み**を図るべき。

◆衛星打上げにおける国際的な流動性（2013～2022年累計）

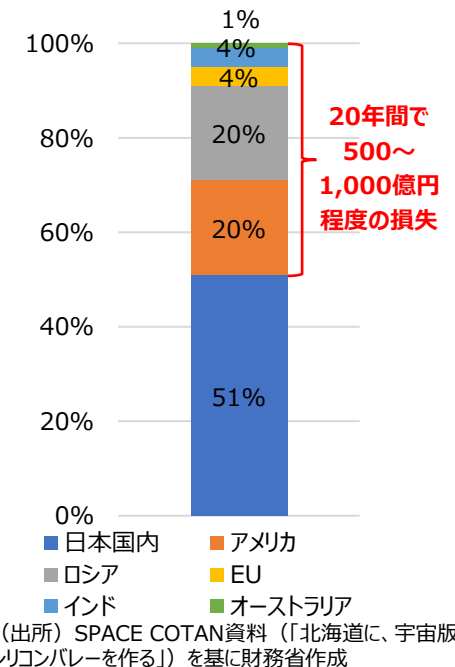


(出所) 宇宙政策委員会 宇宙輸送小委員会 (第2回) 資料2「宇宙輸送を取り巻く環境認識と将来像」

◆商業衛星の打ち上げ計画 (商業衛星の打上げ)

我が国の衛星事業者は、今後10年間で合計280機以上の商業衛星の打上げを計画
 ※内閣府宇宙開発戦略推進事務局による国内の主要な衛星事業者へのヒアリングに基づく
 (出所) 宇宙政策委員会 宇宙輸送小委員会 (第2回) 資料2「宇宙輸送を取り巻く環境認識と将来像」を財務省にて加工

◆日本の官民人工衛星打上げ場所 (2010～2029年) 打上げ予定を含む



◆宇宙政策の課題と目指すべき将来像

	現 状	目指すべき将来像
研究開発	官主導（JAXA含む）、国費中心による研究開発。特に基幹ロケットはJAXAに限られた民間事業者の関与のもと開発を行っており、競争環境が乏しい	民間事業者が自ら資金調達の上、技術革新を推し進める。国等は民間事業者が提供するサービスの調達（アンカーテナンシー）、制度整備、民間事業者等が困難な分野・領域の研究開発に注力
射場	JAXAの保有する射場は国の基幹ロケットのみ打上げ可能となっており、特定の事業者しか活用できない	政府が整備した施設・設備を開放し、当該施設・設備を活用した民間主導の開発に寄与
ロケットのコスト	基幹ロケットの打上げは独占的な市場構造の中で、価格低減インセンティブが薄く、他国より高コスト構造	競争を通じたロケットの開発コスト、打上げ価格の低減。国際競争力の強化
衛星打上げ需要	国内のスタートアップは、衛星を海外のロケットで打上げており、国内需要が海外に流出。他方、国内で打上げるロケットは官需に依存しており、海外衛星受託の例も少ない	民間ロケットも用いた国内衛星打上げ需要への対応に加え、海外衛星の打上げ需要を取り込みビジネス化

- 博物館法（美術館も対象に含む）では、公立博物館について、**入場料等を徴収しないことを原則**として規定。
- 我が国の国立美術館・博物館は、全体に、公費収益に対する入場料収入が不十分であり、**美術館では全体として入場料収入の4倍の公費を投入**して運営している状況。その結果、**7割以上の館が“交付金依存率”5割を超えている**。
- 少子化・人口減少の下、**将来世代の負担を軽減するため**には、**法律を見直し、現在の受益者から適切な入場料を徴収し、サステイナブルな収益構造**にしていく必要。

◆ 博物館法

（入場料等）

第二十六条 公立博物館は、入場料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

◆ （独）国立美術館における各館の収益能力差と国際比較

施設名	①入場料収入	②公費収益	公費が入場料収入の何倍か
国立西洋美術館	5.2億円	4.8億円	1倍
国立新美術館	3.0億円	7.9億円	3倍
京都国立近代美術館	0.6億円	3.7億円	6倍
国立国際美術館	0.7億円	5.8億円	8倍
東京国立近代美術館	1.2億円	11.5億円	10倍
国立映画アーカイブ	0.3億円	7.3億円	24倍
国立美術館合計	11億円	41億円	4倍
ルーヴル美術館	0.96億€（156億円）	1.03億€（168億円）	1倍
メトロポリタン美術館	0.53億\$（80億円）	0.23億\$（34億円）	1倍

（出所）令和6年度財務諸表（（独）国立美術館）ルーヴル美術館活動報告書、メトロポリタン美術館HP、財務省調べ
 （注1）ルーヴル美術館、メトロポリタン美術館は令和5年度の数値。
 （注2）日本円への換算は、令和7年度出納官レート（163円/1€、150円/1\$）による。
 （注3）単位未満を各々四捨五入しているため、一致しない場合がある。

◆各館の収入に占める運交金の割合（令和6年度）

※財務省において各館の財務データをもとに機械的に算出したもの

施設名	運交金／総収入※
国立西洋美術館	41%
国立新美術館	47%
東京国立博物館	48%
京都国立博物館	53%
奈良国立博物館	62%
国立科学博物館	64%
京都国立近代美術館	70%
東京国立近代美術館	81%
国立国際美術館	82%
国立映画アーカイブ	84%
九州国立博物館	92%

青字＝比較館中最高値

赤字＝比較館中最低値

※分子＝運交金収益

分母＝運交金収益＋入場料収入

＋財産貸出料収入＋その他事業収入

＋寄附金収入 等

- 適切な入場料設定を行うための一環として、海外でも入場料に二重価格を導入する例が在ることを踏まえ、**自国民が税財源として負担している国費相当分を、インバウンド客を対象として入場料に反映すべき**ではないか。その上で、経常費用を賄える程度の**適正な入場料を設定**し、日本の美術館・博物館の貴重なコレクションを後世に残せるよう、**サステイナブルな仕組み**にしていく必要。
- 日本の国立美術館・博物館は夜間開館日でも20時。訪日外国人の**夜に体験したいこと**として「文化」が首位、という調査結果を踏まえると、各館の**夜間開館日や営業時間を増加**させることにより、**入場料収入の増加につなげることができる**のではないかと。

◆各国世界遺産の入場料（二重価格）

入場料比較	自国民	外国人
姫路城 ※2026年3月から 市民以外料金を値上げ予定	2,500 円 ※姫路市民のみ1,000円	2,500 円
ペトラ遺跡 (ヨルダン)	1 JOD (212円)	50 JOD (10,600円)
ピラミッド (エジプト)	60 EGP (213円)	700 EGP (2,485円)
タージ・マハル (インド)	50 INR (90円)	1100 INR (1,980円)
ルーヴル美術館 (フランス)	【EU圏内】 22 € (3,586円) →2026年からモナリザ別料 金予定	【EU圏外】 22 € (3,586円) →2026年から値上げ予定

◆経常費用を入場料収入で賄う場合の入場料（機械的試算）

施設名	一般料金	外国人料金	(参考)常設展料金
東京国立博物館	1,300円	3,100円	1,000円
九州国立博物館	1,400円	3,400円	700円
東京国立近代美術館	1,500円	4,000円	500円
奈良国立博物館	1,800円	4,400円	700円
京都国立近代美術館	2,000円	5,800円	430円

※一般料金については(一般管理費＋人件費)/常設展来場人数により算出。
外国人料金については一般料金/(1-法人全体の公費負担率)により算出。

◆訪日外国人（欧米豪）に対するアンケート結果

訪日旅行をしたいと考えたきっかけ		訪日旅行で夜に体験したいこと	
1位	日本の文化歴史に関心がある	1位	CULTURE（文化）
2位	日本の自然・風景に関心がある	2位	EXPERIENCE（体験）
3位	日本食に興味がある	3位	MEAL、FOOD（食）

（出展）2020年4月22日一般財団法人ナイトタイムエコノミー推進協議会「夜間文化価値調査」

◆国内美術館・博物館の夜間営業時間

館名	営業時間
東京国立博物館	20時（金・土曜日）
京都国立博物館	20時（金曜日）
奈良国立博物館	20時（金・土・日曜日）
東京国立近代美術館	20時（金・土曜日）
国立新美術館	20時（金・土曜日）

※他の国立美術館・博物館も概ね同様。

国宝・重要文化財の公開期間の拡大

○国宝・重要文化財（重要文化財等）につき、所有者以外の者が展示を行う場合、文化財保護法に基づく文化庁長官許可が必要。文化庁において、当該許可に当たり、**公開日数を年間延べ60日以内※とすることを条件（文化庁長官決裁）**としている。同法は、**所有者が展示する場合の公開期間について制約するものではないが、この場合においても公開日数に係るデファクトスタンダード化。**

※重要文化財等のうち材質が石、土、金属等のものについては、公開日数を年間延べ150日以内。

○諸外国においては、集客上重要な展示品については、通年で展示している例があるところ、**我が国においても、科学的知見を踏まえ、必要に応じ一定の対策を講じた上で、集客上重要な展示品については、通年での公開を原則とするよう運用を改めるべき。**（企画展ではなく常設展で国内・海外からの訪問客を増やし、運営できる収益構造への転換。）

◆ 我が国の主な展示物の年間公開日数

展示施設	展示物	文化財指定	公開期間
国立西洋美術館	睡蓮（モネ）	なし	通年公開
東京国立近代美術館	道路と土手と堀（岸田劉生）	重文	年間150日
京都国立近代美術館	上野リコレクション	なし	年間2-3ヶ月
国立国際美術館	草間彌生作品	なし	約7ヶ月半
東京国立博物館	松林図屏風（長谷川等伯）	国宝	4週間
京都国立博物館	風神雷神図屏風（俵屋宗達）	国宝	年間60日
奈良国立博物館	辟邪絵	国宝	年間60日
九州国立博物館	油滴天目（茶碗）	重文	年間150日

◆ 海外における展示物の通年公開の事例



ルーヴル美術館：モナリザ
（レオナルドダヴィンチ）



アムステルダム国立美術館
：夜警（レンブラント）



大英博物館：ロゼッタストーン

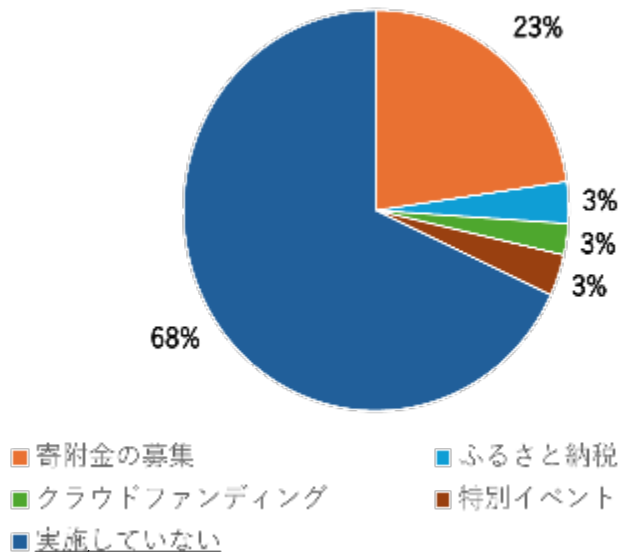


ナショナルギャラリー(ワシントン)：
散歩、日傘をさす女性（モネ）

資金調達手段の多様化

- 文化財の修理等について、クラウドファンディングや寄付の活用例は確認されるが、**公費以外の財源確保の取り組みを特に実施していない割合が約65%を超えている**。その理由については、**取り組みのノウハウがないことを理由として挙げる割合が高く**、美術館・博物館等の文化財所有者とファンドレイジングに長けた人材との橋渡しが課題となっている。
- 海外では、クラウドファンディングに加え、**Art Security Tokens (AST)** や**Non-Fungible Tokens (NFTs)** などの**先進的取組**が現れてきている。

◆公費以外の修理等の財源確保の主な取り組み
※各自治体に対し公費以外の修理等の財源確保の取り組み状況について調査(n=119)



<理由>

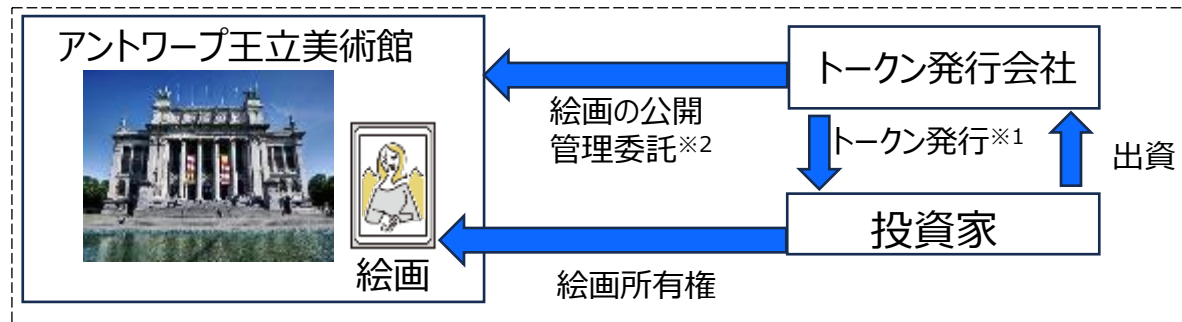
- ・現時点で資金面で余裕がある (43%)
- ・**取組のノウハウがない (17%)**
- ・その他 (マンパワーの不足、文化財の維持管理のみ請け負っているため等 (割合は僅少) 及び無回答)

※出典：令和7年財務省

◆Art Security Tokens(AST)の活用

- ・2022年、世界における国立美術館初の試みとして、ベルギーの**アントワープ王立美術館**が関与して、**ASTによるファンディングを実施**。
- ・100万個のトークン（150€から購入可能）が電子的に発行され、合計**約141万€（約2億4千万円）の資金を調達**。
- ・トークンはブロックチェーン技術を用いて発行されており、改ざんによる所有権の侵害の可能性がないとされている。

<スキーム概要>



※1 トークンは投資家間で売買も想定されている。

※2 絵画はトークン発行会社のパートナー企業が市場から購入。

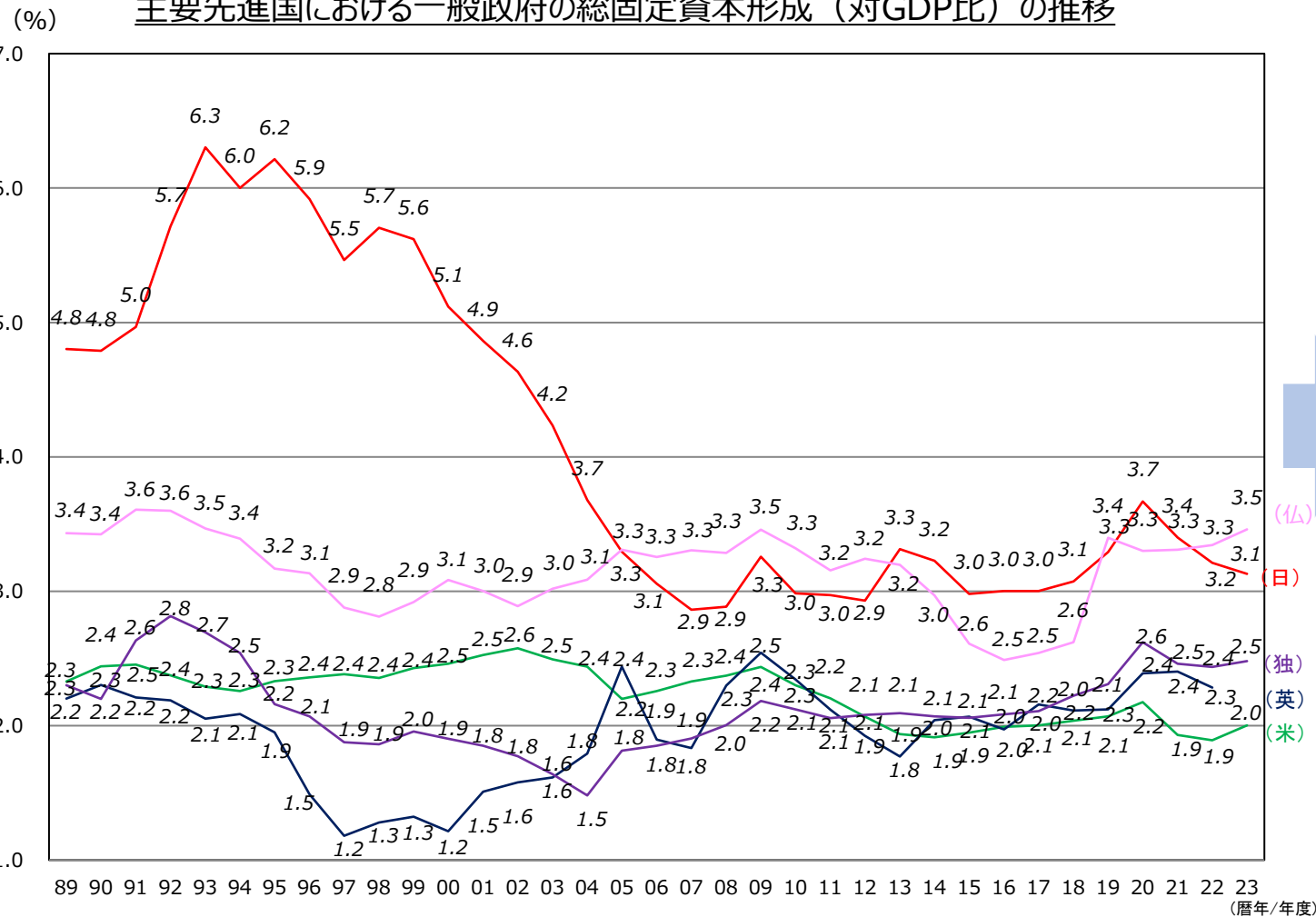
美術館のメリット	投資家のメリット
・自己資金を用いずコレクションを拡大できる。 ・アートに関心のある投資家とのコネクションが構築でき、良質な顧客基盤の拡大につながる。	・絵画を小口の投資で“部分所有”できる。 ・著名な博物館で展示されることによりトークンの価値上昇が期待。トークンの売買により利益を得られる可能性がある。 ・美術館から無料入館券や特別イベントへの招待などがある。

公共投資の規模（国際比較）

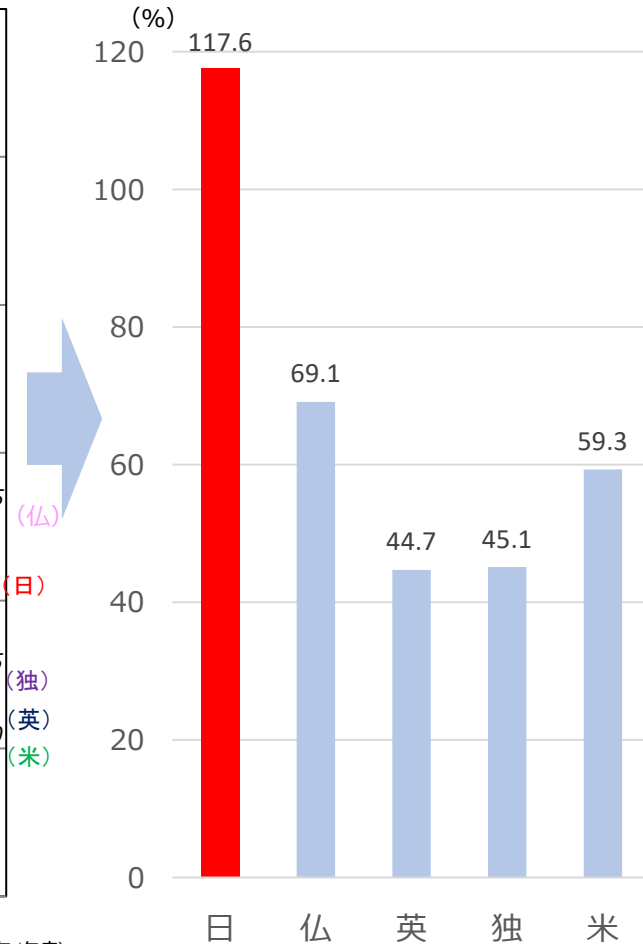
資料Ⅱ－6－1

○ これまでの公共投資の規模について、主要先進国で比較すると、**日本は長期にわたって固定資本形成（フロー）が高水準で推移しており、その結果、固定資本ストックについても極めて高い水準にある。**

主要先進国における一般政府の総固定資本形成（対GDP比）の推移



政府固定資本ストック（対GDP比）

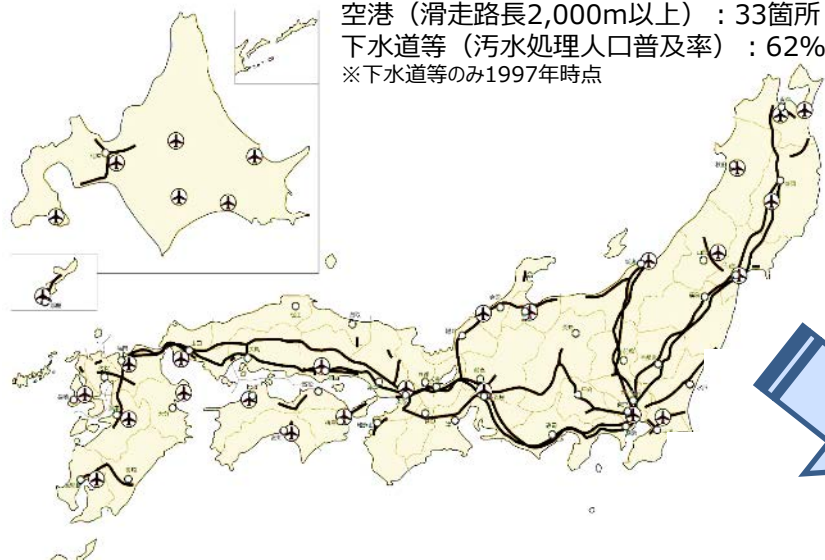


- (出所) 1. 日 本…内閣府「国民経済計算」に基づいて計算した数値。
 諸外国…OECD「National Accounts」等に基づいて計算した数値。
 2. 日本は年度ベース。諸外国は暦年ベース。
 3. グラフ中、2004年度までは旧基準（93SNAベース等）、2005年度以降は08SNAベースのIGから研究開発投資分（R & D）や防衛関連分を控除。

- これまでインフラ整備を着実に進めてきた結果、約35年前の整備水準と比較しても、高速道路、新幹線、空港、港湾、生活関連施設等の**社会資本の整備水準は大きく向上**している。
- 例えば高規格幹線道路については、全都道府県の県庁所在地を通過するとともに、計画延長約14,000kmに対して、事業中の区間も含めると総延長は約13,400km（約96%）に至っている。

【1988年時点の高速ネットワーク】

新幹線：1,832km
高規格幹線道路：4,387km
空港（滑走路長2,000m以上）：33箇所
下水道等（汚水処理人口普及率）：62%
※下水道等のみ1997年時点

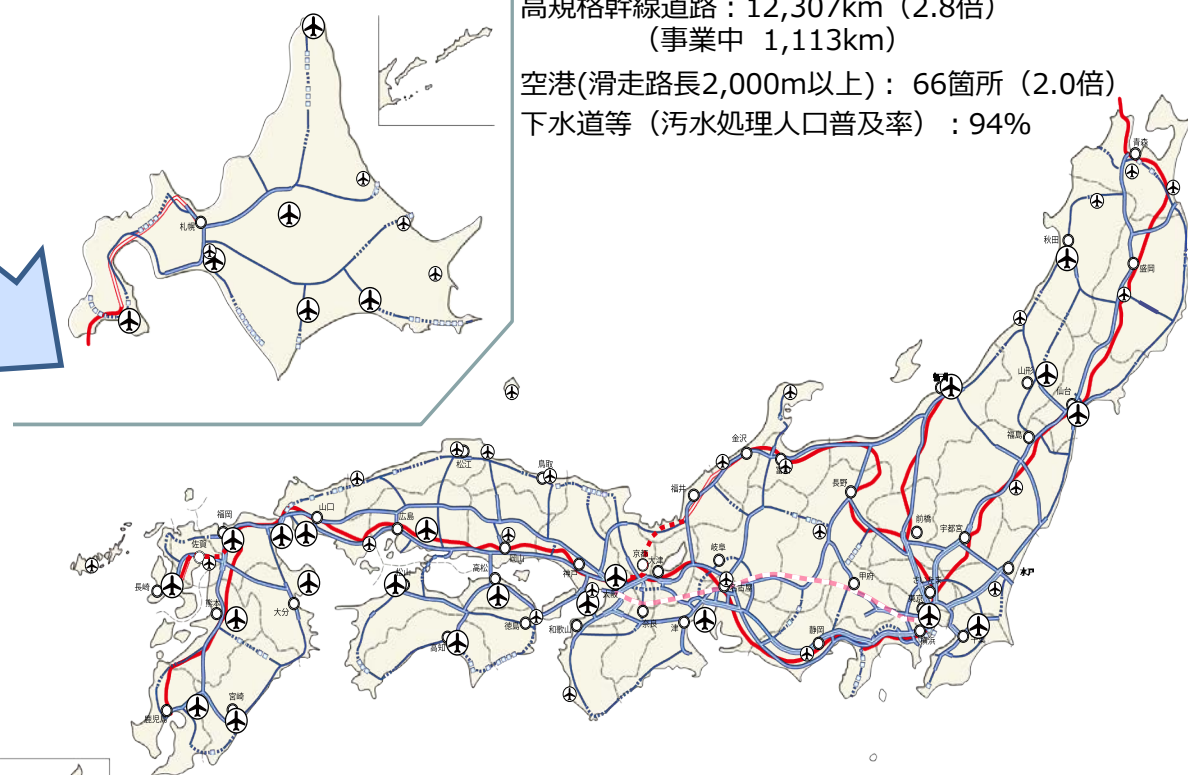


【現在の高速ネットワーク】

（点線は事業中及び未事業区間）

〔直近の整備状況（2025年4月1日時点）〕

新幹線：2,956km（1.6倍）
高規格幹線道路：12,307km（2.8倍）
（事業中 1,113km）
空港（滑走路長2,000m以上）：66箇所（2.0倍）
下水道等（汚水処理人口普及率）：94%



凡例

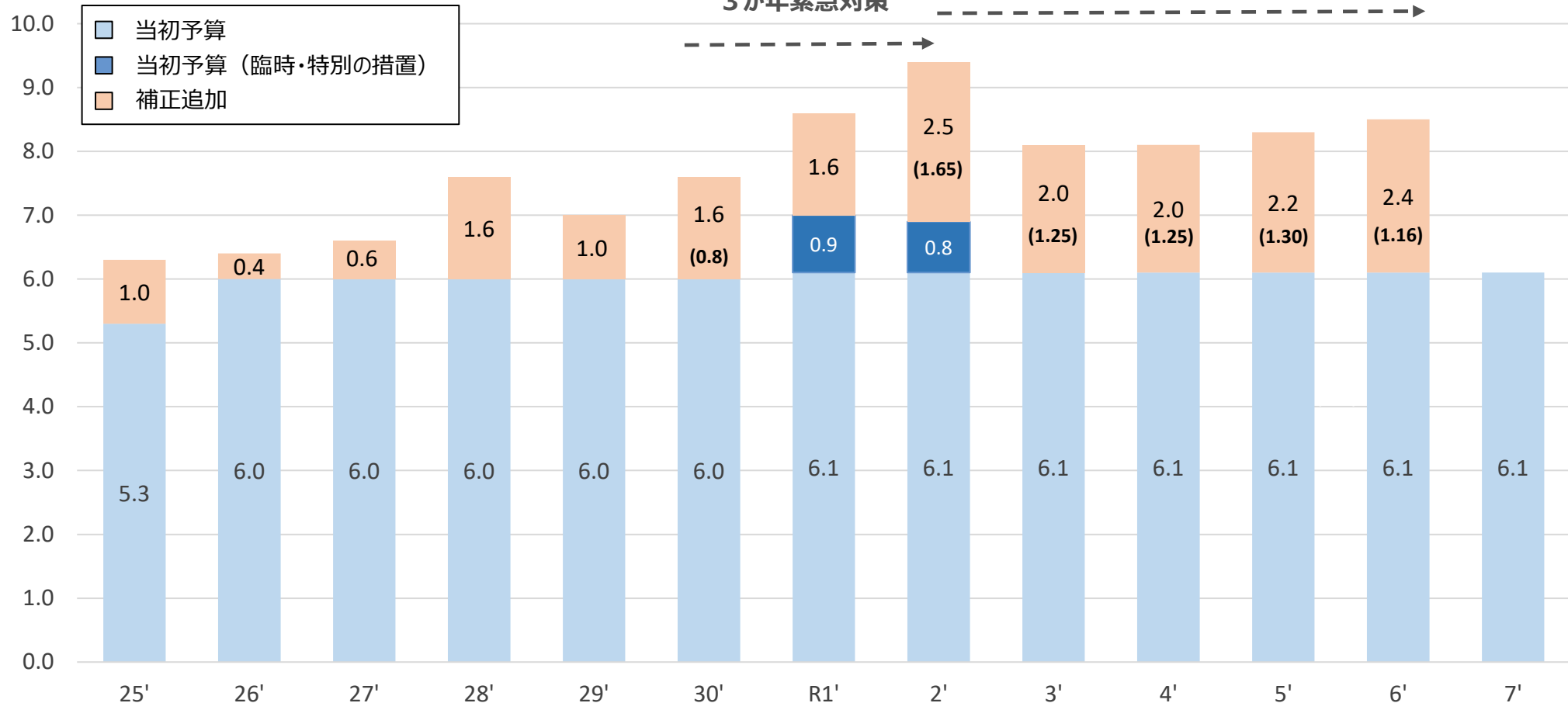
- 高規格幹線道路等（開通区間2021年3月末時点）
- 高規格幹線道路等（事業中区間）
- 高規格幹線道路等（未事業区間）
- 新幹線（開業区間）
- 新幹線（建設中区間）
- 新幹線（未着工区間）
- リニア中央新幹線
- ✈ 拠点空港
- ✈ その他空港（滑走路長2km以上）

（出所）国土交通省資料を基に作成（2022年9月23日時点）。 ㊦

○ **公共事業関係費**は、**近年**、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の取組や、資材価格・労務費高騰の影響などにより**予算規模が増加**している。

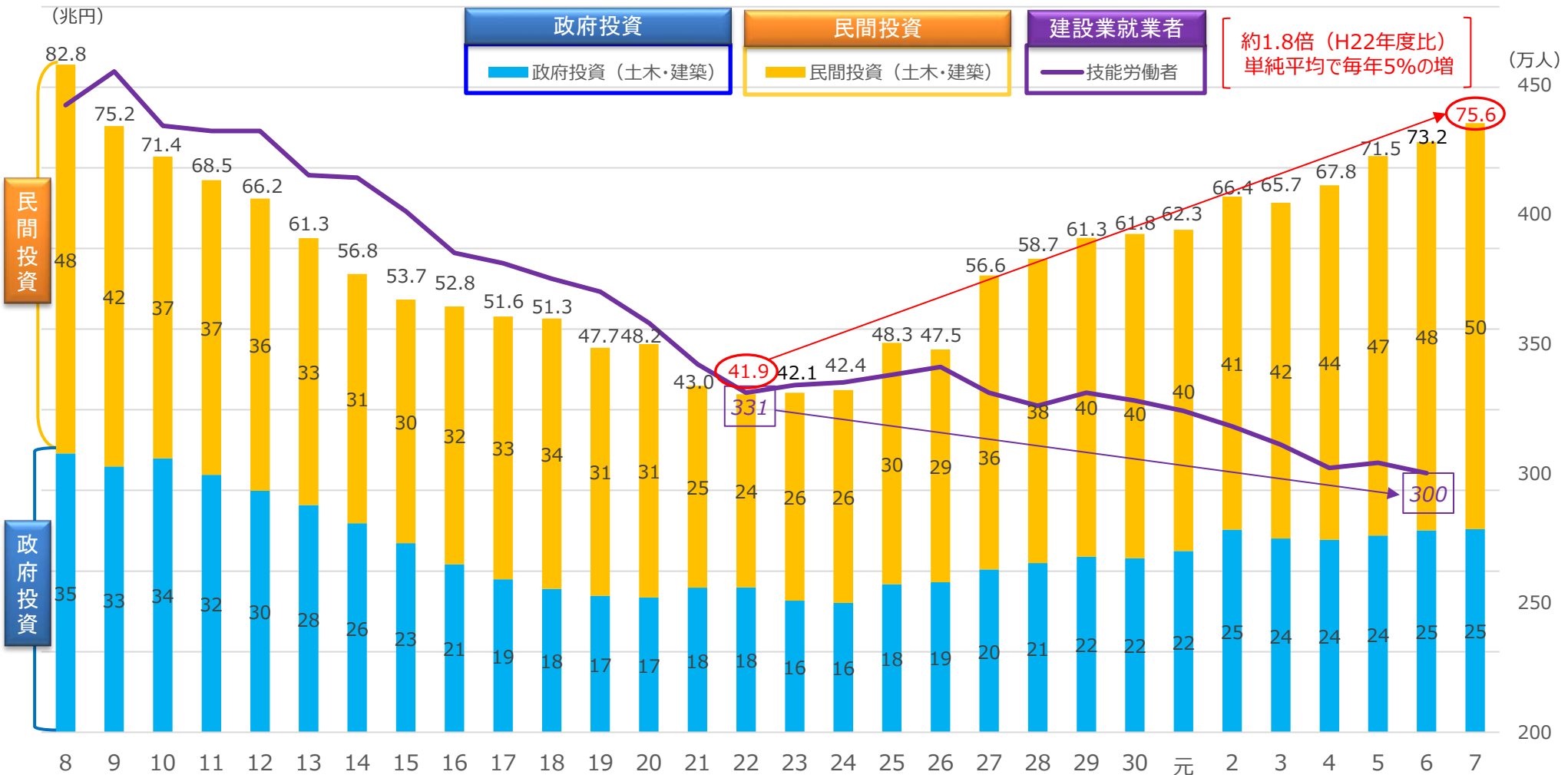
公共事業関係費（当初＋補正）の推移

（公共事業関係費：兆円）



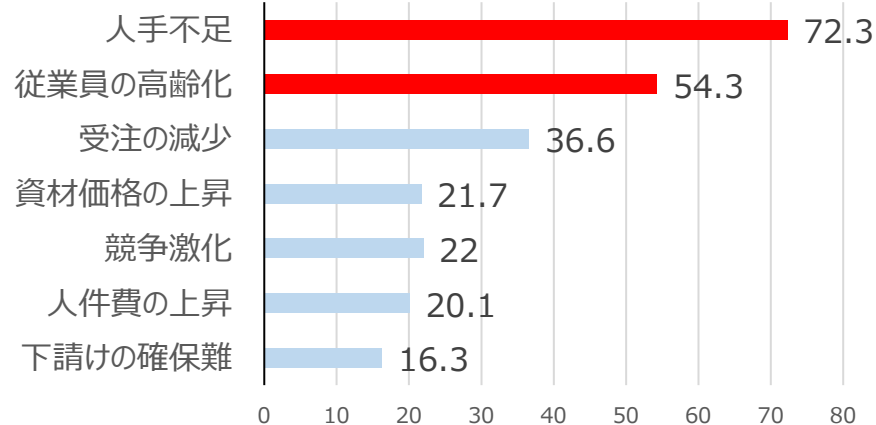
（注）H30補正、R2補正、R3補正及びR4補正のカッコ書きは、国土強靱化3か年緊急対策又は5か年加速化対策分であり、R5補正及びR6補正のカッコ書きには、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（3,000億円）を含む。

- コロナ禍以降、経済の回復と物価上昇が継続したこともあり、**名目GDPは大きく増加し、600兆円を超えた。建設投資額も増加傾向にあり、令和 7 年度は75.6兆円と平成22年度比で1.8倍に達する見通し**。一方、**建設技能労働者数**は減少傾向が継続。
- こうした中、国土交通省は、令和 7 年度補正予算及び令和 8 年度当初予算について、「**近年の建設工事デフレーターの上昇を踏まえた必要・十分な予算額の確保が必要**」と主張しており、その前提として①**建設業界に人手不足は生じておらず**、②**適切な価格と工期**で発注されれば、公共・民間を問わず、何れの工事も十分な施工余力があるとしている。



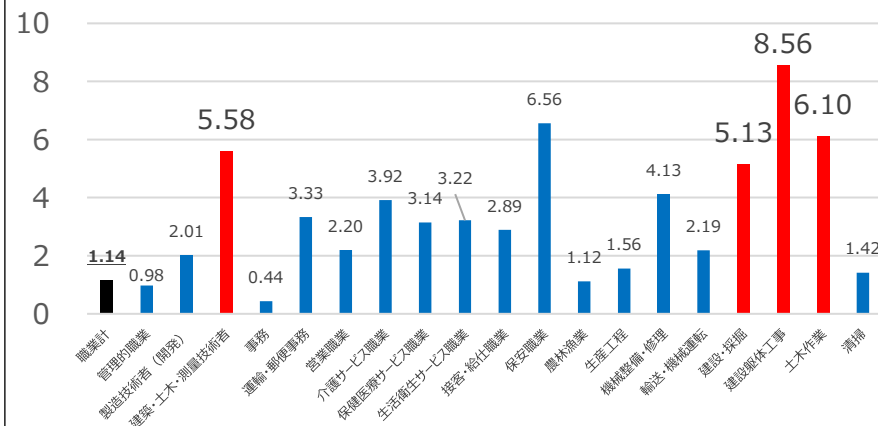
- しかしながら、**各種データからは、建設業の他産業よりも厳しい人手不足の現実**がうかがえる。
- また、実態を踏まえた価格転嫁等は進めていく必要があるが、これらのデータは「**適切な価格が設定されれば施工余力は十分にある**」ような状況を反映しているとは考えにくいのではないか。

建設業の経営上の問題点



(出所) 建設業景況調査2025年度第1回 (2025年4月調査) を基に財務省作成。

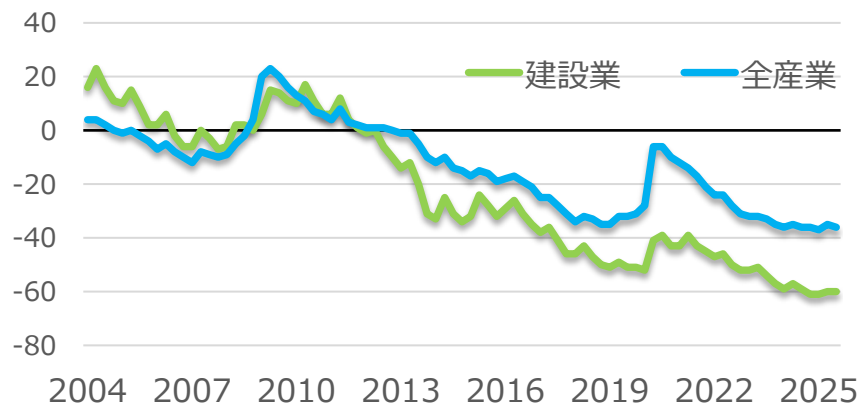
職業別有効求人倍率 (令和6年度平均)



(出所) 厚生労働省「一般職業紹介状況 (パートタイム含む常用)」を基に財務省作成。

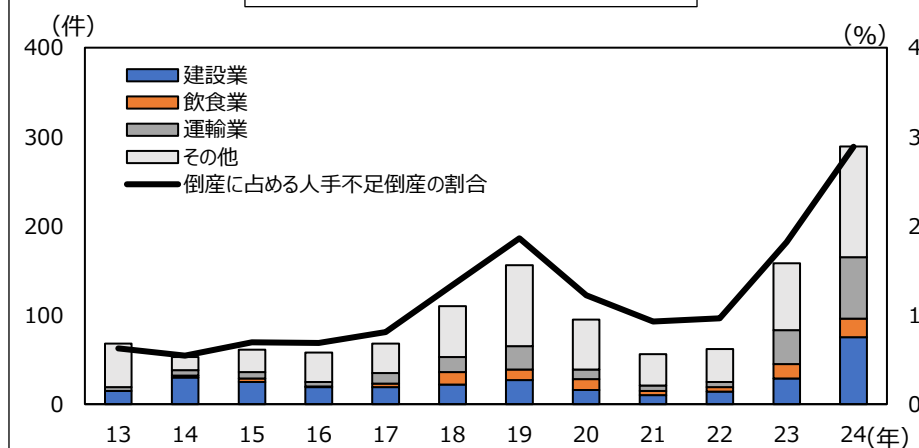
建設業の雇用過不足感

(過剰－不足、%ポイント)



(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査 (短観)」を基に財務省作成。

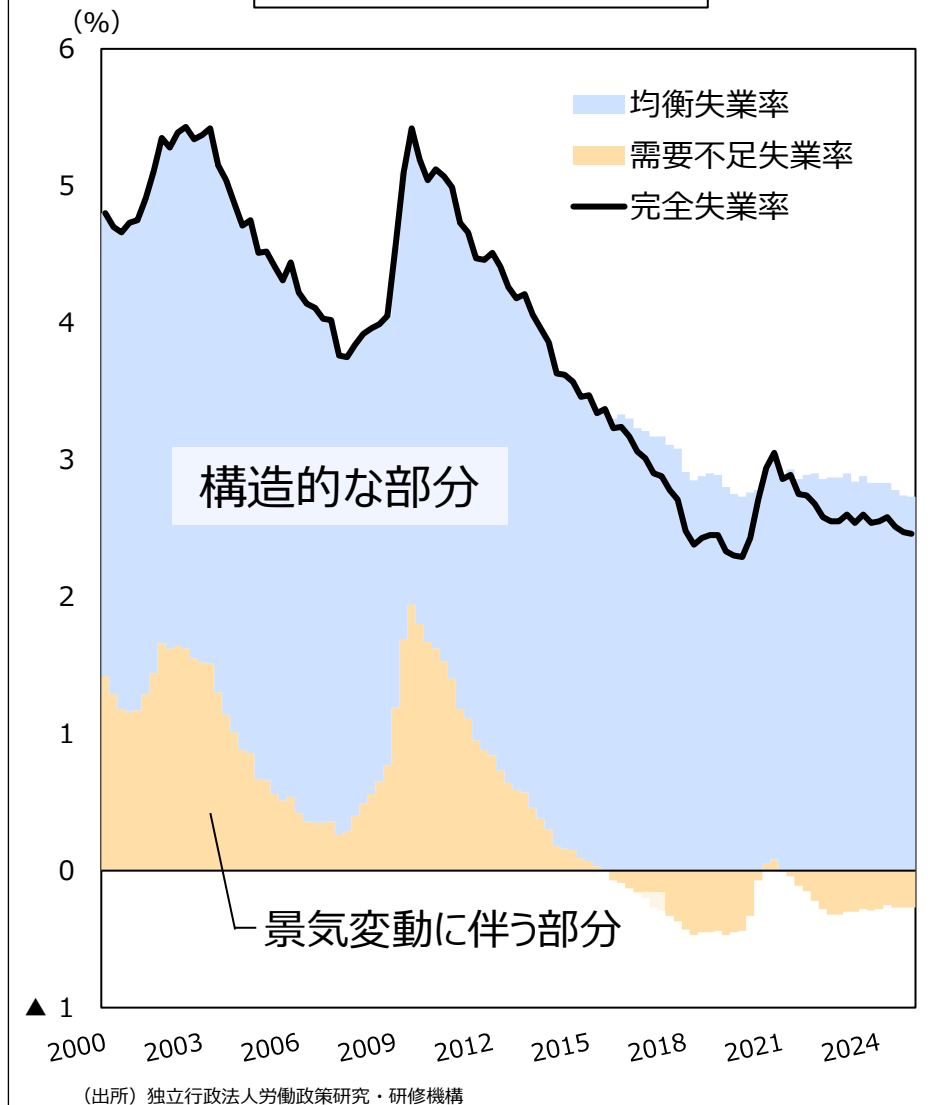
業種別人手不足倒産の推移



(出所) 東京商工リサーチ

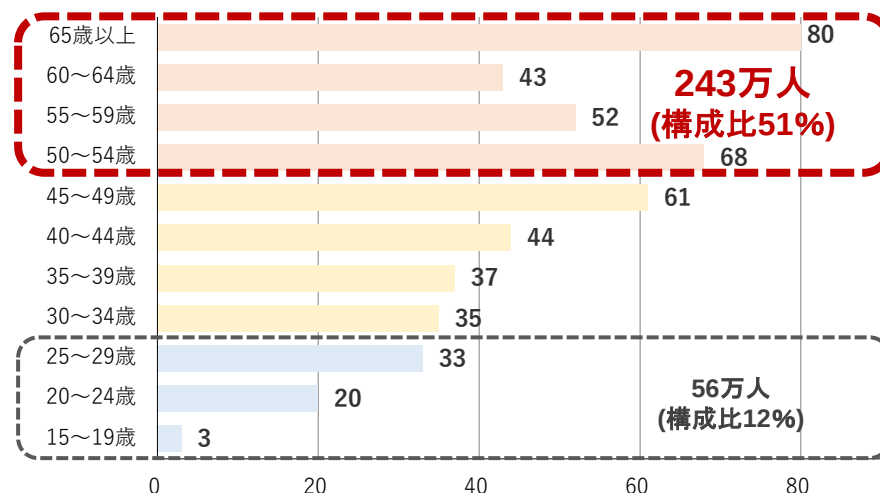
- **経済全体の労働供給は上限**に近づいている。中でも建設業は**高齢化**が進んでおり、他産業以上に人手不足は構造的な課題。

完全失業率とその要因分解

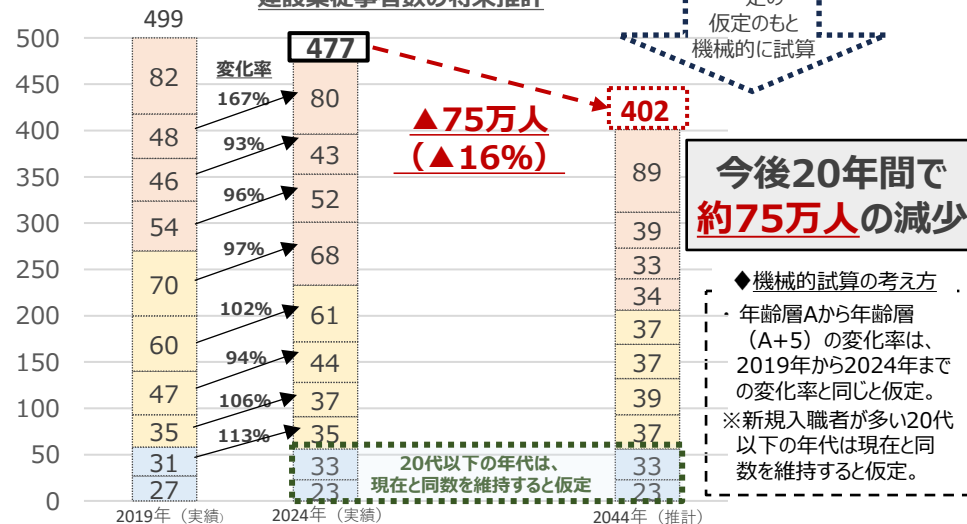


建設業従事者の高齢化の進行

建設業従事者の年齢構成 (2024年 合計477万人)



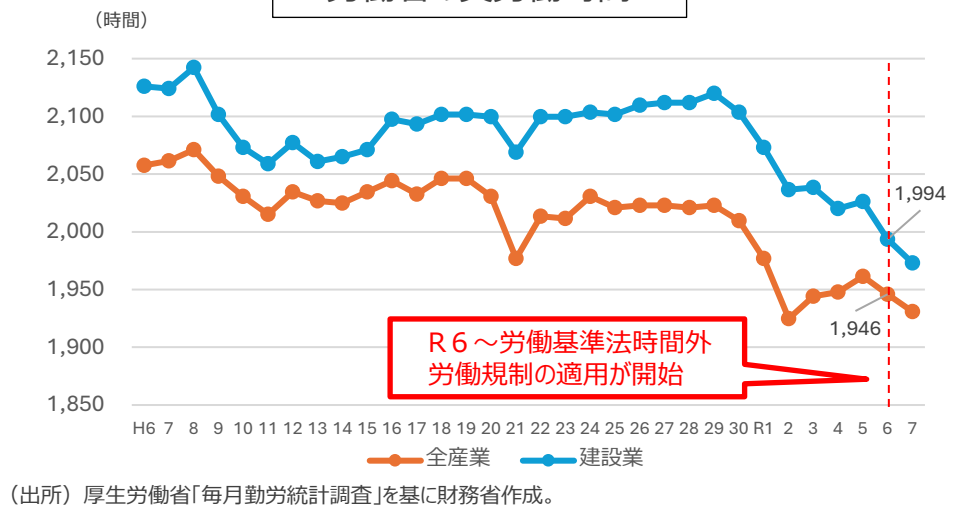
建設業従事者数の将来推計



(出所) 総務省「労働力調査」を基に財務省作成。

- 建設業においては、**労働時間の減少**や**手持ち工事量の増加**のほか、様々な**事業の延期**といった事態が実際に生じている。
- 「適切な工期」の設定が過大な工事量を受注可能にする方策とされてはならず、特に**公共工事の過度な増大が民間工事の円滑な施工や緊急を要する災害対応に悪影響を及ぼす「クラウディングアウト」を引き起こすことのないよう留意が必要**。

労働者の実労働時間



大手建設業の手持ち工事量



公共工事の例

- 人手不足・資材調達の遅れの影響により、屋内こども遊戯施設建設工事の工期延長(5か月)【新潟県燕市】
- 人手不足の影響により、市街地再開発事業の工期延長(2年)【大分県大分市】
- 人手不足の影響により、空港内の機械設備工事の入札不調【東京都大田区】
- 人手不足の影響により、下水道施設及び保育施設改修事業の入札不調【埼玉県蓮田市】

(出所) 2025年3月25日(火) 日本経済新聞等

民間工事の例

- 人手不足・機材調達の遅れの影響により、半導体関係の物流施設建設工事の着工遅延(6か月)【熊本県大津町】
- 人手不足の影響により、物流施設建設工事の工期延長(2年)【神奈川県川崎市】
- 人手不足の影響により、複合エンターテインメント施設建設工事の工期延長(2年)【神奈川県川崎市】
- 人手不足の影響により、商業施設建設工事の工期延長(1.5年)【福島県伊達市】

(出所) 2025年6月11日(水) 日本経済新聞等

- この難局を乗り越えていくためには、やはり生産性向上に向けた取組が非常に重要。国土交通省は「i-Construction 2.0」を掲げ、**2040年度までに建設現場の生産性を2023年度比で1.5倍向上**させることを目指しており、これを実現するためには、**年平均2.4%程度の生産性向上が必要**。
- これまでも新技術の開発に向けた支援や、地方自治体においても新技術を活用できるような環境整備（設計・施工段階等の局面に応じて活用可能な技術を検索可能なデータベースの提供等）などを行っている。こうした**取組の実効性を高めていく**とともに、**公共事業関係費も国土交通省の掲げる生産性向上の目標を織り込んだ水準としていくべき**ではないか。

◆ i-Construction2.0の概要

<目指す姿>

自動化・省人化
(建設現場のオートメーション化)

<3つの柱>

- ① 施工のオートメーション化
- ② データ連携のオートメーション化
(デジタル化・ペーパーレス化)
- ③ 施工管理のオートメーション化
(リモート化・オフサイト化)

<目標>

2040年度までに建設現場において少なくとも省人化3割すなわち、生産性1.5倍に向上
多様な人材が活躍でき、未来へ前向きな新3K(給与、休暇、希望)を建設現場で実現

(出所) 国土交通省公表資料(2024年4月)を基に財務省作成。

◆ i-Construction2.0 を踏まえた取組例

■ 新技術開発に向けた支援の例
＜建設技術研究開発助成制度＞

3D データを活用した橋梁点検と補修設計の高効率化に関する研究 (令和2～4年度支援)



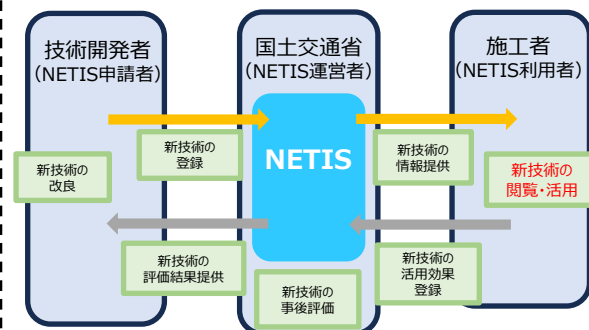
小規模橋梁の現場データの取得



3Dモデルの作成
(ジビル調査設計株式会社より提供)

＜概要＞
狭い空間に挿入可能で複数カメラを搭載したカメラコントロールBOXで撮影された写真データによって、橋梁の全体の3D合成写真(モデル)を作成する技術
(出所) 国土交通省資料。

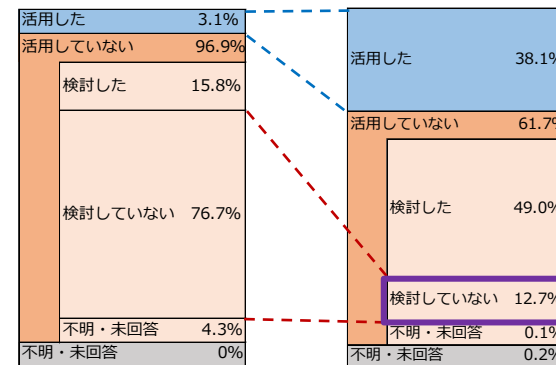
■ 新技術活用に向けた環境整備の例
＜NETIS(新技術情報提供システム)＞



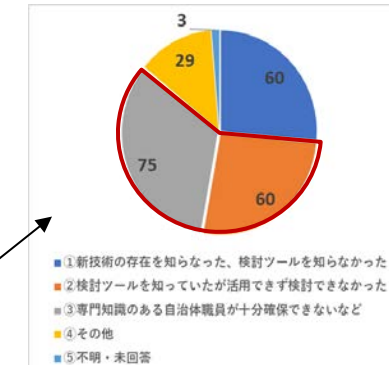
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

◆ 予算執行調査(2025年6月)

■ 道路メンテナンス(点検)における新技術活用の有無



■ 検討していない理由(n=227)



- 建設現場の生産性が国土交通省の目標どおり向上しても、インフラ老朽化のペースに追い付かないおそれ。地方の技術職員も減少する中、人口減少を見据えた持続可能な社会の構築に向けて、国土交通省が進めてきた、地域全体の構造を見渡し、住宅、医療・福祉・商業施設の誘導、地域公共交通ネットワークの再編等を行う「コンパクト＋ネットワーク」を更に意識していく必要があるのではないか。

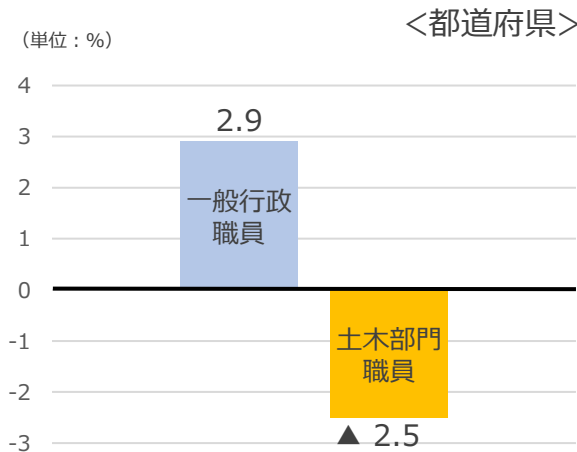
◆ 生産性の向上は不可欠であるが、限界

建設業従事者数及びインフラ総量が現在と一定と仮定し、**建設業従事者100人あたりの建設後50年以上のインフラ数**を算出。

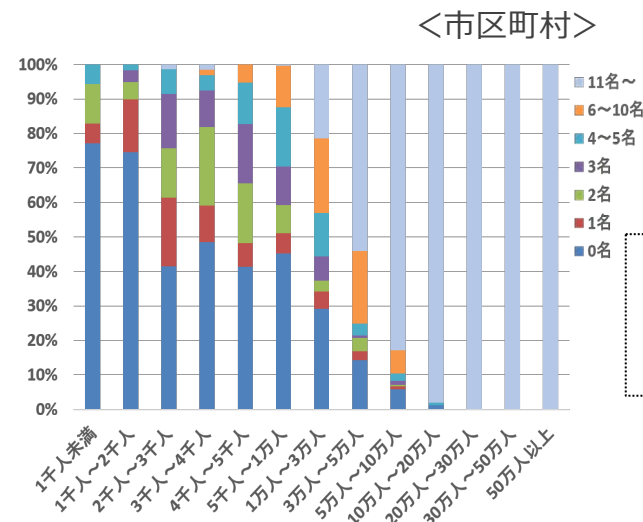


(出所) 国土交通省「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び労働政策研究・研究機構「2023年度版 労働力需給の推計」を基に財務省作成。

◆ 自治体の技術職員不足



都道府県の定員人数は10年前（H26→R6）と比べ、一般行政職員が2.9%増加。
一方、土木部門職員は2.5%減少。



小規模市町村の中には、土木技術職員が一人も配置されていない自治体もある。

(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に財務省作成。

- 本年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故に象徴されるように、上下水道管路等のインフラの経年劣化が道路機能や公共空間の安全性に深刻な影響を及ぼす事例が顕在化している。
- こうしたインフラの老朽化や自然災害の激甚化・頻発化等を背景に、インフラの機能維持及び長寿命化に向けた適切な老朽化対策やその的確な維持・管理等の重要性がこれまで以上に高まっている。

※国土強靱化実施中期計画における道路関連インフラ保全に必要な国費は、5年3兆円程度。

埼玉県八潮市の道路陥没事故

【現場写真】

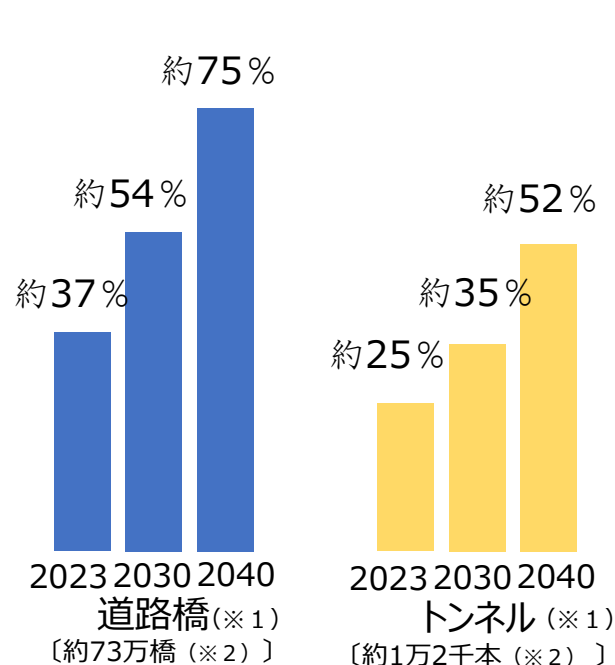


【八潮市の事故を踏まえた対応】

- ・ 発災直後、八潮市の陥没事故箇所と同様の大規模な下水道管路（延長約420km）に存在するマンホール（約1,700箇所）で緊急点検を実施。
- ・ 全国の下水道管路（管径2m以上、設置から30年以上経過した延長約5,000km）を対象に、特別重点調査を実施中（優先実施箇所の調査結果（8月時点。対象延長約813kmのうち約730km）について公表済）。

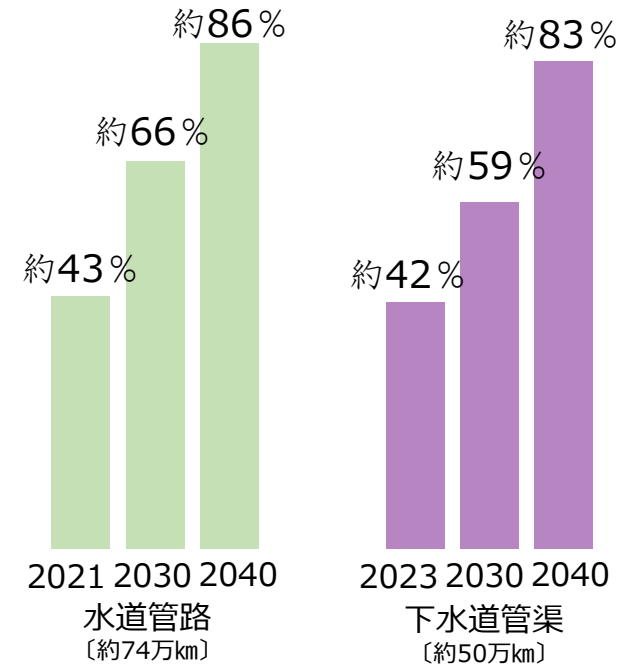
道路の老朽化

【建設後50年以上経過する割合】



上下水道の管路の老朽化

【建設後30年以上経過する割合】



（※1）建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

（※2）総数には、建設年度不明の施設数を含む。

（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

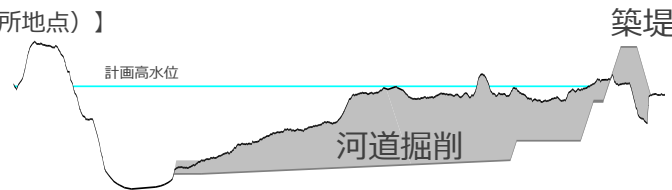
近年の国土強靱化の取組による効果

- 自然災害が激甚化・頻発化する中、ハード・ソフト両面からの国土強靱化の取組により、被害低減効果は着実に現れている。気候変動や人口減少などがもたらす新たな課題にも的確に対応しつつ、安定財源を確保しながら、今後も取組を着実に進めていくことが求められている。

ハード対策の例：令和6年と平成28年の台風被害比較

河道掘削・築堤（令和4年度完了）による減災効果（岩手県小本川）

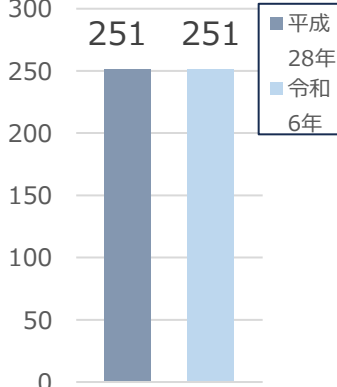
【横断図（赤鹿水位観測所地点）】



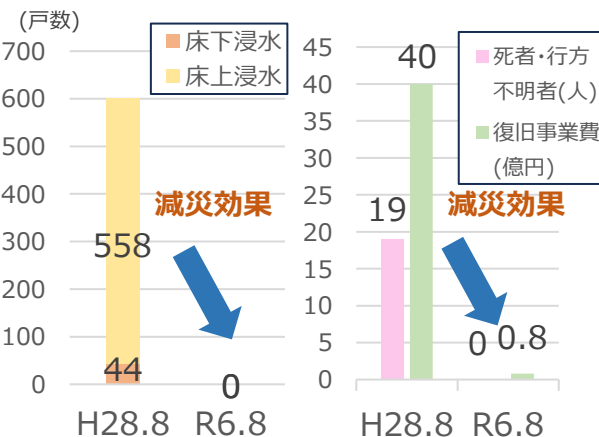
【小本川流域の対策図】



小本川流域での 降雨量比較



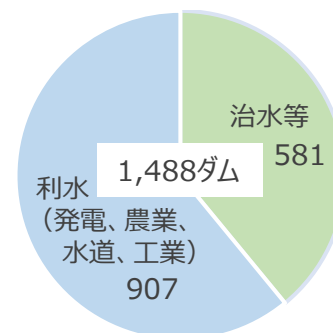
小本川流域の被害状況の比較



ソフト対策の例：事前放流の取組

- 洪水調節は、これまで治水等のダム（約600ダム）のみで実施されてきたが、令和2年以降、利水ダム（約900ダム）を含むほぼ全てのダム（約1,500ダム）で取組を開始。
- これにより、ハッ場ダム58個分に相当する容量52億 m^3 が新たに水害対策に使えるようになった。

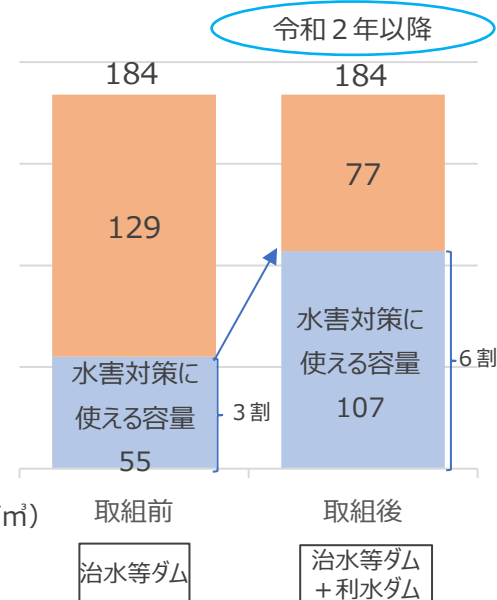
<全国のダムの数>



（参考）令和6年の出水期

- 159ダム（延べ184回）で実施。
- ハッ場ダム6個分（5億6,500万 m^3 ）の容量を確保

（出所）国土交通省資料等を基に財務省作成。
（注）ダム数は令和7年4月時点。

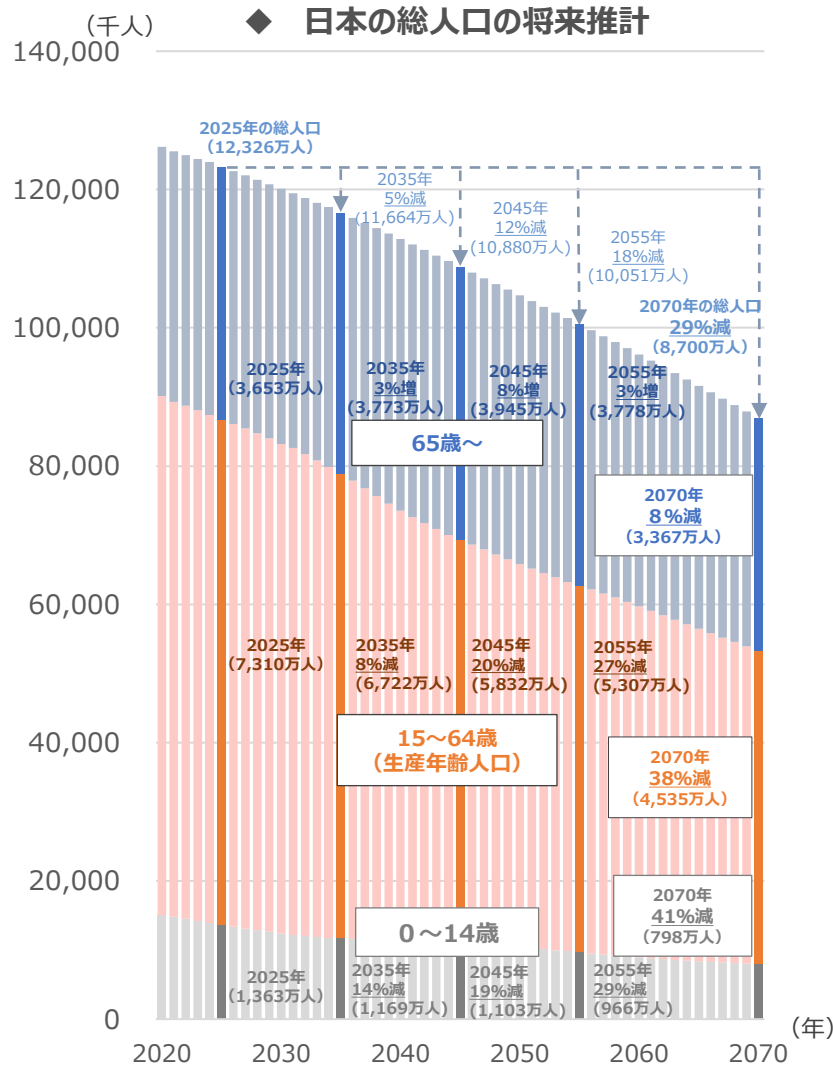


第1次国土強靱化実施中期計画（抄） （令和7年6月6日閣議決定）

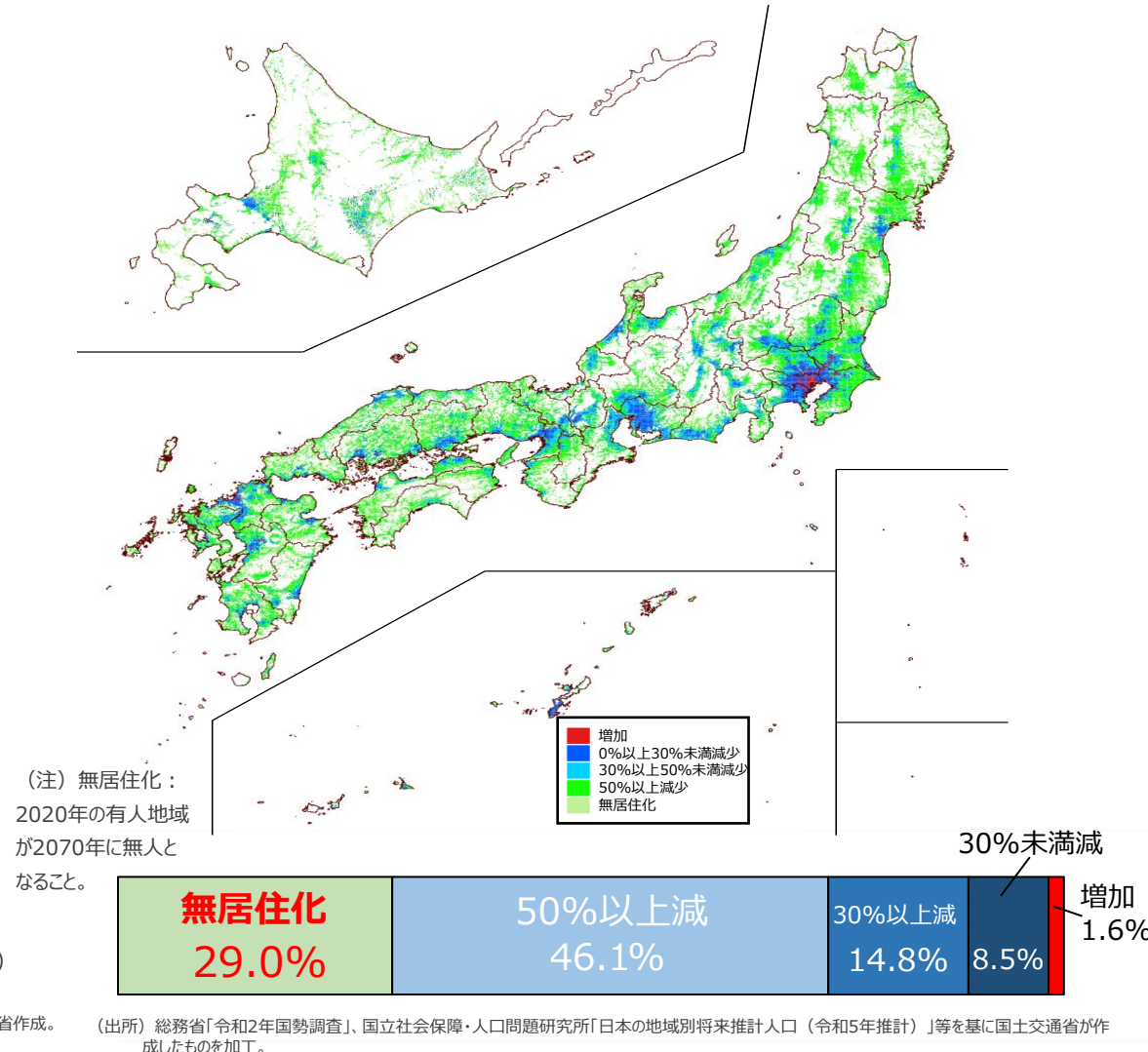
第5章 フォローアップと計画の見直し

（略）今後の実施中期計画の実施に際しては、**真に必要な財政需要に安定的に対応するため**、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と**財源確保方策の具体的な検討を開始する**。

○ インフラの整備については、今後の人口減少（2070年には現在より▲29%、生産年齢人口は同▲38%）などの人口動態の変化を念頭においた対応が求められる。



◆ 人口増減割合別の地点数（1kmメッシュベース）2020年⇒2070年



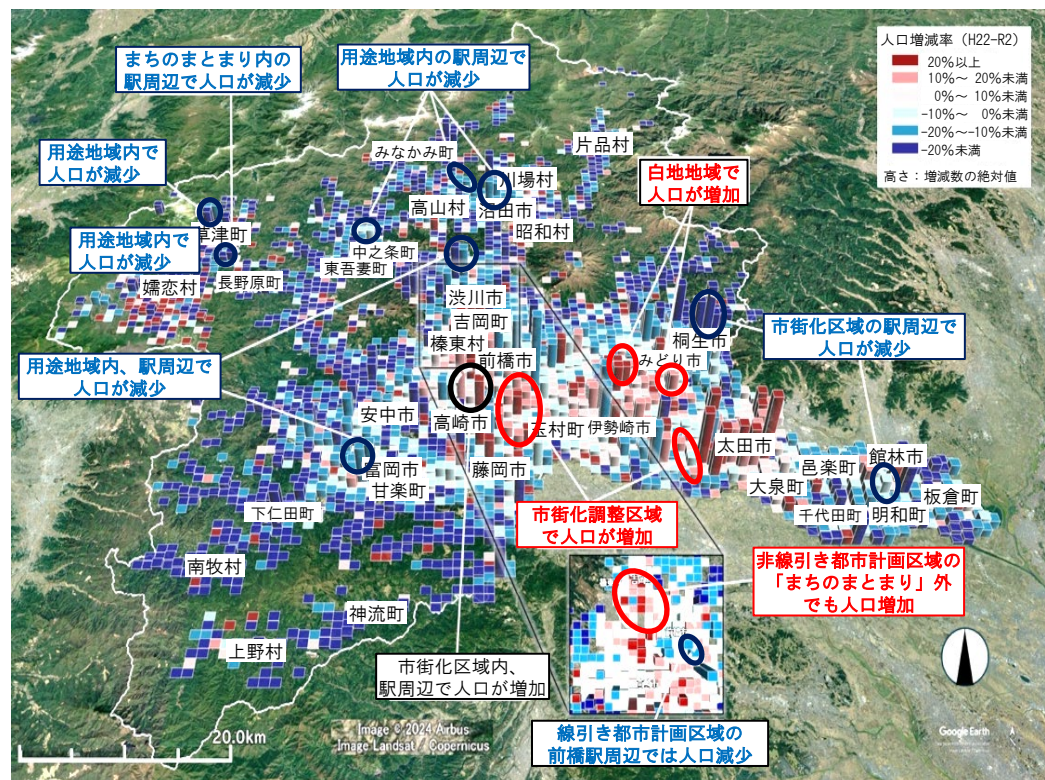
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位）を基に財務省作成。
(注) 増減率は対2025年（推計値）

(出所) 総務省「令和2年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」等を基に国土交通省が作成したもの加工。

- ### ◆ 広域的な立地適正化計画(イメージ)

適正化の方針

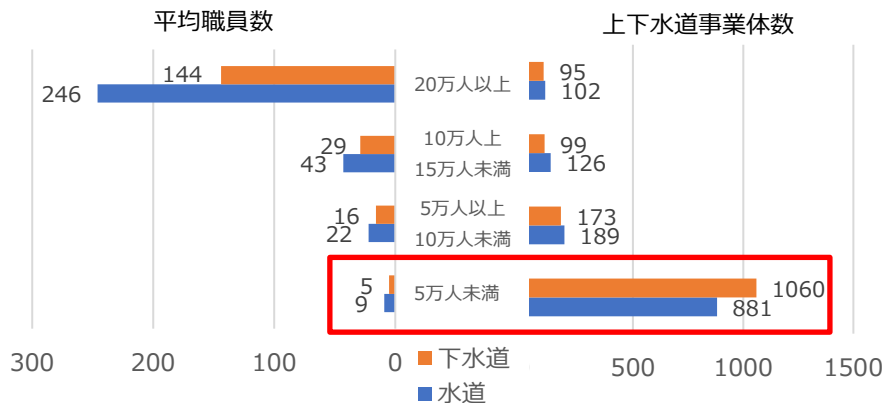
- ### ◆ 群馬県の人口増減率



⇒ 土地利用規制が緩い地域に人口が流出した結果、本来「まちのまとまり」を形成すべき地域の外側で、人口増加傾向がみられる。

- 上下水道システムの多くは基礎自治体単位で設計されており、官業や規模の小ささに起因する課題も見られる。特に、**小規模自治体においては人材や財源の不足、施設の老朽化といった問題が顕在化**する中、ウォーターPPPなどの官民連携によって、資源を有効活用し、経営を効率化することが重要。
- その際、**個別委託による小規模案件の乱立は非効率**であり、事業の広域化を妨げてしまう可能性にも留意。現在、複数の自治体でウォーターPPPの導入検討が進んでいるが、アクションプランの改訂も併せ、**経営の広域化**など、**効率化を前提とした制度設計を促していく必要**。

◆ 規模別の上下水道事業体数と平均職員数

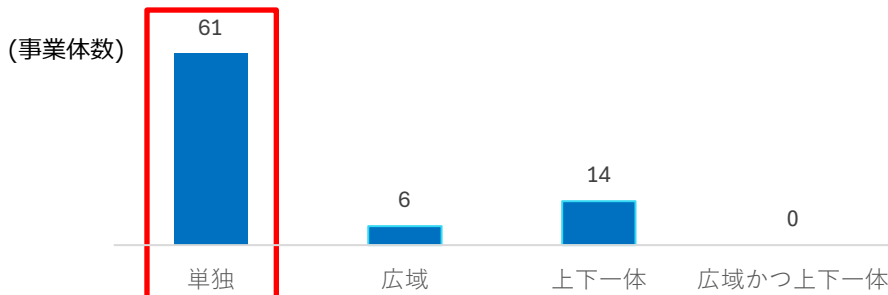


(出所)令和4年度版水道統計・下水道統計より国土交通省作成資料を基に財務省作成。

(注)水道事業：簡易水道事業を除く

下水道事業：公共下水道事業

◆ ウォーターPPP導入時の形態（検討数含む）



(出所)国土交通省調査を基に財務省作成（令和7年10月時点）

◆ 污水管改築にあたっての方針

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改訂版)(令和5年6月2日 PFI推進会議決定)(抄)

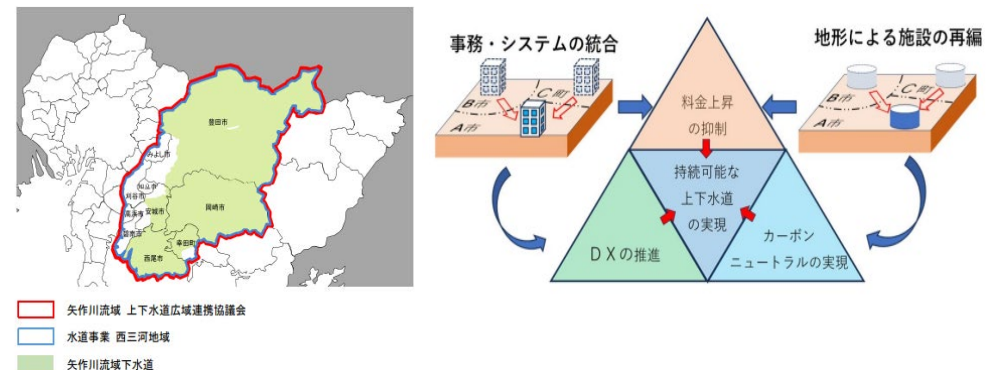
ii) 各重点分野における取組

③ 下水道

汚染管の改築に係る国費支援に関して、**緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。**このことについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図る。

⇒ 令和9年度を目前に、「駆け込み」的にPPP導入を検討する自治体が増加

◆ 愛知県西三河地域における上下一体化かつ広域化の取組



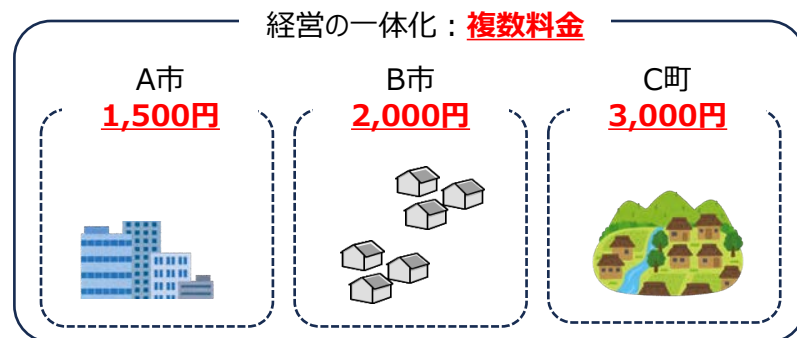
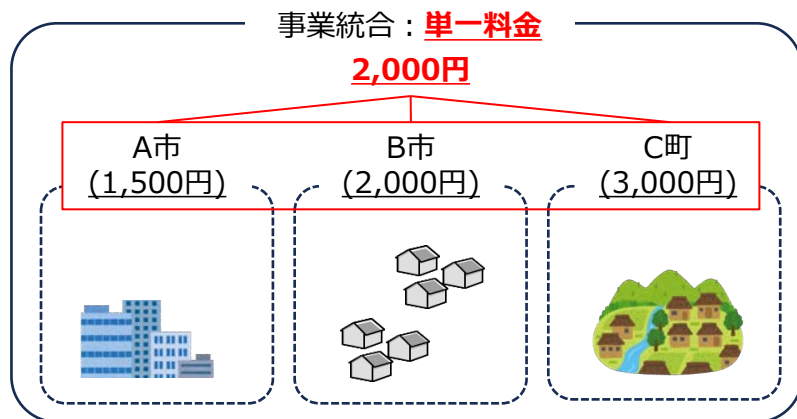
⇒ 県と市町等で連携した上下水道一体化に向けて取組を開始(全国初)

(出所)第4回上下水道政策の基本的なあり方検討会（令和7年5月）

- 上下水道事業の広域連携の形態としては、経営主体と料金体系を一つに統合する「**事業統合**」が主流となっているが、**自治体間の料金格差から住民合意を得ることが困難**であることが課題。広域化をより促進していくためには、経営主体を統合して規模のメリットを享受しつつ、**統合前の複数の料金体系を維持する「経営の一体化」**についても検討すべき。
- 下水道事業では、「**汚染者負担の原則**」に基づき汚濁負荷に応じた使用料(水質使用料)を徴収する「**従質料金**」体系^(※)の導入も考えられる。これにより、**排水処理コストの公平化**が図られるほか、高負荷配水の排出者による**自主的な水質改善**が促進され、**污水管路や周辺環境への負荷軽減**に繋がるといった効果も期待できる。

(※) 水質使用料制を採用しているのは、令和4年度時点で1,424事業体中79事業体。(出所)下水道統計(日本下水道協会)

◆ 「事業統合」と「経営の一体化」(イメージ)



⇒ 地域ごとのコストに応じた複数料金体系で広域化を促進

◆ 「汚染者負担の原則」に基づく下水道料金設計(イメージ)



「汚染者負担の原則」に基づく下水道料金設計の事例(大阪市)

汚水排出量	BOD ^{*1} (もしくはCOD ^{*2})またはSS ^{*3} の濃度	適用される区分	ランク	水質区分(mg/L)	BODまたはCOD(円/m ³)	SS(円/m ³)
1,250 m ³ /月以上	200mg/L以下	一般汚水使用料	A	201~300	17	18
	201mg/L~2,600mg/L	一般汚水使用料 + 水質使用料	B	301~450	37	44
	2,600mg/Lを超える	下水道へ排出不可	C	451~600	60	72
			D	601~850	90	110
			E	851~1,100	128	158
			F	1,101~1,350	167	206
			G	1,351~1,600	205	253
			H	1,601~1,850	243	301
			I	1,851~2,100	281	349
			J	2,101~2,600	323	410

(※1) BOD(Biochemical Oxygen Demand)
…生物化学的酸素要求量

(※2) COD(Chemical Oxygen Demand)
…化学的酸素要求量

(※3) SS(Suspended Solids)…浮遊物質

(出所) 大阪市HP

- インフラの老朽化に際し、埼玉県八潮市の下水道管破損による道路陥没事故を踏まえ、事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路について、**更新やリダンダンシーの確保**を進めていくことが重要。
 - ただし、単なる補助率の引上げや要件緩和ではなく、国庫補助に係るこれまでの経緯(※)等も踏まえ、**国と地方の役割分担の観点**から制度の在り方を整理する必要がある。
- (※) 水道は原則利用者負担。下水道は、本来の国庫補助の趣旨は公共用水域の水質保全等。汚水処理システムが概成する令和9年度以降は、単純な維持更新を含む汚水管改築は地方の役割(原則使用者負担)とし、国庫補助の対象を汚水管機能強化のうちウォーターPPP導入決定済み等に限ることとしている。
- なお、新たに連絡管等を設置する際は、市町村単位にとどまらず、**広域的な観点からより効率的な整備**がなされるよう、補助要件等を見直していく必要がある。

◆ 現行の補助制度（更新・リダンダンシー確保）

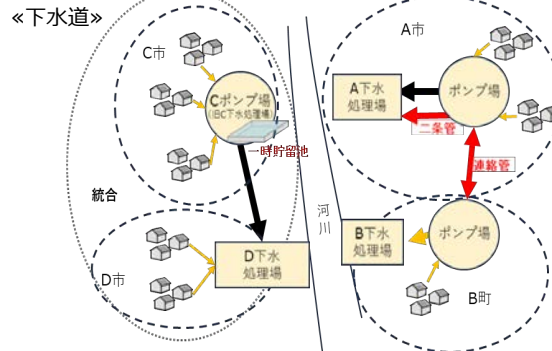
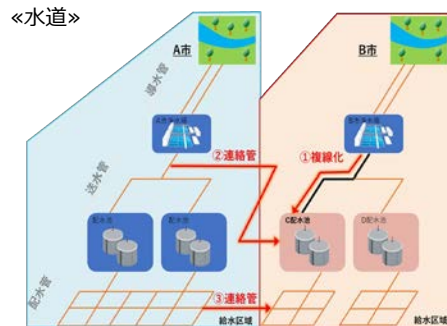
	更新	リダンダンシー確保
水道	40年経過した管路の更新 (料金要件*1・資本単価要件*2あり)	河川を横断する導水管・送水管の 複線化(資本単価要件*2あり)
下水道	老朽化した管路の更新 (都市規模要件*3あり)	管路の設置 (都市規模要件*3あり)

(※1) 水道料金が平均以上かつ企業債残高が一定以上。

(※2) 今後20年間で想定される水1mあたりの建設コスト。水道事業で90円/m以上。

(※3) 市町村の規模が大きくなるほど補助対象範囲が狭くなる。告示「別表」に規定。

◆ リダンダンシー確保と広域連携(イメージ)



◆ 上下水道の現行の補助制度の考え方

■ 生活環境審議会答申(昭和48年)(抜粋・要約)

「水道事業は、**独立採算性を原則**としているため、地理的条件、需要構造等の事情を反映して、水道料金にかなりの格差を生じており、…料金を一定幅に納める施策が必要。**布設条件に恵まれない地域においても水道の施設整備を促進していくこと等に特別の配慮**をほらい、水道事業に対し適切な財政措置を講ずべき」

■ 第5次下水道財政研究会提言(昭和60年)(抜粋・要約)

「国庫補助金は、下水道が、**浸水の防除、公共用水域の水質保全等という重要な公共的役割を有することに鑑み**、国家的見地から、国の責務としてその整備の推進を図るため、雨水及び汚水に係る施設の基幹的部分を地方公共団体に補助している」

◆ 下水道事業に係る国庫補助制度の整理

■ 下水道法 第34条

「国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。」

■ 下水道法施行令 第24条の2

「…国の地方公共団体に対する補助金の額は…**主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用**(国土交通大臣が定める費用を除く)…**主要な管渠の範囲は…国土交通大臣が定めるものとする。**」

■ 国土交通省告示改正（平成16年6月29日）

「**汚水処理の衛生処理システム概成後**においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要性がある場合等を除き、**汚水に関する下水道管渠の維持更新**（管渠の排除能力又は水質改善機能の増強を伴わないものに限る。）のうち、新規事業分については、**国庫補助負担事業を廃止する**」

■ PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改訂版)（令和5年6月2日）

「**汚水管の改築**に係る国費支援に関して、**緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化**を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。」

＜重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要性がある場合等＞

汚水管の改築(更新)

- ・ 緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化 → ○
- ・ 上以外
 - ・ WPPP導入を決定済み → ○
 - ・ 上以外 → × (令和9年度以降)

設置 → ○ (リダンダンシー確保)

＜重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要性がない場合＞

汚水管の改築(更新)

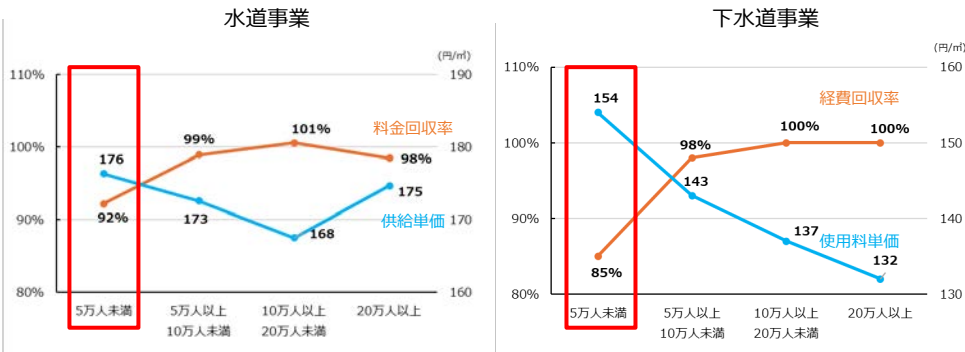
- ・ 維持更新 → × (令和9年度以降)
- ・ 上以外(※)
 - ・ 緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化 → ○
 - ・ 上以外
 - ・ WPPP導入を決定済み → ○
 - ・ 上以外 → × (令和9年度以降)

設置 → ○ (リダンダンシー確保)

(※) 管渠の排除能力又は水質改善機能の増強を伴うもの

- 人口減少に伴い、**既成の上下水道システムを単純更新していくことは困難**になる。**人口密度の低い区域**では、給水や污水处理に係る単価が割高となるため、**費用が料金収入等を大幅に超過**。
 - これまで**既設管路**については**維持更新を前提に支援**してきたが、今後は**集約型システムの単純更新のみにとらわれず**、各地域の状況に応じて**分散型システム(※)への切り替え等**を早急に進められるよう、限られた予算の中で、支援の重点を移していく必要。
- (※) 給水車による運搬送水や浄化槽など、対象世帯が少ない集落等に適した水供給・污水处理システム。災害発生後の早期のインフラ復旧にも有効。

◆ 規模別の上下水道事業の単価・料金等回収率



(出所) 令和5年度地方公営企業年鑑より国土交通省作成資料を基に財務省作成。

(注) 水道事業：簡易水道事業を除く

下水道事業：特定公共下水道を除く公共下水道事業

◆ 分散型システムの例

水道

分散型小型緩速ろ過システム



給水車による運搬送水

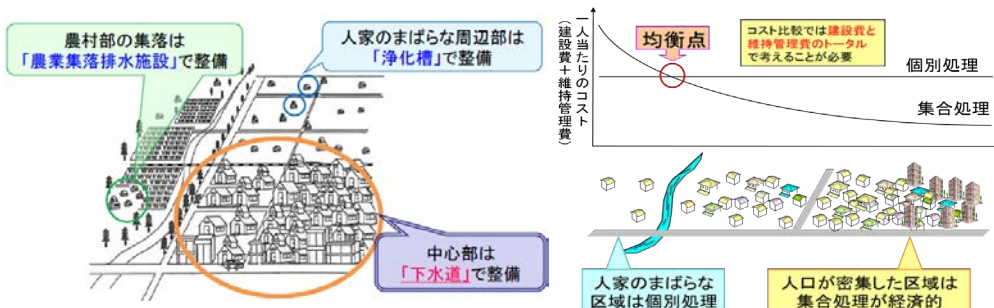


下水道

合併処理浄化槽による個別処理

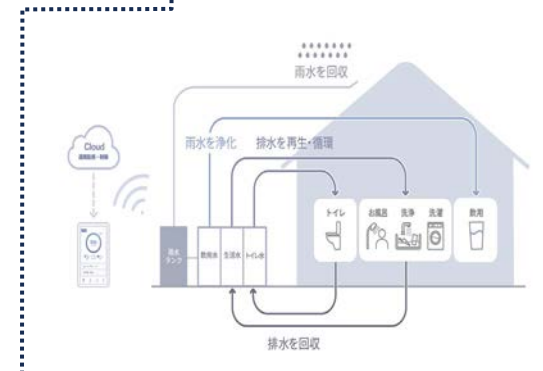


污水处理の役割分担の最適化



(出所) 第6回上下水道政策の基本的なあり方検討会(令和7年9月)

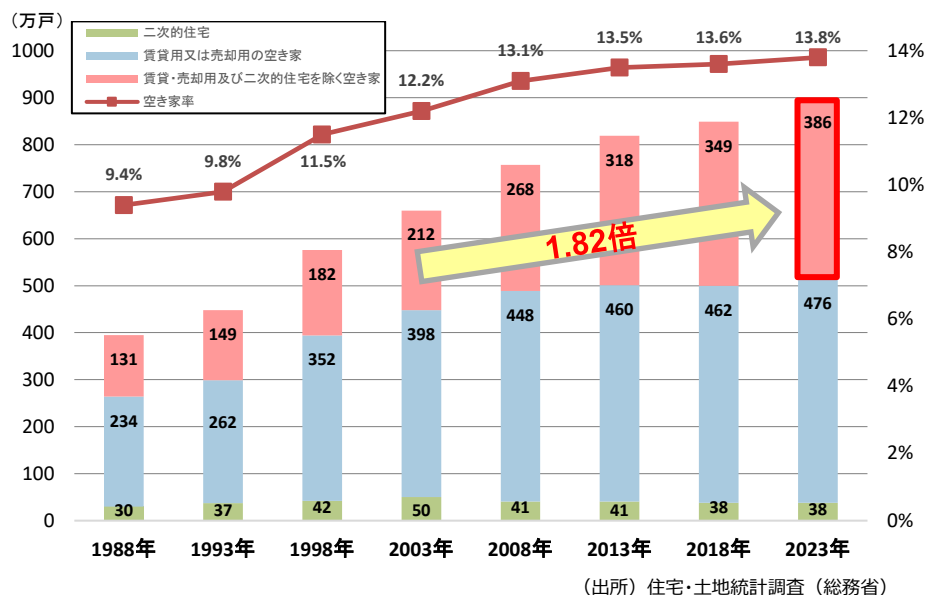
住宅向け小規模分散型水循環システム



空き家対策・既存住宅の利活用促進

- 空き家の総数は過去20年で1.4倍増加。特に、使用目的のない空き家は1.8倍に増加。今後、人口減少に伴う世帯数の減少が見込まれる中、**空き家のさらなる増加**やそれに伴う**社会的コストの増加**が懸念される。
- これまで、空き家の効果的な**除却・活用**の推進や既存住宅の**流通促進支援**（空き家対策総合支援事業:59億円等）を通じて、良質な住宅ストックの継承・利活用に取り組んできた。今後10～20年後に控える「大相続時代」に備え、さらに**政策効果を引き上げていく必要**。

◆ 空き家数の推移



◆ 社会資本整備審議会住宅宅地分科会 中間とりまとめ(案) (令和7年9月19日)(抄)

2000年の住宅品質法施行にはじまる**新築住宅の質誘導の枠組みが概成**する中・・・2050年に向けて本格的に**既存住宅の有効活用が求められる**。また、これから2050年までの間・・・比較的利便性の高い既成住宅地において住宅・住宅地の**相続が大量に生じるが**・・・これらの住宅・住宅地のストックを**若者や子育て世帯にとって魅力的な居住の選択肢とする枠組みの整備が急務**である。

◆ 主な既存ストックの活用支援 (令和7年度当初)

事業	規模
空き家対策総合支援事業	59億円
空き家再生等推進事業	社会資本整備総合交付金等の内数
住宅ストック維持・向上促進事業	3億円
住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)	21億円の内数
住宅市街地総合整備事業(住宅団地再生推進モデル事業)	

(注) このほか、機能改善を伴う既存住宅支援として、子育てグリーン住宅支援事業(400億円)(令和6年度補正)、長期優良住宅化リフォーム推進事業(30億円)、住宅・建築物耐震改修事業(社総交の内数)等がある。

空き家対策総合支援事業 (令和7年度予算 59億円)



改修前



改修後



除却前



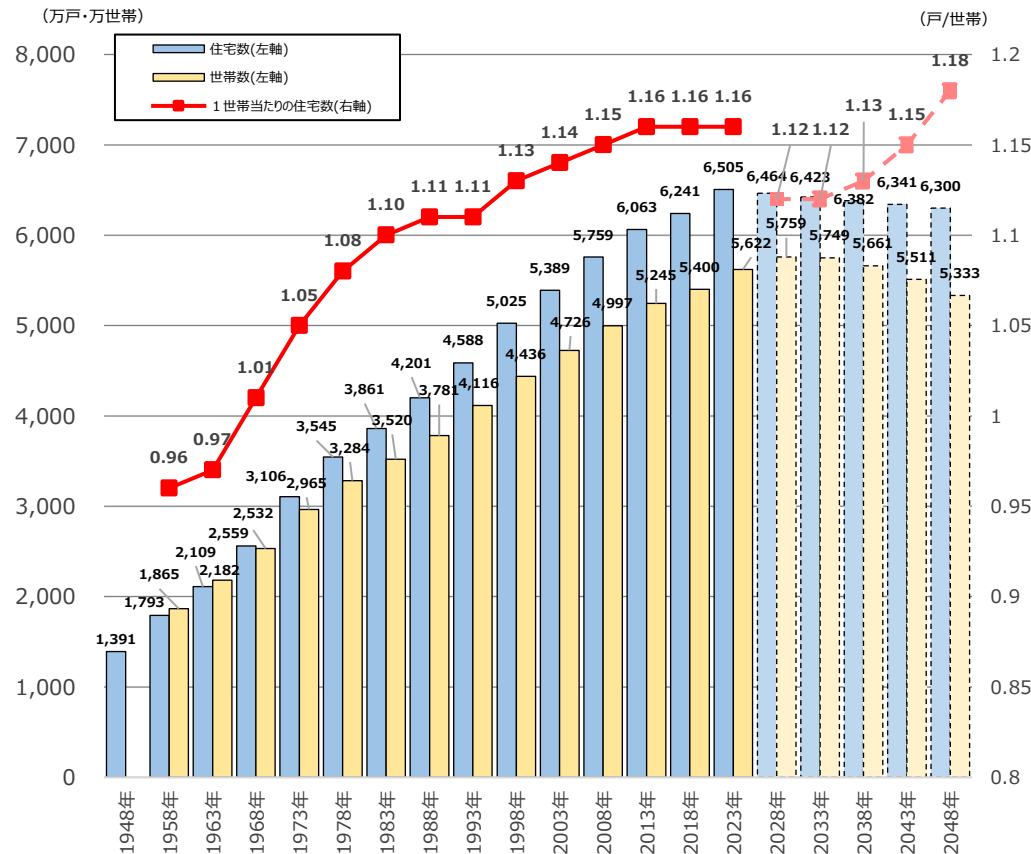
除却後

⇒ 「空家等対策特別措置法」の施行に伴い各自治体で空き家対策が本格化

新築住宅支援から中古住宅支援へのシフト

- 住宅ストック数(約6,505万戸)は、総世帯数(約5,622万世帯)を約16%上回っており、**住宅ストック数が過剰**となっている。
- これまで各種補助金、フラット35の金利引下げ、住宅ローン減税等を通じて新築住宅の取得を積極的に支援してきたが、上述の状況下で新築住宅の取得を促進することは、将来の空き家発生を増加させることにもなりかねず、**新築偏重的な支援については在り方を見直す必要**があるのではないかと。
- 今後の方向性としては、既存ストックを活用した**中古住宅の流通・利活用に一層重点を移す**ことが考えられる。

◆ 住宅ストック数と世帯数の推移



(出所) 総務省「住宅・土地統計調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」、第59回住宅地分科会を基に財務省作成。

◆ 近年の新築住宅向け支援

事業	事業実施期間	規模(累計)
地域型住宅グリーン化事業	平成31年4月～令和7年3月	623億円
次世代住宅ポイント(※)	令和元年6月～令和2年3月 令和2年6月～8月	1,300億円
グリーン住宅ポイント(※)	令和3年3月～12月	1,094億円
こどもみらい住宅支援事業(※)	令和4年3月～11月	1,142億円
こどもエコすまい支援事業(※)	令和5年3月～9月	1,709億円
子育てエコホーム支援事業	令和6年4月～令和6年12月	2,100億円
子育てグリーン住宅支援事業	令和7年3月～12月	2,100億円

(注) このほか、平成25年度から令和5年度に「すまい給付金」6,865億円(累計)(既存住宅を含む)がある。
(※) リフォーム等も対象となっている。

子育てグリーン住宅支援事業(新築)

対象世帯	対象住宅		補助額
すべての世帯	GX志向型住宅		160万円/戸
子育て世帯等	長期優良住宅	建替前住宅の除却を行う場合	100万円/戸
		上記以外	80万円/戸
	ZEH水準住宅	建替前住宅の除却を行う場合	60万円/戸
		上記以外	40万円/戸

補助金以外の新築住宅支援

フラット35等の金利引下げ(※1)	248億円(令和7年度)
住宅ローン減税(※2)	10,070億円(※3)の内数(令和6年度)

(※1) 中古住宅も金利引下げ対象としている。このほかJHFの自主財源で金利引下げを行っている。

(※2) リフォーム等も対象となっている。国税・地方税の減収額の合計。

(※3) 国税・地方税の減収額の合計。

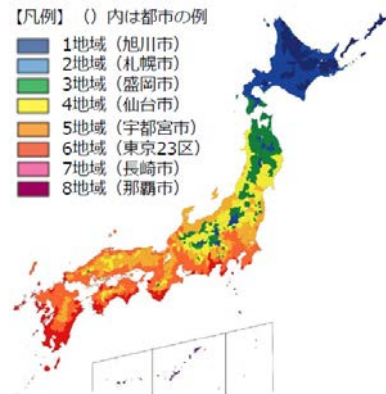
カーボンニュートラルを見据えた住宅政策

- 一次エネルギー消費量の削減率等の観点から、最も優良である**GX志向型住宅**については引き続き**新築取得支援を進めていく**意義が大きい。一方で、優良ではあるものの、既に2030年の省エネ基準引上げ目標(新築)に向け一定程度普及が進んでいる**ZEH水準住宅**については、**補助金による支援の必要性は低下**しているのではないかと。
- 住宅のCO₂削減効果を評価する際には、建設から使用、維持管理、解体に至る**ライフサイクル全体での排出量に留意**する必要。脱炭素の観点からは、個々の新築住宅(省エネ基準以上)で追加的な省エネ性能向上を一律に支援するより、**寒冷地の断熱性能改善への重点化**や、**中古・既存住宅のリフォームによる省エネ性能向上**を進めることで、より高いCO₂削減効果が見込まれる。

◆ 住宅・建築物分野の省エネ対策

- 2025年 省エネ水準の全面義務化(新築)
- 2030年 省エネ基準をZEH・ZEB水準まで引上げ(新築)
- 2050年 ストック平均でZEH・ZEB水準の確保

省エネ基準地域区分



◆ 地域別の脱炭素への貢献度

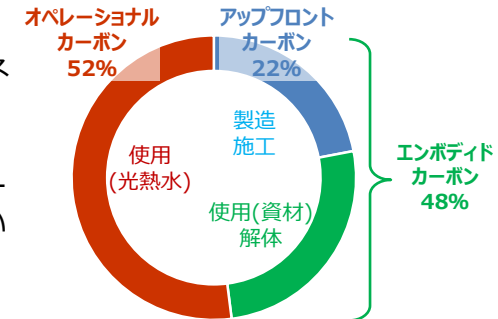
設計一次エネルギー消費量(単位:GJ/年)の比較

	1地域	2地域	3地域	4地域	5地域	6地域	7地域
省エネ基準	89.7	83.5	75.2	74.4	64.2	59.5	51.7
ZEH水準 長期優良住宅	71.8 (-17.9)	66.8 (-16.7)	60.2 (-15.0)	59.5 (-14.9)	51.4 (-12.8)	47.6 (-11.9)	41.4 (-10.3)
GX志向型住宅	58.3 (-31.4)	54.3 (-29.2)	48.9 (-26.3)	48.4 (-26.0)	41.7 (-22.5)	38.7 (-20.8)	33.6 (-18.1)

⇒ 1地域におけるZEH水準住宅への置き換えは、7地域におけるGX志向型住宅への置き換えと同等の効果

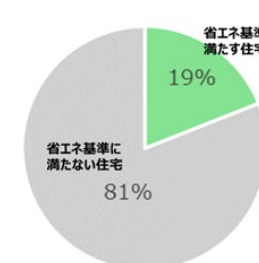
◆ ライフサイクルカーボンの考え方

ZEH水準住宅は、省エネ住宅と比べてオペレーショナルカーボンを約20%削減するが、エンボディドカーボンについては考慮しない

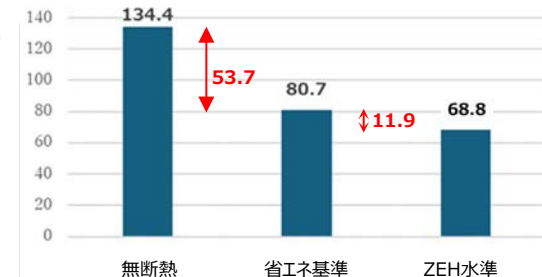


◆ 中古・既存住宅の省エネ化の効果

住宅ストックの省エネ性能(令和5年時点)



設計一次エネルギー消費量(単位:GJ/年)の比較



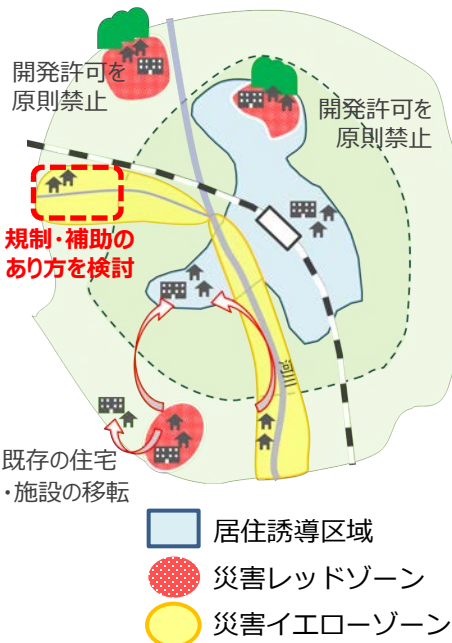
(注) 標準的な住宅一軒あたりの数値であり、世帯人数や各住宅に供給されるエネルギーの電源構成等により異なる点にも留意。

災害リスクエリアに対する補助のあり方

- **災害イエローゾーン**においては住宅建築等に係る規制はないものの、例えば、緊急避難先が不足する浸水想定区域を対象に既存住宅の水害対策を進めていくなど、**防災性を確保していくための対策が必要**。
- 一方で、そうした地域において新築住宅の建設を積極的に支援することは、**政策の一貫性を損なう恐れ**があり、見直す必要。

◆ 災害リスクエリアにおける規制

災害レッドゾーン	住宅等の建築や開発行為等の規制がある地域 例：土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。）
災害イエローゾーン	建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている地域 例：土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。）



（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

◆ 災害リスクエリアにおける開発規制

※令和4年4月施行

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の開発を原則禁止

<災害イエローゾーン>

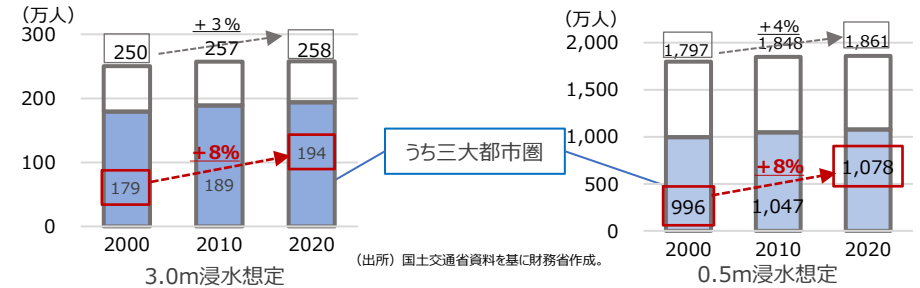
-市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

◆ 立地適正化計画の強化

-立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外 ※令和3年10月施行

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成 ※令和2年9月施行

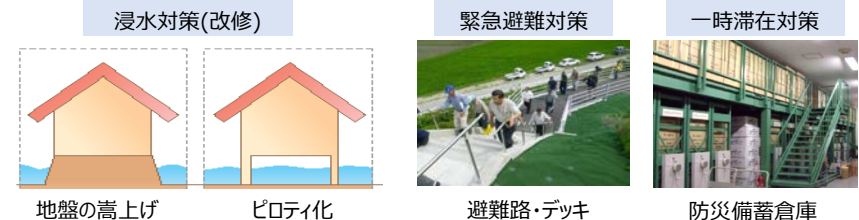
◆ 浸水想定区域内の人口の推移



◆ 住宅市街地総合整備事業（水害対策型）（令和8年度概算要求）

重点整備地区の要件

- ・ 浸水想定区域内
- ・ 浸水被害発生時の緊急避難先が不足していること



◆ 新築住宅取得支援に係る災害リスクエリアの取り扱い

- ・ **こどもエコすまい住宅支援事業（R4補正、R5当初：1,709億円）**
⇒ 災害レッドゾーンは補助対象外、その他災害リスクエリアに対する制限なし
- ・ **子育てエコホーム支援事業（R5補正、R6当初：2,100億円）**
⇒ 災害レッドゾーンは補助対象外、「土砂災害警戒区域もしくは浸水想定区域（※）かつ市街化調整区域」については補助額1/2
- ・ **子育てグリーン住宅支援事業（R6補正、R7当初：2,100億円）**
⇒ 災害レッドゾーン及び「土砂災害警戒区域もしくは浸水想定区域（※）かつ市街化調整区域」については補助対象外（建替えはいずれも補助対象）

（※）洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域

- 現在、鉄道駅総合改善事業では三大都市圏の駅改良に対して、国の支援（最大1／3補助）を行っている。
- 例えば、三大都市圏の鉄道事業者のバリアフリー投資については、鉄道駅バリアフリー料金制度の下で行われている。バリアフリー投資すら、利用料金で賄っている現状も踏まえ、**鉄道利用者の利便性向上に資する設備投資は必要に応じて財政融資なども活用しながら民間主体が行うこととし、地方駅や真に困難に直面している事業者への投資に重点配分すべきではないか。**

鉄道駅総合改善事業

(令和6年度補正予算: 0.3億円)

(令和7年度当初予算: 20.6億円)

駅改良であって、駅改良と併せて行う駅空間高度化機能施設の整備を支援（鉄道駅バリアフリー料金制度の対象設備は除く）

駅改良事業

◎駅改良(利用者の利便増進に資する改良※)

- ・橋上駅舎化
- ・改札口、通路新設等の乗換利便性向上
- ・ホーム・コンコース拡幅等の利便性向上等

※ホーム拡幅による混雑緩和、改札からホームへのアクセス性向上等

+

○駅空間高度化機能施設

- ・生活支援施設（保育所、病院等）
- ・観光案内施設等（観光案内所等）

○バリアフリー施設

- ・エレベーター等

(参考) 令和7年度における採択事業

事業主体	駅名	支援の対象となる事業の概要
J R 東海	刈谷駅	ホーム拡幅、観光案内施設
京浜急行電鉄	品川駅	線路増設、ホームドア、観光案内施設等
小田急電鉄	鶴川駅	橋上駅舎化、地域交流拠点施設
京王電鉄	新宿駅	改札口新設、軌道延伸、観光案内施設
海老名市地域公共交通協議会	海老名駅	改札口新設、連絡通路整備、保育所

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

鉄道駅バリアフリー料金制度の概要

鉄道事業者が利用者から収受した料金を、ホームドアやエレベーターなどのバリアフリー設備の整備(設置、改良、更新、維持管理等)に充てられる制度

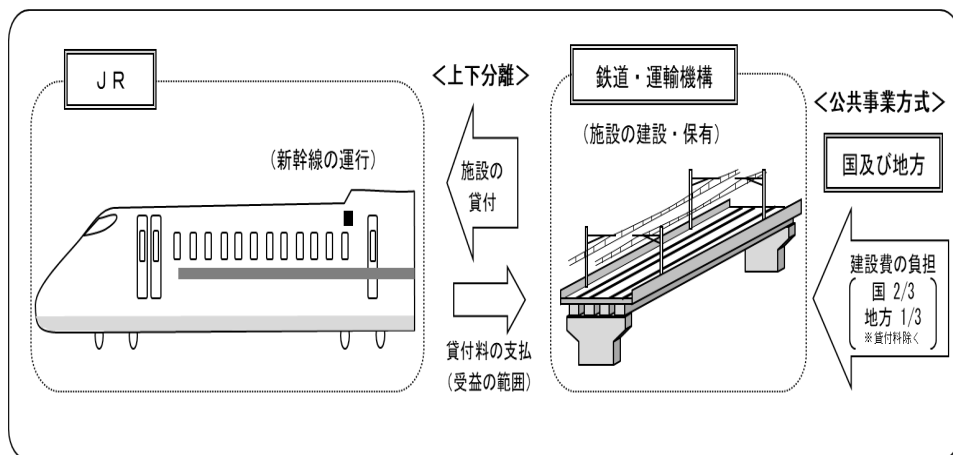
(参考) 首都圏等における導入例

事業者名	料金設定額		
	定期外	通勤定期	通学定期
J R 東日本	10円	4.7円	0円
J R 東海	10円	5.0円	0円
東武・西武・小田急・相鉄、京成	10円	10円	0円
東京メトロ	10円	6.2円	0円

(注) 都市部では鉄道駅バリアフリー料金制度を活用するとともに、地方部では予算による支援措置を重点化。これにより、市町村が作成するバリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅のバリアフリー施設整備については、令和4年度より、補助率を最大1／3から最大1／2に拡充。

- 整備新幹線は、いわゆる着工５条件がすべて確認された場合のみ着工されることとなり、その費用分担は全国の新幹線の貸付料を除いた部分について、国と地方が２：１で負担することとなっている。
- 整備新幹線は国民の貴重な財産であり、これを適切な貸付料でＪＲ等に貸し付けることが新幹線整備の大前提となっている。

整備新幹線の整備方式



整備新幹線の費用分担

財源スキーム

国負担（※１）	地方負担	貸付料等（※２）
2	1	

- ※１ 国負担には公共事業関係費及び既設新幹線譲渡収入を含む。
 ※２ 貸付料等には前倒し活用の借入金を含む。

（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

整備新幹線の現状



基本条件の確認等

- ・安定的な財源見通しの確保
- ・収支採算性
- ・投資効果
- ・ＪＲの同意
- ・並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意

すべて確認された
場合のみ着工

- ＪＲ東日本においては、「地域の方々に現状をご理解いただくとともに、持続可能な交通体系について建設的な議論をさせていただくために」、利用の少ない線区の経営情報について開示を行っている。
- 整備新幹線への国税・地方税での負担額が適正なものとなっているか検証できるよう、**国土交通省が指導または法令上の整備を行った上で整備新幹線の各線区ごとの収支等を公表し、しっかりと国民に示すべき**ではないか。

利用の少ない線区及び整備新幹線における情報公開

	利用の少ない線区	整備新幹線※
収支		
運輸収入	○	○
営業費用	○	×
営業係数	○	×
収支率	○	×
平均通過人員	○	○

※ ＪＲ東日本管内の全路線（新幹線含む）を対象に公開している「路線別利用状況」について、便宜的に「整備新幹線」と記載。

（注１）「利用の少ない線区」は、平均通過人員が、2,000人／日未満の線区を経営情報の開示対象線区としており、2023年度実績では36路線、72区間が対象。

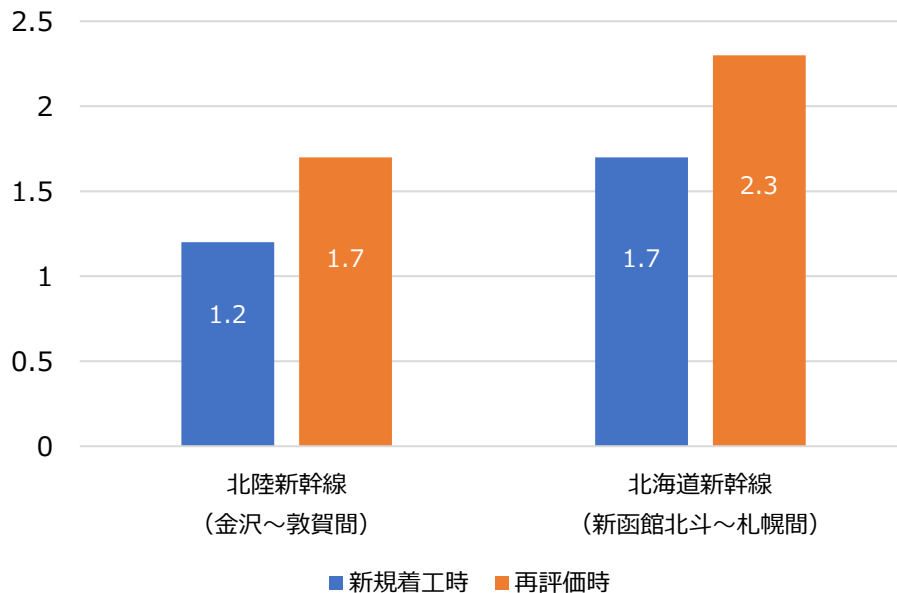
（注２）「営業係数」は、各線区の営業費用を運輸収入で割り、100をかけた値。

（注３）「収支率」は、各線区の営業費用に対する運輸収入の割合を百分率で示した値。

- 近年の整備新幹線事業においては、様々な要因から新規着工時の想定以上に事業費が膨らみ、国や沿線地方公共団体にとっては当初想定していない不測の負担が生じることが続いてきた。この点、過去の当審議会においても、**事業費の見積もりに際しては将来の増加リスクを認め、これを踏まえたものとすべき**、と指摘してきたところ。
- 今後の整備新幹線の整備に当たっては、事業費について、各種リスクを十分に織り込んだうえで、**少なくとも政府・日銀の物価安定目標である２％程度の物価上昇の継続を前提**とするほか、更なる物価上昇の可能性もあるため、**物価が、例えば更に＋１％上昇した場合にどの程度費用に影響を与えるかといった情報についても、あらかじめ示すべき**。
- 更に、当初の建設費が工事中に増加する場合は、名目の運賃やＪＲの受ける便益も増加すると見込む事が自然。**そうした影響も貸付料に加味すべき**ではないか。

新規着工時と実際の事業費（直近）の比較

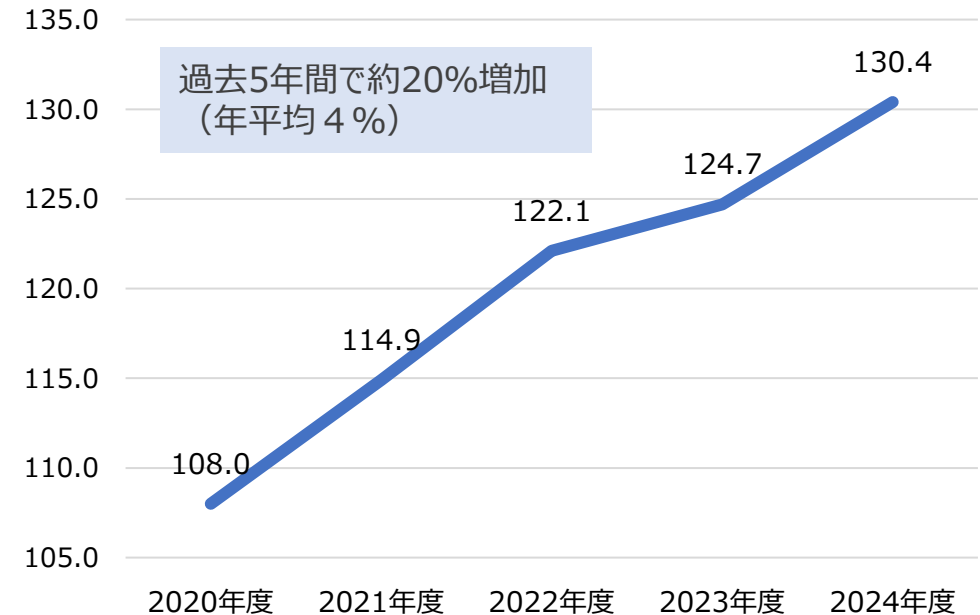
(兆円)



(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。
(注) 北海道新幹線については見込み。

建設工事費デフレーター（鉄道軌道）

(%)



(出所) 国土交通省「建設工事費デフレーター（2015年度基準）」を基に財務省作成。

北陸新幹線（金沢～敦賀間）

平成31年

資材価格・労務単価の高騰等	977億円
耐震設計標準の改正等	869億円
関係者との協議 （急速工事等）	607億円
工法見直し等 （地盤条件の見直し）	159億円
用地取得費の精査等	▲ 349億円

令和3年

資材価格・労務単価の高騰等	901億円
予期せぬ自然条件への対応 （地質不良対策等）	203億円
働き方改革関連法の改正等	11億円
その他	1,543億円

合計 4,921億円 増加

北海道新幹線（新函館北斗～札幌間）

令和4年

予期せぬ自然条件への対応 （地質不良対策等）	2,697億円
働き方改革関連法の改正等	1,341億円
関係者との協議等 （騒音対策等）	673億円
資材価格・労務単価の高騰等	2,048億円
発生土の工事活用等	▲ 314億円

合計 6,445億円 増加

- 北海道新幹線（新函館北斗～札幌間）はその8割が長大トンネルで占められているが、着工前のボーリング調査では把握しきれなかった、巨大な岩塊の出現、地質不良などのため、工事の遅れが生じている状況であり、その結果、開業時期は令和12（2030）年度末から令和20（2038）年度末頃まで遅れる見通しとなっている。
- 長大トンネルには、このように事前には把握困難な地質上の問題により、完成時期が当初見込みよりも後ろ倒しになるリスクがある。

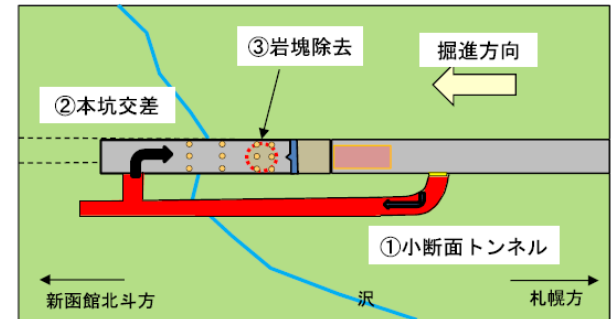
渡島トンネル

着工前のボーリング調査では把握しきれなかった、想定を超える崩れやすい軟弱な地質といった地質不良が存在。トンネルの崩れ防止対策等の追加的な対策の必要性が、トンネル工事を難航させている。



羊蹄トンネル

着工前のボーリング調査では把握できなかった巨大な岩塊などは、その出現の度に掘削を止め、除去作業を行う必要がある。

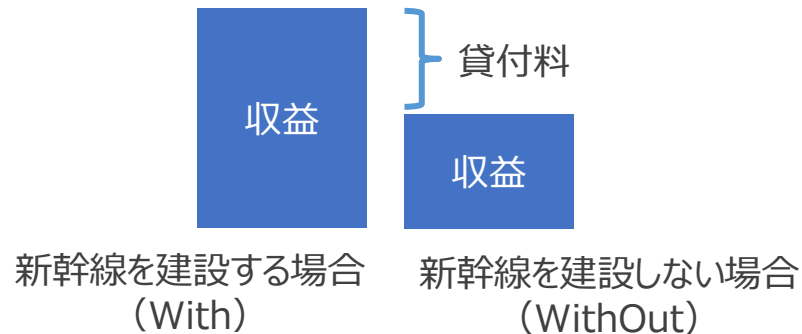


羊蹄トンネル 岩塊除去工法のイメージ



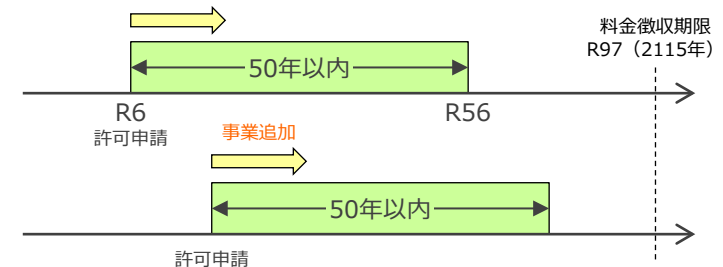
- 新幹線施設の貸付料については**30年定額契約**となっており、**諸条件が変化しても貸付料は一定のまま**となっている（31年目以降の貸付料については再度協議）。
- 高速道路の場合では、高速道路会社が債務返済機構に支払う貸付料が交通量推計等を踏まえ定期的（１～５年程度）に見直されている。こうした事例も踏まえつつ、**実態に合った形で貸付料を改定できる仕組みを導入すべき**ではないか。

整備新幹線の貸付料の考え方

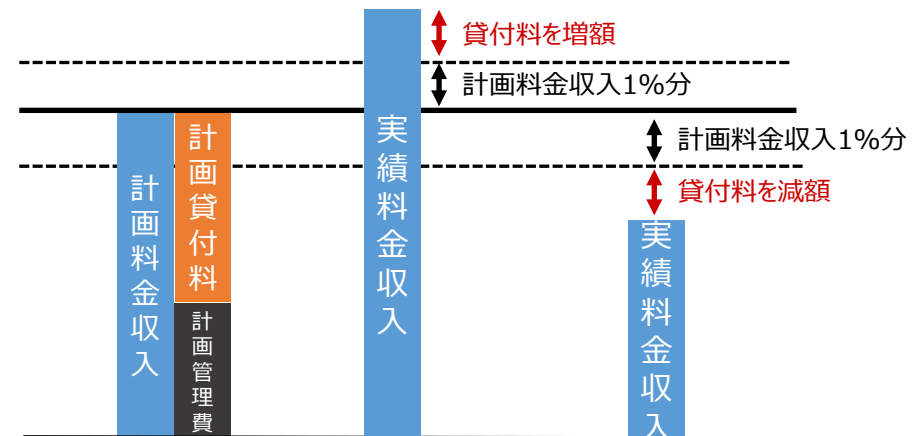


高速道路貸付料の考え方

高速道路の新たな更新事業等が追加される度、貸付期間がローリング



料金収入が１％以上増減した場合には、超えた部分について貸付料を増減する。



（例）高崎～長野間（ＪＲ東日本）の貸付料

	平成9年～令和9年	令和10年以降
貸付料／年	175億円 (30年定額契約)	(取扱未定)

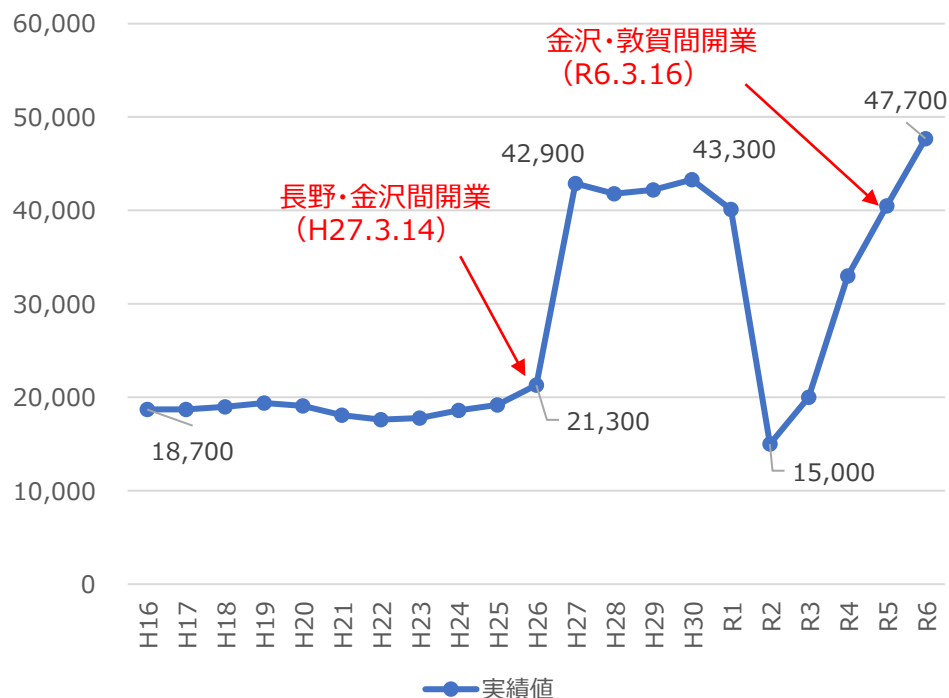
（参考）31年目以降の貸付料についての国交省見解
（H27.6.2参・国交委）藤田鉄道局長：30年経過後においても、受益が発生する限りはその範囲内で貸付料をいただくという考えに変わりはありません。

- 整備新幹線の貸付料は区間ごとに算定されており、契約時点ですべての区間の開業が織り込まれているわけではない。**新たな区間が開業することによって既存路線に追加的に生じる収益の増加を「接続利益」として正しく把握し、貸付料を増額すべき**である。
- 例えば、北海道新幹線においては、新青森から函館までの新規開業に伴い、ＪＲ東日本はこの接続利益分として約２２億円を追加負担している（新区間の開業に伴い、東京－新青森間の運賃収入も増加している）。他方、北陸新幹線は金沢－敦賀間が新規開業しても、貸付料は改定されていない。**路線が同一社内か二社間をまたがるかを問わず接続利益は発生しているため、高崎－長野間についても適切に貸付料を増額すべき**ではないか。
- 今後、予定されている延伸計画においても、**接続利益が発生する場合は、しっかりと貸付料に反映すべき**ではないか。

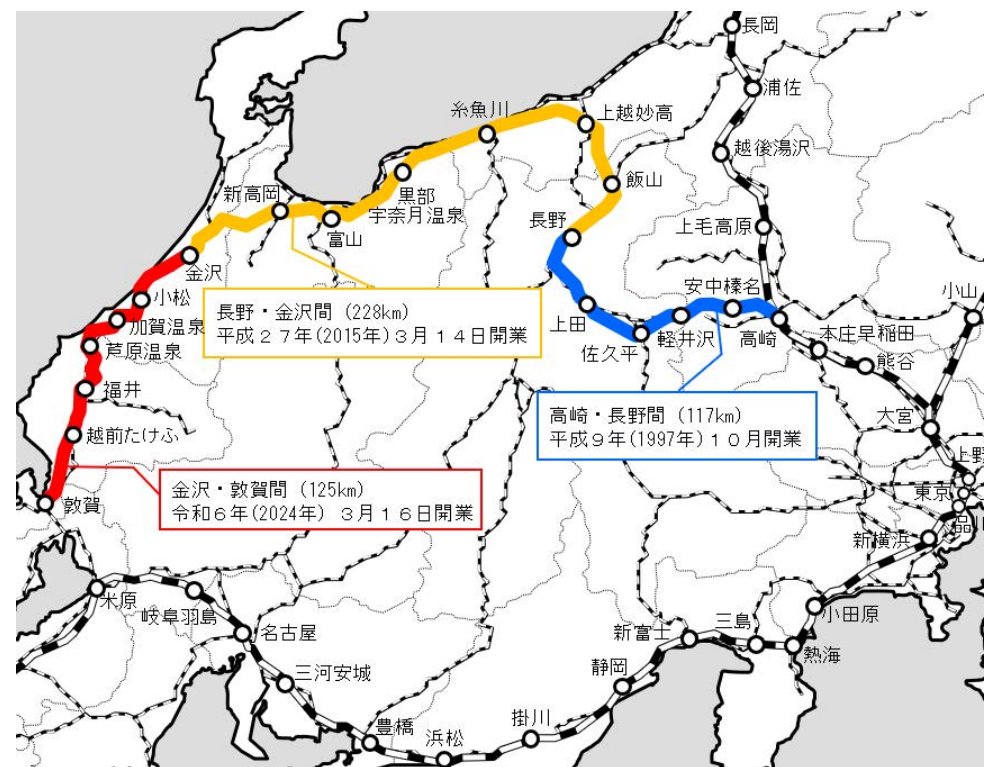
北陸新幹線の通過人員数（実績）の推移

北陸新幹線（高崎・長野間）

単位：人/日

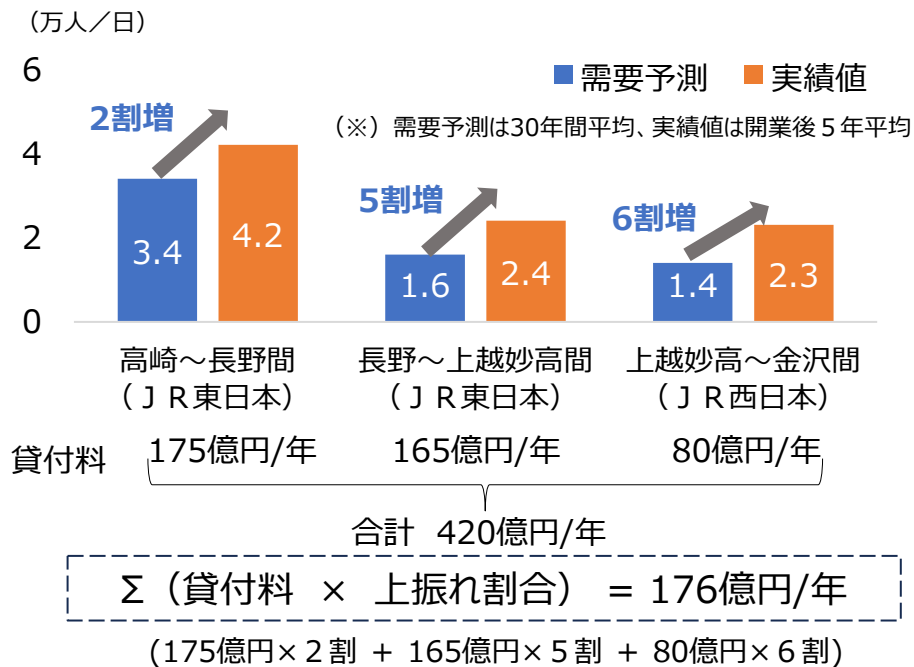


北陸新幹線開業時のイメージ図

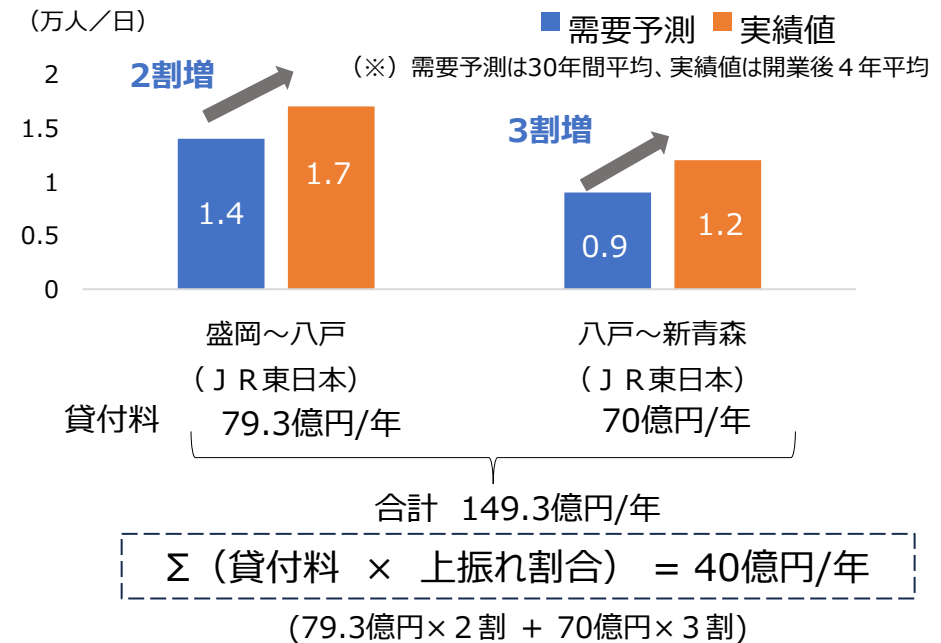


- 貸付料算定時の需要予測と実績とを比較した場合、実績が需要予測を上回ることが多く、金沢開業時のケースでは２～６割も上回っていた。乖離率が単純に貸付料の算定に反映される訳ではないが、仮に機械的な比例で試算すると、北陸新幹線と北海道新幹線の新規開業を合わせて、単年で約194億円、30年間で約6,000億円の貸付料の増加が見込まれる。
- 新幹線施設は国民共有の財産。実態との乖離を放置して私企業の利益を過度に増加させるべきではなく、**国民・住民の負担を抑制するためにも、適切な貸付料を徴収する必要がある。** 今後は、**実績が貸付料算定の前提となった需要予測を上回る場合には、その上回る部分も貸付料として追加的に徴収できるよう、算定方式を見直すべき**ではないか。

金沢開業（2015年）による需要予測と実績の乖離



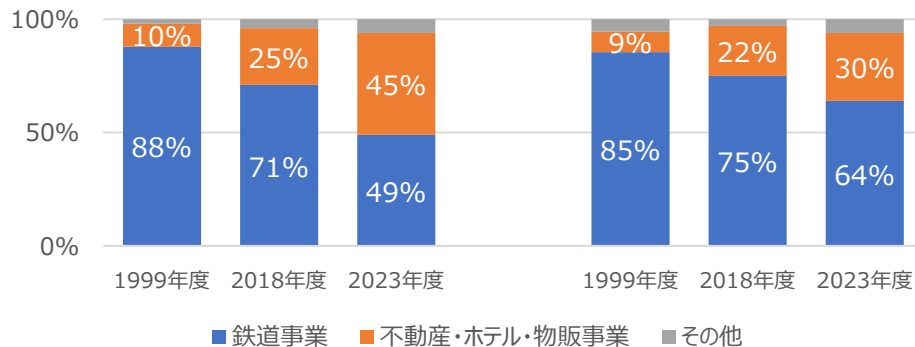
新函館北斗開業（2016年）による需要予測と実績の乖離



仮に今後30年間、上記を反映した貸付料を徴収し続けた場合、約6,000億円(注)の貸付料増収となる。

- J R 各社は、整備新幹線が順次開業されていく中で、関連する不動産やホテル、物販などの事業での収益を徐々に拡大してきており、今後もこれらを拡大する方向で経営計画が立てられている。**新幹線貸付料の算定にあたっては、鉄道収入のみならず、不動産収入など、新幹線開業に関わる関連収入についても算入すべきではないか。**
- 例えば、香港では鉄道業者に駅周辺の開発許可を与えることで新線の建設費用を賄う「Rail plus property」を推進している。こうした国際事例も踏まえながら、日本においても、**国鉄改革当時に J R に引き継いだ駅周辺土地等の開発利益の一部を、新線建設に充当する仕組みを導入することも一案ではないか。**

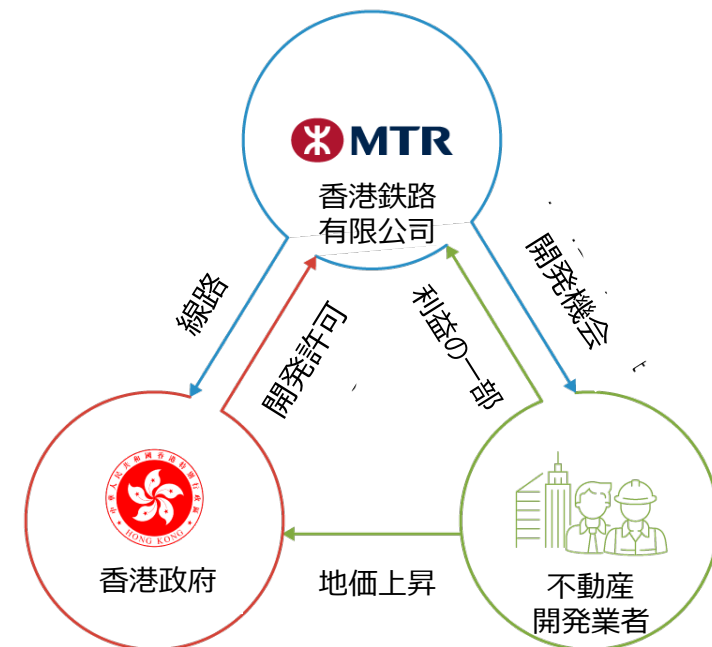
J R 各社の営業利益構成比率



J R 東日本の2031年度における数値目標

		2025年度 業績予想	2031年度 目標
モビリティ	運輸	1,770億円	2,500億円
	流通サービス	670億円	
生活ソリューション	不動産・ホテル	1,210億円	4,500億円
	その他	240億円	

Rail plus property model（香港）



Note: This is a simplified model, only meant to illustrate and explain the general framework of the Rail plus Property model. Actual implementation may vary.

- 今後の整備新幹線においては大都市部での駅建設も見込まれるが、大都市部での駅建設は、これまでの駅建設費用に比べて遙かに高額となることが見込まれている。
- 前頁の「不動産収入の貸付料への反映」の別案として、新設される新幹線駅については、駅建設全体を民間負担とすることで、ＪＲによる創意工夫を活かしていくことも考えられる。

整備新幹線の一駅あたり工事費

平均

北陸新幹線
(金沢～敦賀間)

約150億円

九州新幹線
(武雄温泉～長崎間)

約50億円

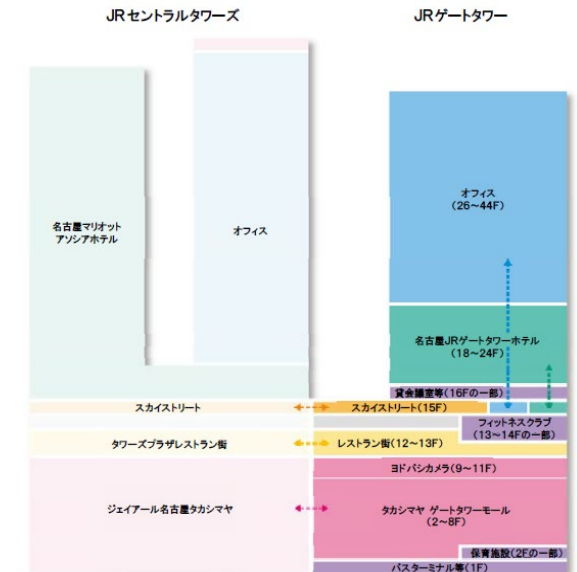
北海道新幹線
(新函館北斗～札幌間)

約140億円

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

駅併設商業施設の例

- 名古屋駅にホテル・オフィス・小売等の商業施設を建設（ＪＲセントラルタワーズ・ＪＲゲートタワー）



- 博多駅の延べ床面積 24万平米の駅ビル（ＪＲ博多シティ）



(出所) ＪＲ東海資料、ＪＲ九州資料、福岡市HPを基に財務省作成。

- **物流業界における人手不足は深刻化**。政府としては、本年度中に**次期「総合物流施策大綱」（2026年度～2030年度）**を策定し、予算関連としては、**①業界全体の最適化に向けた物流事業者間のデータ連携、②物流拠点の整備・強化、③モーダルシフトの推進、④自動運転の実証事業**等を通じて、人手不足の解消に取り組むこととしている。

人手不足解消に向けた予算事業の全体像

2030年に向けたトラック業界人手不足解消
(持続可能な物流の実現)

①物流事業者間のデータ連携

業界全体で最適化・効率化による荷待ち時間の削減等を通じて人手不足を解消するため、物流事業者間のデータ連携を支援

②物流拠点の整備・強化

物流拠点の整備・強化によって物流ネットワークの再構築や効率化を推進し、人手不足を解消するべく、先進的な事業を支援

③鉄道や海運を利用したモーダルシフトの推進

トラックよりも少人数で多くの荷物を運ぶことができる鉄道や海運の利用を進めることでトラックの人手不足を解消

④自動運転の実証事業

物流トラックの幹線輸送について、自動運転を導入することで、人手不足を解消

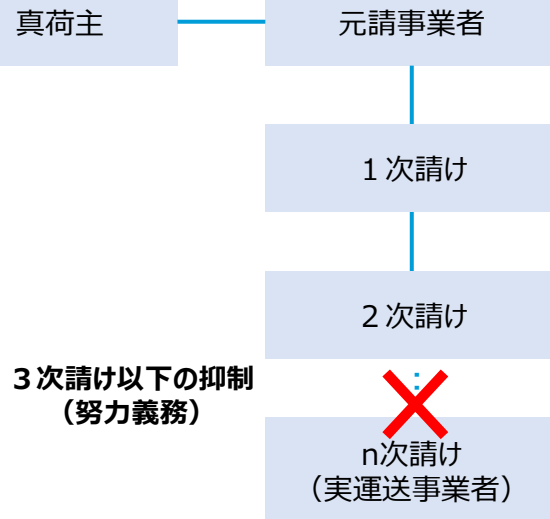
経済財政運営と改革の基本方針2025

(令和7年6月13日閣議決定)

2030年度までの「集中改革期間」における物流革新に向け、次期「総合物流施策大綱」に基づき、物流拠点・ネットワークの機能強化、陸・海・空の新モーダルシフト、自動運転、物流DX・標準化、多重取引構造の是正等の商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容、改正物流法の執行体制の確保を推進する。また、物流・旅客運送業における担い手不足への対応を強化するため、外国人材の一層の活用を推進する。

- 日本では、荷主から依頼された中小の運送事業者が直接荷物を運ぶケースは稀であり、実運送事業者は3次、4次受け事業者が行うという多重取引構造が蔓延している状況。トラック事業者が適正な運賃を収受することを妨げる一因となっており、多重取引構造の是正の実現に向け、貨物自動車運送事業法の改正を行い、委託次数を二次以内とすることを法定したが、努力義務にとどまっている。
- 他方、アメリカにおいては、利用運送（ブローカー）業務と輸送業務を切り分け、トラック事業者が再委託することを法律で禁止している。そのため、小規模な運送会社であっても、他の運送事業者を介さずブローカーと直接取引を行う必要があり、中間手数料は発生しない。日本においても、こうした規制環境を整えて、価格転嫁が実現可能な業界構造へと変革を促すべきではないか。

日本



改正後の貨物自動車運送事業法（注）

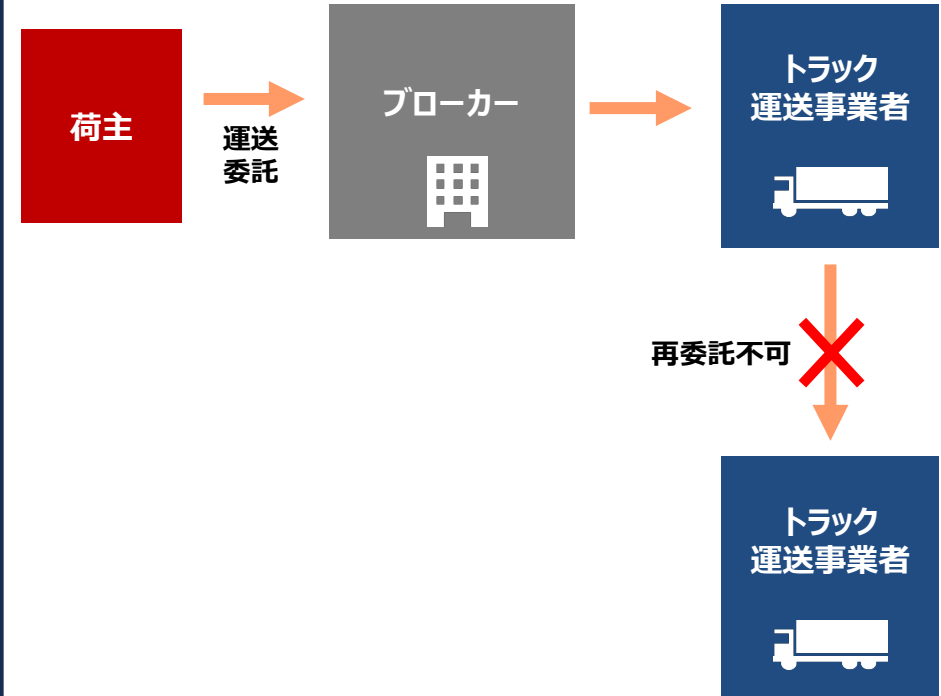
第24条 前条に定めるもののほか、一般貨物自動車運送業者は、（中略）

次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一、二 略

三 当該貨物の運送について当該他の一般貨物自動車運送事業者からの二以上の段階にわたる委託の制限その他の条件を付すること。

アメリカ

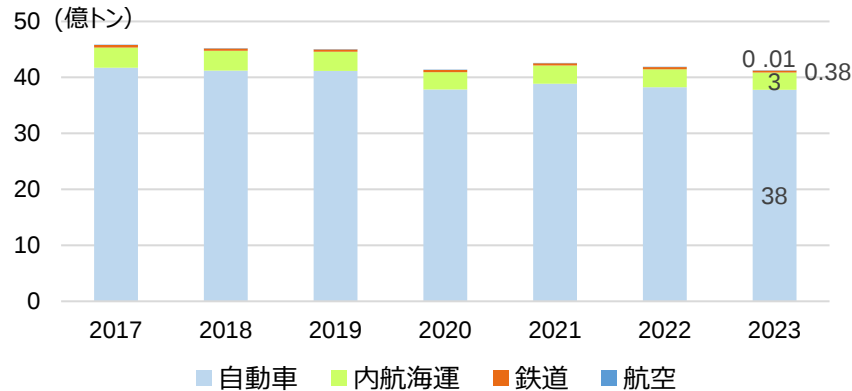


トラック運送業者の人手不足

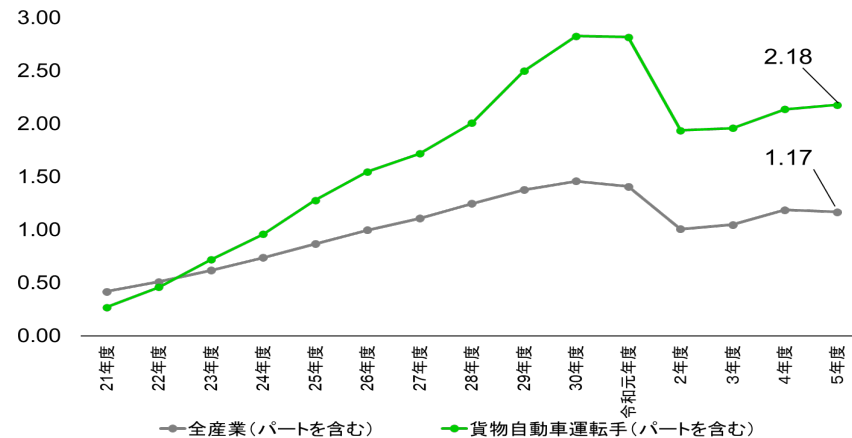
○ トンベースで日本の物流の約 9 割、トンキロベースで約 5 割を担っているトラック運送業者の人手不足は深刻な状況であり、有効求人倍率は 2 倍を超えている。

○ 我が国の生産年齢人口は減少傾向にあり、今後、人手不足はより深刻になっていくことが見込まれる。

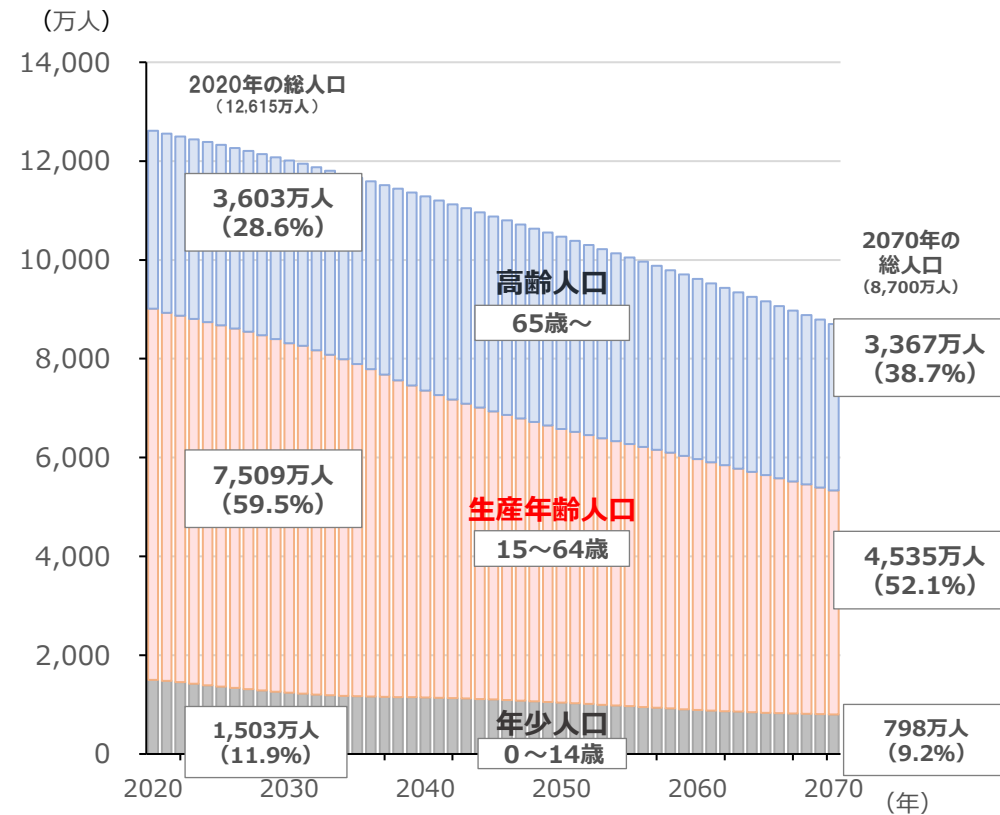
国内貨物輸送量の推移（トンベース）



貨物自動車運転手の有効求人倍率



日本の総人口の将来推計



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」、厚生労働省「一般職業紹介状況」

(参考) 「特定技能制度の受入れ見込数の再設定」（令和 6 年 3 月 29 日閣議決定）により、令和 6 年から令和 10 年までの 5 年間で 2.45 万人をバス、タクシー、トラック運転手として受け入れることとなっている。

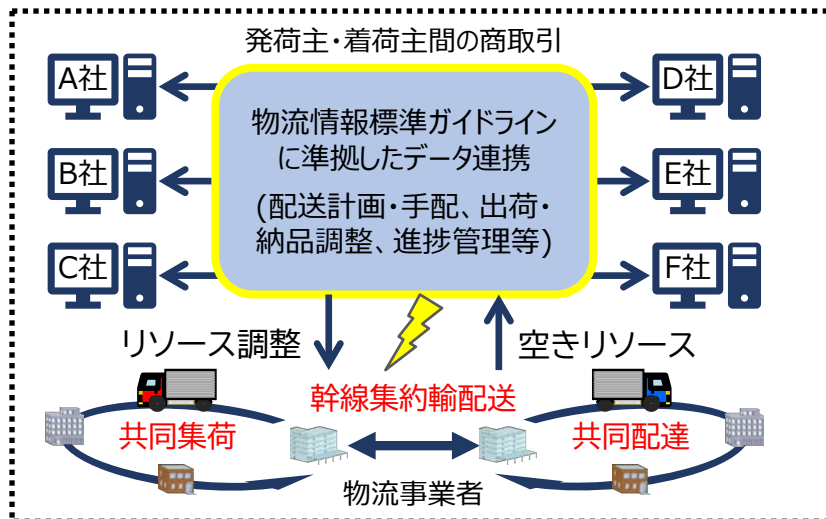
- 国交省は物流業界の全体最適化を目指して、共同配送等に資する事業者間のデータ連携を支援しているが、これまでの採択事例に物流会社が2社以上参画している事例はなく、荷主間の連携にとどまっており、物流業界内のデータ連携は進んでいない状況。
- 更なる人手不足を見据えれば、青森県における事例も参考に共同配送による効率化を拡大していくことが必要。現行の補助要件では、「荷主2社以上を含む協議会」とされているところ、「複数の物流事業者を含めた協議会」であることを要件とし、事業者間連携の深化を進めていくべきではないか。

共同輸配送や帰り荷確保等のためのデータ連携促進支援事業

(令和6年度補正予算:4.0億円)

- ・複数の荷主・物流事業者等で構成される協議会に対し、物流データの標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ連携を通じて共同輸配送や帰り荷確保、配車・運行管理の高度化等に取り組む場合のシステム構築・改修等を支援。

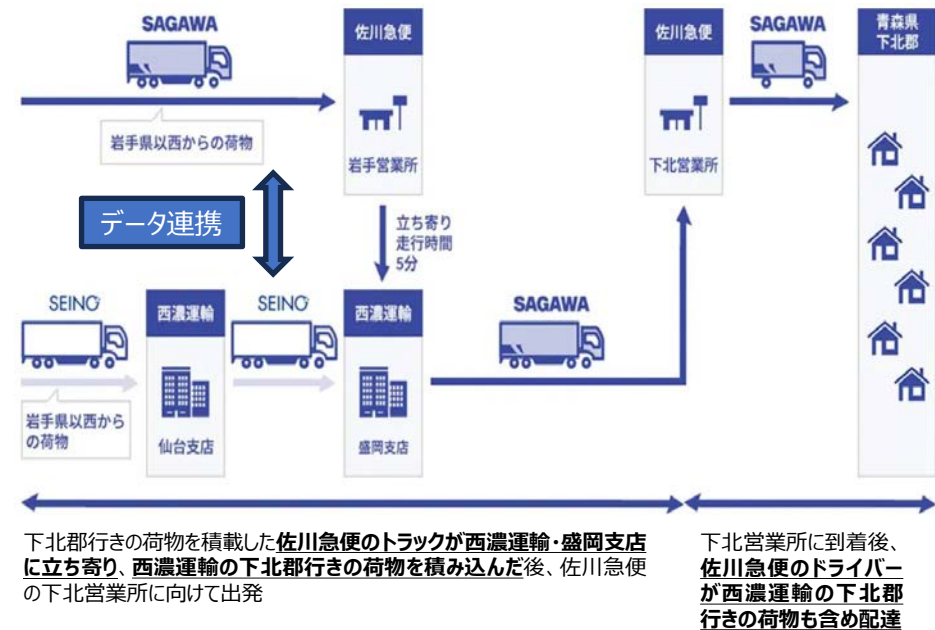
【補助上限・補助率】 1件あたり最大6,000万円程度(補助率1/2)



実態として物流会社が複数参加している事例はない。

青森県下北郡における共同配送の事例

- ・青森県下北郡では、データ連携を行いつつ、佐川急便と西濃運輸が下北郡向け荷物の共同配送を行い、トラックの積載効率向上、トラック台数の削減、それによる労働・環境負荷の低減を実現。



- **物流拠点は収益施設。その整備・改良は本来民間事業者が行うべきもの**であり、倉庫について、**公共性の観点から拠点整備に係る補助金が必要となるケースはまれ**ではないか。
- なお、**物流拠点を公益性のある災害拠点として位置付け**、非常用電源設備を補助している事業もあるが、災害時には所在する**自治体にも裨益する事業**であることから、自治体の災害計画に位置付けたり、**一定の負担を求めることも検討すべき**ではないか。

地域連携モーダルシフト等促進事業

(令和6年度補正予算:15.0億円)

・地域の産業振興等を担う地方自治体や産業団体・経済団体等が参画する協議会に対して、**地域物流の核となる拠点を整備**することで、新モーダルシフトやそれに向けた地域の物流ネットワークの再構築の実現を目指す先進的な取組を支援。

【補助対象】地方自治体や産業団体等が参画した協議会

【補助率等】1 協議会あたり最大0.75億円

(検討経費:0.25億円+事業費:0.5億円)

※検討経費:定額、事業費:補助率1/2

(参考)関西⇄新潟の日本海側ルート輸送を確立するため、
富山県に中継地点を整備した(先進的)事例

【Before】太平洋側ルートでのトラック輸送



【After】日本海側ルートでの中継輸送



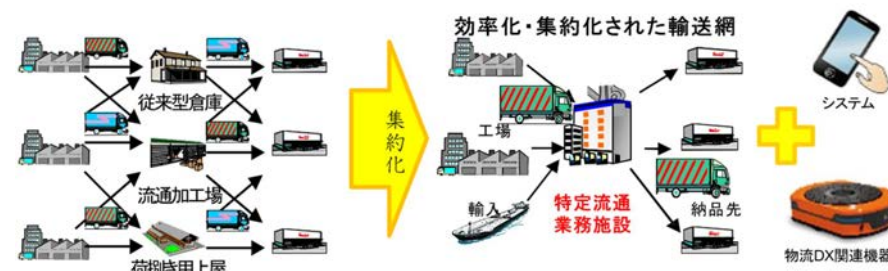
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

倉庫用建物等の事業用資産に係る特例措置(倉庫税制)

・物流効率化法に基づく認定計画により取得した倉庫用建物等について、税制特例を措置

【所得税・法人税】

倉庫用建物等について、5年間8%の割増償却



災害時等のサプライチェーンの確保等による物流施設の災害対応能力強化

(令和6年度補正予算:1.1億円)

・災害時等のサプライチェーンの確保や災害対応能力強化のため、サプライチェーン上で重要な物流施設への**非常用電源設備の導入支援**を行い、**円滑かつ迅速な物資輸送体制を維持・確保**。

【補助対象設備】営業倉庫、トラックターミナル、物流不動産等

【補助率等】最大0.15億円(補助率1/2)

<非常用電源設備>

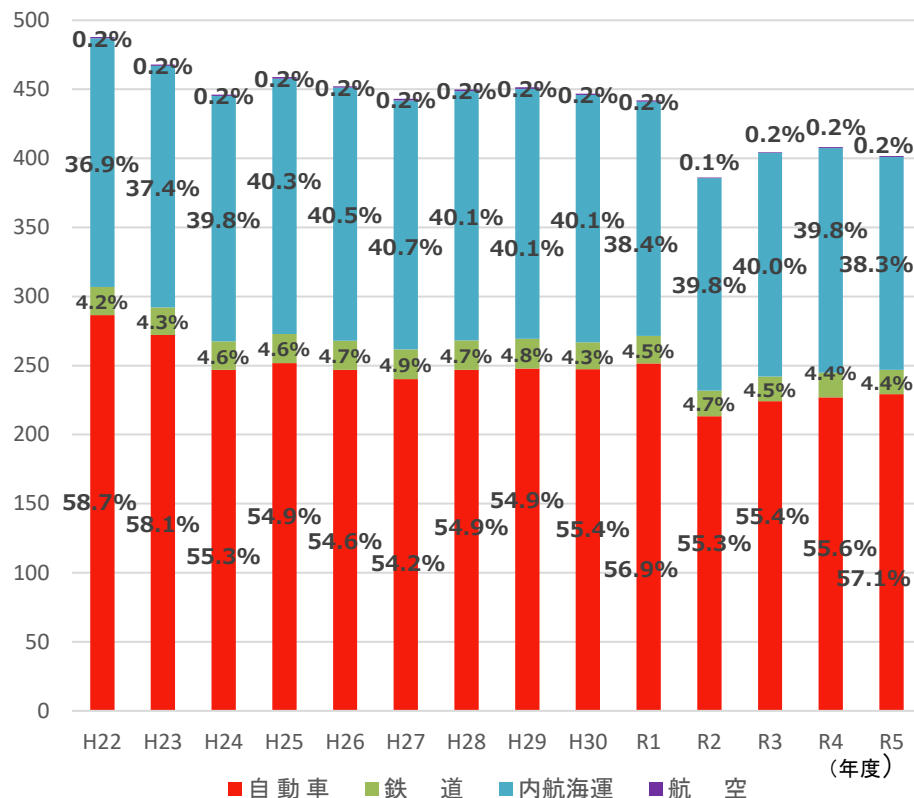
※ 自治体負担なし



- 旧国鉄の民営化により、昭和62年に発足したJ R貨物については、**将来的に国の支援に依存しない経営自立を目指す**とされている（国保有株式をより高値で売却できれば、国民負担の減（国庫収入の増）につながる）。
- 将来的な自立に向けて、公的支援を40年近くに亘り行ってきたものの、**J R貨物は鉄道貨物事業では利益を上げられておらず**、長年にわたり経営改善が十分に進展していない状況。鉄道輸送は、**モーダルシフトのメインプレーヤーとして期待されてきたものの**、輸送貨物に対するJ R貨物(鉄道)のシェアは横ばいであり、同じくモーダルシフトの柱である内航海運等の代替手段もあることから、**抜本的な改革を検討すべき**ではないか。

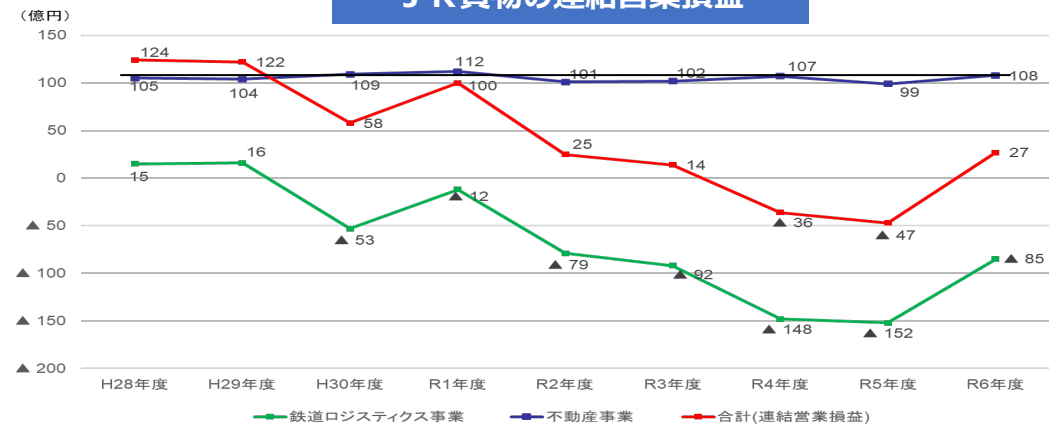
(10億トンキロ)

国内物流に占める各モードの貨物輸送割合



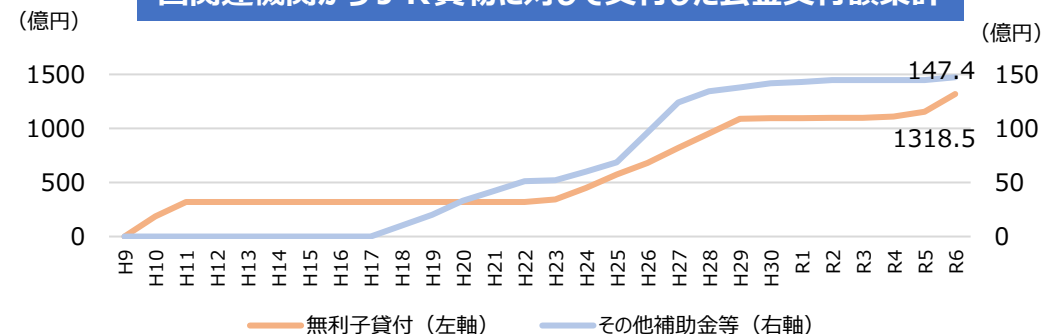
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

J R貨物の連結営業損益



※端数処理及びセグメント間調整等の関係で合計額が一致しない場合がある。

国関連機関からJ R貨物に対して交付した公金交付額累計



※ 無利子貸付は鉄道事業のみを対象としている。

- **トラックの自動運転について**、国交省は実証支援を行うことにより、**2027年度の社会実装を目指している**。国交省から令和8年度予算では1対N遠隔監視の実証を行う要求がされており、早期実装に向けて取り組んでいく必要がある。
- 他方、バスの自動運転においては実証事業が実装に結びついていない事例が数多く見られる。バスやトラックの自動運転実装事業については、実装を本気で考える自治体・事業者を支援すべく、補助要件の中で**実装なかりせば一部返金を求めるといった対応を行うべき**ではないか。

自動運転トラックの社会実装に向けた実証支援事業

(令和6年度補正予算:6.2億円)

人手不足解消や物流効率化を進めるため、自動運転トラックを活用した幹線輸送サービスの自動化による物流の効率向上効果を検証し、自動運転物流の社会実装を後押しするための実証事業を支援。

レベル2の自動運転トラックを活用した幹線輸送の**実現可能性・実効性の検証**に際し、運送事業者等が負担する経費の一部を支援。



(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

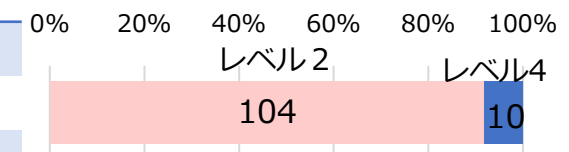
(参考) 令和6年度予算執行調査 (自動運転社会実装推進事業)

- 当該事業は、地域づくりの一環として行うバスサービス等について、自動運転レベル4の事業化を後押しするため、社会実装するまでの初期費用を国土交通省が補助するもの。
- 令和6年度において、9割の自治体はレベル2の実証に留まっている。【図1】
- 令和6年度までに実証事業を実施したルートについて、自動運転を実装した場合の既存有人路線の置き換え予定について確認したところ、「現段階では未定」という回答が7割と最も多く、さらに、そもそも「実装予定なし」という回答も1割程度存在した。

【表1】有人路線の置き換え予定

置き換え予定	ルート数
有人路線を置き換える	27
置き換えない	7
実装予定なし	10
現段階では未定	87

【図1】レベル別実証ルート数 (令和6年度)



- 個人経営体では農業従事者の減少と高齢化が進んでいるが、法人経営体が増加し、農産物販売額や経営耕地面積でも大きなシェアを占めるまでになっている。また、売上げが1億円を超える経営体の数は倍増している。
- 耕地面積は減少しているが、農地バンクの設立などもあり、担い手への農地の集積率は一定程度は上昇している。生産性の向上に向けては、農地の集約化が課題となっている。
- 農業総産出額、農業・食料関連産業の国内生産額ともに、微増にとどまっている。農林水産物・食品の輸出額は増加しているが、5兆円目標の達成に向けては道半ば。

2000年との比較

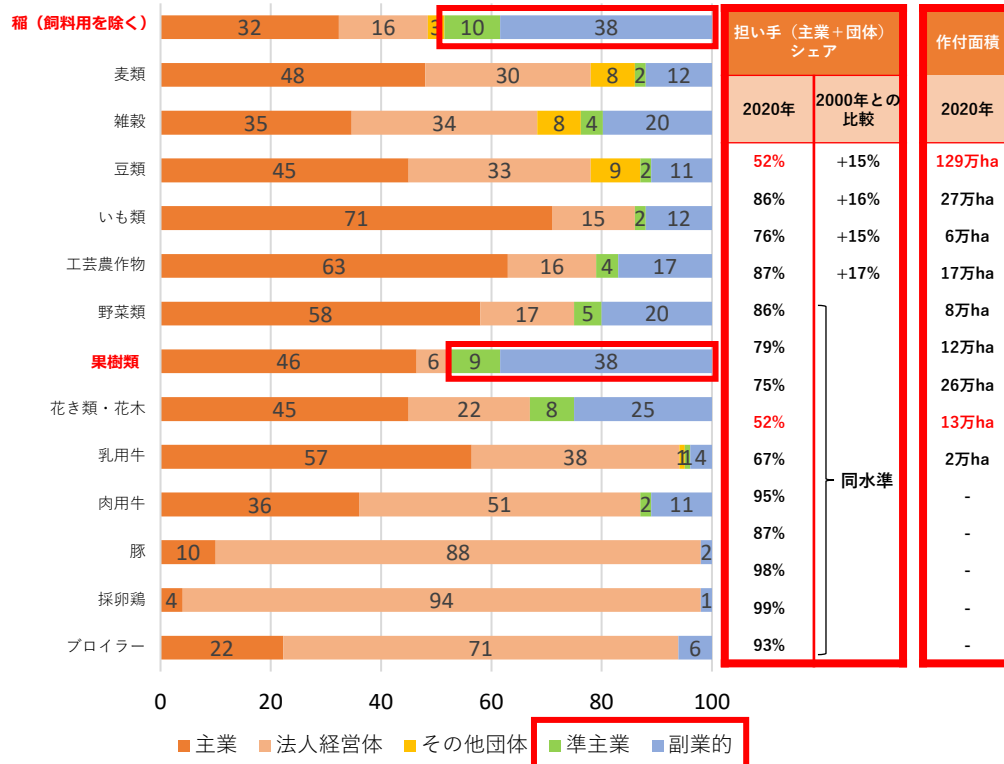
	項目	2000年（注1）		2020年（注2）	備考
経営	基幹的農業従事者数	240.0万人	⇒	136.3万人	平均年齢：67.8歳 65歳以上の基幹的農業従事者の割合：69.6%
	新規雇用就農者・新規参入者	8,690人	⇒	13,630人	基幹的農業従事者数に対する割合：0.4%→1.0%
	法人経営体の数	13,184経営体	⇒	30,707経営体	団体経営体のシェア（2005年→2020年） 農産物販売額：20.5%→37.9% 経営耕地面積：8.2%→23.4%
	農産物販売額1億円以上の経営体数	3,863経営体	⇒	7,862経営体	
農地	耕地面積	483万ha	⇒	437万ha	うち水田：264万ha→238万ha うち米：176万ha→146万ha
	担い手への農地の集積率	48.1%	⇒	61.5%	
農業生産	農業総産出額	9.1兆円	⇒	9.5兆円	
	米の国内消費仕向量	979万t	⇒	824万t	
	農業・食料関連産業の国内生産額	113.2兆円	⇒	124.7兆円	
	農林水産物・食品の輸出額	3,149億円	⇒	1兆5,071億円	食料・農業・農村基本計画（2025年4月）における KPI：2030年までに輸出額5兆円

（注1）「新規雇用就農者・新規参入者」は2006年、「担い手への農地利用集積率」は2010年、「農林水産物・食品の輸出額」は2003年の計数となっている。

（注2）「担い手への農地の集積率」、「農林水産物・食品の輸出額」は2024年の計数、「農業総産出額」、「米の国内消費仕向量」、「農業・食料関連産業の国内生産額」は2023年の計数となっている。

- 品目別に作付面積を見ると、米や果樹では準主業・副業的経営体のシェアが依然として高い。
- 麦・大豆・飼料用米などの主食用米以外の土地利用型作物に対しては、多額の財政支援が講じられている。特に、水田を前提にその年々の転作を助成する「水田活用の直接支払交付金等」については、過去10年間で1,000億円以上増加している。

主業・副業等別の農業生産のシェア（2020年）
（作付面積、飼養頭数ベース）

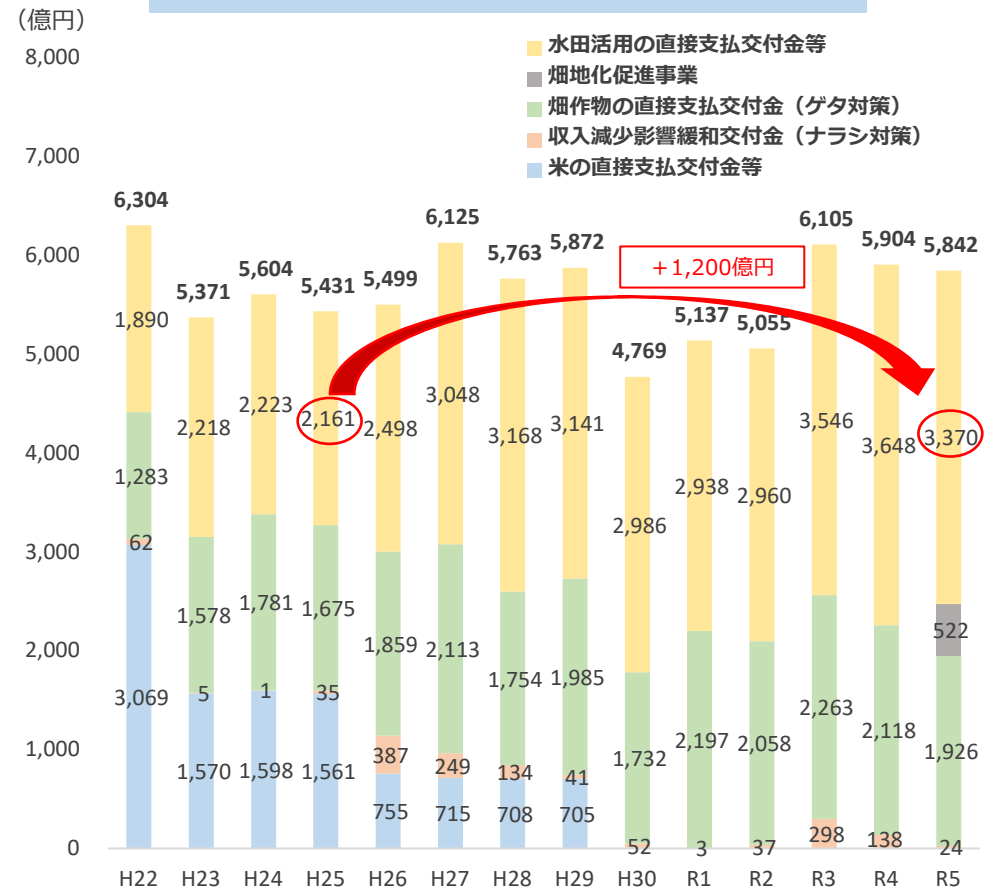


（出所）農林水産省「農林業センサス」

（注）主副業別などシェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が100%にならない場合や、グラフ右欄の「主業＋団体シェア」と一致しない場合がある。

2000年の主副業別シェアは販売農家の数値であり、一戸一人法を含む。

土地利用型農業に対する財政負担の推移



（出所）農林水産省「経営所得安定対策等の支払実績」から財務省作成

（注）単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

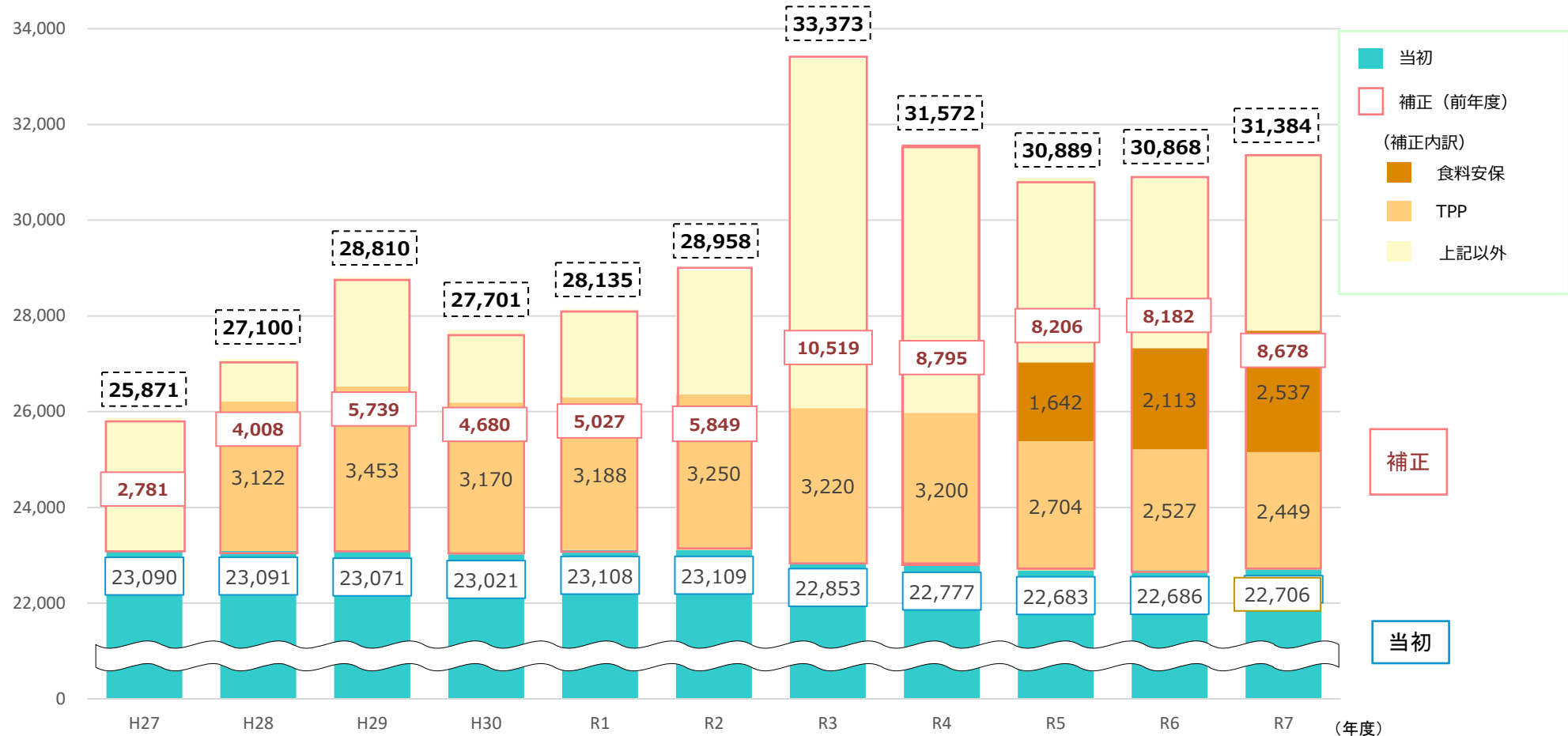
農林水産関係予算の推移

資料Ⅱ－７－３

- 近年の農林水産関係予算は、平成28年度以降、「TPP等関連政策大綱」を踏まえた関連予算を計上し、当初・補正合わせて、2.7～2.8兆円程度で推移してきた。その後、コロナ・物価高対応等により3.3兆円（令和2年度補正＋令和3年度当初）まで大きく増加した。

当初予算＋補正予算(前年度)の推移

(単位)億円



(注) 単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

「地域計画」の策定状況

- 令和５年に農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話し合いを踏まえ、地域農業の将来像や10年後の農地利用を明確化した「地域計画」を策定することとなった。
- 令和７年４月末時点で、18,894地区（1,615市町村）において「地域計画」が策定されたものの、約半数は、現在の農地利用の状況を把握しただけにとどまっている。また、約３割の農地において、将来の受け手が位置付けられていない。
- 農地を集約化し、農業の生産性を向上させるためには、単に予算事業を行うだけでなく、集約化に向けて実効性のある「地域計画」を策定することが前提となる。５年間の農業構造転換集中対策期間において、農業の本格的な構造転換を進めていくことが求められる中で、若者・女性・地域外の担い手なども交えて広域で改めて協議を行い、農地を将来の受け手に集約化していく姿が示されるよう見直しを行っていくことが重要である。

項目	令和７年４月末時点
策定市町村数	1,615市町村
策定された地域計画数	18,894地区 (策定予定数：2.0万地区)
地域計画区域内の農用地等面積（※）	422万ha
目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	288万ha
将来の受け手が位置付けられていない農地面積	約3割 134万ha

（※）農用地等面積には、畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

【地域ブロック別】将来の受け手が位置付けられていない農地面積								
北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 四国	九州 沖縄	全国
11.2万ha (9%)	30.3万ha (36%)	33.4万ha (49%)	6.9万ha (23%)	5.8万ha (43%)	5.1万ha (31%)	22.6万ha (60%)	18.5万ha (36%)	134万ha (32%)

（注）カッコ内は、地域計画区域内の農用地等面積に占める割合。

①将来の受け手に集約化 2,053 (11%)



➤ 地域で集約化に向けた意味のある話合いができた地域

②現況地図にほぼ近い 8,536 (45%)



➤ 現在の農地利用の状況を把握するに留まり、10年後の姿まで協議できなかった地域

③将来の受け手が不足 7,690 (41%)



➤ 将来(10年後)の受け手が不在である農地の明確化はしたが、その受け手を位置付けられなかった地域

④将来の受け手の特定を保留 198 (1%)



➤ 地域の農地の集約化の方向性はまとまったが、誰が利用するかまでは合意に至らなかった地域

⑤その他 417 (2%)

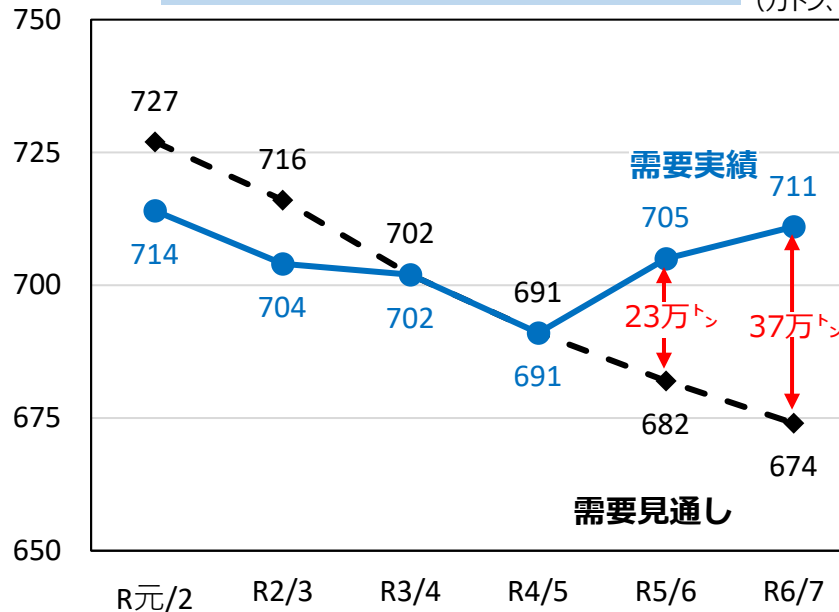


➤ 地域の協議がほとんどできず一部の利用者のみで計画を策定した地域、年齢構成や意向のみで策定した地域 等

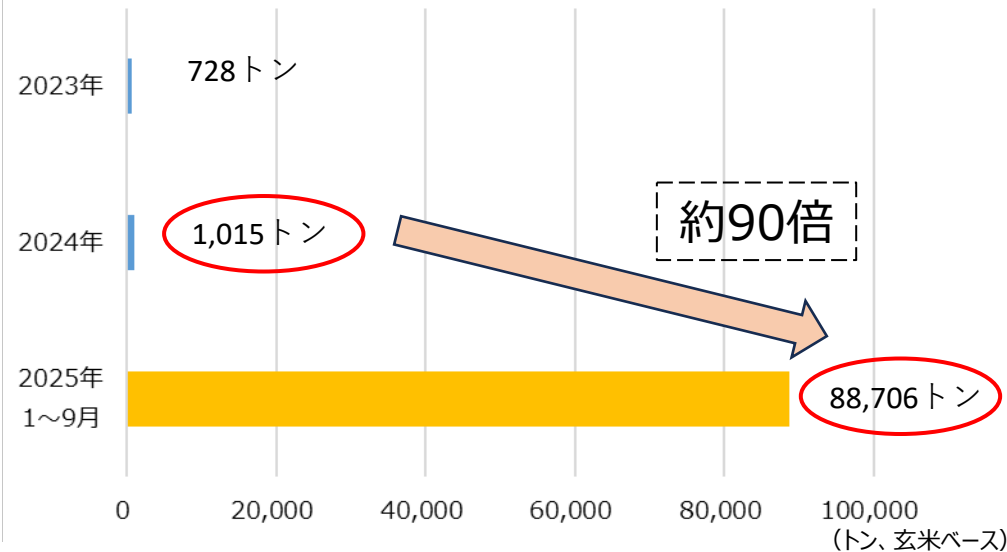
- 昨年来の米価高騰に対して、農林水産省は、本年3月以降、集荷業者に対して入札による政府備蓄米の売渡しを行った。しかし、小売にまで備蓄米が出回るのに時間を要していた中、米価の安定を図るため、本年5月下旬以降、小売業者等に対して随意契約による政府備蓄米の売渡しを行った。
 - 今回の米価高騰について、農林水産省は、①インバウンド需要や精米歩留まりの悪化等を考慮せず、需給見通しを誤ったこと、②結果として生産量が需要量に対して不足したこと、③こうした実態に気付かず、備蓄米放出の判断が遅れたこと等が要因であると分析したところ。
 - 令和7年産米については、予想収穫量747.7万トン（本年10月10日公表）（注1）とされ、需要に十分対応できる水準となっている。（注1）ふり目幅1.70mmベースの予想収穫量。
 - なお、足もとでは、日本国内で米価が高止まる中、民間では、ミニマム・アクセスの枠外（後述）で、高い枠外税率（341円/kg）を支払って主食用米を輸入する動きが急速に拡大し、主に米国産中粒種が流入している状況にあり、注視していく必要がある。
- （注2） 枠外税率（341円/kg）を支払って輸入された米の数量は、2025年1～9月の累計で約8.9万トンであり、前年比で約90倍。（うち、アメリカからの輸入米は約7.1万トン）

米の需要見通しと実績

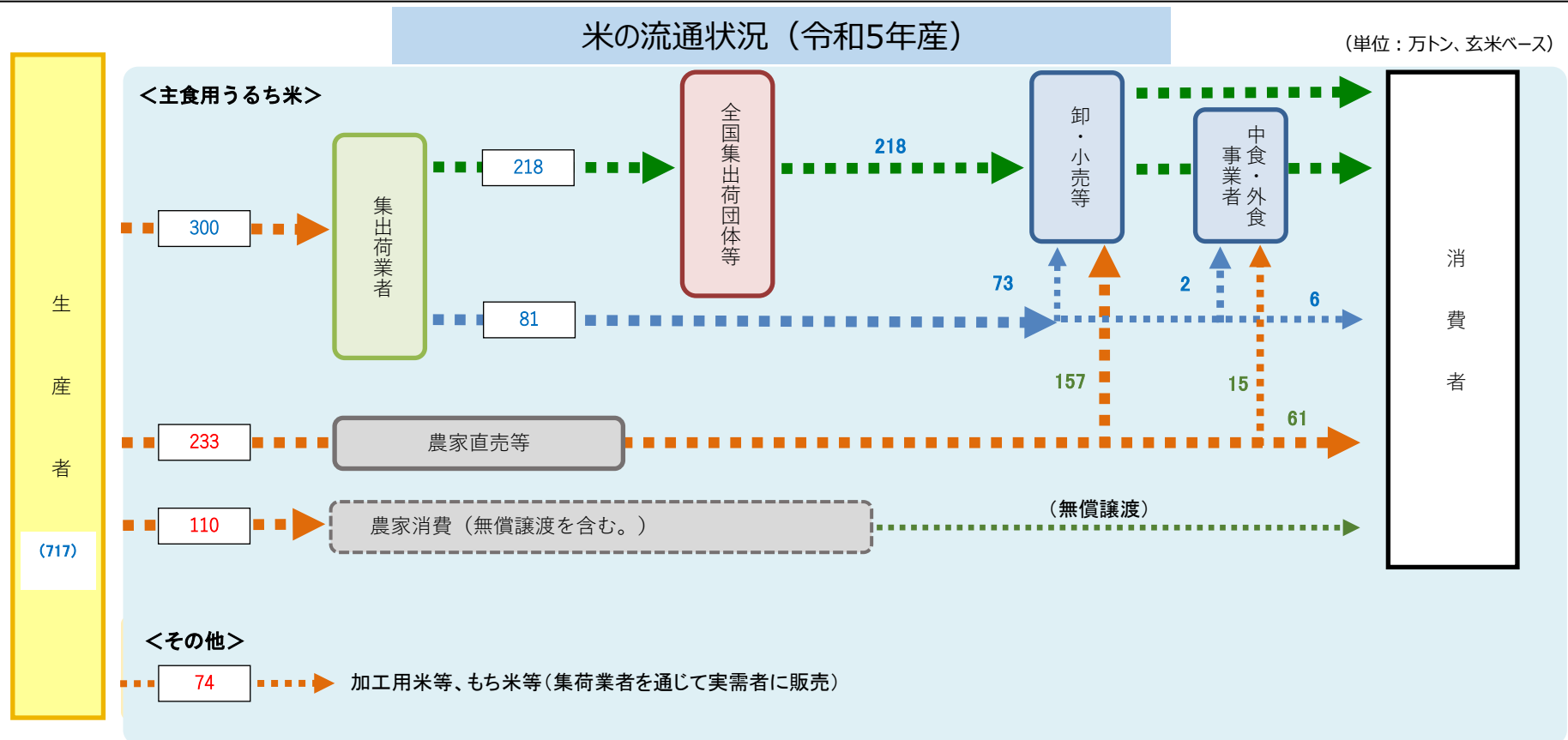
（万トン、玄米ベース）



枠外輸入米の輸入量の推移



- 米の流通では、集荷業者・卸売業者・小売業者が存在しており、各流通段階でのマージンが乗ることで、最終的な小売価格が形成されている。
- 昨今では、従前の流通フロー（生産→集荷→卸→小売）以外にも、生産者（産地）と中食・外食業者や小売業者が直接契約を結ぶケース、集荷業者と小売業者が直接契約を結ぶケースが見られるなど、流通が多様化する傾向にある。
- 生産者・消費者の双方が納得できる価格の形成に向けては、生産段階で生産性の向上を図るとともに、流通段階で市場機能が適切に発揮される環境を作ることが重要である。



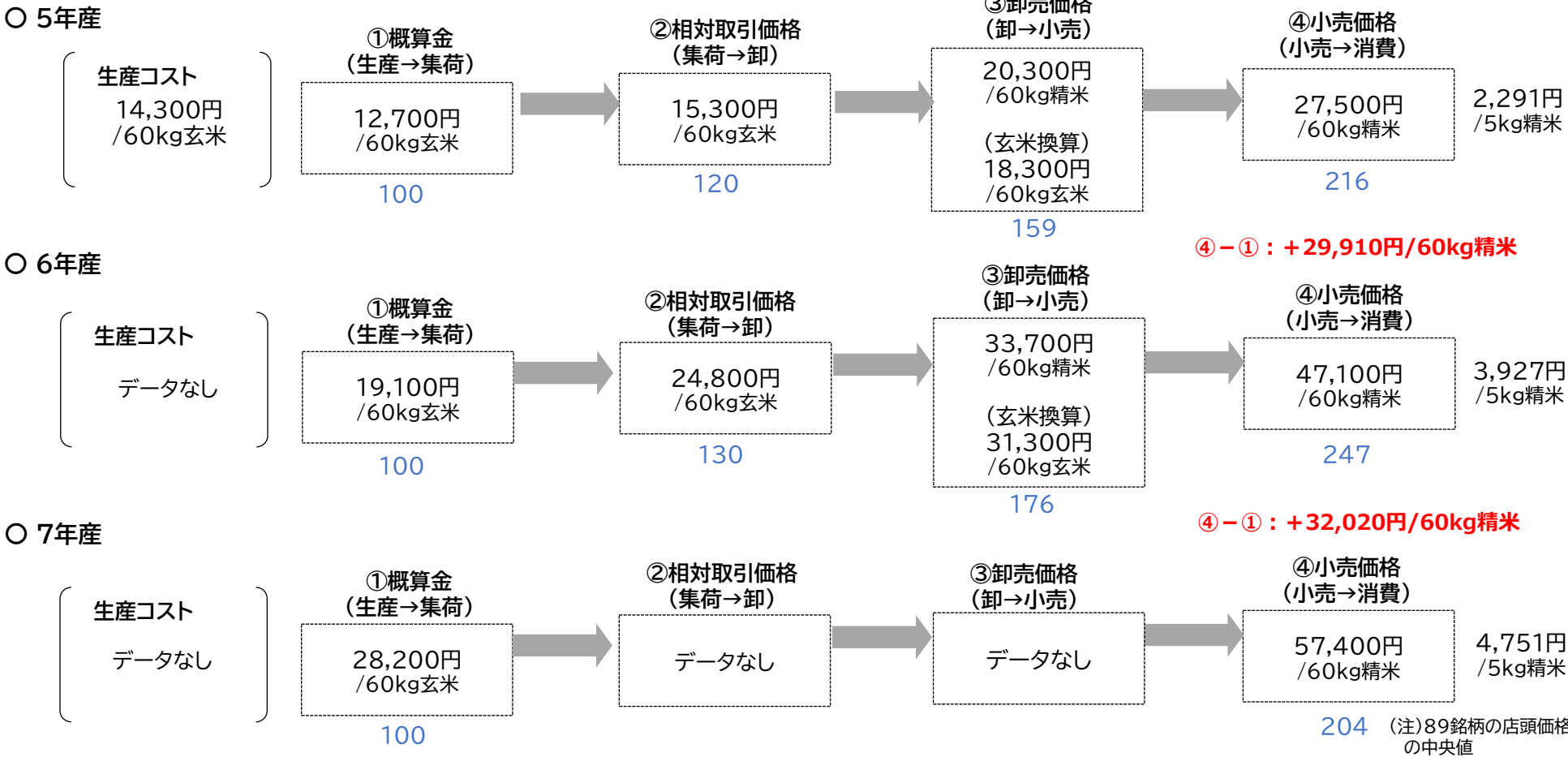
（出所）農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀在庫等調査」、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に農林水産省により推計。

（注１）集出荷業者には、全集連系を含む（ＪＡ等への出荷量300万トンのうち20万トンが全集連系）。

（注２）「卸・小売等」には、加工事業者等を含む。

（注３）単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

※ 赤字部分及び参考1、2は財務省追記



（参考1）基本計画における米関連KPI（2030年）

・ 生産コストの低減・・・全体： 13,000円/60kg玄米
15ha以上： 9,500円/60kg玄米

（参考2）枠外輸入された輸入米の販売価格

・ 米国産・中粒種： 28,182円/60kg精米

※ 輸入価格（128.7円/kg）に枠外税率（341円/kg）を加えた価格（2025年8月・貿易統計より作成）

- 令和7年産米は、令和5年産米と比べて、集荷段階での価格に比例する形で小売価格が上昇し、流通段階でのマージンが大きくなっており（前頁参照）、その要因を分析することが必要ではないか。また、本年6月に成立した食料システム法に基づき、米のコスト指標を速やかに作成するとともに、価格交渉の状況等の取引実態調査を実施する「フードGメン」（本年10月発足）を有効活用していくことが必要である。
- 生産者と実需者・消費者が直接結びつく商流の開拓や複数年契約化の推進も需給や価格の安定に資する。
- 概算金はJAが生産者から委託を受けて米を販売するに当たって支払う仮渡金である。米の価格は、生産者とJAの間での概算金を皮切りに相対取引で形成される傾向にある中で、今回の米価上昇局面においては、JAと他の集荷業者との集荷競争の中で、概算金を追加払いする動きも見られたところ。今後、米の現物市場・先物市場の活用も含め、米の価格が需給を反映する形で安定的に形成されるようにしていくことが重要ではないか。

（注）令和5年10月に米の現物市場が創設され、令和6年8月に米の先物市場が再開されたが、いずれも取引量が多いとは言えない状況。

フードGメンの業務内容

（1）調査の実施（2025年10月～）

➤ 食品等取引実態調査

- ・ 法定調査として、価格交渉・転嫁の状況、取引上の課題など、**食品等の取引の実態を把握**するため、**アンケート調査及びヒアリング調査**を実施。調査結果を公表

➤ 情報受付窓口対応

- ・ 本省ウェブサイトには**情報受付窓口を設置**し、食品等の取引条件や商慣習に関し、**事業者等からの情報を広く受け、必要な対応を行う**

（2）指導・監督措置（2026年4月～）

- ・ 疑義案件について、**立入検査・報告徴求**を行うとともに、法に基づく**指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知**の措置を実施

生産者と実需者の結びつき：長期契約取引



5年間の固定価格による長期契約取引

【生産者サイドのメリット】

- ・ **安定した取引先を確保し、価格変動リスクを回避**することができ、**経営の見通しを立てることが可能**

【実需者サイドのメリット】

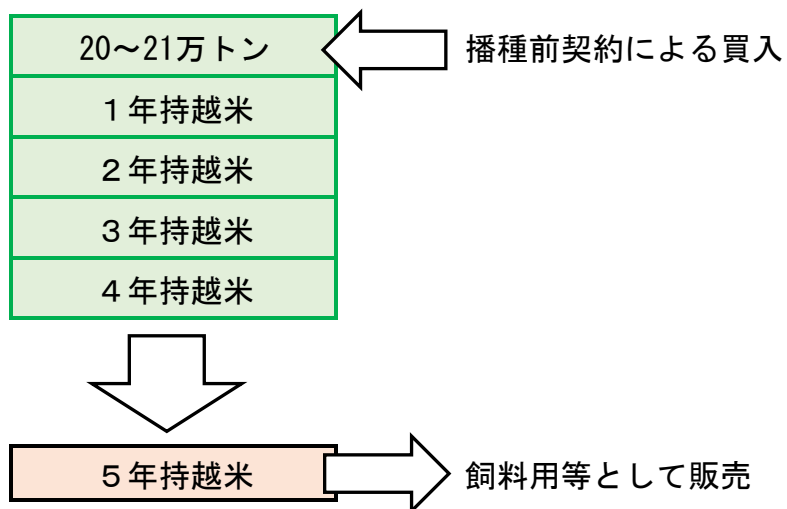
- ・ **原料調達の安定化やコスト平準化を図ることが可能**

（出所）農林水産省「米をめぐる状況について」（令和7年9月）

- 米の政府備蓄については、100万トン程度を適正水準として、毎年20万トン程度を買い入れ、5年程度備蓄をした後、主食用米の需給に影響を与えないよう、飼料用などの非主食用に販売している（いわゆる「棚上げ備蓄」、2011年度～）。このため、売買差損や保管経費により、毎年度400～600億円程度の財政負担が発生している。
- 今回の政府備蓄米の売渡しにおいて、各種手続や備蓄米の品質確認などにより、実際に小売事業者や中食・外食事業者に届くまでに一定期間を要しており、迅速性に課題があることが明らかになった。
- こうした課題を踏まえ、財政負担の観点からだけでなく、機動的な対応という観点からも、流通段階にある民間在庫の一部を「民間備蓄」として活用することを含め、効率的な備蓄運営の在り方を検討していくことが必要ではないか。

米の国家備蓄の仕組み

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度



政府保管と民間保管での国費負担の試算

政府で保管するケース (政府が20万トンを保有し、保管)	民間で保管するケース (民間が20万トンを保有し、保管)
403億円 (保管経費、運搬経費等 70億円 + 差損 333億円)	16億円 (保管経費)

(注) 令和5年度の政府備蓄米の運用結果から試算。

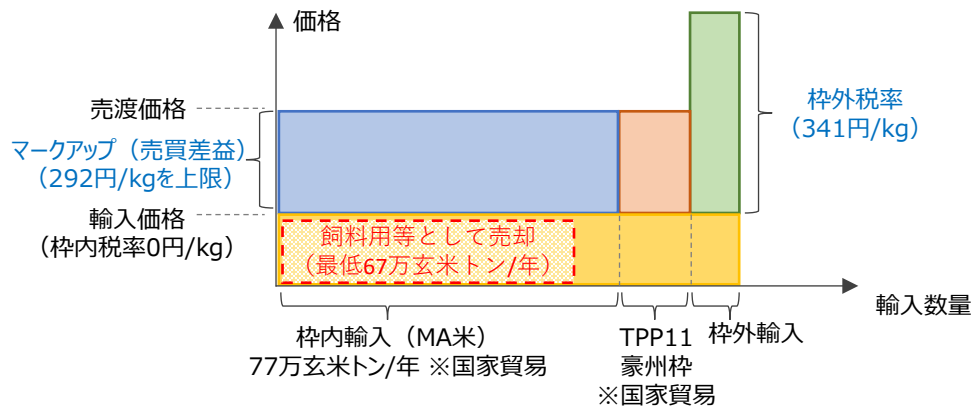
政府で保管する場合、保管経費、販売に当たっての運搬経費等に加えて、主食用米を飼料用米等として販売することによる差損が発生。なお、政府と民間の保管経費は同額で算定。

- ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉以降、ミニマム・アクセス（MA）として毎年77万トン程度を国家貿易で輸入している。うち最大10万トンは実需に応じて主に主食用米として輸入（SBS枠）されているが、残りの一般MA米については、国内需給に影響を与えないよう、飼料用・加工用等として販売されている（差損の発生等により、例年多額の財政負担。令和5年度で684億円）。
- 足もとで、農林水産省は、一般MAで中粒種の輸入割合を増加させることとしており、日米関税合意・共同声明では「MA米制度の枠内で、迅速に米国産コメの調達を75%増やす」とされている（注1）。
- こうした状況の中で、食料安全保障や消費者の安心の観点から、市場に影響を与えない範囲で、米の安定的な供給に不安が生じような場合における輸入米の運用の在り方を検討することが考えられるのではないかと（注2）。

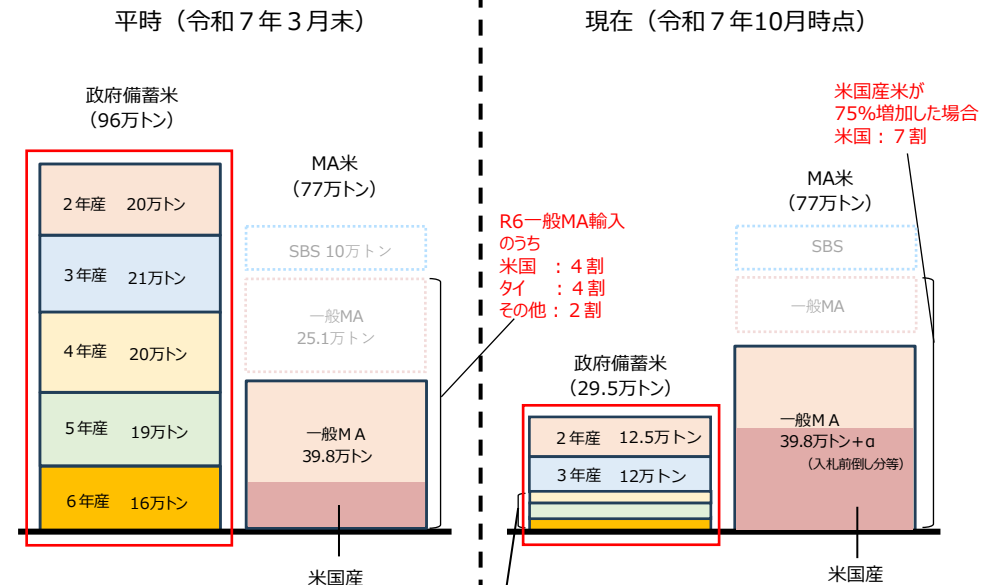
（注1） 相対的に単価の高い中粒種の輸入を増やすことで、差損発生等に伴う財政負担も拡大する。（令和6年度・・・米国産・中粒種:130円/kg、タイ産・長粒種:84円/kg）

（注2） 「食糧供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針」（本年4月閣議決定）では、米の供給が2割以上減少する事態にも政府備蓄や民間在庫で対応可能だが、これらの対応によってもなお、「国民が最低限度必要とする食料が確保されず、又は確保されないおそれがある事態に至った場合にはMA米を活用する」とされている。

米の輸入制度

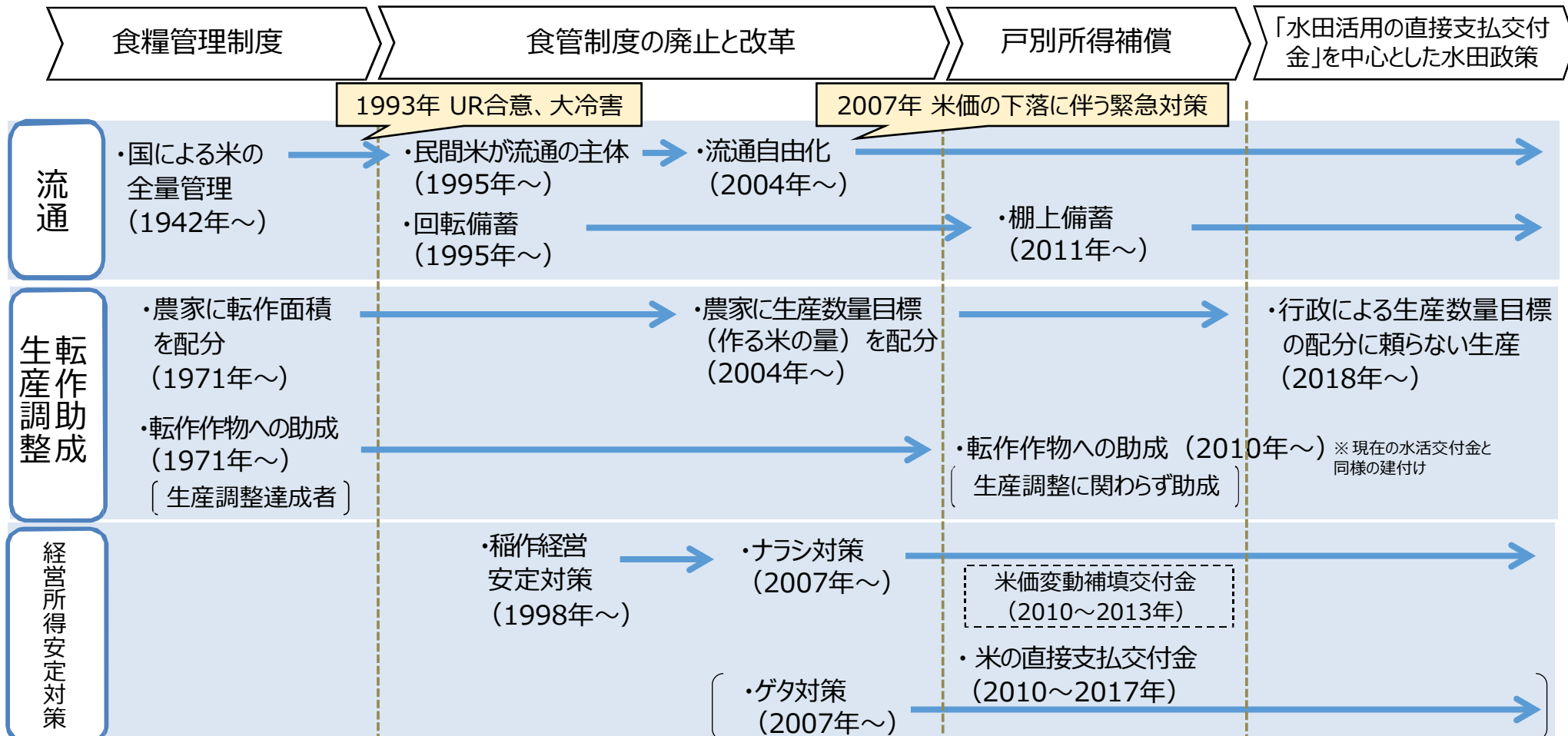


備蓄の構造（政府備蓄米・MA米）



（注） 単位は玄米トン（SBSのみ実トン）

- 戦前・戦後の米の供給不足等を受けて、政府が全量買入により流通管理を行う食糧管理制度が開始された。米の増産が進められた結果、1960年代には国内需要に十分対応できるだけの生産が可能となり、さらに米の生産過剰が発生するようになった。このため、1971年には本格的な生産調整（いわゆる「減反」）を実施することとなり、転作作物への助成が開始された。
- 1995年に食糧管理法が廃止され、新たに制定された食糧法の下で、国の役割は備蓄運営に限定された。2018年には生産調整（行政による生産数量目標の配分）が廃止された。一方で、水田を前提にその年々の転作を助成する「水田活用の直接支払交付金」が引き続き継続されている。



- 食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月）に基づき、本年4月に基本計画が策定された。その中で、水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田活用の直接支払交付金を「作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する」との方針が盛り込まれた。また、米について、2030年に向けたKPIが設定された。

（参考）「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日 閣議決定）（抜粋）

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。（中略）

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。（中略）

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

基本計画の主な米関連KPI	現況（2023年）（注）	KPI（2030年）
15ha以上・生産コスト低減	11,350円/60kg	9,500円/60kg
全体の生産コスト低減	15,944円/60kg	13,000円/60kg
単収	535kg/10a	570kg/10a
作付面積	148万ha	144万ha
（輸出）米・パックご飯・米粉及び米粉製品	136億円・4.6万トン	922億円・35.3万トン

（注）（輸出）米・パックご飯・米粉及び米粉製品は2024年の計数となっている。

1

- 水活交付金は水田を前提にその年々の転作を助成するものだが、予算執行調査等を通じて、畦畔や用排水路がない場合や、水田の上にガラスハウス等の撤去が困難な園芸施設が設置されている場合など、すでに水田機能が失われているにもかかわらず、水活交付金を受け取っている事例が確認された。

水田機能を失っている例

畦畔
(けいはん)



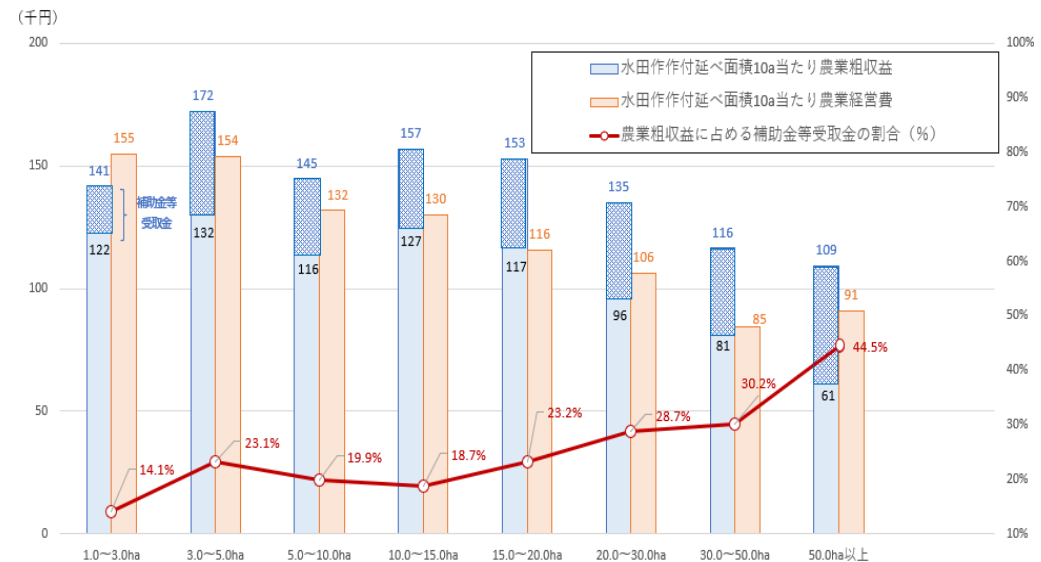
交付対象となっていた水田
(畦畔はない)



2

- 経営規模が大きくなるにつれて、単位面積当たりの農業粗収益が低減する一方で、農業粗収益に占める補助金の割合が大きくなっている。
- すなわち、大規模経営体の方が、水活交付金等を多く受け、収益性が低い転作作物を多く作る傾向が見られる。

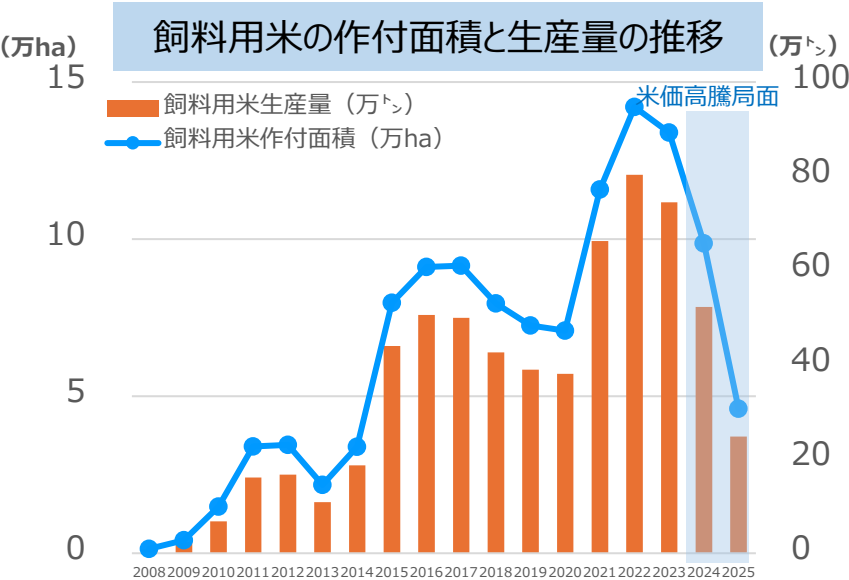
水田作経営における農業粗収益及び農業経営費
(水田作付延べ面積規模別)



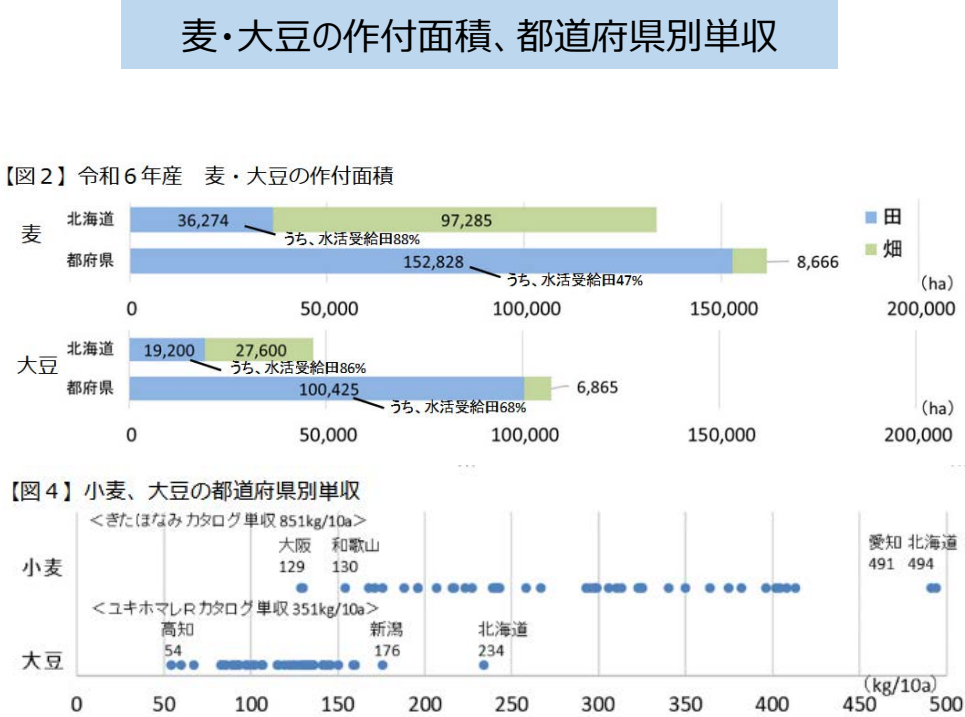
(出所) 農林水産省「農業経営統計調査令和5年営農類型別経営統計(個人経営体)」

- 3
- 高い交付金単価が設定されている飼料用米への転作は、2015年以降、急速に拡大してきた（財政負担も拡大しており、2022年度には約1,200億円に）。
 - 財政負担の観点から大きな問題がある上に、飼料政策の観点からも、一律に高い単価で支援する必要はなく、見直すべきである。

- 4
- 水活交付金は、作付けを行うことで交付金が支給される仕組みであるため、基本的に生産性を高めるインセンティブが存在しない。
 - 予算執行調査を行ったところ、小麦や大豆について、生産性向上の意欲に乏しく、極めて単収の低い者に対しても交付金が配られている状況が確認された。



(出所) 農林水産省調べ。



(出所) 令和6年度予算執行調査「(19) 小麦・大豆の生産の実態」

飼料作物のコスト・価格比較		
	輸入とうもろこし	飼料用米
生産コスト (円/10kg)	27 (注1)	200 (注2)
取引価格 (円/10kg)	54 (注1)	38～44 (注2)

(注1) 輸入とうもろこしについて、生産コストはUSDA/ERS「Commodity Costs and Returns」(2023) から、為替レートは140円/ドルで算出。物材費、機械・修繕費、労働費等を含む。取引価格は令和5年度輸入価格(CIF価格)から算出。

(注2) 飼料用米については、「令和6年度経営所得安定対策等の概要」の飼料用米(標準単収)を基に、生産コストは経費(86,000円/10a)から、補助金は戦略作物助成(80,000円/10a)から、取引価格は工場引き渡し価格30～35円/kg(聞き取り)から算出。

- 米は、家庭内食向けの主食用のみならず、業務用・加工用・輸出用・米粉用など、多様なニーズが存在している。こうしたニーズを的確に捉えることで、生産者の収益力向上につなげていく必要がある。
- 中食・外食向けの業務用米（主食用米の4割）については、値頃感のある米を求める声があるが、多収性品種の割合は主食用米全体のわずか6%程度にとどまっており、実需者ニーズに十分対応できていない状況にある。
- 米の輸出については、近年、増加傾向にあるが未だ道半ば。海外での更なる需要開拓を図るには、米の生産コストを採算ライン（9,500円/60kg）まで低減させていく必要がある。

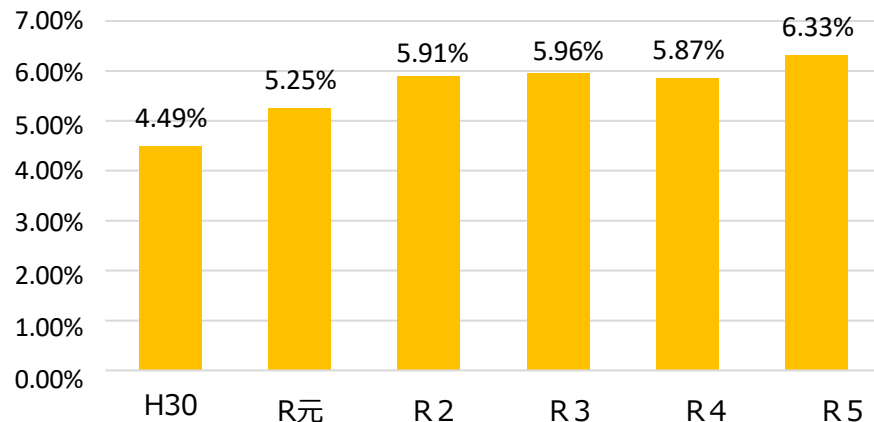
販売先割合の推移（全国）

	元/2年	2/3年	3/4年	4/5年	5/6年
中食・外食向け	37%	37%	39%	39%	39%
家庭内食向け等	63%	63%	61%	61%	61%

（出所）農林水産省「米をめぐる状況について」（令和7年9月）

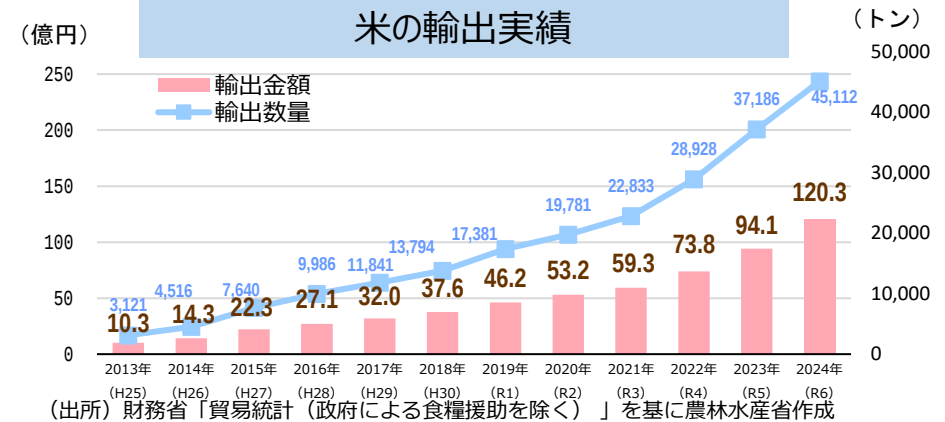
（注）家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

多収品種割合

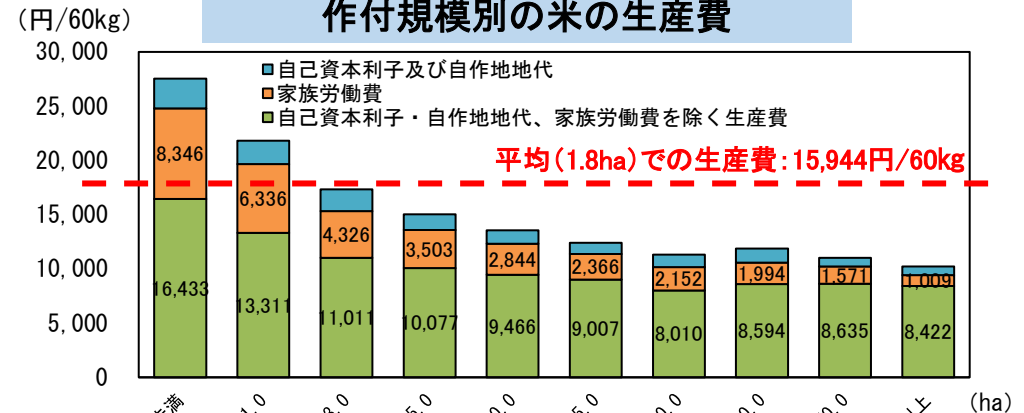


（出所）農林水産省「米をめぐる状況について」（令和7年9月）

（注）都道府県が多収品種（飼料用米専用品種を除く）と判断する品種の合計である。



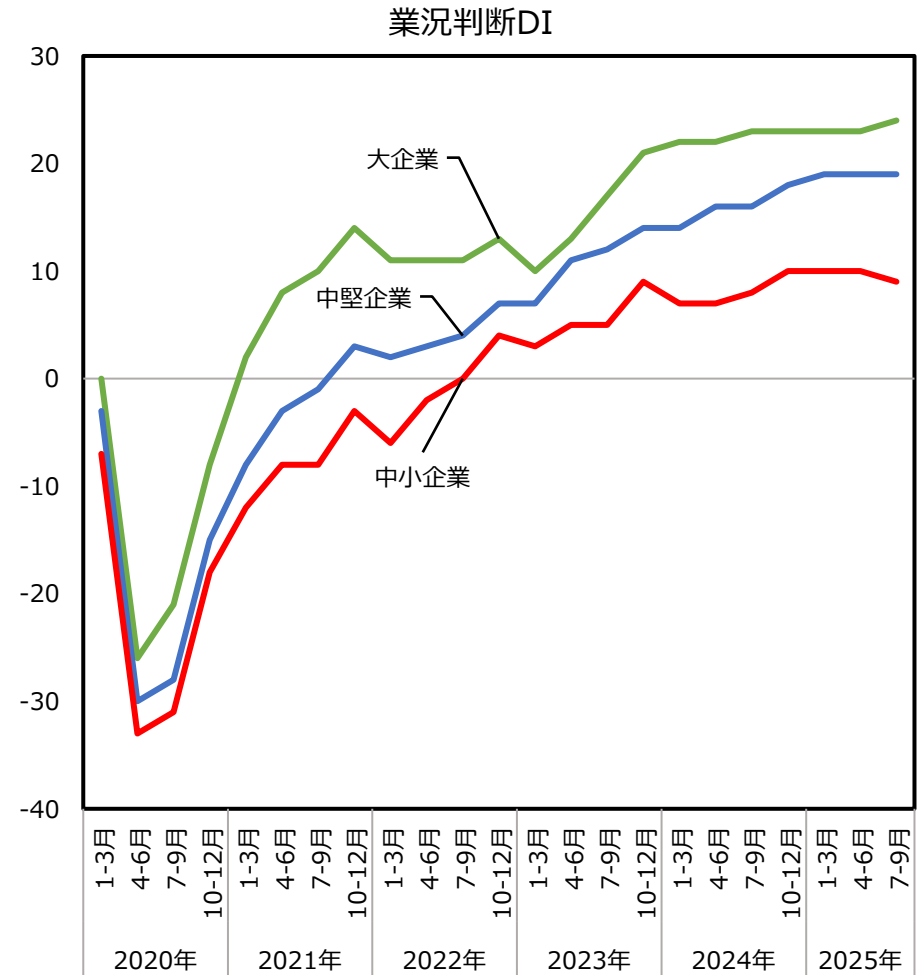
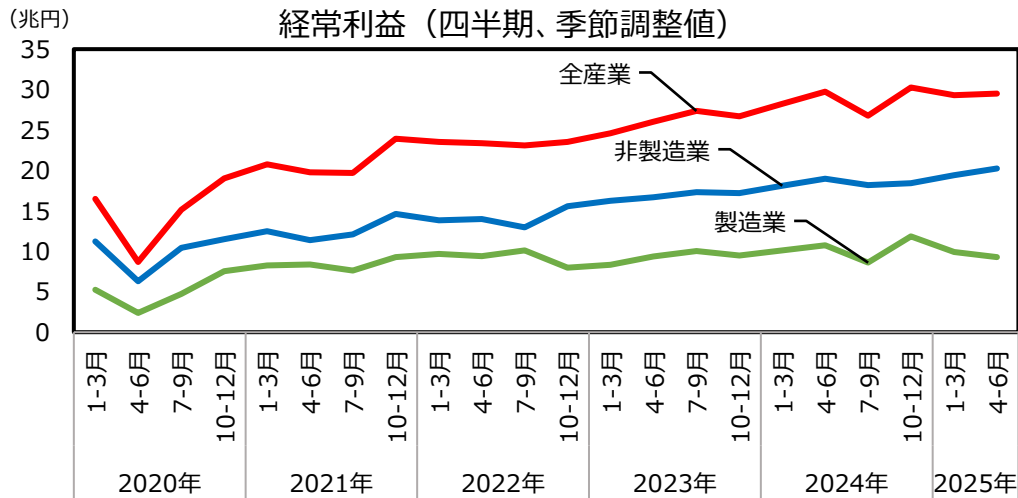
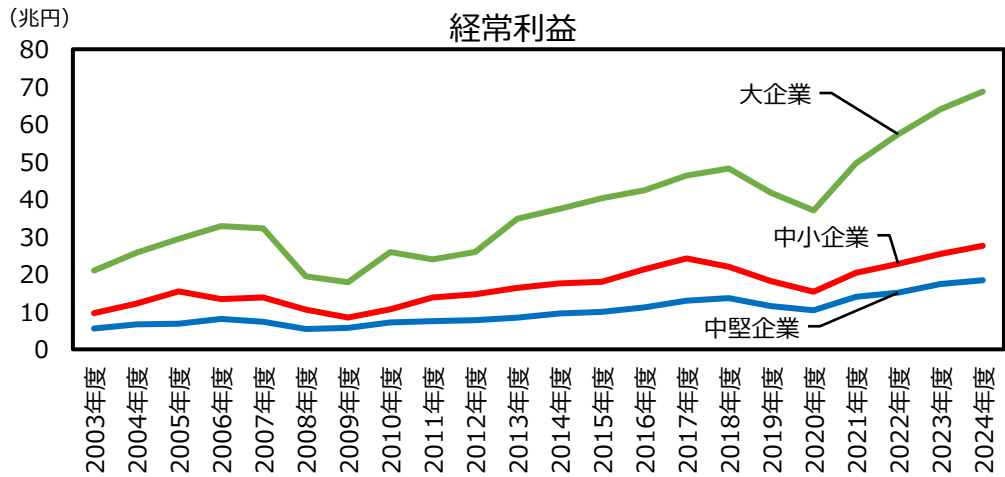
作付規模別の米の生産費



（出所）農産物生産費統計（個別経営体）（組替集計）

（注）経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

- 企業規模に関わらず、**経常利益は2024年度は過去最高を記録。**
- 足下、物価高や米国関税等の影響を注視する必要があるが、業況判断DIは依然プラス圏にある等、**企業の景況感**は依然高い。米国の関税措置に関する日米合意の発表後の7-9月期の法人企業景気予測調査においては、企業から**先行きへの不透明感が払拭され、需要の回復が見込まれる**といった声が聞かれる等改善が見られた。

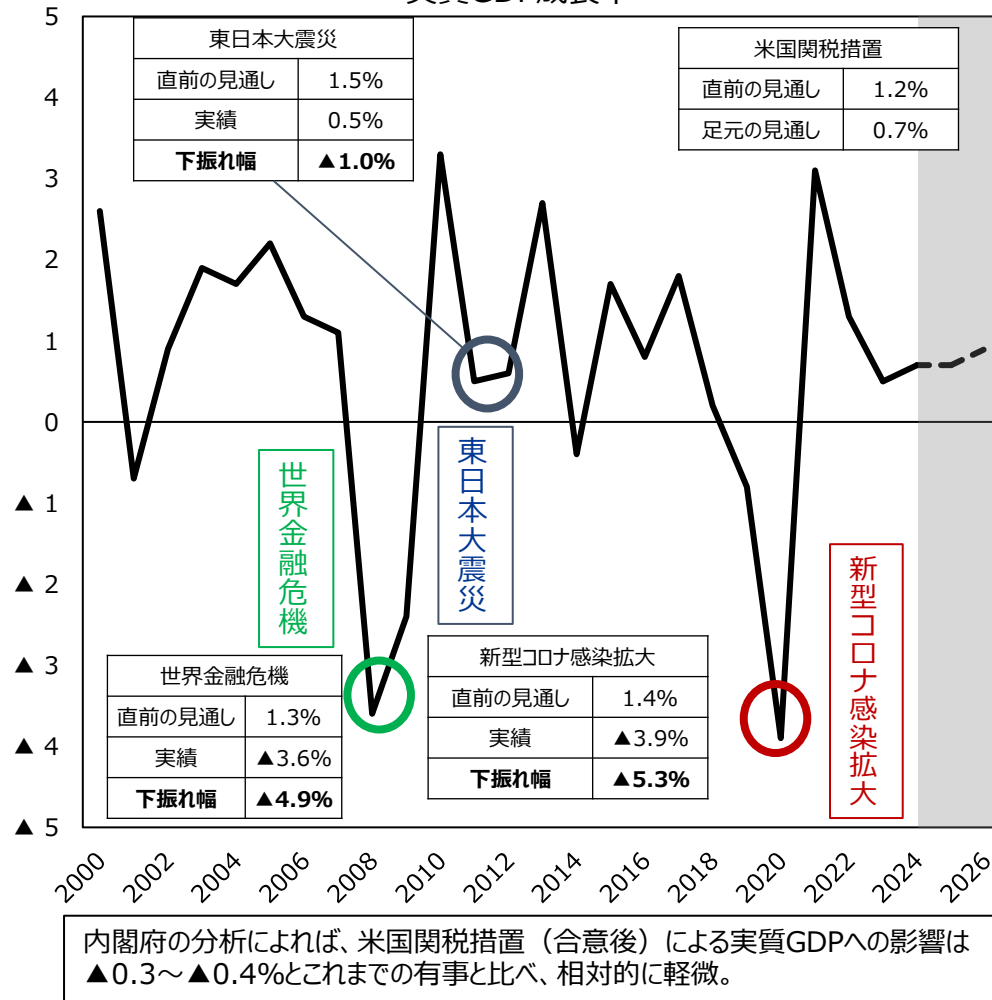


(出所) 財務省『法人企業統計調査』 ※金融保険業を除く全産業

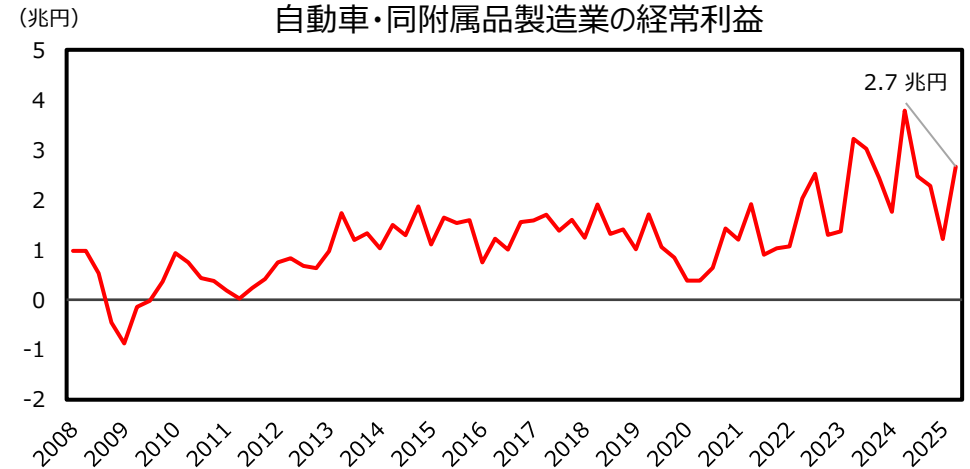
(注) 経常利益の推移のグラフにおける大企業は資本金10億円以上、中堅企業は資本金1億円以上10億円未満、中小企業は資本金1億円未満の企業を指す。

- 4月の米国関税引上げ以降、自動車産業に影響がみられるものの、これまでのところ、**日本経済全体に大きな影響はみられていない**。ただし、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要。
- **自動車関連業界も経常利益は引き続き高水準**。輸送用機械・自動車産業の7-9月期の業況判断DIも、4-6月期時点の見通しを大きく上回る景況感となった。

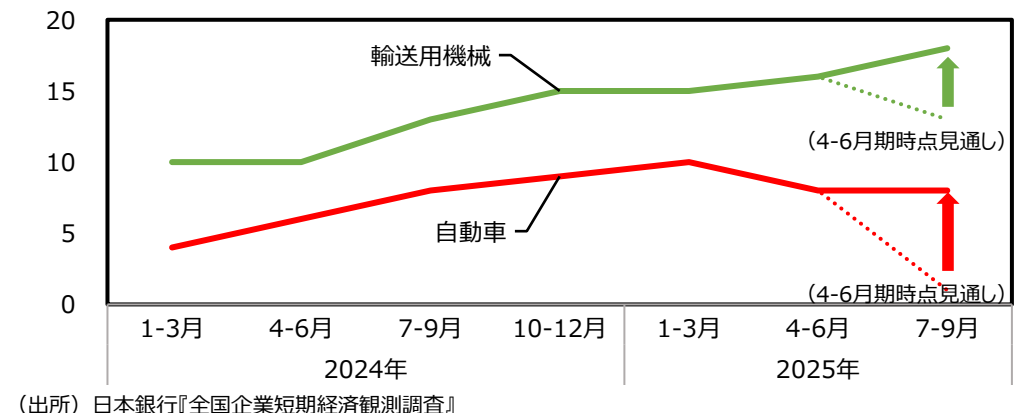
実質GDP成長率



自動車・同附属品製造業の経常利益



輸送用機械・自動車の業況判断DI



- 企業の資金余剰については、リスクへの備えという予備的側面もあると考えられるが、**豊富な資金が貸金や投資に十分には回っていない**ということでもあり、こうした資金を**貸上げや投資拡大に回すことにより、民需主導の成長型経済を実現することが重要**。
- 企業の**持続的な成長・中長期的な企業価値の向上**に向け、取締役会や経営陣等の機能の発揮・企業と投資家の対話の促進によって、**健全な企業家精神の発揮を促すこと**で、**経営資源の適切な配分**を実現していくことが真に必要な取組ではないか。

内閣府 日本経済レポート（2024年度）（抄）

なお、企業収益が総じて堅調に推移する中で、企業の資金余剰の状況を確認すると、まず、フロー面として、**非金融法人企業の貯蓄投資差額は、1990年代後半以降、貯蓄超過、すなわち資金余剰状態が続いている**。直近では縮小傾向にあるが、**多くの主要国では、20年以上にわたり企業部門が資金余剰という状態ではなく、これと比べると日本のこの四半世紀は異質である**ことが分かる。また、ストック面として**現預金の売上高比率**をみると、2000年代後半の世界金融危機を経て、上昇傾向で推移し、さらに、コロナ禍の2020年を経て、中小企業を中心に切り上がり、**過去最高水準で推移**していることが分かる。**主要国と比較すると、日本の非金融法人企業の現預金残高はGDPの6割（367兆円）と突出しており、高止まった状況にある**。企業の資金余剰については、危機やショックに対して、金融機関からの資金繰りが悪化するリスクへの備えとして流動性資産を積み上げているという予備的な側面もあるとみられるが、**豊富な資金が、貸金や投資に十分には回っていない**ということでもあり、こうした資金を**貸上げや投資拡大に回すことにより、民需主導の成長型経済を実現することが極めて重要**である。

経済産業省 「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンスガイダンス（抄）

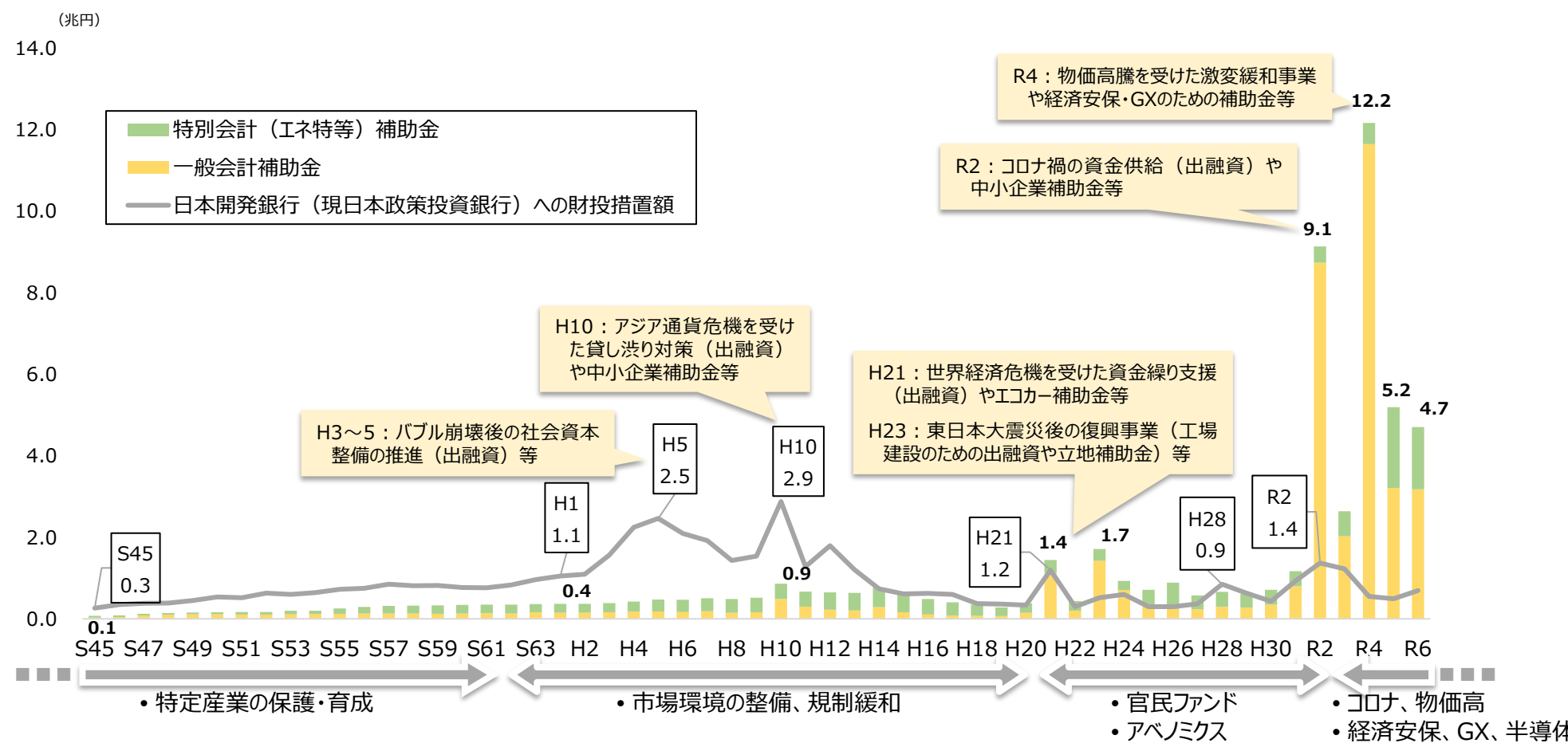
- ・「**稼ぐ力**」の強化に向けては**事業ポートフォリオの組替えや成長投資の実行が不可欠**である。
- ・そのためには、**取締役会とCEOら経営陣がそれぞれの役割に応じて機能を発揮する実効的なコーポレートガバナンスの構築と、株主・投資家との対話の活用が重要**である。

金融庁 コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025（抄）

2023年3月に、東京証券取引所よりプライム市場・スタンダード市場上場企業に向けて行われた「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた要請」に対しては、2025年5月末時点でプライム市場上場企業の92%、スタンダード市場上場企業の51%が開示を行う等、株主・投資者に向き合いながら企業価値向上に取り組む上場企業が増えている。同要請には、「**自社株買いや増配のみの対応や、一過性の対応を期待するものではなく、継続して資本コストを上回る資本収益性を達成し、持続的な成長を果たすための抜本的な取組みを期待する**」旨や、「**持続的な成長の実現に向けた知財・無形資産創出につながる研究開発投資・人的資本への投資や設備投資、事業ポートフォリオの見直し等の取組みを推進することで、経営資源の適切な配分を実現していくことが期待され**」る旨が明記されている。もっとも、**日本企業が有する現預金は長期間にわたり増加傾向が継続している等、持続的な成長の実現に向けた経営資源の適切な配分に関する取組が必ずしも十分でない**との指摘がある。

企業支援①：産業政策関連補助金等の推移

○ これまでの産業政策は、戦後の特定産業の保護・育成や出融資による支援、規制緩和等を中心に講じられてきたが、近年、**渡し切りの補助金による企業支援が大きく増加している**。

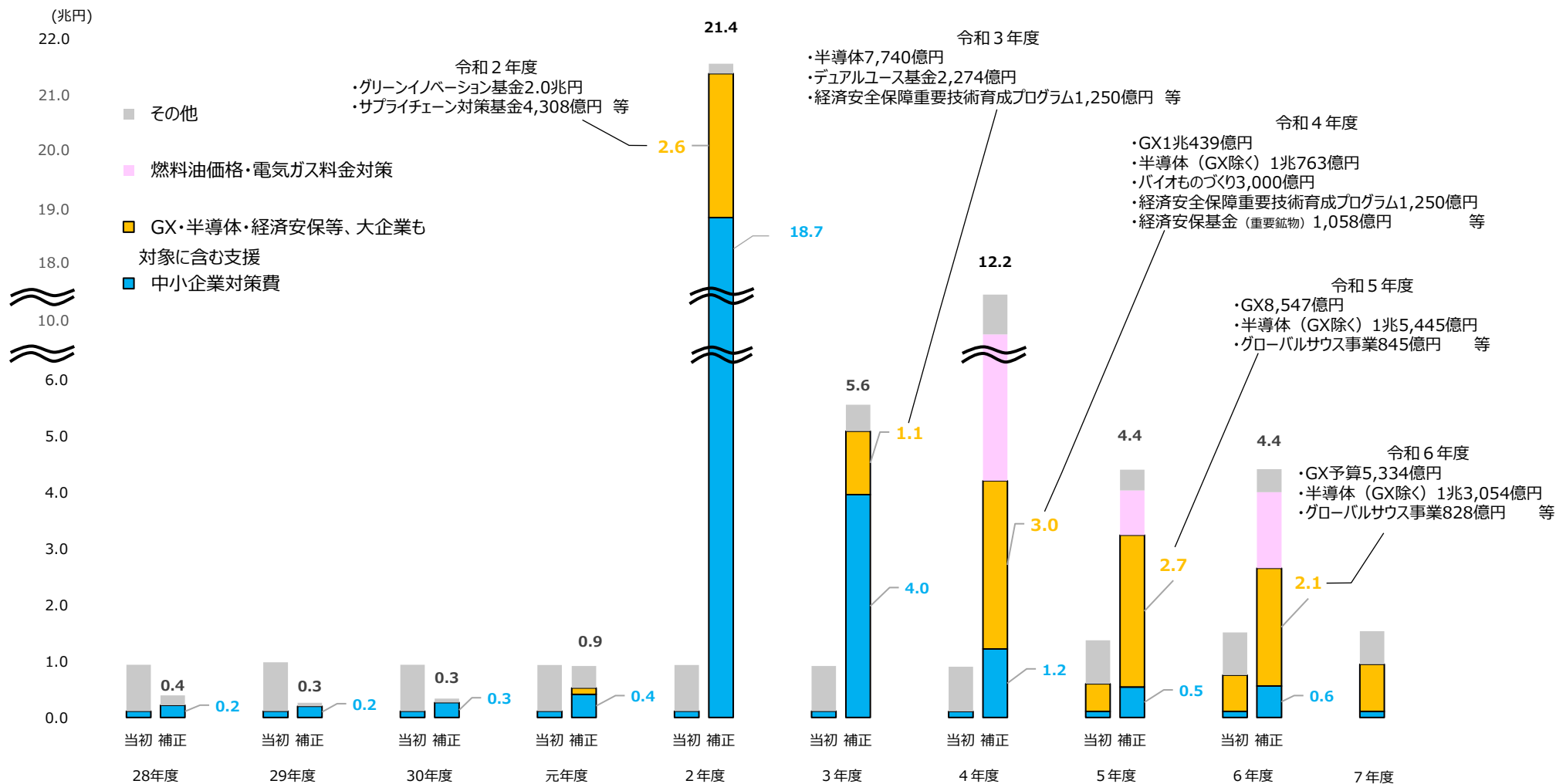


主な税制措置	- 増加試験研究費の税額控除創設（S42） - エネルギー・中小企業関係の投資促進税制（S53～）	- 法人税率引下げと課税ベース拡大の税構造改革（H10） - 研究開発税制の拡充（総額型の創設）（H15） - 欠損金繰越控除期間の延長（H16）	- 賃上げ促進税制の創設（H25） - 成長志向の法人税改革（法人税率引下げと課税ベース拡大）（H27、28）	- DX・CN投資促進税制の創設（R3） - 戦略分野国内生産促進税制の創設（R6）
--------	---	---	---	--

（出所）財政調査会『補助金便覧』、内閣府『年次経済報告』、財務省『昭和財政史』、政府税制調査会答申等
（注）一般会計補助金は一般会計のうち経産省所管補助金の金額、特別会計補助金は経産省所管の特別会計の補助金の金額。補助金は補正後予算ベース。財投措置額は日本政策投資銀行に対する財政融資と産業投資の改定後計画ベースの数値の合計。

企業支援②：規模別の企業支援の推移

- 企業支援について、対象となる企業の規模別に、補助金以外も含めたベースで内訳を見ると、
- ・ **中小企業対策費**がコロナ禍を契機として急増し、**未だ平時の水準まで戻っていない状況**。
 - ・ また、**GX・半導体及び経済安全保障等を目的とする、大企業も対象に含む支援が大きく増加している**。



(注 1) 経済産業省一般会計予算 (補助金以外に給付金や運営費交付金等も含めたベース) に、エネルギー対策特別会計に計上されている経費のうち、GX (令和 5 年度当初予算以降) 及び半導体 (令和 7 年度予算以降) に関するものを合計している。

(注 2) うち、大企業も支援対象に含む 100 億円以上の事業の予算額を集計し、「GX・半導体・経済安保等、大企業も対象に含む支援」として示している。

- 特定産業を対象とした支援では、①政府の情報制約による**支援対象の選択の失敗**、②**既得権益化**、③**政府支援が不要な投資への支援**、といった**政府の失敗**のリスクに留意する必要性を指摘されている。
- 近年増加している特定産業への補助金による企業の供給能力強化策のみでは、**自走可能な取組とならない可能性**がある。段階的に補助金による支援から金融支援に移行し、制度環境整備による競争力向上を図るなど、**いつどのように支援を終了するか**の**出口戦略を設ける必要**がある。

◆特定の産業を対象とした支援の主なリスク

情報制約

- 特定の産業支援を成功させるためには、政府が正しい産業を対象とすることが必要。従って、収益性・リスク・波及効果等様々な情報が必要となるが、政府が十分な情報を得ることが困難であるリスク

既得権益

- 情報の非対称性により、政策をめぐるロビイング競争が行われるリスク
 - － ロビイングによる資源の浪費
 - － 最適な政策が選択されないリスク
- うまくいっていない政策を途中でやめることが困難となるリスク

政府支援が不要な投資への支援

- 政府支援の如何に関わらず行われた投資に対して支援を行うことにより、財政支出を浪費するリスク

(出所) OECD「Pro-Competitive Industrial Policy」(2024年5月),
OECD「An Industrial Policy Framework for OECD Countries」(2022年5月)

◆経済活動における民間部門と公共部門の役割

- ・ 今日では、市場と民間企業が経済が成功するための必須条件であることと、一方で政府も市場を補完するうえで重要な役割を果たしているということでは、広く意見の一致を見ている。
- ・ 市場がしばしば機能しないことがあるが、一方で政府も市場の失敗を修正するのに成功しないことがある。【中略】
しかし政府の限界を認識することによって、市場の失敗が非常に深刻である分野および政府介入によってかなりの違いがもたらされると確実に期待される分野のみに政府のエネルギーは向けられるべきである、ということがわかる。今日では、アメリカの経済学者の間で支配的な考えは、限定的な政府介入は最悪の問題を（解決することができないにしても）軽減することはできるということである。したがって、政府は完全雇用を維持し、貧困の最悪な側面を軽減するためには、積極的な役割を果たすべきであるが、経済では民間企業が中心的役割を演ずべきだとするのである。

(出所) “Economics of the Public Sector” J. Stiglitz, J. Rosengard【訳：薮下史郎】(2022)pp8,p12

◆出口戦略やサンセット条項の導入

政府による支援は原則一時的である必要があり、産業政策はいつどのように支援の終了または段階的縮小をするのかの**出口戦略を包含すべき**。また、産業政策は定期的に評価・検証される必要がある

(出所) IMF「Industrial Policy Coverage in IMF Surveillance–Broad Considerations」(2024年2月), OECD「Pro-Competitive Industrial Policy」(2024年5月)

- 過去、特定産業に対して大企業も含む支援を行ったものの、プロジェクトは失敗し、期待された成果を上げられなかった事例が複数存在。
- 産業政策についても十分なエビデンスに基づく必要があり、最近の研究では、①妥当性、②制度設計、③費用便益分析、④実効性、の観点からの評価が重要であるとの指摘がある。近年は、地球規模の気候変動問題への対応や、経済安全保障環境の激化等を背景に、先進各国で経済への国家の関与が高まっており、我が国でも戦略分野への投資拡大等に向けた取組は必要であるが、産業政策が有効たり得るのは、脱炭素分野のような明らかに外部性が特定される分野や、半導体分野のように国内に与える波及効果が大きい分野に限られると指摘されている。

◆過去の特定産業に対する支援の例

- ー 三菱リージョナルジェット（MRJ）
 - ・ 我が国単独の完成旅客機開発の事業化を目指し、民間事業者による研究開発等を後押し。
 - ・ 2003年以降、2010年代半ばまで、合計で約500億円の補助金を累次にわたり交付。
 - ・ しかし、設計変更等のため、当初は2013年の就航を目指していた計画は大幅に後ろ倒れ、また最後まで米欧等の市場国における安全認証の見通しが立たなかったことを受け、開発中止に至った。

（注）経済産業省は、開発中止に至った要因について、①安全認証プロセスの理解・経験不足、②海外サプライヤー対応の経験不足、③市場環境、④政府の支援・取組の在り方、の四点が複合的に作用した結果であると指摘している（2024年4月「航空機産業戦略」）。

- ー 第五世代コンピュータプロジェクト
 - ・ 「独創的な国産コンピュータ技術の開発を行って諸外国に対抗」するべく、産官学で立ち上げられたコンソーシアムにおいて研究を実施。
 - ・ 1982年から1992年にかけて、約540億円の予算を措置。
 - ・ しかし、多様な研究者の参画に至らなかったこと、企業のコミットメントや資金拠出も促進されなかったことで、競合する技術の開発スピードに劣後し、製品化には結びつかないまま事業は終了。

◆産業政策評価のフレームワーク

1. 妥当性（Justification）

- 目的は何か、政府が介入すべきケースなのか
 - ✓ 負の外部性等の市場の失敗の有無

2. 制度設計（Design）

- 補助金・金融支援、制度面の対応等、手法は最適か
- 専門家によるプロジェクト選定、定期的なモニタリングやレビューといった、透明性のある仕組みを導入しているか
- 民間部門の役割は明確か、過去の教訓を踏まえているか

3. 費用便益分析（CostBenefitAnalysis）

- 期待される利益は、コストやリスクを上回っているか

4. 実効性（Implementation）

- 財政の持続可能性等と整合的なか

（出所）IMF「Industrial Policy Coverage in IMF Surveillance–Broad Considerations」(2024年2月),
OECD「An Industrial Policy Framework for OECD Countries」(2022年5月)

- 産業政策は、以下のような場合に限って有効
 - ー 温室効果ガス排出削減のように、政策によって改善される負の外部性が明らかに特定される
 - ー 半導体分野のように、対象セクターでのイノベーションが、国内に与える波及効果が大きい

（出所）IMF Fiscal Monitor(2024年4月),
IMF「Industrial Policy Is Not a Magic Cure for Slow Growth」(2024年4月)

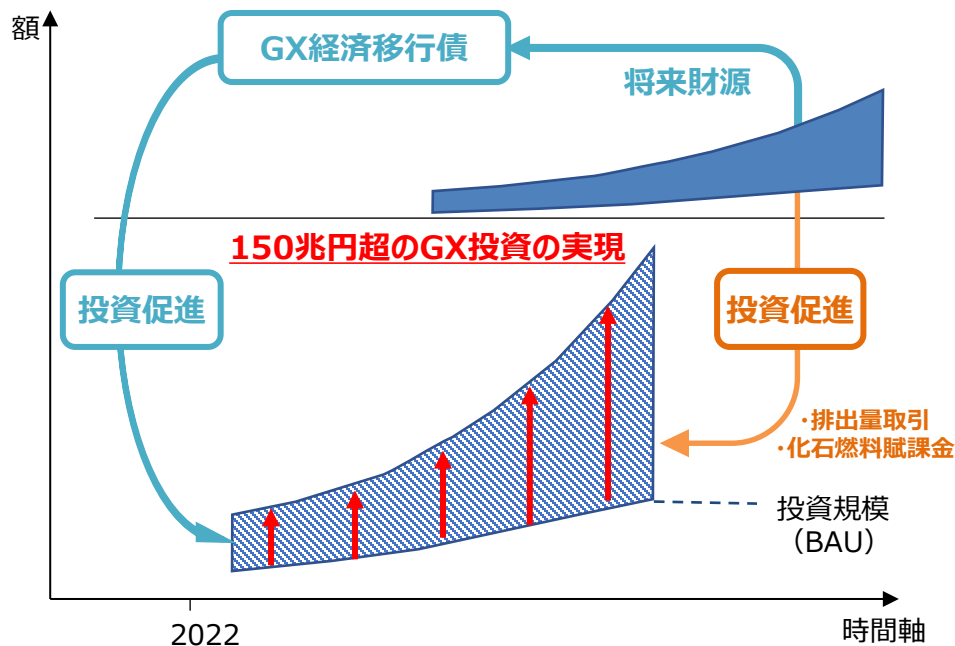
- 我が国のGX支援は、**必要な財源を確保しながら、GX投資を実施するインセンティブを高める支援策と規制・制度的措置を一体的に、長期・複数年にわたる国によるコミットメントを示す形で講じていくこと**で、事業者による**GX投資の収益性に関する中長期的な予見可能性を高め、民間企業の投資を引き出す**形で、官民協調で150兆円を超えるGX投資の実現を目指すこととしている。
- 国による支援の基本原則としては、**民間のみでは投資判断が真に困難な案件であって、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への投資**を対象としており、その執行に当たっては**将来の自立化も見据えていること**を条件としている。
- また、GX支援を進めるに当たっては、**GX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に**行っていくこととしている。

GX2040ビジョン（令和7年2月18日閣議決定）（抄）

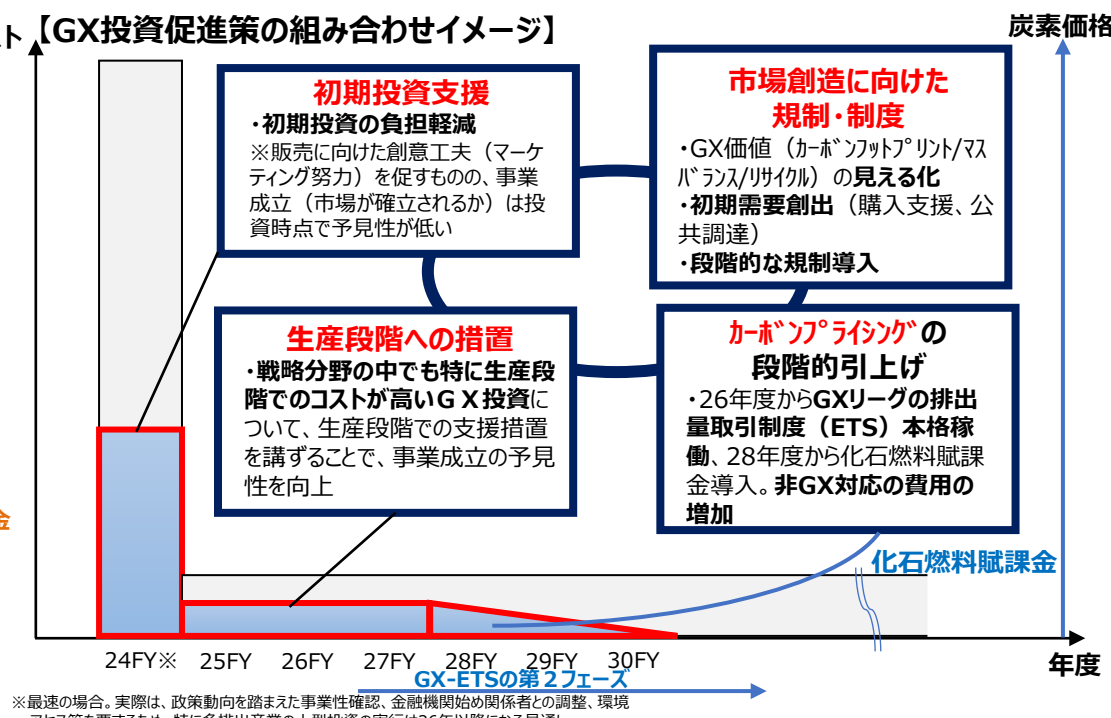
GX実現に向けて10年間で150兆円を超える大規模な投資を官民協調で実施していくためには、**事業者によるGX投資の収益性に関する中長期的な予見可能性を高めていくことが必要**である。このため、我が国では**成長志向型カーボンプライシング構想に基づき、GX投資を実施するインセンティブを高める支援策と規制・制度的措置を一体的に、長期・複数年にわたる国によるコミットメントを示す形で講じていくこと**としている。（中略）

今後もGXを実現するための政策イニシアティブを進めていくに当たっては、EBPMなどの手法を用いた適切なモニタリング、官民でのGX投資の進捗状況、グローバルな政治・経済、技術開発の動向とその影響なども踏まえて、**GX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に**行っていく。

【GX投資（成長志向型カーボンプライシング構想）のイメージ】

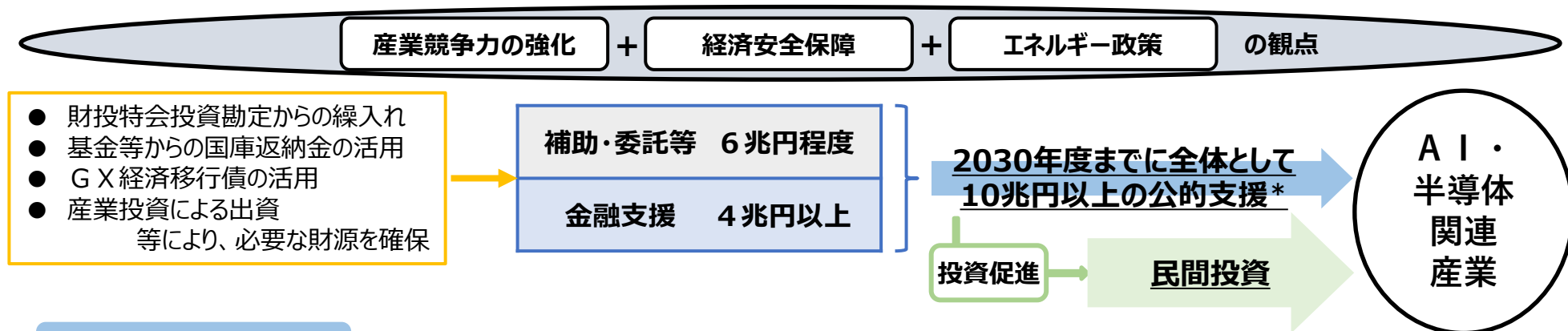


コスト【GX投資促進策の組み合わせイメージ】

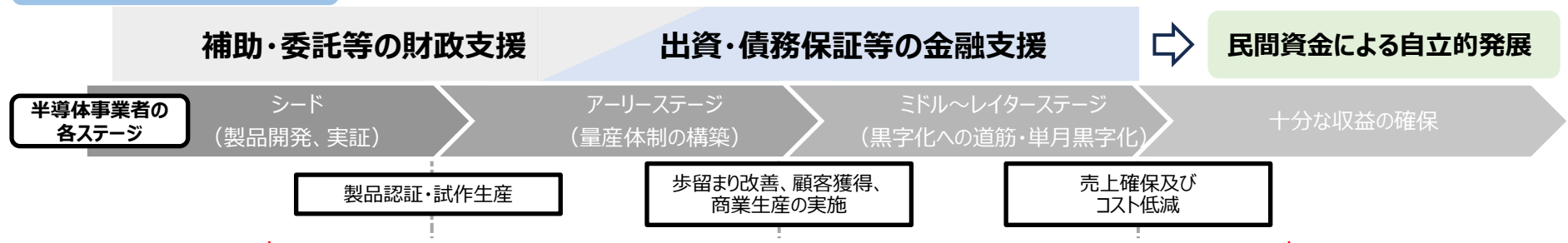


- 我が国の半導体分野への支援は、脱炭素等のエネルギー政策上の観点や、幅広い分野に影響する技術の産業競争力強化、経済安全保障といった**複数の目的を踏まえて実施**。計画的な支援により民間投資も呼び込めるよう**必要な財源を確保して実効性を担保**しつつ、事業者のステージ等に応じた支援を可能とするため**金融支援も含めた政策手段を用意**し、透明性の観点から**外部有識者によるモニタリングを組み込んだ制度設計**としている。
- 大企業も対象とする企業支援はすべからず正当化されるものではなく、その支援の**妥当性や制度設計、財源確保も含めた実効性の担保**について、十分に検討しなければならない。

◆AI・半導体分野への支援（AI・半導体産業基盤強化フレーム）



* 公的支援のあり方



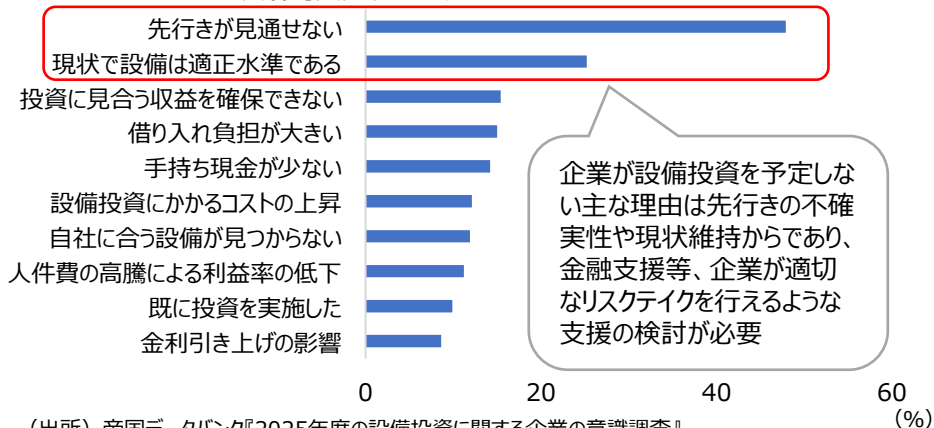
第三者の外部有識者による評価等の下で、適切なマイルストーンを設定し、その達成状況等を確認。その確認結果や判断内容を公表するなど、透明性を持って説明責任を果たしながら支援。

- 収益性や不確実性等の観点から、民間では供給困難な分野・事業には補助金の活用もあり得るが、**交付後のガバナンスが機能しにくい上、金銭的リターンもない「渡し切り」**となる。長期的にリターンが期待できる分野については、**ガバナンスや財政的影響の面で優れる金融支援の活用**を拡大すべき。
- 特定産業を対象とした支援や特定の投資を促す支援については、収益性が見込まれる分野であるかどうかを含め、**補助金で支援することが適当であるか真に検討する必要**があるのではないか。

【公共部門の支援手法間の比較】

	政府機関による出融資（例：産業投資）	補助金
	－ 政策的必要性が高くリターンが長期的に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野へのエクイティ・ファイナンス	－ 収益性が見込めない分野やリスクが極めて高い分野に対し、特定の政策目的を達成するため恩恵的に交付する（特別の反対給付を求めない）給付金
ガバナンス	○ 出資者の立場からガバナンス機能を発揮 ○ 債務者や事業者が最終的にコストを負担するため、事業が効率的に実施されることが期待できる	● 交付後のガバナンスは機能しにくい ● 債務者や事業者が最終的にコストを負担しないため、事業が効率的に実施されるインセンティブが低下する
財政的影響	○ 利払・償還や配当という形で資金回収が可能 ○ 租税負担を回避し、受益者負担を実現	● 金銭的リターンはない「渡し切り」 ● 財源は租税や国民負担である国債等で賄われる

設備投資を予定していない理由



- 大企業製造業への政府支援は、企業のグローバル市場でのシェアを拡大させることには寄与しているが、投資や生産性には効果が無い、または負の影響を与えている。
- このことは、市場シェアの拡大が効率性の向上ではなく、政府支援による製品価格の引下げ等により引き起こされている可能性を示唆している。
- 政府支援のうち、税制優遇は投資や生産性等を向上させる結果となるものも一部あったが、補助金についてはほとんど有意な結果がなかった。

(出所) OECD「The Market Implications of Industrial Subsidies」(2025年6月)

- グローバルサウス諸国の成長力や経済安全保障上の重要性を踏まえ、令和５年度補正予算より、当該国との連携強化を目的として、現地にて実証事業等を行う企業を支援する「グローバルサウス未来志向型共創等事業」を創設。
- 企業の海外展開支援に関しては、従来、JICA・JBIC・NEXI等の様々なチャネルを通じて支援を行ってきており、新規補助金により、**既存の公的支援の機能やガバナンスが損なわれることのないように留意する必要がある。**

◆グローバルサウス未来志向型共創等事業 概要

グローバルサウス諸国において、日本企業が現地企業と互いの強みを活かしながら、強靱なサプライチェーン構築等を共に実現する事業を支援。

	補助額	補助率	事業期間
大規模実証	5億円超、40億円以下（注１）	中小企業以外 1/2 中小企業 2/3	最長３年間
小規模実証	5億円以下		１年程度
FS（注２）	1億円以下		１年程度

（注１）R５年度補正分の補助額は、「５億円以上、40億円以下」

（注２）Feasibility Study。案件組成段階の個別案件について、事業性を確認する調査を支援。

◆海外展開フェーズに応じた支援

情報収集 事業検討	現地ニーズ・相手国制度の把握等に関する情報提供、相談（JETRO、JICA、JBIC等）
案件組成 FS、実証事業	事業具体化に向けた計画策定、FS、実証事業への支援（JICA、JBIC、各種補助金等）
資金調達 ファイナンス	投融資（JBIC、JICA、官民ファンド等）、保険（NEXI等）
事業拡大	現地における相談、マッチング（JETRO、JBIC等）

（出所）内閣官房HPIに基づき財務省作成

◆グローバルサウス未来志向型共創等事業 実施状況

	事業実施年						予算額（注３）	採択件数
	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11		
大規模実証（R5補正）							845億円	23件
大規模実証（R6補正）								739億円 １次：５件 今後追加採択有
小規模・FS（R5補正）							279億円	226件
小規模・FS（R6補正）							146億円	１次：71件 今後追加採択有

（注３）次年度以降に支出が必要となる国庫債務負担行為を含む

- 「グローバルサウス未来志向型共創等事業」は、**商用に向けたスケール化を目指す実証事業を対象**とし、そうした実証事業を伴わないような研究開発支援・設備投資支援ではないとされているが、採択された事例の中には、既に大企業自身の資金と採算見通しの下で海外展開を行っている**企業の従来事業の拡大の域を出ないような、当該補助金による支援の必要性が不明瞭な事例も見られる。**
- 企業の海外展開は従来、経済的な裨益を求める民間企業の自律的な取組によって行われてきており、そうした中で、真に必要な範囲での支援とするためには、**海外展開へのハードルがより高い中小企業やスタートアップの取組を後押しするものであるべき。**一方で、補助額の高い大規模実証については、**企業自らの投資による事業展開も見込まれる大企業も含めて活用されており、真に必要な範囲での支援となっているか、対象範囲の妥当性や政策効果について検証を行う必要。**

◆事例１：操業中の工場の事業拡大

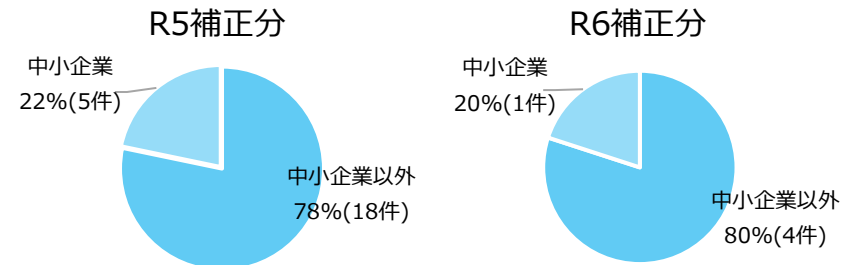
フィリピンにて、最先端の半導体薄型パッケージ用高生産性ラインを構築し、増産とコストダウンを実現するための実証。
約35年前より操業し、従業員約20,000人規模の工場における新棟（14号棟）の建設に合わせ、新棟内で行われる実証事業であり、総投資額約200億円のうち、約40億円は当該補助金を活用している。

◆事例２：グローバル企業の生産拠点拡大

シンガポールにて、半導体用フォトマスクの自動化ラインを構築し、増産対応とコストダウンを実現するための実証。
 当該企業は、アジア・米国・欧州各国で計9か所の製造拠点を有しており、シンガポールでは製造工程の一部のみ対応していたところ、新工場を設立予定。実証事業の事業費92.7億円のうち、40億円は当該補助金を活用している。

◆事例３：大企業による活用

補助額の高い大規模実証においては、大企業の実施する事業が採択されるケースが多い。国内外で一定の事業実績のある企業であれば、企業自らの投資による事業展開も選択肢にあった可能性もあるのではないか。



(出所) JETRO、採択事業者HP等の公表資料に基づき財務省作成。

(注1) 実際に政策効果等を検証するためには、個々の事業の内容を詳細に確認する必要がある点に留意が必要。

(注2) 本資料は、当該補助金の支援対象が、期待する政策効果を引き出すのに相応しい範囲となっているかの検証の必要性を指摘するために作成したものであり、企業が海外展開を行う際に、利用可能な補助金を活用した判断を否定するものではない。

- 経済安全保障推進法における特定重要物資は、法律の定めにより、必要不可欠かつ特に外部依存性の高い物資等とされている。これまで、**12の特定重要物資の安定供給確保**に取り組む事業者を支援する補助金について、**総額約2.4兆円の予算**を措置。
- **経済安全保障については、国際環境の変化に対応し、中長期的視野に立って重点的な支援が必要**であるが、安定供給確保の取組では、**多くの物資において生産基盤強化が対象**とされており、他にも、調達先の多角化や備蓄等の取組が考えられる中で、**物資ごとに効果的かつ効率的な支援を検討する必要**。また、G X、A I・半導体と同様、**複数年度にまたがる計画等に基づき、財源を確保しながら積極的・計画的に実行すべき**。
- 支援の手法については、補助金以外の手法としてツーステップローンも用意されているが、活用が進んでおらず、**補助金に偏重している現状**が見て取れる。市場金利の上昇局面であり、事業者のメリットも高まる中、こういった**金融支援の活用も進めていくべき**ではないか。

◆ 特定重要物資別の取組内容、予算総額（注）

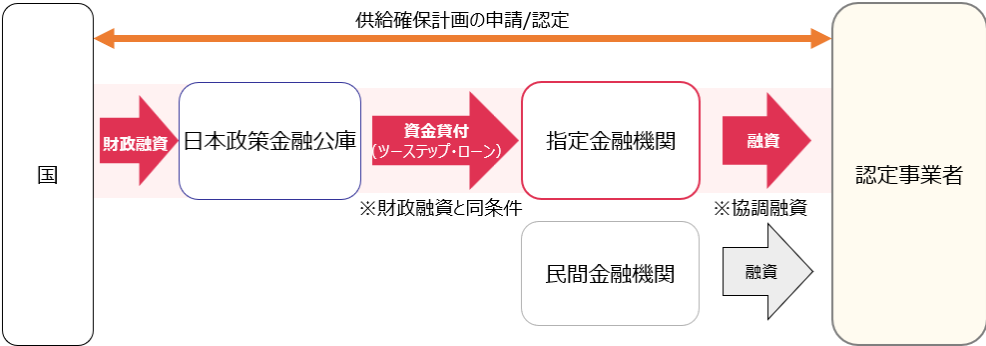
特定重要物資	取組内容	予算総額
先端電子部品	生産基盤強化、研究開発	221億円
永久磁石	生産基盤強化、技術開発等	294億円
航空機の部品	生産基盤強化、研究開発等	744億円
工作機械・産業用ロボット	生産基盤強化、研究開発	494億円
重要鉱物	探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発	1,058億円
クラウドプログラム	プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備	1,366億円

（出所）内閣府及び経済産業省HP（2025年10月1日参照）

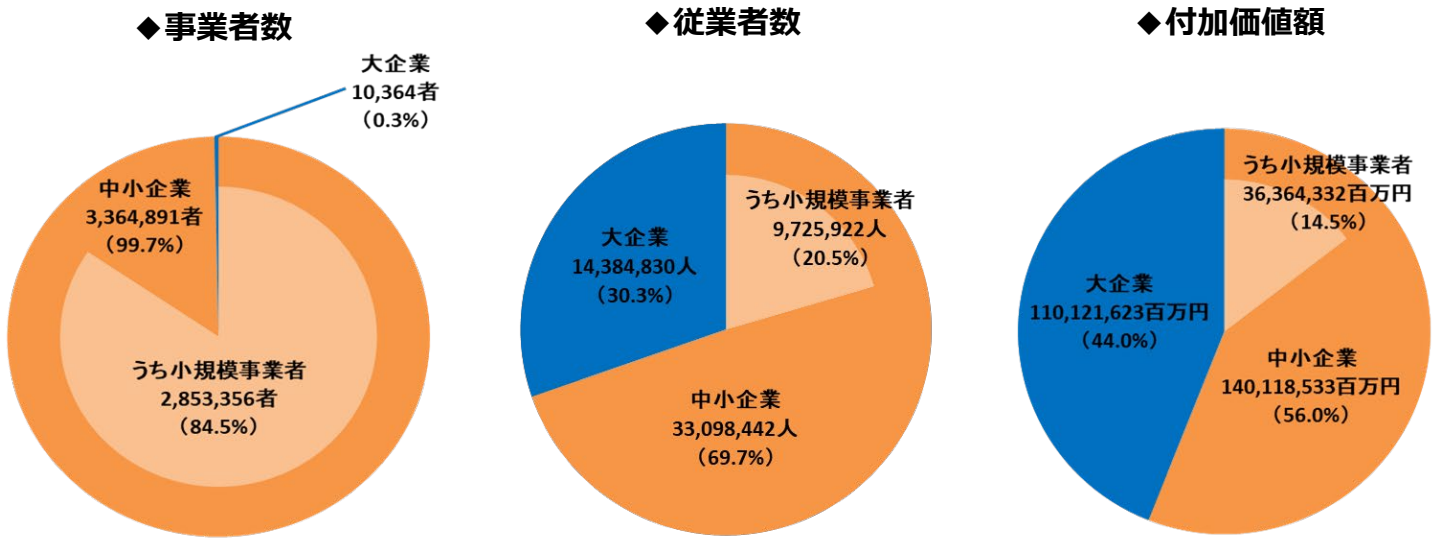
（注）12の特定重要物資のうち、経済産業省所管かつ、一般会計において予算を措置しているもの（半導体を除く）。

◆ 安定供給確保事業者に対する支援策の例（ツーステップローン）

日本政策金融公庫が、原資となる財政融資と同一条件で指定金融機関に貸付けを実施。指定金融機関は、ツーステップローンを原資として、認定事業者に対して長期・低利の資金供給が可能。
事業者にとって金利負担の軽減等のメリットがある制度だが、これまでの低金利状況下で活用が進んでいない。市場金利の上昇局面では、経済安全保障分野においても活用が期待される。



- 中小企業は**全事業者数の99%超**、**全従業者数の約70%**、**全付加価値額の50%超**を占める。
- 我が国経済の持続的な成長を実現するためには、**中小企業の活力が不可欠**。



(出所) 総務省・経済産業省『令和3年経済センサス－活動調査』再編加工

◆中小企業等の定義

業種	中小企業基本法における 中小企業者		うち 小規模企業者	中小企業等 経営強化法 における 特定事業者
	資本金 または 従業員	従業員	従業員	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	500人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	400人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	300人以下

(出所) 『中小企業基本法』、『中小企業等経営強化法』、『地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律』
(注) 「特定事業者」は、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群

- 中小企業政策の理念は、大企業と中小企業の「格差是正」から、**自助努力を前提とした「多様で活力ある成長」**の実現へと変遷。加えて、近年では、中小企業の企業規模拡大に向けた成長も重視されている。
- しかし、中小企業の労働生産性や利益率の分布をみると、**分布上位の企業では生産性や利益率が大幅に向上してきた一方、生産性や利益率の低い中小企業が残存し**、分布が拡大する中で、**中央値の伸びは緩慢**となっている。このように、企業の新陳代謝を伴う形で「多様で活力ある成長」が実現しているとは言い難い状況。

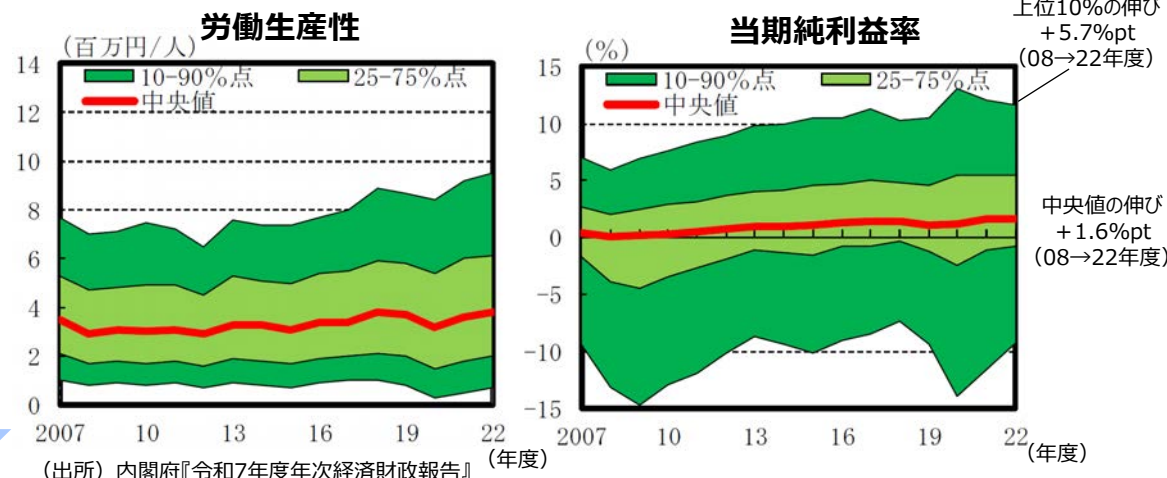
◆ 中小企業基本法等の基本理念・基本方針

1963年	(基本理念の制定) ・大企業と中小企業との三重構造問題への対応 ・経済的・社会的制約による不利の是正 ・ 中小企業者の自主的な努力を助長
1973年	
1999年	(基本理念の改定) ※上記グレー部を削除 ・ 中小企業者の多様で活力ある成長発展 (追加)
2013年	(基本理念の改定) ・小規模企業の意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」を規定 (追加)
2021年	(新たな支援対象類型を追加) ・ 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群を「特定事業者」として、新たな支援対象類型を追加

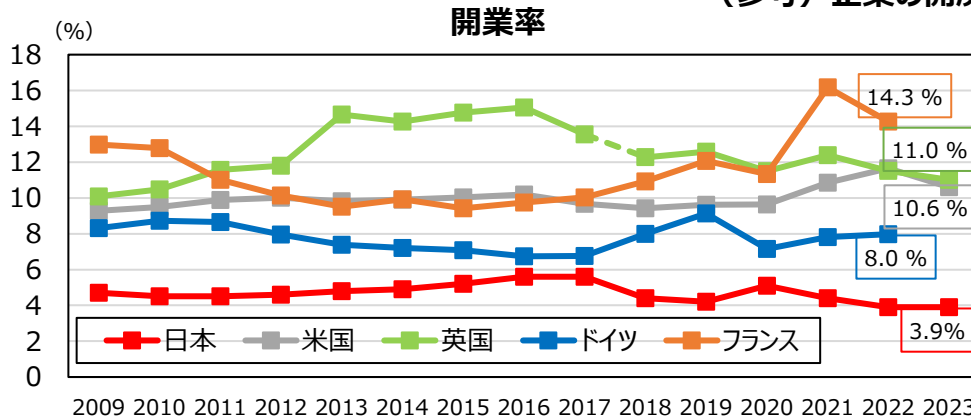
(出所) 中小企業庁資料を基に一部改変

「格差是正」から「成長促進」等に変遷

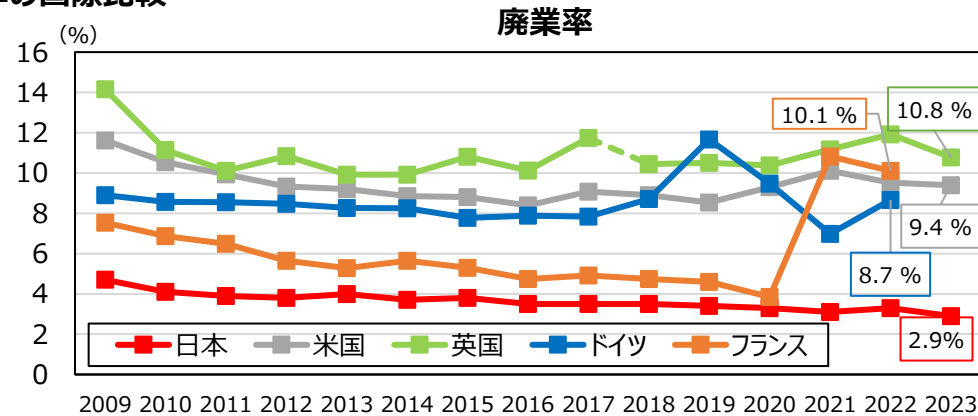
◆ 中小企業の労働生産性の推移と分布



(参考) 企業の開廃率の国際比較



(出所) 厚生労働省『雇用保険事業年報』、米国国勢調査局“Business Dynamics Statistics”、英国国家統計局“Business Demography”、Eurostat “Business Demography”

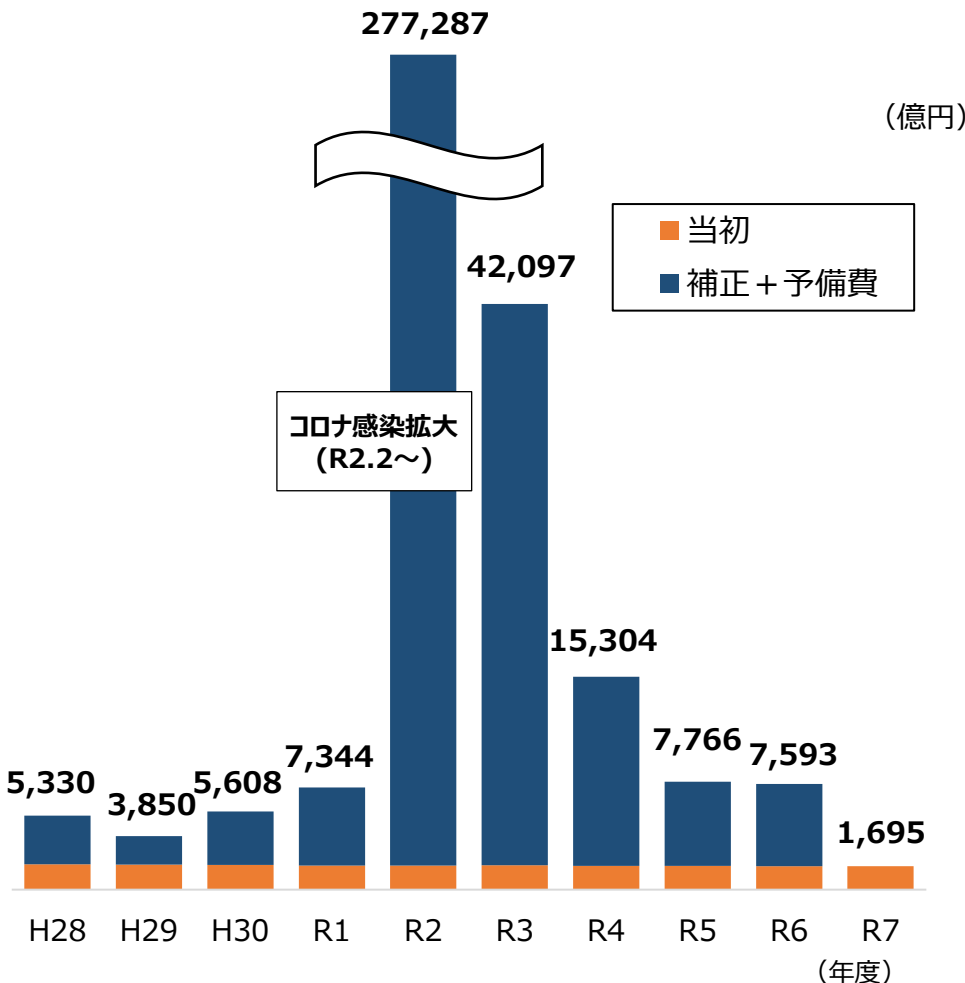


中小企業支援の現状：予算の高止まりと補助金への偏重

資料Ⅱ－８－17

- 中小企業対策費は、コロナ禍において未曾有の水準まで増加した後、令和６年度においても、**コロナ禍前の平時の水準に依然として戻っていない。**
- 特に、コロナ禍以前と比べ、**補助金の予算額・種類が膨張。**近年、大規模投資や省力化投資に係る**補助金を立て続けに拡充**している一方、コロナ禍前から続く補助金についても、**見直しが行われぬまま予算が高止まり。**

◆中小企業対策費（予算ベース）の推移



◆生産性向上等のための補助金メニュー R6

(下記計：9,300億円)

中堅・中小大規模
成長投資補助金
(1,400億円) **R5新設**

省力化投資補助金
(3,000億円)
※既存基金の活用 **R5新設**

新事業進出補助金
(1,500億円)
※既存基金の活用 **R6新設**

生産性革命推進事業
(3,400億円)

成長加速化補助金 **R6新設**

ものづくり補助金

IT導入補助金

小規模事業者持続化

事業承継・M & A 補助金

コロナ禍前と比べ、
補助金が予算額、種類
ともに大きく膨張

H30
(下記計：1,150億円)

生産性革命推進事業
(1,100億円)

ものづくり補助金

IT導入補助金

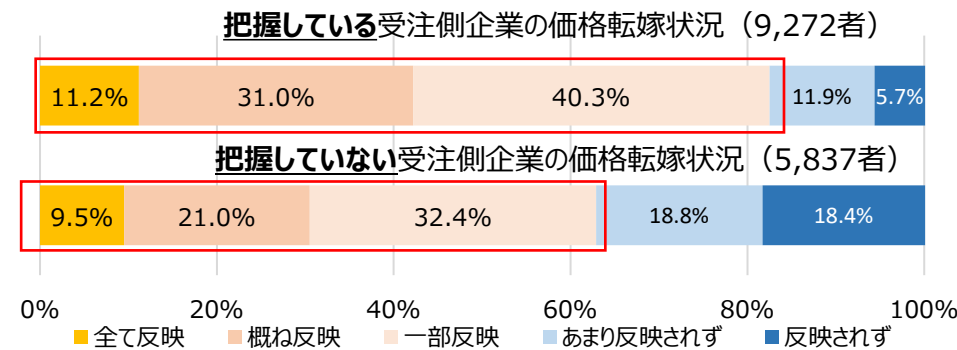
小規模事業者持続化

事業承継補助金 (50億円の内数)

(注) 災害復旧や研究開発投資にかかる補助金は除いている。新設時期は、経済対策・補正予算における当該補助金の創設時期。

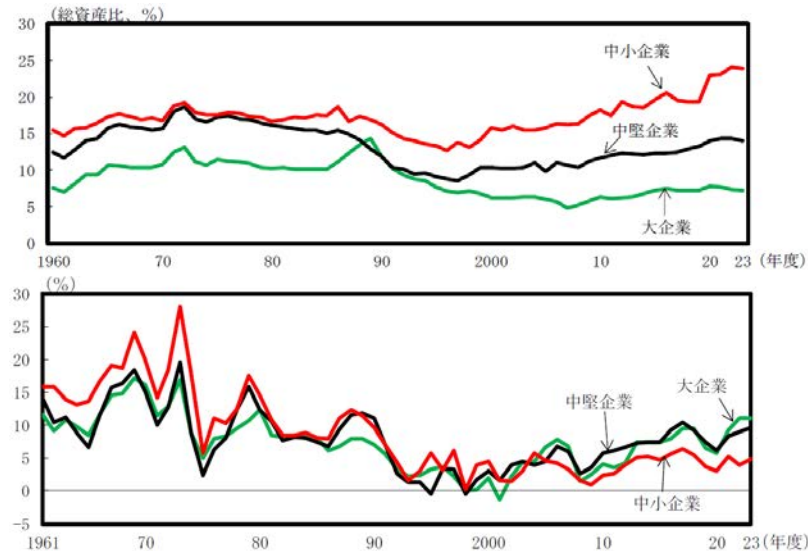
- 新陳代謝や生産性向上が進まない一因として、**中小企業の経営力・ガバナンスの課題**がある。価格転嫁や賃上げを進める上では、自社の原価構成など経営状況を分析することが基本だが、小規模事業者を中心に、**そもそも採算が可視化されていない企業が多い**。また、中小企業では資本市場等を通じたガバナンスが効きにくく、収益が増加する中でも、**現預金保有比率が上昇し、資本効率は低迷**。
- こうした経営力・ガバナンスの課題が、**中小企業が積極的な投資に踏み切れず、現状維持を望む声にもつながっている**と考えられる。中小企業が適切なリスクテイクを行えるよう、事業環境の整備や経営・ガバナンスの高度化が必要。

◆商品別等の原価構成を把握して価格交渉を行う企業の価格転嫁状況



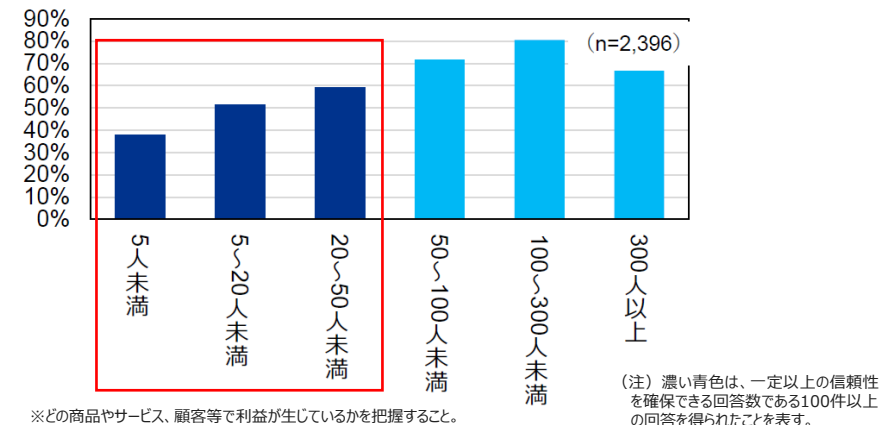
（出所）中小企業庁『2024年版中小企業白書』、東京商工リサーチ『令和5年度取引条件改善状況調査』

◆中小企業の現預金比率（上図）とROE（下図）



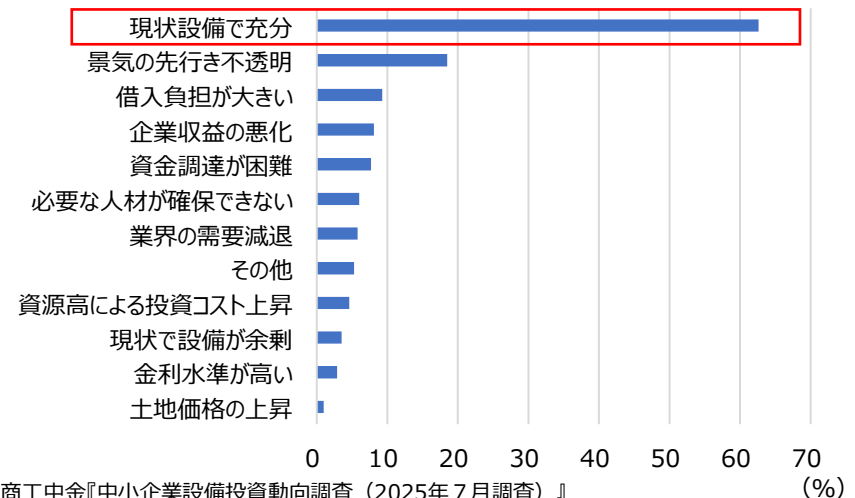
（出所）内閣府『令和7年度年次経済財政報告』（注）財務省『法人企業統計調査』により作成。

◆採算可視化※に取り組む中小企業の比率（従業員規模別）



（出所）中小企業庁『中小企業・小規模事業者の採算可視化に関する調査事業【調査報告書】（令和7年5月）』

◆2025年度に設備投資を実施しない計画の中小企業の主な理由



（出所）商工中金『中小企業設備投資動向調査（2025年7月調査）』

- 中小企業の経営の高度化を促すためには、**取引適正化・価格転嫁対策の更なる強化**を通じ、適切な競争環境を整備することに加え、事業の成長や生産性向上に取り組むよう**きめ細やかな経営指導・伴走支援**が必要。
- 加えて、生産年齢人口の減少や経営者の高齢化が進む中、**M&Aや事業承継を通じた新陳代謝の向上**や、**収益性が低下した企業に対する事業再生等**も必要。足下、こうしたニーズは高まっており、適切な支援を実施していくべき。

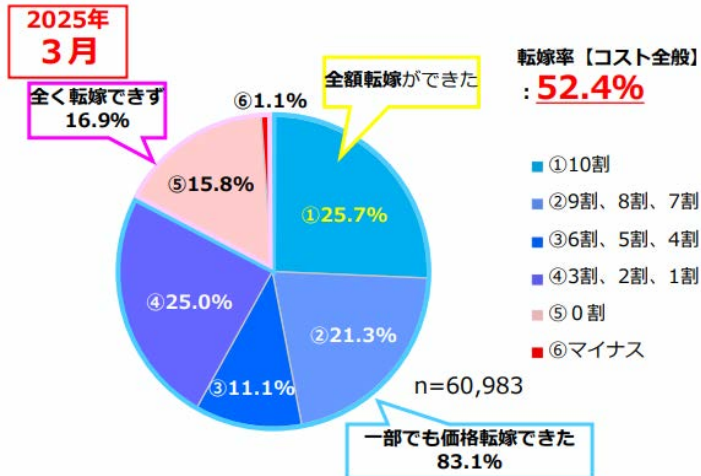
◆価格転嫁対策に係る主な取組

① **下請Gメンによる下請企業へのヒアリング・発注企業への指導**
不適切な取引事案の把握、発注側企業への働きかけ

② **下請かけこみ寺による相談対応**
代金減額などの取引に係る相談への対応、ADRによる紛争解決

③ **価格交渉促進月間（毎年3月・9月）**
価格交渉・転嫁の状況を調査・公表。さらに、価格転嫁等の状況について受注側からの回答を点数化した企業リストを公表。

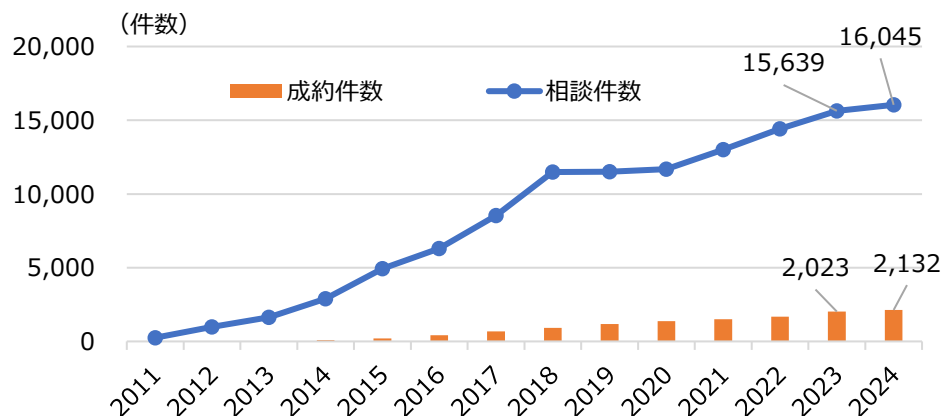
<価格交渉月間（2025.3）F U調査結果>（中小企業庁）



④ **パートナーシップ構築宣言（約8万社が宣言）**

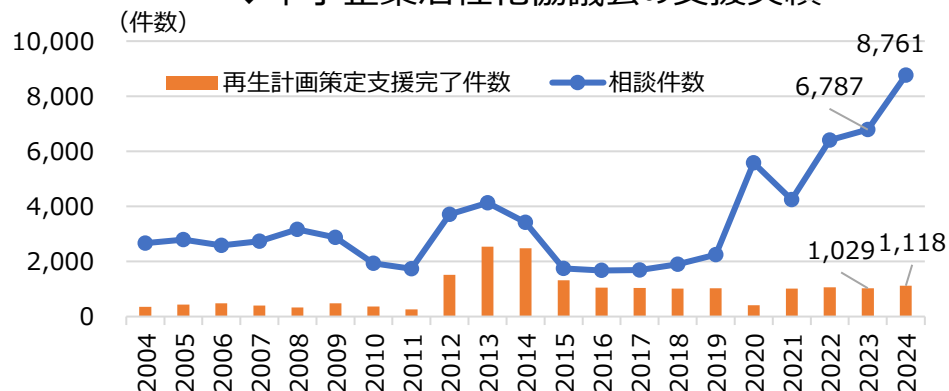
取引先との共存共栄を発注側経営者が宣言。宣言により一部の補助金での加点や税制優遇を実施

◆事業承継・引継ぎ支援センターの第三者承継支援実績



(出所) 独立行政法人中小企業基盤整備機構『令和6年度 事業承継・引継ぎ支援センターの実績について』

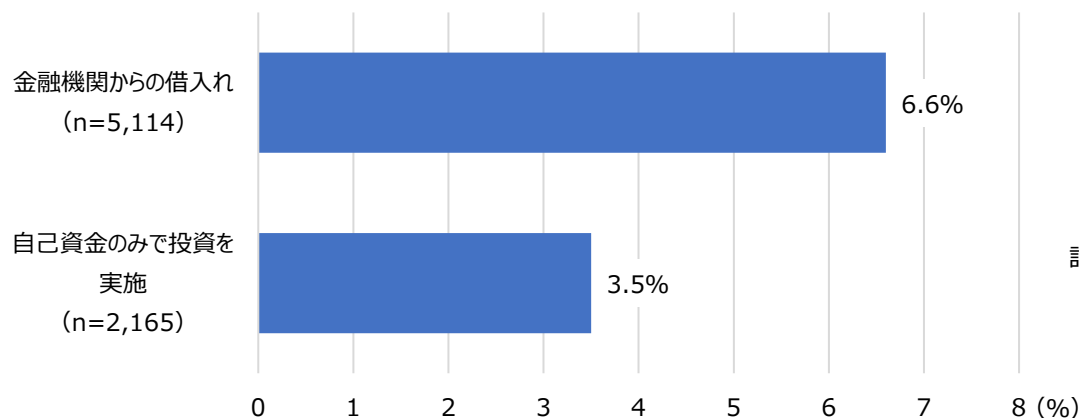
◆中小企業活性化協議会の支援実績



(出所) 中小企業庁『中小企業活性化協議会の活動状況について～2024年度活動状況分析～』

- **成長投資にあたっての外部資金調達の活用**は、単なる投資原資の確保に止まらず、株主を通じたガバナンスが効きにくい**中小・中堅企業**にとっては、**金融機関が計画策定に関与することによる経営高度化等のメリット**も存在。また、企業の成長段階に応じ、銀行借入だけでなく、外部資本を入れる**エクイティ・ファイナンス**、**デットとエクイティの中間的な特徴を持つメザニン・ファイナンス（劣後ローン等）**も、選択肢の一つとして、**活用を促進していくべき**。
- 政府による中小企業支援は、**補助金に偏重することなく、これらの金融手法も一層活用していくべき**。補助金による支援を行う場合でも、**金融機関からの資金調達を要件化するなど、ガバナンス強化や市場育成につなげる必要**。

◆成長に向けた設備投資における資金調達方法別の売上高の変化率



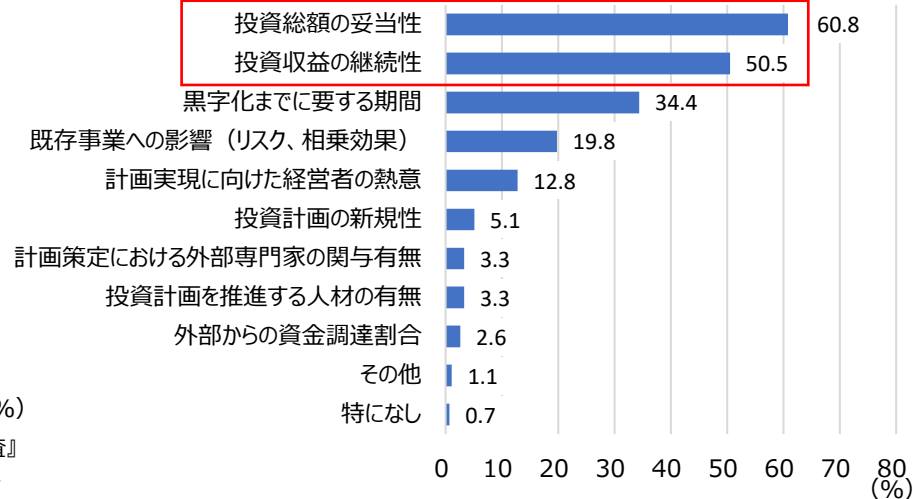
(出所) 中小企業庁『2024年版中小企業白書』、帝国データバンク『中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査』

(注1) 直近3年間程度で実施した成長に向けた設備投資における、外部からの資金調達方法として、「金融機関からの借入れ」、「自己資金のみで投資を実施」と回答した企業について集計したもの。

(注2) 売上高の変化率は2022年と2017年を比較したもの。

(注3) 対象企業全体の中央値は、売上高の変化率5.8%。

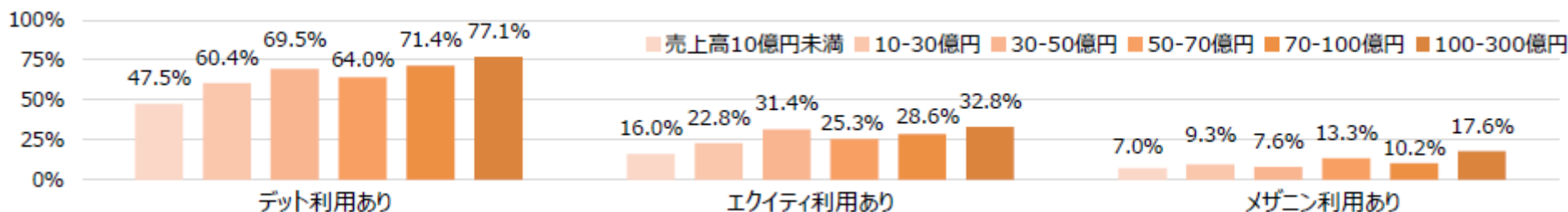
◆成長に向けた投資計画において金融機関が重視している着眼点



(出所) 中小企業庁『2024年版中小企業白書』、EYストラテジー・アンド・コンサルティング『中小企業支援機関の現状と課題に関する調査』

(注) 複数回答（二つまで）のため、合計は必ずしも100%にならない。

◆売上規模別にみた利用経験のあるファイナンス手法



(出所) 中小企業庁・中小企業の成長経営の実現に向けた研究会『第2次中間報告書』（令和6年6月）

- コロナ禍以降、補助金による支援が常態化する中で、企業からは「**補助金ありきの設備投資となっている**」との声もある。過大な公的支援は、**補助金依存の強まりやコスト意識の低下につながり、かえって生産性向上や新陳代謝を阻害する恐れもある**。先行研究では、**コロナ禍での補助金がコロナ禍以前から経営難に陥っていた企業を温存し経済の停滞を招くリスクや、補助金による金銭的サポート自体は生産性等に有意な効果を持たない可能性を指摘する分析も存在**。

◆補助金に関する企業の声 — 帝国データバンク「2025年度の設備投資に関する企業の意識調査」（2025/5月、抜粋） —

企業からは「**地方の中小企業においては、補助金ありきの設備投資となっている**。最近では補助率が低下していて、自己資金の負担が大きいため、どうしても消極的にならざるを得ない」（機械製造）といった補助率や対象範囲について厳しい声が複数寄せられた。（中略）

「入れ替え時期をとくに過ぎた設備があるが、**適当な補助金がなく、あつたとしても設備が高額すぎて補助金だけでは賄えず、投資判断ができない**」

◆コロナ禍における補助金に関する先行研究

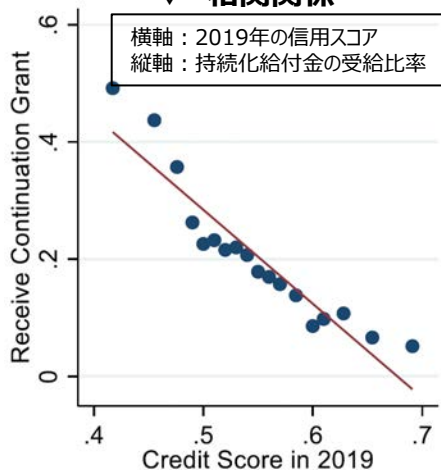
星・川口・植田(2023) “Zombies, Again? The COVID-19 Business Support Programs in Japan”

- ・ **コロナ禍前から信用スコアの低かった企業ほどコロナ禍で補助金等を利用した傾向**。
- ・ 支援策のかなりの部分が、**コロナ禍前から経営難に陥っていた企業を助ける結果に**。
- ・ 政策当局者は、**日本経済の長期的な停滞やゾンビ企業問題を引き起こすリスクを回避するため、支援策の縮小プロセスを丁寧に設計する必要**。

※ 森川（2020）や植杉ほか（2022）でも同様の点が指摘されている。

（出所）森川正之（2020），『コロナ危機対策利用企業の生産性』，RIETI Discussion Paper，植杉威一郎ほか（2022），『コロナショックへの企業の対応と政策支援措置：サーベイ調査に基づく分析』，RIETI Discussion Paper

▽ 相関関係



▽ 回帰分析結果

	被説明変数	
	持続化給付金に申請する確率	持続化給付金を受給する確率
説明変数：各企業の2019年の信用スコア (0.0<低<~1.0<高>)	-0.346***	-0.247***
コントロール変数	・2020年2～9月の前年比売上変動率 ・2019年の売上規模、従業員数 ・2021年の売上見通し ・都道府県、業種	

※Table3より抜粋して作成。被説明変数は、持続化給付金に申請（又は受給）した場合に1を取るダミー変数。説明変数は、東京商工リサーチによる評定（経営者能力、成長性、安定性、公開性・総合世評で100点満点）を100で乗じたもの。***は1%水準で有意。

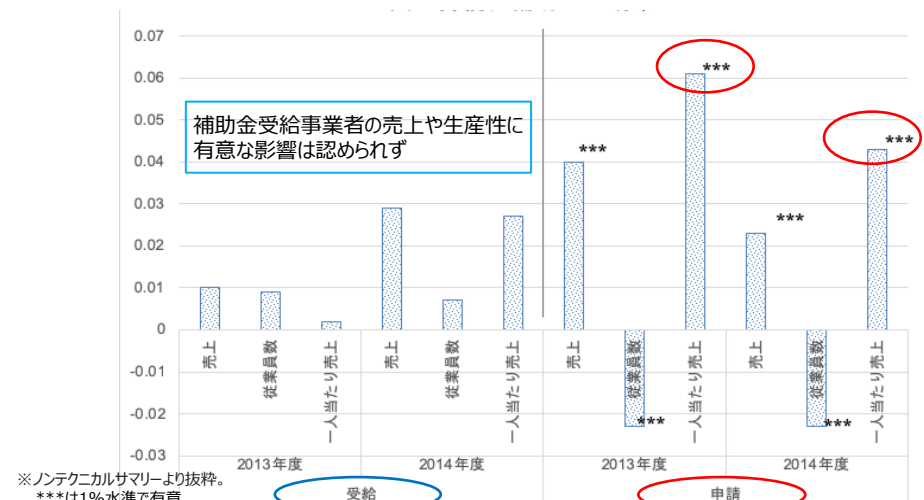
（出所）Hoshi, Takeo, Daiji Kawaguchi and Kenichi Ueda. "Zombies, again? The COVID-19 business support programs in Japan." *Journal of Banking & Finance* 147 (2023): 106421.

◆平時における補助金に関する先行研究

高橋・橋本(2023) “Small grant subsidy application effects on productivity improvement: evidence from Japanese SMEs”

- ・ （小規模事業者持続化補助金※について）**補助金の受給事業者**と非受給事業者の間では、**生産性等のアウトカムに有意な差が認められなかった**。
- ・ 一方、申請事業者は非申請事業者と比べ、生産性が向上。これは、**補助金による金銭的サポートではなく、補助金の申請過程における外部からの助言や経営計画の作成が、生産性を高める効果として現れた**と推測される。

※商工会等の支援の下で経営計画を策定することを申請要件とする小規模事業者向け補助金。なお、名称が類似するが、左図におけるコロナ禍の「持続化給付金」とは異なる（持続化補助金は、平時においても実施）。



※ノンテクニカルサマリーより抜粋。***は1%水準で有意。

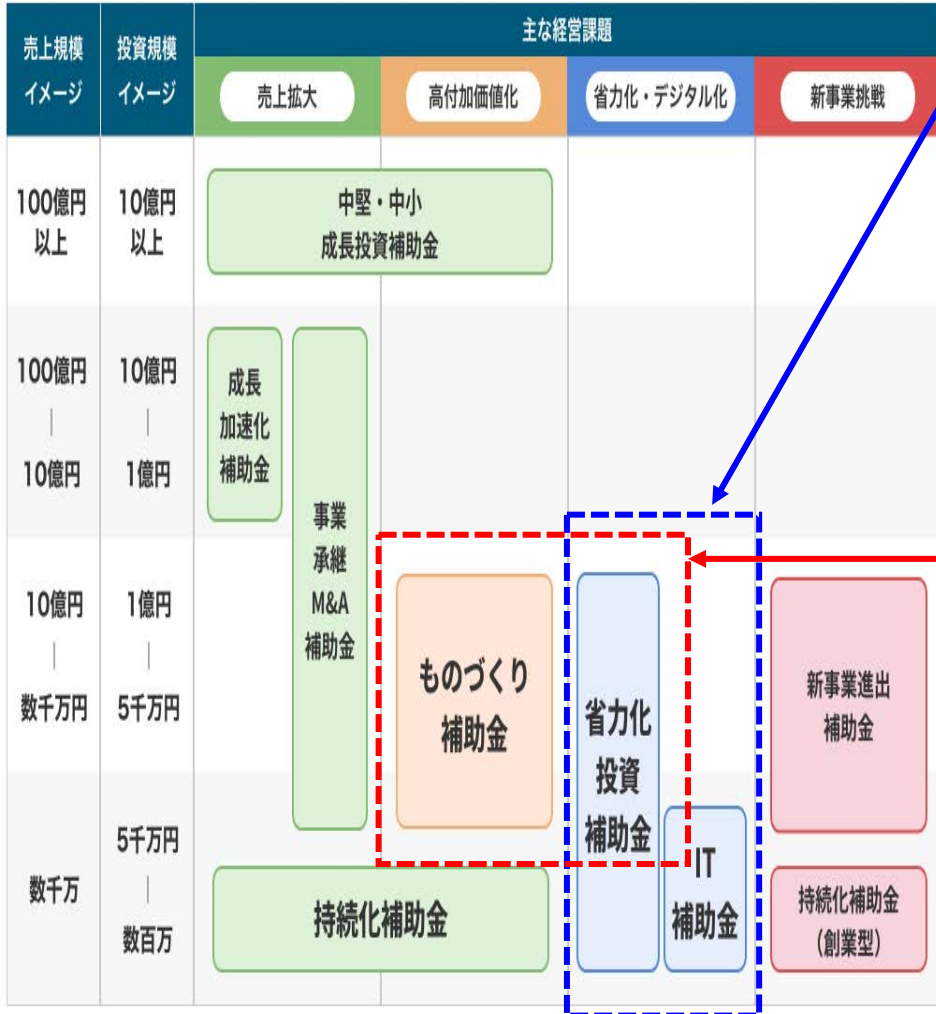
（出所）Takahashi, Kohei, and Yuki Hashimoto. "Small grant subsidy application effects on productivity improvement: evidence from Japanese SMEs." *Small Business Economics* 60.4 (2023): 1631-1658.

中小企業向け補助金の課題②：支援の重複感・複雑さ

資料Ⅱ－8－22

- 近年、既存の補助金を維持したまま、新たな補助金を立て続けに創設してきた結果、**補助金の種類は大きく増加**。
 - 制度上、売上規模や経営課題に応じた棲み分けが存在しているが、一部、**類似した支援が複数の補助金で講じられている例も散見**。**過大な支援を招く恐れ**があるほか、中小企業にとっても**理解しづらい面**があり、**重複を排除すべき**。
- (※) 予算措置額に対して採択が低調にとどまるなど、執行上の課題が見受けられる補助金も存在。

◆各種補助金の位置付け（イメージ図）



(出所) 経済産業省『ミラサポplus 中小企業向け補助金・総合支援サイト』

◆省力化投資補助金（カタログ型）とIT導入補助金

	省力化投資補助金（カタログ型）	IT導入補助金
概要	・ 省力化 に資する設備の導入支援 ・ カタログに掲載 された製品（ ハードウェア中心 ）から選択	・ 生産性向上 に資するITツールの導入支援 ・ カタログに掲載 された製品（ ソフトウェア中心 ）から選択
対象製品例	セルフチェックイン機（自立型、卓上型） セルフレジ 券売機	セルフチェックイン機（タブレット型） セルフオーダーシステム 券売機システム

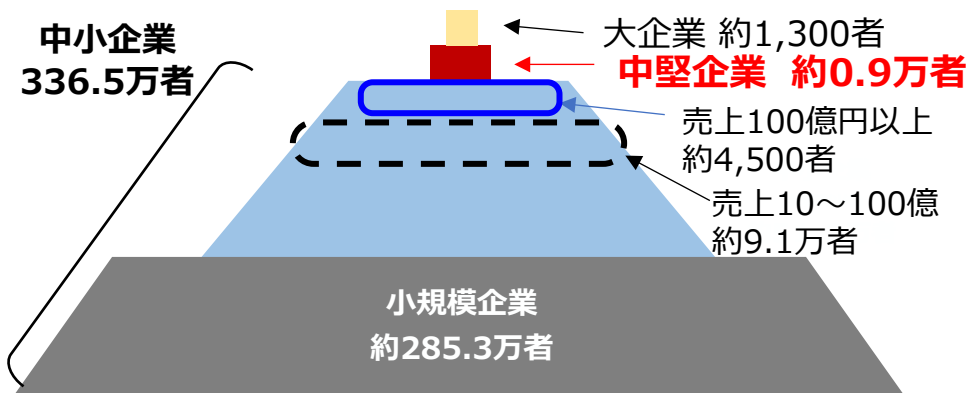
◆省力化投資補助金（一般型）とものづくり補助金

	省力化投資補助金（一般型）	ものづくり補助金
概要	・ 省力化 に資する設備導入・システム構築等を個別の現場や事業内容に合わせて支援	・ 生産性向上 に資する革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資・システム導入等を支援
採択事例	(A社) 自動加工機械導入による作業効率化と売上向上 (B社) 金属3Dプリンティング設備の高度化による生産性向上	(C社) 省力化機械導入による作業効率向上と収益力強化の両立 (D社) 3Dプリンターで製造するプレキャスト型枠で現場の省人化に貢献

(注) 上記の「対象製品例」や「採択事例」は、他の補助金との類似性が高い事例を抽出し例示したものであり、全ての対象製品や採択事例に重複感があることを示すものではない。

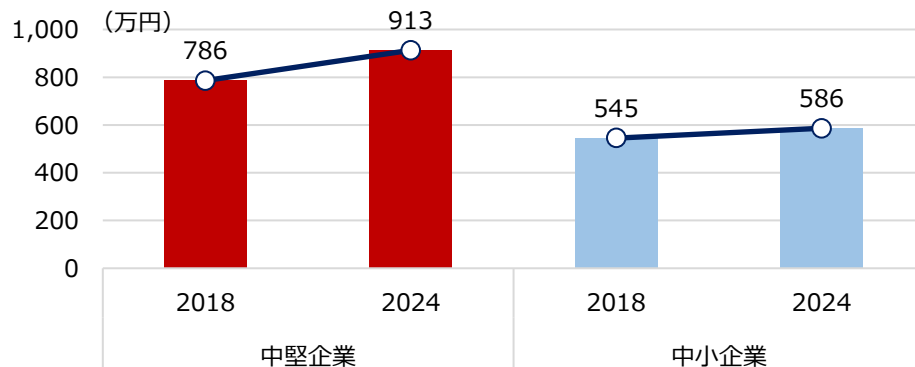
- 中堅企業（約9,000者）は、中小企業より経営基盤が強固であり、労働生産性の水準や伸びも高いため、中小企業と同じ支援は正当化されず、支援は真に必要なものに限るべき。しかし、現行の「中堅・中小企業大規模成長投資補助金」では、中堅企業と中小企業が区別されず、同じ要件で補助が受けられることとなっている。また、同じく大規模投資を支援する「中小企業成長加速化補助金」との類似点も多く、制度の統廃合も含め、見直しが必要ではないか。
- 中堅企業の最大の経営課題は、経営の高度化等に向けた人材確保。政府の支援も、人材マッチング等を通じた人材確保支援や、成長投資における金融手法の一段の活用など、補助金以外の政策手段を有効に活用していくべき。現行の中堅企業向け補助金については、出口に向けて厳格な絞り込みを行い、支援の軸足を金融支援等に切り替えていくべき。

◆規模ごとの企業数



（出所）総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

◆中堅企業と中小企業の労働生産性



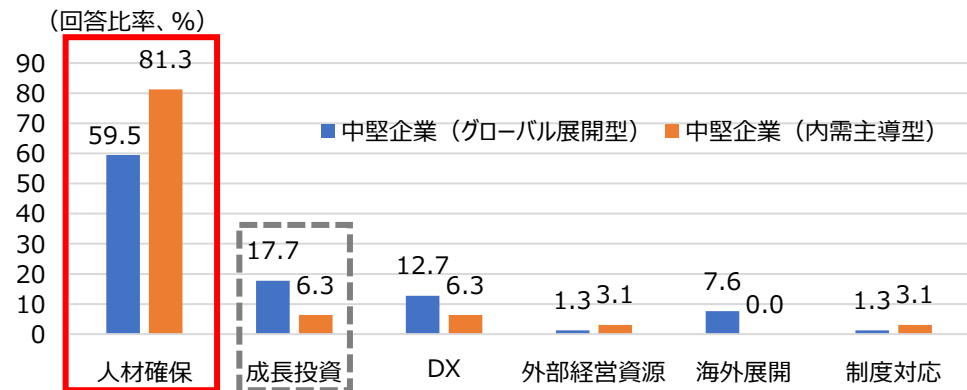
（出所）財務省『法人企業統計調査』※金融保険業を除く全産業

（注）労働生産性＝付加価値／期中平均従業員数。中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：同1億円未満。

◆中堅・中小企業大規模成長投資補助金

	中堅・中小企業大規模成長投資補助金 ＜R5補正で新設＞
支援対象	中小企業または中堅企業 ※ 中堅企業と中小企業は区別されず、同一の要件で同一の補助
要件	【投資額要件】10億円以上 【補助率】1/3以下 【賃上げ要件】4.5%以上

◆中堅企業の「今後成長していくにあたって最大の経営課題」

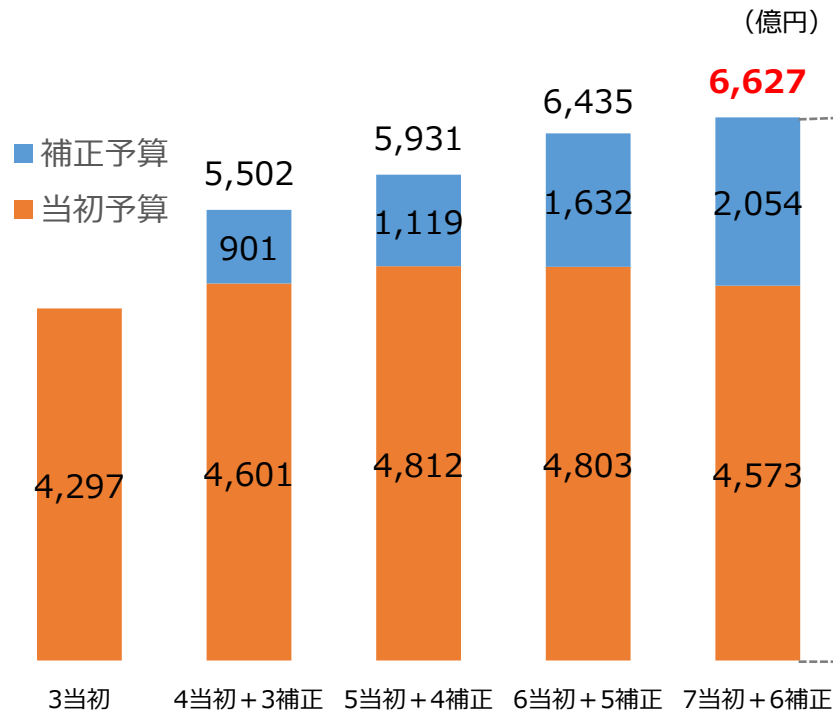


（出所）内閣官房・経済産業省 中堅企業成長ビジョン策定に向けた作業部会『中堅企業の自律的成長の実現に向けて（事務局資料）』（令和6年10月）、経済産業省『地域未来牽引企業アンケート』

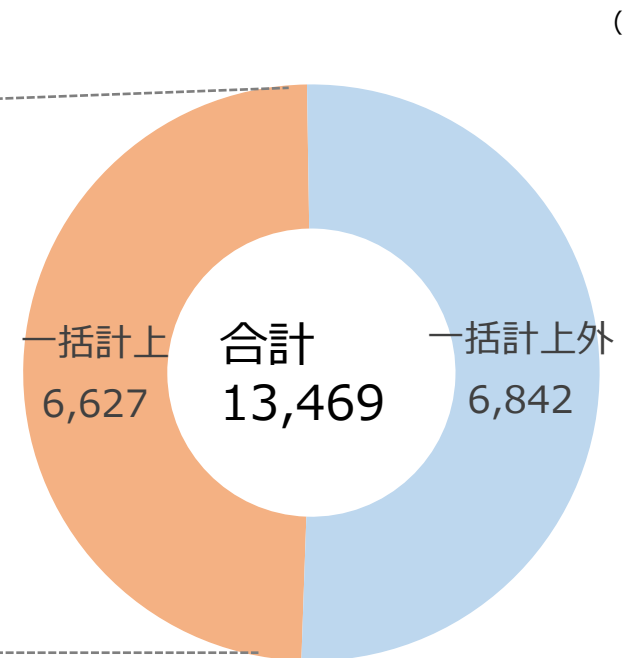
情報システム予算の現状

- 政府の情報システムは、①デジタル庁システム、②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム、③各府省システム、の３区分に分類され、その予算（一般会計）は、デジタル庁が**一元的にプロジェクト監理を行う観点から、各府省システムも含め、情報システム予算をデジタル庁に一括計上**している。
- また、特別会計等の一括計上外システムについても、一括計上分と同様に、**予算要求から執行段階を通じて、プロジェクトの実施是非や効果設定とその確保といった狙いの下にレビュー等を実施**。
- そのなかで、**情報システム予算の総額については、デジタル庁の設置以降も、各府省での一層のシステム化を背景に増加傾向にある**。

◆情報システム予算（デジタル庁一括計上）の推移 （当初予算と前年度補正予算を合算したもの）

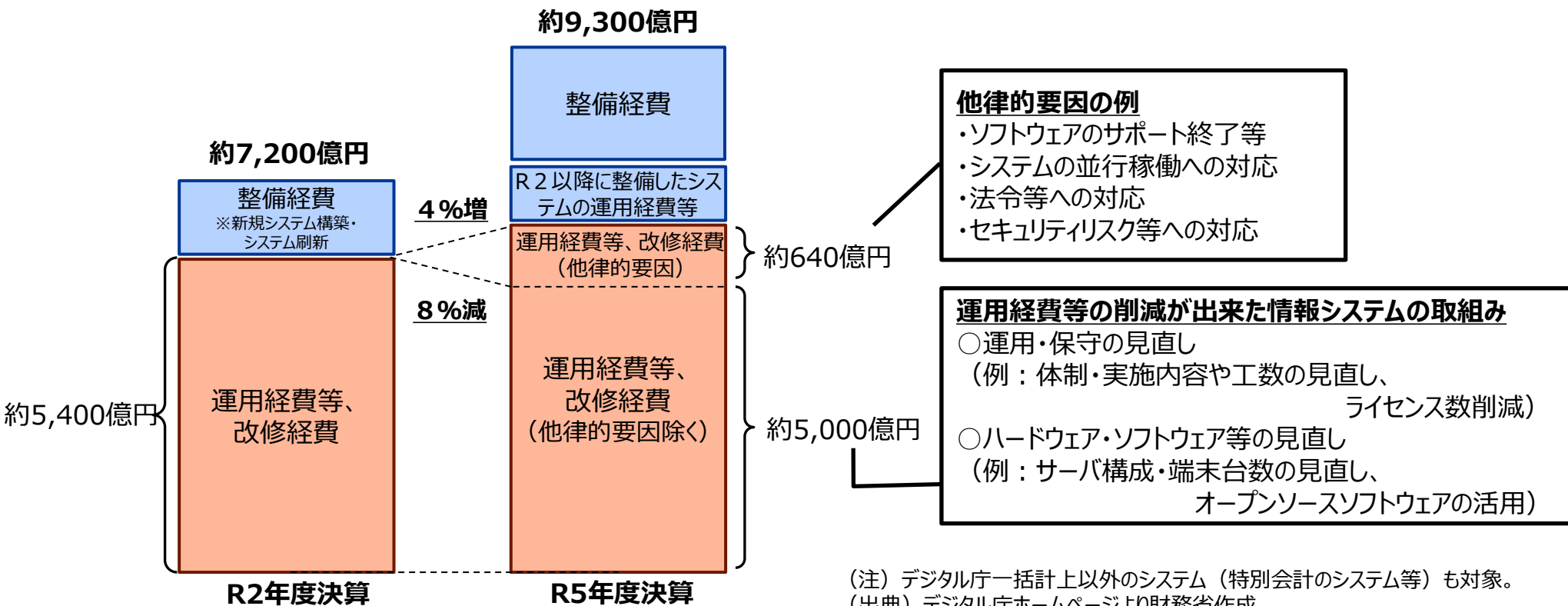


◆情報システム予算（7当初+6補正）の内訳 （一括計上と一括計上外（特別会計等））



- 政府として、**既存の情報システムに係る運用経費等の3割削減（R2→R7）**を掲げて取り組んでいるところ、本年6月にデジタル庁は進捗状況を公表。R2年度時点の情報システム運用経費等は、R5年度決算ベースで**8%減少**（他律的要因を除く）となった。
- 他方、**他律的要因を加えた総額では4%増**となっており、デジタル庁を中心に、これまでの費用抑制の知見を活かしながらか引き続き運用経費等の削減に取り組む必要があるが、**3割削減目標の対象外である整備経費についても、優先順位を付けた整備の実施により、整備経費・運用経費等の総額の抑制を図って行く必要。**

◆情報システムの運用コスト削減に係る取組の進捗状況（R2⇒R5）



- 昨年度より、各府省の情報システムの行政事業レビューシートの公表を開始。あわせて、**各情報システムのライフサイクルを通じた費用対効果も可視化**されたことは重要な一歩であるが、**効果分析に改善余地のある情報システムが引き続き見られる。システム導入による効果発現の箇所や規模を適切に測り、予算配分に活用する必要。**
- とりわけ、今後政府における生成 A I の活用を見込むところ、業務効率化に資する**生成AI活用の効果測定には、それによる業務・作業時間の減少等に統一するとともに、その効果の着実な確保により人件費総額等の抑制へ反映していくべき。**

◆行政事業レビューシートにおける費用対効果分析
(例：ベースレジストリの年間効果)

(1) 年間効果（総額）

効果の類型	整備の類型	年間効果
A. 利用者の利便性向上	①行政手続のオンライン化	0円
	②情報提供のオンライン化	0円
B. 将来の情報システム経費の抑制、削減	③府省内インフラの統合	
	④府省共通システムへの移行	
	⑤クラウドサービス利用	
C. 行政の効率化	⑥行政事務のデジタル化	0円
D. 新たなサービスや事業機会創出	⑦経済効果を創出するデジタル化の推進	0円
E. その他	⑧デジタル化の推進に資する調査研究等	0円
	⑨制度改正に伴う改修	0円
	⑩災害等への備えとしてのシステム整備・改修	0円
	⑪災害、大規模障害等への備えとしてのインフラ増強	0円
	⑫サイバー攻撃等への備えとしてのインフラ増強	0円
	⑬その他	7,330,533,560円
年間効果（総額）（「B. 将来の情報システム経費の抑制、削減」を除く）		7,330,533,560円

（法人登記や不動産登記等の）ベース・レジストリのメリットは、「証明書等の書類の取得が不要となる、手入力が必要となる、あるいは、手続自体が不要になる」とされ、その効果は国民サービス、行政の効率化に及ぶはずが、年間効果は全て「その他」に分類。
その他システムでも、「その他」が年間効果の太宗を占めるものが多い。

◆デジタル社会の実現に向けた重点計画（2025年6月）

社会全体へのAI実装を促進し、生産性の向上やサービスの維持・強化を図るため、今通常国会において成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」に基づき、AIの社会での活用に向けた政府の体制整備を円滑に実施するとともに、**政府が率先して安全・安心なAI活用を進める。**

◆生成AI活用事業の行政事業レビューシートにおける
長期アウトカム成果指標の記載例

- A省：生成AIの活用による、**職員1人あたりの年間業務時間の削減時間数（最終目標年度に40時間）**
- B省：業務合理化AIを利用する職員のうち、**業務合理化等の効果を実感した職員の割合**

（参考）イギリス政府の生成AI活用の実証結果公表文より（2025.6.2）
2万人の公務員を対象とした画期的な試験では、AIを活用することで**年間で1人あたり約2週間の業務時間を節約**できることが示されました。

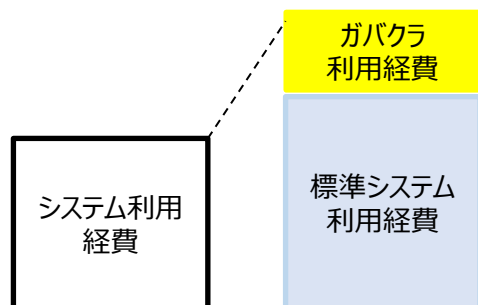
- 自治体情報システム（住民基本台帳、戸籍、地方税等の20の基幹業務システム）の標準化・ガバメントクラウドへの移行は、原則 R 7 年度末の移行期限に向けて、各自治体において移行作業が進められているところ、移行後の運用経費等について、事業者の見積等から、移行前に比べて相当程度増加する旨の自治体の声がある。
- 標準化等により、運用経費等の3割削減を目指すなか、運用経費等の低減に向け、**まずは見積り精査支援やシステム運用管理の省力化等の推進といった支援を着実に実施し、その上で、自治体情報システム標準化等の意義及び効果について、将来的な運用経費等の精緻な見通しをつけていくべき。**

◆自治体情報システムの標準化・ガバクラ移行のメリット（2025年6月）

- ・自治体情報システムの標準化・ガバクラの活用は、**自治体の人的・財政的負担を軽減し**、自治体が**地域の実情に即した住民サービスの向上に注力**できるようにするとともに、**新たなサービスの迅速な展開を可能**にすることを目指すもの。
（略）
- ・急速な人口減少社会に突入する中、自治体・事業者が、個別に情報システムを維持管理し、更に**セキュリティの確保・高度化や大規模災害に備えた対策を実現**することは、**人材面・財政面からも限界**であり、**必要不可欠な取組**。

（出典）デジタル庁「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策について（2025年6月）」

◆運用経費等の増加要因



- 例えば中核市長会によれば、「移行後の運用経費の平均倍率2.3倍に大幅に増嵩」とされている(2025年1月時点)。これらの要因としては、下記が考えられる。

- ・構造的な要因（二重の基盤・ネットワーク管理費用、ガバクラに最適化できていない、見積におけるバッファの上乗せ、競争が働いていないなど）
- ・機能強化要因（サービスレベルの向上など）、
- ・外部要因（物価、賃金上昇、為替など）

（出典）デジタル庁「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策について（2025年6月）」